

令和 2 年 第 1 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 令和2年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 令和2年 3月9日(月)  
1. 招集の場所 おぐに町民センター3階 議場  
1. 開 会 令和2年 3月9日 午前10時00分  
1. 閉 会 令和2年 3月9日 午後 5時30分

## 1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 朝 日 さとみ 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 加 祥 一 恵 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 時 松 昭 弘 君

8番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月9日から 3月19日までの11日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 2. 3. 9)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

世界中に広がっている新型コロナウイルスの感染予防並びに諸対策などにつきましては、先日の全員協議会で申し上げたとおりでございます。町内でも様々な影響が出ていると聞きます。住民の皆さまの痛みを共有しながら、まずは一定の期間、緊張感を持って対応すると共に推移を見守って参りたいというふうに思っております。

季節のほうは、暖冬を過ぎ春らしくなったように感じます。感染症の予防も含め、気温等の変化にも十分御留意の上、お過ごしいただければというふうに思っております。

さて、令和2年第1回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用のなか御出席をいただきまして、ありがとうございます。今定例会は新年度の予算議会ということもございまして、十分なる審議をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、先駆けまして渡邊町長から御挨拶いただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、忙しいなかにも関わりませずお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。まずは冒頭、第1回定例会開催に当たりまして御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

先ほど議長が申されましたとおり、まずは今年に入りまして皆さま御存じのとおり、新型コロナウイルス感染が広がりを見せております。今、本町内ではまだ確認はされておられません。これが今現況でございますけれども、全国的には多数感染されておまして、またお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。改めてお悔やみとお見舞いを私のほうからも申し上げたいというふうに思っているところでございます。議員、皆さまにおかれましては、この前全員協議会のときにもお話をさせていただきましたけれども、感染予防対策につきましても御助言、御尽力をいただいているところでございます。町といたしましても、国県はもちろんのことでございますが、公立病院また関係機関と連携をさせていただきながら、対策をしっかりと講じて参りたいというふうに思っているところでございますし、議員の皆さまには地域や団体等々それぞれ役割が本当に多いなかではございますけれども、御苦勞も非常に多いかと存じます。今後も町に対して、御指導御協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

本日の定例会の日程におきましては、御提案する議案条例について、指定管理者について、それから本年度補正予算について、来年度の令和2年度の一般会計予算、特別会計予算、そして気候非常事態宣言について議案を御提案させていただいております。また、あとでは行政報告も申し上げたいというふうに思っております。御提案する議案それぞれにつきまして、予備日19日までの長期間の御審議方を重ねてお願い申し上げまして、挨拶といたします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和2年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 時松昭弘君

8番 松本明雄君

にお願いをいたしたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期につきましては、去る3月2日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日3月9日から3月19日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの11日間と決定しました。

本会議は、本日と16日、18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第2号 町長の専決処分事項の指定に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、御提案させていただきます。

議案集1ページをお開きください。

議案第2号 町長の専決処分事項の指定に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町長の専決処分事項の指定に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長が専決処分することについては、議会の権限に属する軽易な事項を指定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（小田宣義君） おはようございます。では、私から条例の内容の説明をしたいと思えます。条例集の2ページをお開き願います。

これは損害賠償の額を1件100万円以内と定めることと、町営住宅に係る家賃等及び明渡し請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関することを町長の専決処分として新たに指定するものでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う制度が4月1日から施行されます。この際に、特別職から外れた業種の方々、これは例を挙げますと交通指導隊員、行政部長、組長、町有地の下刈り等は公務災害補償制度を受けることができなくなります。これに伴い、町村会が新たな補償制度を立ち上げます。この制度は町が最初に補償額を支払う制度です。そしてそれに町村会が補填する仕組みとなっております。事故等があつてはいけませんが、もしものための補償に関する条例となります。

町営住宅に関しましては、料金等の債券差押えの申立てを裁判所に行く場合の専決処分となります。小国町では現在まで申立ては行っておりませんが、他町村の条例を見ますと、この2つはセットで大体上程されておりますので、今回小国町もあわせて上程するものでございます。

また御存じのとおり、専決した事項につきましては、側近の議会で報告することになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第2号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 何か非常に不十分な説明だったと思うんですね。「御存じのとおり、専決処分をしたら直近の議会で報告をします」と言われましたけれども、私たちが御存じなのは、報告ではなくてちゃんと承認を受けるようになっているわけですね。今までは、この地方自治法の第180条ではなくて第179条に基づいて専決処分というのはすでに行われてきたわけですね。それでこれは議案集にも書いてあるとおり、第180条の第1項の規定に基づくということで、要は性質が違うわけですよ。第179条というのは、議会を開くような時間的な余裕がない場合などに限って専決処分というのは、小国町はこれに基づいて行ってきたわけですね。例を挙げれば、中学校やあるいは高校の部活動が全国大会に出場した場合のそのときの旅費を補助する場合などに限られてきていたわけです。

今回、地方自治法第180条というのは書いてあるとおり昭和22年、地方自治法ができた当時からあるものだと思うのですが、それを今更になってこの小国町が第180条を根拠にした条例を制定する理由というのが何なのかと。今までどおり、その第179条で要は定例会というのは年4回しか開かれませんが、その合間にそういう公務災害などがあつた場合は、第179条

に基づいてやればいいのに、何でわざわざこの第180条に基づいた条例を制定するのか。ざっとした説明ではなくて、きちんと説明をしてもらえますか。

総務課長（小田宣義君） お答えしたいと思います。説明が雑ということですが、そういうことではなくて、理由は先ほど私が申しましたとおり制度、結局災害の補償制度が今度は受けられないということで、今回新たにこれを制定するものでございます。今までは確かに児玉議員の言うとおり第179条、期間がないということで専決をさせていただいている条項もあります。ただ、私は説明した中で基本的にこれは先ほど言いました交通指導隊員、行政部長、組長、その他は今までは特別職でしたので、基本的に保険金を受けるのは公務災害のほうからですので、こちらから負担金を払えば保険金は出ておりました。ただ、この制度上、1回町が立て替えるということになりますので、ある程度軽微なものについては、専決をさせていただきたいということで提案している次第でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） ですから、専決処分するなど、駄目だと言っているわけではなくて、答えていないんですよ。何でこの第179条で今までどおりやって、そして直近の議会で承認を受けると。そういうふうにしらないのかということを知っているわけですよ。実際、公務災害があつてはいけなくて加害者になるような場合ですね。それとか特別職の御本人さんが要は重大なそういう体に障害が残るような状況になって100万円じゃ済まないような補償が必要になった場合には、この条例があつてもそれは意味がなくなるじゃないですか。専決処分できないわけでしょう、200万円とかになったら。この問題なのはこの第2条の（2）、要は家賃が滞納になった場合に、部屋を明け渡せとなった場合の訴えを起こす場合など、あるいは和解や調定に関することも、この専決処分第180条に基づく専決処分の中に入れてはいますが、これは重大な権利侵害に繋がる恐れもあるものまで今回含めているわけですね。私は、これはわざわざ今まで公務の補償を受けられなくなるからというふうに言われますけれども、それはどうしても第180条に基づく専決処分じゃないと駄目なんですか。第179条じゃ駄目なんですか。議会開会中に起これば、追加議案として上程をすれば済む話なんじゃないですか。そんな小国町議会の会期なんていうのは1カ月間もあるわけじゃないんですから。今回だって2週間ぐらいじゃないですか。緊急の議案として上げれば、その日のうちに議決を経ることだってできると思うんですけど。やっぱりそうなんですか、この第180条に基づく専決処分じゃなければ、何か不都合なことがあるのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 提案させていただいておりますので、事前にその事案も検討しました。ただ、先ほどから申しますとおり、普通の公務災害の補償制度でいきますと5万円とか3万円とかいうのも頻繁に出ております。その際にそれを全て緊急性があるからということで、おっしゃる意味はよく分かるのですが、そこは執行部としては細かいことが出てきますので、事前に

この件につきましては条例を策定させていただきまして、そして処理していきたいというふうに考えております。

また、1回1回になりますと全協でも私申したんですけれども、全てまず議員に全協なりに議会の前に相談することになると思います。そこらあたりの細かい交通事故によってむちうちになったという場合等も、その相談もやっていくのかといいますと、大きな災害補償とは別に小さなものが出てきますので提案させていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） 何か今まで第179条に基づく専決処分なんかで全員協議会で事前に説明なんか今までなかったと思いますよ。全国大会に生徒が出場することになって、旅費なんかで専決処分をするということになってもFAX1枚で済ませていたというのが実情だったと思うのですが。私は公務災害の場合も別にそれでいいと思うし、そういう5万円とか軽微なものをいちいちFAXも送る必要もないんじゃないかと思いますよ。きちんと、そのあと直近の議会で報告ではなくて承認を受けると。議会がちゃんと一人ひとりの議員の意思を表明する、その専決処分が妥当なのか、そうじゃないのかという議員の意思表示の機会を奪うことになると思うわけですね。非常にこれは議会軽視だというふうに思います。これは私はこれを撤回すべきだということを申し上げて、終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

この議案につきまして、いわゆる第2条で定める部分としましては、損害賠償の額を定める行為でしょ。だから立替払いをする行為じゃなくて、額を定めるのは早めに定めようという意図かなと読み取ったのですが、そこじゃないんですかね。

総務課長（小田宣義君） 額を100万円以内という額で設定をいたしております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の2ページをお開きください。

議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓については、会計年度任用職員も対象となるため、任用手続きに応じた所要の改正を行う必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上です。

総務課長（小田宣義君） それではサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例ということで、改正内容の説明をしたいと思います。

4月1日から任用される会計年度職員も1年契約の職員となります。この職員もサービスの宣誓の対象となりますので、「別段の定めをすることができる」という条文を追加するものでございます。

町の別段の定めといたしましては、会計年度任用職員の任用等に関する要綱の中で、「サービスの宣誓は書面提出とする」と定めております。

ちなみに、職員は入庁日に2、3名の職員が毎年入るわけですけれども、町長の前で宣誓書を読み上げております。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第3号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 確認なのですが、職員が読み上げるものと会計年度任用職員が証明押印する書面というのは同じ文言ということでよろしいですか。

総務課長（小田宣義君） そのとおりでございます。ただ、職員はそれを声に出して読むというだけのことでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第4号 小国町杖立防災センターの設置及び管理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集3ページをお開きください。

議案第4号 小国町杖立防災センターの設置及び管理に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町杖立防災センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の規定に基づき、小国町杖立防災センターの設置及び管理について、必要な事項を定める必要があるからでございます。

これが、この議案を提出する理由です。詳細につきましては、課長より説明をいたさせます。  
総務課長（小田宣義君） この件につきましては、杖立の防災センターが3月末で完成いたします。それに伴い、設置管理に関する条例を提案するものでございます。条例集は4番に載っております。

まず、この第2条で設置の目的を書いてございます。設置の目的といたしましては、小国町住民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に関する啓発、教育及び訓練の場、災害用備蓄倉庫並びに災害発生時の避難場所の用に供するとしております。

3条は施設の位置を明記してございます。旧杖立分校のグラウンドになります。

4条は施設の使用許可について明記してございます。

5条については使用料です。使用料は防災センターですので、一応使用料は取らないということで制定しております。

6条では、許可及び使用を中止する場合の要件を明記しております。

7条には、使用者が施設設備を損傷した場合の賠償についてを明記しております。

最後、第8条では委任に関する事項を明記しております。

以上、8条からなる条例となっております。参考までに、議員の皆さまには資料としてA3版の防災センターの平面図を付けさせていただいております。避難面積が308.4平米ということで、大体災害時初日になるんですけども、300人が避難できるような施設となっております。

御審議、よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは基本的には災害発生時の安全な避難場所と。地域の住民であったりとか、あるいは杖立は観光地ですから旅行に訪れた人たちの避難所がなかなか安全な場所がないからということで、この防災センターをつくろうという話が出てきたと思うんですよね。それで、避難場所として利用するのは、杖立の地域住民の人に限らず旅行で来た人たちなんかも避難することになるかと思うんですが、それ以外の目的、防災に関する啓発、教育、訓練、この目的として利用できるのは、無制限に利用が可能になるということでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 防災に関する啓発、教育及び訓練ということで、ある意味住民のための避難をスムーズにするための避難をして、そのあと会議とかいうまでは、そしてその後に防災に

ついでに講話を聞くとか、そういうところ。全て防災に結びつけば、使用は可能であると考えております。

5番（児玉智博君） では、黒淵に住んでいる私たちも利用できるということによろしいですか。ちょっと、もう1回確認ですけど。

総務課長（小田宣義君） はい、教育ですので啓発教育。それは可能です。ただ、実際の避難所になりますと大字黒淵の方は大体、学校関係に避難すると思いますので、その講話を一緒に聞くとかいう、それと講話を杖立ですという場合は、それは可能です。

5番（児玉智博君） 禁止はしないということで、また実際問題、じゃあ黒淵の人がするかどうかということに気にされているのでしょうか、まあすることはないのでしょうか。ただ排除はされないということで、確認をしておきたいと思います。

それですね、基本的にこれは全員協議会のおきにもお聞きしましたが、要は基本的に何も使用されない、ふだんは施錠をされるということで、基本的にこれは総務課の管理ということでした。鍵を掛けるというわけですけど、この鍵の管理というのはまず総務課は多分持つんだと思います。ところが、いざそういう災害が発生する恐れがあるというときは、基本的に町全域にそういう避難指示であったりとか、そういうものが出ますので、役場がここだけのことをするわけにもいかないんで、いちいちここから鍵を開けに行くというのは不可能だろうと思います。そこで、誰かそういう地域の人に鍵の管理をお願いしないといけなくなるかと思うのですが、それはもう話はできているのですか。

総務課長（小田宣義君） 鍵の管理につきましては、今現在も避難所は大字に1つずつ設けてございます。児玉議員が言われました有事のときに、先にこちらが避難を振り出す場合は役場が当然その施設を開けます。でも緊急性がある場合は、おっしゃるとおり間に合いませんので、各大字ごとにも1つずつ鍵は預けてございます。杖立も確定はしていないのですけれども、どこかに預けてですね。そして緊急の場合は役場が来る前に開けるということで対処したいと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 分かりました。ただ、ほかの大字は要するに、この防災センターとかいう位置付ではないんですよね。学校の体育館でふだん社会教育施設として使われているところですので、結構ミニバレーの練習であるとかそういうときのために、結局、地域の人が誰が鍵を管理しているかというのは周知の事実になっているんですよね。ただ、この防災センターの場合は、ふだん体育などに使用するわけではないので、地域の人たちに誰が鍵を管理しているんだということを周知して、急なときに開いていなかったりしたら、そこに走って「開けてください」と言えるような、そういう状況は作っておいていただくようお願いしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） ありがとうございます。ただいまのとおり、鍵をきちっと開けられるよ

うに体制をつくっていきたいと考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第5号 小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の4ページをお開きください。

議案第5号 小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、根拠法の題名及び規定が改正されたため所要の改正を行う必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

総務課長（小田宣義君） 小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例ということで、ただいま町長の提案にありましたとおり、上位法が改正されております。その一部改正に伴う条例の改正となっております。

条例集の5をお開きください。中を見て分かりますとおり、法律名が変わることが主な改正内容でございます。

御審議、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第6号 小国町地熱の恵み基金条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページをお開きください。

議案第6号 小国町地熱の恵み基金条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町地熱の恵み基金条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるための基金を設けることについての必要な事項を定める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

政策課長（佐々木忠生君） おはようございます。小国町地熱の恵み基金条例について、御説明させていただきます。

小国町では平成27年12月に小国町地熱資源の適性活用に関する条例を制定いたしております。その条例前文では地熱資源は町特有の貴重な財産であり、効果的かつ効率的な活用は豊かなまちづくりに繋がるものとする。しかしながら、その活用を誤ると地下資源全体の減少を引き起こすことも懸念され、取扱いに慎重さも求められる。将来にわたって、持続可能であり続けるよう、秩序ある活用を行うことは、私たちに課せられた使命であることを踏まえ、先人から受け継いできた地熱資源をはじめとする豊かな自然環境を守りながら、適切に地熱発電開発が行われるよう謳っております。また、条例の目的を町内に依存する地熱資源が町及び町民の貴重な財産であるという認識のもと、地熱資源の適性かつ永続的活用を進め、地域経済の振興と福祉の増進等に資することとしています。さらに、基本理念では、地熱資源を活用して発電を行う際には、既存の温泉及び地熱温泉熱発電所への影響並びに環境及び景観との調和に十分配慮しながら、将来にわたって持続可能なものとし、町の地域振興に寄与するよう行わなければならないと謳っております。

その条例の目的、基本理念等を踏まえ、昨年9月より町内で地熱資源を活用して発電を行う地熱関連事業者5社と町で、小国町地熱資源活用協議会の設立に向け協議を行っております。この協議の中で、各地熱関連事業者が発電後の収益の中から地域振興と地域の資源や環境の保全に寄与するため、町へ寄附を行うこととしております。

そこで本議会で地熱関連事業者からの寄附によって得た資金を、小国町の豊かな未来をつくることを目的として、地域振興と地域資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるため、小国町地熱の恵み基金の設置をお願いするものでございます。

簡潔に申し上げますと、地熱関連事業者からの寄附金の受皿といたしまして、本基金の設置をお願いするものでございます。

条例本文6ページ、右肩6と書いたものを御覧いただきたいと思います。内容的には小国町の他の基金条例と同様な構成となっております。主なものを朗読させていただきます。

第1条（設置）としまして、「地熱関連事業者からの寄附によって得た資金を、小国町の豊かな未来を創ることを目的として、地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるため、小国町地熱の恵み基金を設置する。」

第2条（積立て）としまして、「基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立てるものとし、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」

第3条は（管理）に関することを定めるものです。

第4条は（運用益金の処理）として、「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費に充当し、この基金に繰り入れるものとする。」

第5条は（繰替運用）に関することを定めるものです。

第6条は（処分）としまして、「基金は、地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるため、必要があるときは、その一部又は全部を処分することができる。」

第7条は（委任）に関することを定めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 7番、西田です。

この間の全員協議会のときにもお話を伺いました。いわゆる、この間から出されているその請願書ですね、小国の自然を守る会からの請願書の中で、私たちが特別委員会を開きまして、今まで請願者側からも3名来ていただきました。政策課のほうからもお話を伺ったりしたんですが、まだそこでの検討が私自身、十分にできていないというふうに思っております。専門家の先生方からの話も一度議員勉強会で當舎先生からのお話は伺いましたが、審議会のことに関して言いますと私は審議会の先生もまだお会いしたこともないし、お話を伺ったこともありません。なので、それについてはもうちょっと詳しく知りたいなと思いますし、このたび、新しくまた百数十名の方からの請願者の追加が出ているということも伺いました。今回、伺いたいのは、なぜここで今これを出す。去年の9月から今課長が言われましたように、考えてきたという設立に向けて動いて協議会が動いてきたということですが、まだ協会設立を願う請願者のほう側からを受けて、議員側の委員会が十分に検討がなされていないと、私は思っているんですが、その段階で今これを出された理由というのは、何か特別な理由がありますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 提案理由の時期としましては、今まで話をしていた中で地熱の協議会の方た

ちと協定を結びながら、前に進んでいくというような形で準備が整った上で、この基金条例を出させていただいております。9月に話し合いを始めたというふうになっておりますが、協議会の形を作ったのが9月からですけれども、実際に話を始めているのは、私が就任させていただいて一番最初に取り組みましたので、6月から話は進めております。

以上です。

7番（西田直美君） それでは、その6月からお話をされてきて時期が熟したというところになるのかと思うのですが、そのあとに地熱の請願に関する特別委員会というのはできたのですが、それに関してはどのようにお考えですか。それをもう少し待って、次の議会で提出するとかという方向には、お話しはしなかったのですかね。

町長（渡邊誠次君） 請願は請願で特別委員会を開いていただいておりますので、そちらのほうで御審議をお願いしたいというふうに思います。基金の条例につきましては、できるだけ早めに設置をして、受皿をまず作りたいたいと思っておりますので、基金条例を提案させていただきました。

以上です。

7番（西田直美君） 基金条例で、私もこの間、お金が入ってきた部分のところでの受皿が必要だということには、知らなかったことに関して納得したわけですが、それではこの条例ですね、基金条例ということ自体、内容が非常に私は曖昧だと思っています。「寄附及びその他の収入をもって」というところで、この間の全員協議会では発電の運用益でキロワットいくらぐらいというものを固定金額を示す予定でもあるというようなことも伺ったのですが、それならそれで、そういうことも文言の中に入れるべきではないか、第7条までぐらいのこの基金条例を今の段階で通す理由がどうしても私には見つからないんですが、これは今回、どうしても通さないといけないようなものになってきますが、もう少し詳細に検討して文言も内容も検討して、特別委員会の成り行きも検討した上での再提出という形に持っていくことはできませんかね。

町長（渡邊誠次君） 現段階では、この地熱の恵み基金条例を執行部側としては通していただきたいということで、御提案をさせていただいております。文言に関して、仮に必要な事項があるのであれば、条例改正をしていただかないといけない時期もくるかもしれませんが、現時点ではこの基金条例を制定していただきたいというふうに思っているところでございます。

もう一つ、先ほどその内容に盛り込む部分に関しましては、基金条例で定めるのではなく、地熱の協議会がありますので、しっかり皆さんと話していきながら、協議会の中で決定をしていかなければならないことであるというふうに思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） はい、1番、時松です。

ただいま、課長のほうから説明をいただきました。この町の基金条例の中に、同じような形で地熱の恵みの基金条例を作るということでもありますけれども、今までの過去の条例から見た中で

も、今回の条例については、これは一般会計に歳入歳出する予算計上するのではなくして、私は別に特別会計等あたりの設置も考えてみたらどうかというふうに思いますが、そこあたりいかがでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 今回の基金条例につきましては、基本的に地熱関連事業者からの寄附の受皿として基金を設置させていただきたいという部分でございます。ただ、歳入歳出という部分で、取り崩して歳出のときには当然議会の御承認をいただくという部分でございますので、できれば一般会計の中での取扱いをさせていただければというふうに思います。

1番（時松昭弘君） この基金条例、今地熱の関係が5社ほど承認をしているということでありまして、実際発電はまだ1社しか行っておりませんが、私は1番心配するのが、この基金あたりを仮に一般会計のほうに入れて、もしいわゆる先ほどからも話がありましたように、既存の温泉施設、もちろんわいた周辺、山川、南小国の黒川温泉等もあります。そういった形でもし湧水が、もう温泉が出なくなると、そういった時には非常にこの条例あたりの基金の在り方、この使い方が町のほうにも求められてくるのではないかと思います。そういったことを考えたときには、この基金の分をある程度、資金を何かあったときのために特別会計あたりに一応、基金を積立てしておくという形のほうもいいかなと思いますけれども、そこあたりも再検討させていただいて、この基金条例に対して基本的にはあったほうが良いと私は思いますけれども、その内容をもう少し精査して、今回見直しをします。例えばこの7条あたりも、「基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める」というふうになっています。これともう一つは、この内容の条例の部分をもう少し、例えばこの内容の変更あたりができるというような文言も付け加えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 今回、先ほど町長も基金の部分について御承認をお願いしたいということでありました。先ほど町長の答弁にもありましたように、また変更等という部分があれば、条例改正という部分でまた議会で御相談をさせていただければというふうに思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議、11時から再開します。

（午前10時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず、この地熱の恵み基金条例について。御存じのように地熱発電に関して住民の方たちから開発に伴う温泉あるいは水などでの影響、枯渇、汚染などが心配されて請願が出されているわけですね。一方でこの地熱の恵み基金条例というと前期の議会などでもよく話題になっていたのが、地熱発電をやってその恩恵を受けているのは限られた人たちだけではないか

と。やっぱり、いくら収入があるのかは分かりませんが、恐らく基礎年金よりもだいぶお金が地元の人たちには入ってきている一方で、目に見えた恩恵ですね。目に見える恩恵というのは、その他の地域の人には見えないと。やはり、そういう意味で地熱発電で町が収入を得て、それで福祉の充実とか教育の充実なんか結びつけていかないと、なかなか地熱開発について町民の理解や関心は得られないよ、というような議論も前期はされてきていたわけですよ。ですから、私はその段階でいわゆる地域振興や地域貢献や、そういう意味でのこの条例が出てきていたのであれば、私は当時であれば諸手を挙げて賛成したのかもしれませんが、問題は請願が平成27年以降ですかね、どんどん地熱開発に名乗りを上げる業者がいろんなところから入ってきて、現在はさっきあったとおり5社が入ってきて、計画があるわけです。そうした中で請願も出てきて、そういう地熱開発に伴うリスクが今非常に心配されているわけですよ。ですから、私はこの条例ではそういうリスクに対応するには、非常に不十分ではないかというふうに思うわけですが、この地熱の恵み基金条例を今回上程された前提として、そういうリスク回避、リスク管理の観点から出てきたものなのか。それとも前期、議論されてきていたような地熱に対する恩恵を限られた地域の人たちだけではなくて、町民全体のものにしていくための条例なのか。前者か後者なのか、御説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 前者か後者かという、両方です。もちろんですけども、そんなに簡単に答えずにですね、きちっと説明をしたいと思っていますけれども、やはり皆さんで地熱の事業者も含めて町の中で事業をしていただく人たちばかりですので、地熱開発をされる方も他の事業者の方も私は同じであるというふうに思っているのが1点。

それから、この地熱の恵み基金の考え方に関しては、議員が言われるように皆さんもそうありますし、私たちもそうでございます。開発に伴う事故等々の波及効果ですね、非常に懸念しているところは誰でもそうだというふうに思っておりますけれども、まずはそういうことがないようにならなければいけないということも含めて、協議会の中で話をしながら進めているというのが1点。

それから地熱の恵み基金の中でここにも書いておりますけれども、「地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるため」というふうになっておりますので、もちろんですけども、もし事故等々が起きた場合、一時的に資金が必要な場合はこちらからお出しをすることができるよう形を取らせていただきたいというふうに思っています。

5番（児玉智博君） やはり、先ほど1番議員からも出ましたが、要はきちんと一般会計と分けて、特別会計で入ってくる時も出てくる時も、やっぱり他の財源と一緒にならないようにしたほうがいいのではないかという意見がありましたけれども、私も本当にそれには同感なんです。というのが、要は今の答弁で分かったとおり、地域振興にも使いたい、だけれども何かあったとき、問題が発生したときの一時的な資金にも使いたいというふうに言われていて。でも、そうい

う地域振興にも使いながら、何かあったときの対応にも同じ財布から出すというふうになってしまえば、私はこれはいくらあっても足りないのではないかというふうに思うんですよね。

やはり、明確に分けて考えるべきだと。そういう地域貢献や地域振興とかでやるのであれば、もうこれでやって、リスク管理リスク回避の部分については、また別に新たに設けてそっちのほうで対応していくべきなんじゃないかと思いますが、その考えはありませんでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 一つお話させていただきますと、事業者は発電をしなければお金を生んでいきませんので、今この基金を作るとしても納めていただくのは1社だけというふうになります。多分、数年かかって少しずつお金が積み立てていくと思うんですけれども、基本的には地域振興それから保全といろいろ書いておりますけれども、いろいろな用途に使うという考えは、まずは実はありませんで、ある程度たまっていった事故等々の一時金の部分がたまっていかなければ、僕は使わないほうがいいのではないかなというふうに思っているところでありますけれども、まずはその部分を基金として積み立てさせていただきたいという思いが1点です。

それから、特別会計にお出しするといったときと、一般会計にお出しして、どちらにしても事故が起こったときの費用を議員の皆さま方に御提案差し上げるときには、科学的な根拠が必要でしょうから、もちろん今小国町で話をさせていただいています有識者の先生たちとも、きちっとお話をさせていただいて、執行部の判断をさせていただいて、議員の皆さまに御提案をしていたかかないと、基金から一般会計のほうには降ろせないというふうには思っております。ですので、一般会計それから特別会計、どちらに落としても、多分そのお金を事故等に使う分には変わらないと思っておりますし、今の現時点では基金の積立ての分が今のところはないですので、できるだけその部分はたくさん基金を積み立ててから使えるような仕組みにしたいというふうに思っています。

5番（児玉智博君） 当面は地域振興やそういう他の目的には使わないんじゃないかと考えていますというのであれば、そういうふうを書くべきだと思うんですよね。さっき、「必要があれば改正をすればいい」というふうにおっしゃった。だったら、それだけ改正して、そういう目的に使えるようになった段階で、そういう改正を自分で出せばいいんじゃないですか。何か矛盾していると思いますよ。

それで、非常に本当にこれで大丈夫なのかと。何もかも具体的な部分はこの第7条の必要な事項は町長が別に定めるというふうに書かれていますけれども、それだったら毎月10万円ずつと言えば10万円ずつとなってしまっていて、そんなのリスク管理に必要なお金を積み立てるのに何年かかるんだという話だと思うんです。やはり、もうちょっと具体的に煮詰めて出すべきだというふうに思うんです。ですから、基本的にまだ今1社しか稼働していませんが、ではある程度中長期的に見て、1年後、5年後、10年後、毎年いくらずつ積み立てていく、そういう計画考えがあるんですか。そして、また1社あたりの積立額、発電量に応じてというようなことを言わ

れていましたけれども、100キロワットなのか1千キロワットなのか、何キロワットあたりいくら負担してもらおう考えなのか。それはせめて別に定めるというような非常に町長の権限を強くするのであれば、やはりきちんと説明するべきだと思います。そういう説明もしないで、とりあえず条例を作らせてくれ、必要があればあとから改正すればいいじゃないですか、なんていうのは、非常に不誠実な態度だと思います。やはり、いくらずつ積み立ててきて、そして今5社の協議会と言っていますが、現状ではこの5社以外が土地を取得して地熱開発をやろうと思えば、それを町としては「しないでくれ」というのは、言えないでしょ。やっぱり、6番目の事業者が出てくる可能性だってあるわけですね。そうした場合にそういう人たちにも入っていただかないといけないし、そこが原因で何らかの影響が出る場合だって考えられるわけですね。そうした第6番目の企業が原因であれば、「じゃあここから出します」なんていうのはできないわけですよ。やっぱり入ってもらわないといけないわけですよ。そうした場合に、その人からも基金への積立てを拠出してもらおうための根拠というのは、どこにあるのでしょうか。現状では、この5社の人にも必ず義務として出してくれなんていうのは、この条例はどう見たってそういうふうにはなっていないんですよ。あくまでも紳士協定でしかないわけです。「やっぱり抜けます」というふうに言えば、抜けれてしまうのではないですか。だから、やはりこの条例の実効性として、その実効性を担保する部分がどこにあるのですか。私は非常に不十分だと思いますが、御説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 今、相当御質問をされたので、ちょっと書き留めていきながら全部はお答えできなかつたら、また言っていたいただいても構わないですけど。

6番目の事業所の話はまず大事なところなので、させていただきますけど、6番目の事業所がきたら協議会に入ってもらおうというような話をしていますが、6番目の事業所が入らないようにやらなきゃいけないというふうに、まず思っています。それはなぜかという、賦存量だったりを含めて、やはり今現況、こうやって乱開発と思われる方もたくさんいらっしゃると思いますが、そういったところの話をするためにも地熱の協議会というのが必要だというふうに思っておりますし、許可権限に関しましては県になります。町としては同意という形でしか事業者とお話はできませんけれども、いろいろな協定を結びたいというふうに思っておりますが、この地熱の恵み基金条例の中には拘束力はないです。もちろん、小国町が今地熱の事業所とお話をする中での法的な拘束力はない中で、協定を結ばせていただいております。その協定に違反したときは、同意を取り消すというようなこともしておりますので、その部分でしっかりと進めていきたいというふうに思っております。やはり、一番大事なのはその6番目の事業所がこの小国町の中で地熱開発が今の現時点ではできないような形も考えなきゃいけないというのも必要なのではないかなというふうに私は思っているところです。

それから法的な拘束力の話はされましたので、この地熱の恵み基金条例というものは、まずは

受皿を作らせていただくというのが基本です。しかしながら、事業所と話をするところの、さっきの法的な拘束力で言えば、協定を結ぶということをしっかり前提に考えていって、基金それから協定、それからもちろん今から申請をしたりするときの審議会の中での同意、この同意の部分でも議員の数名の方にはお話をしたかもしれませんが、きちっとした書類をそろえていただくというのがまず第1段階です。この書類の不備があったときには申請は受け付けません。その次には法的な部分、地熱の開発行為においては大体7つぐらいの法律が伴っておりますけれども、この7つの法令的な部分に抵触するようであれば、この時点でもまた受付はいたしません。そのあとでは、現場の確認を政策課以外の課、例えば産業課を含めて確認をさせていただきます。その3つの段階を経て、ようやく審議会の部分に持ってきて受付をすることができるという、この3段階をまず設けさせていただいております。これは町の部分だけです。県ではありません。その審議会の中で審議をしていただいて、科学的根拠に基づいて町のほうに答申をいただくというような運びになっております。この4段階の中で、もちろんしっかりと今から話を重ねていく、いろいろな法的なところも含めて網掛けをしていく、この事業も必要です。なので基金、それから今言ったその仕組み、そしてこの協議会の中の協定、しっかりその網掛けを少しずつ大きい網掛けを小さくしていくことで、少しずつは対応できるものというふうに思っておりますので、そういったところの仕組みづくりも含めて、進めていきたいというふうに思っております。しかし、基金については基金の条例を上程させていただいておりますので、御審議を今やられておりますけれども、お願いしたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） すみません。一番最初に聞いた、要するにまだ現状は1社しか積み立てるところがないから、そういう地域振興とかには使わないとおっしゃったので、だったらこれを書かなくていいのではないですかと、そのときがきた時に条例改正をすればいいのではないですかと聞いたんですけど。何でかという、要は条例改正なんてするつもりがないから、最初からこれを書いているのではないかと思うんですよね。

町長（渡邊誠次君） できるだけ、いろんな形でお出しをしたいというのは間違いないのですが、因果関係がはっきりしていない中でその資金をお出しするというのも、なかなか難しいところでもありますので、ちょっといろんなときにお出しできるような形を文言の中に盛り込んでいるというのが正直なところですが、今の現時点で例えばですよ、例えば積立ての資金があると、基金ができたと仮定しまして、熱田神宮のあの件ですけれども、あそこのところにお金がいるのではないかという判断がされたときに、今の現時点では地域貢献で協議会の方々の事業所の3軒ですけど、その3軒の方々に水を引いていただいたり、去年もしていただいております。しかしながら、そういった部分も含めてその地域の地熱だけではないのかもしれないと、その因果関係が少しオブラートに包んだような部分がありますので、そういったところでも使えるように私としてはこの「地域の資源や環境保全するため」というような文言を盛り込んでおります。そ

ういったところで御理解いただきたいなというふうに思っています。

5 番（児玉智博君）　じゃあ、その地域振興というのは要するに水の減少であったりとか、極めて限られた部分だけということでもよろしいですね。だから地域振興というと、非常に広いわけですよ。商工振興もあれば、そういう子育てとかの教育振興とかということも考えられるけれども、それはそういう商工振興や教育や無関係な部分については使わないということで、よろしいですね。

町長（渡邊誠次君）　無関係の部分も、本当に無関係がどこまで無関係なのかも分かりませんが、地域振興も使えるようにしたいというふうに思って、地熱の恵み基金条例を制定するときには例えばこれを限って、泉源の方たちの泉源を守るため、水源を持っている方たちを守るためと限定的にすると、恩恵は地域の住民のその他の方たちに恩恵がないんですよ。なので、私としてはできるだけその地域の泉源や水源を持っていない方々、また特に水源とかの恩恵を下流のほうまで受けている方々も含めて、例えば水源を守っていくことが地域振興にならないといえ、その意味合い的には難しいのかもしれませんが、なかなか判断がつきませんでしたので、地域振興まで含めてお願いできればと。その後に積み重なって行って例えば5億円とか10億円とかになったときには、それは地域振興に使えるのではないかなというふうに思っています。ただ、今の現時点では1社しかお金をいただいておりませんので、なかなか数字的にもすぐ対応できるものとは思っておりませんが、その部分も含めて基金ではそうでございますけれども、協議会のなかでは別の部分でしっかり対応できるように話を進めていきたいというふうに思っております。

5 番（児玉智博君）　最後の質問も元に戻るわけですが、だったらそういうふうにお金がたまってきたときに条例改正という形で地域振興というふうに謳えばいいじゃないですかと。特別会計の部分などは柔軟に対応すればいい話ですというような感じのことも言われていましたけれども、でもそうしないということは、要は条例改正をするつもりなんてないから、最初からこういうふうな地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費ということで謳っているのだということだと、私は理解させていただきました。終わります。

町長（渡邊誠次君）　御理解はそう児玉議員がしていただいたのかもしれませんが、私も繰り返すようですが、この地熱の恵み基金を制定させていただいて、当然ですが、この一つの地熱の恵み基金だけでは自然を守ったり、保全をしたり、いろいろなことをすることはできませんので、網掛けとして仕組みをつくって、協定をつくって、しっかりその部分を含めて町民の皆さんと一緒に地域を守っていききたいというふうに思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君）　ほかに質疑ございませんか。

6 番（大塚英博君）　6 番です。

この地熱の恵みという「恵み」は、要するに私たちが地熱において小国町は恩恵を受けて、非常に豊かになるというものを私たちは感じるわけなんですけれども、今までの流れをずっと見ますと、それは地域振興と同時に開発によるリスクという中でこのお金が使われていくという、それも含めてこの条例というものが出ているような気がします。そこで私が非常に心配するのは、この寄附というものが企業から会計上、寄附というものに対しては100%損金で算入はされないと思うのです。そういうなかで、本当にこれが徴収される部分であれば、100%経費として損金として算入されるわけなんですけれども、そういうふうな道もやったほうがいいのではないかと。ただ、寄附の中で地域振興だけでなく、このリスク回避の部分も補っていくとすれば、今さっき質問があったように、果たしてその「恵み」というものが町民の方々に潤ってくるのか。これは果たしなく遠い問題と、私は考えます。そういう中でリスク回避の問題とは別に、本当に地熱開発で小国町に貢献したいなという方たちが、寄附という形で別な面で募っていく。そしてそれが、いろいろな福祉面において潤っていく。私は目に見えて小国の地熱開発というものが小国の地熱資源によって潤っているんだと、町民が潤っているなと「いいですね」というふうに、私はそれは非常に大事なことと思います。そのリスク回避の面においては、寄附とは別に業者に対して課せられるもの、これというものを私も1回、昔言ったように地熱税というものをつくることによって、開発業者が地熱税を納めることによって、それによってリスク回避、いろいろな目途ができるけれども、その税というものがいない状態のなかでは、そのリスク回避の部分というのは別な面において、私は課せるべきではないかなと。これから先の協議会のなかで、私は大いに議論していただきたいと思う。皆、業者の方たちは小国に来てよかったという、そして自分たちも恩恵を受けたという、そういう範囲の中でパーセントでは何%か分かりませんが、お互いにその貢献の度合いにおいて、私は別に考えていただきたいと。私はこの恵みの条例というものは、あくまで小国町において地域振興・観光資源いろんなものに対して全体として潤える部門として残すべきであって、あくまでそれに対してリスク回避の部分というものを、私は入れるべきではないなというふうに思います。これからの協議会の中とか、いろいろな特別委員会またそういう中で、この件については議論していくべきものではないかなと。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 御意見の中で、地熱の協議会でずっと話し合っ、一番最初に小国町としても法的拘束力がない中でいろいろお願いをしながら話を進めているわけなんですけれども、そのなかで一番町が頼りにしているというのが、地域貢献を地熱の事業所の方たちはしていきたいという言葉でございます。まずは、その言葉をお話のなかで行政側もしっかりと捉えながら進めて参りたいというふうに思っています。

それから、当然のことですけれども、地熱の基金に対しての積立金以外の部分でも当然ですが、協定を交わす中で「開発地域の住民と協力して事業を進めることを心掛け、地域貢献に努めるも

のとする」というところの条文は別項目で設けてありますので、そういったところの協定はしっかり守っていただきながら、その部分はもちろん強制ではないですが、その部分は当然ですが、よりたくさんしていただくような話し合いは進めていかないといけないというふうに思っています。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第7号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集6ページをお開きください。

議案第7号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、手数料の規定が改正されたため所要の改正を行う必要がございます。また、住民負担の公平性の観点及び受益者負担の原則に基づきまして、小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づく事業計画審査手数料を定める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

住民課長（時松洋順君） 小国町手数料条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

今回の条例の改正につきましては、2つの課にまたがっております改正でございますので、まず住民課所管の部分からお手元の住民課資料1と書かれた資料で、新旧対照表となっておりますが、そちらで御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

資料上部に記載されております第2条の19号と下部の第5条7号につきましては、通知カードの廃止に伴うものによりまして、再交付手数料と手数料免除規定を削除する改正でございます。今回、個人番号カードの再交付手数料につきましては、変更はございません。資料中ほどの第2条21号の各号につきましては、従来、住民票と一体的に取り扱われておりました住民票の除票と戸籍の附票並びに戸籍の附票の除票のそれぞれの写しの交付が、上位法の改正に伴いまして制度化されたことに伴うそれぞれの手数料の改正でございます。

従来も申請に基づき同額の手数料でそれぞれが発行されておりましたので、実務上の変更は生

じておりません。

住民課からの説明は以上です。

政策課長（佐々木忠生君） 小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づく事業計画審査手数料につきましては、政策課所管となります。

右肩7の改正条例本文、それから政策課資料1、新旧対照表により説明をさせていただきます。

小国町では地熱発電事業者は地熱発電事業を行うに当たって、資源量調査を行う前、温泉法第3条若しくは第1条の規定による申請を行う前、発電所建設を行う前に小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づき事業計画書を提出し、あらかじめ町長の同意を得ることとしております。町は提出された事業計画書の内容等の確認を行い、受理したときは小国町地熱資源活用審議会に諮問し、審議会からの答申等を参考に同意の判断を行うこととしております。

今回の小国町手数料の一部改正につきましては、町の諮問機関である小国町地熱資源活用審議会での小国町地熱資源の適正活用に関する条例第8条及び第10条の規定に基づき提出される事業計画書の審議に当たって、委員報酬や費用弁償等の費用が発生していること。本審査事務は地方自治法第227条の地方公共団体の事務で、特定のもののためにするものにつき、手数料を徴収することができる、に該当すること。受益者負担の原則の考えに基づいて、経費に見合う額を事業計画提出者に負担してもらうことを理由として、住民負担の公平性の観点及び受益者の負担の原則に基づき、小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づく事業計画審査手数料を定めさせていただくものでございます。

次に政策課資料1をお願いいたします。改正内容です。小国町手数料条例第2条の種類及び金額等に（31）「小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づく事業計画審査手数料1件につき130,000円」を追加改正させていただくものでございます。

1件13万円の算出根拠としましては、平成28年度からの地熱資源活用審議会に要した費用のうち、委員報酬と費用弁償の合計額を延べ申請件数で割った額により算出をいたしております。委員報酬といたしましては130万円、費用弁償としましては160万円の合計額が約300万円となり、延べ申請件数23件で割りますと13万円となります。

これは参考的ですが、熊本県の土地掘削許可申請手数料も13万円ということになっております。

なお、この条例は公布の日から施行させていただくものです。

説明は以上です。御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第7号について、質疑に入ります。

5番（児玉智博君） まず、今まで取ってなかった分で13万円で手数料を取りますよと。費用弁償や旅費なんかに充てるためにということでしたので、基本的にこの条例の改正については、取らないよりは取ったほうが良いということで、あまりやかましく言う必要はないというか、悪

いことではないというふうに思うんですよね。ところが、やっぱり考え方として先ほど説明いただいた質疑をさせていただいた基金条例について、町長の答弁にもあったとおり、さっきのやつは事業を開始して売電が始まらないと、お金は貯まっていけないわけですね。ところが昨年から問題になっている熱田神社の水の件。それは因果関係は私にも断定はできません。分かりません。誰もそれは「誰が悪い」というのは言えないと思います。ところが、いろんな私のほうに入ってきている情報でも、町が招聘した専門家の方の中には、これは減り方が急激に減って、一時は回復するのかなと思ったけれども、やっぱりまた水がなくなってというような状況のなかで、雨不足、雪不足以外に何らかの原因があるんじゃないだろうかと指摘をされた方もいるわけで、やはり可能性としては考えられるわけですよ。ところが、熱田神社の一番近いところで掘削、大体150メートルほどではないかと思えますけれども、そこで掘削されている人は、まだ売電が開始されていないから、恵み基金のほうにはお金を積まれないわけですよ。やはり、そうなった場合、もし地熱の恵み基金から何とか緊急の対応を今年の植付けのときにやろうかなというふうになった場合は、全然、恐らく関連性は低いであろう、すでに事業を開始している事業者の積み増し金から出すのですかというような話になってしまうと思うんですよね。ですから、私はお金の取り方として、この手数料で費用弁償とかそういうのだけを賄おうというのではなくして、やっぱり事業に着手してから売電が始まるまでに、まだその電源プロセスで九電との契約をやって、それでまた建設をして売電を始めてと、非常に気の長い話になると思いますので、やはり一定の段階で補償金というような形で13万円とかではなくて、もうちょっとまとまったお金を入れていただいて、地熱の恵み基金に積み立てて、売電が開始されていない状況での非常に影響が疑われる場合があったら、そこから被害を受けた方への緊急の対応措置を取るというような、そういう仕組みづくりが必要なんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 仕組みづくりは、さっきの基金のところでもしていただいて、答えさせていただきますと手数料の中でそれを盛り込むのはちょっとあんまりだなと思いました。一番最初の話で何百万円か取ったらという話もありましたけれども、手数料で例えば高額な、今13万円というのは実費ということで算出根拠を出させていただきましたけれども、算出根拠がない中で手数料条例で手数料を決めるというのも、あんまりひどい話ではないかなというふうに思いましたので、ちょっと根拠の問題で手数料は13万円にさせていただきました。基金の条例の審議は、もう今日は一旦終わりましたので、時間が空いた時にでもゆっくりまたお話をしたいと思います。

5番（児玉智博君） だから、この手数料については取らないよりは、それは取ったほうが良いなと私は思うんですが。まあ、取るべきだと思うのですが、この私が情報公開請求で平成27年度の一番はじめの地熱活用審議会から一番直近が10月24日、直近ではないかもしれませんがね。令和元年末までのやつを出していただきました。全部で54ページぐらいになるんですかね。これを見たところ、同一の事業者が何回ぐらいですね、要するに継続審議や不同意になって、もう

一回出してとかいう流れが分かるかなと思ったんですけど、最初めくってみて、2ページ目3ページ目、4ページ目までは書いてあるんですけど、これはだいぶ頑張って出してくれたかなと思ったら、大体挨拶ぐらいは出ているけどですね、実質的な審査事項については真っ黒というか、黒というよりもグレーですけど、グレーな状況で出てきたので、要は同一の事業者が何回ぐらい審査会を開いて、費用弁償や旅費が発生しているかというのは分からないですよ。でも全員協議会のときに聞いた話によれば、要は一つの事業者の審議について2回以上開かれている事例というのはあるとお認めになりました。でしたら、やはり最初の手数料だけで13万円取るのではなくて、やっぱりそういう経費が発生するのであれば2回目、3回目についてもきちんとその必要経費として手数料を収めてもらうのが筋なのではないかと思うのですが。ここは見直すべきではないですか。

政策課長（佐々木忠生君） 確かに1つの事業者で保留というか継続審議というような扱いの事業者もあったかなというふうには思います。ちなみに、熊本県のほうでも手数料徴収をいたしております。審議会で保留となり次回に再提出する場合は手数料不要という部分で、行政処分といいますか許可や不許可をしていないものは新たに手数料を徴収しないという部分で、県のほうもしておりますので、それを参考にはさせていただきます。

5番（児玉智博君） 財政規模が全然違うところの熊本県と町を一緒にしないほうがいいのではないですかというふうに思いますよ。この13万円の価値というと熊本県の財政規模がいくらぐらいかというのは、すみません今私はすぐには出てこないわけですけども、何千億円じゃないですかね。町の100倍は優にあると思うんですけど、やっぱり結局手数料を取らないなら、現状がそうなんですけど、町民の人たちが頑張って納めた税金から一企業の経済活動のための審議の旅費や費用弁償とかそういう経費を町民が負担しているということではないですか。しかも6人目以降は入れないとは言い切らなかったですけど、できれば言い切ってくれば安心できるんですけども、それでも方向性としては入れないということでしたので、少しは頼もしいかなというふうに思ったんですが、でも言い切れないわけだから、6事業者目、7事業者目というのが今後出てくることもあり得るわけですよ。あり得るから、この手数料条例もつくるわけで。それで実際、その審議を行って、2回目3回目で同意が出て、実際に発電が行われれば固定資産税やそういう将来的な収入に結びつく場合もあるわけですけども、実際、これまで計画をして、この審議を開いてきたけれども、結局その計画がとん挫して、いなくなった人たちもいるわけではないですか。要はこの約13万円の経費を町がどぶに捨てた事例もあるわけですよ。ですからね、やはり私は2回目3回目と継続審議になったのであれば、やはり必要経費ですからと。あなたたちの事業をそれが適正なものか審査するために、東京からわざわざ権威ある学者をお招きして協議をしますからと。飛行機代ですと。その日当分ですと言ってから、理解をいただく努力をして、やはり手数料は負担してもらうという立場に立つべきではないかなと思うわけですけども、いか

がでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 平成28年から条例を制定して、確かに審議会での審査をさせていただいております。なぜ、今回手数料条例を議会のほうに御提案を申し上げたかと申しますと、やはり審議会の委員等の費用報酬等発生しているという部分と特定のもののためにするという部分、それから受益者負担の原則という部分、先ほども冒頭に申し上げましたそれによりまして、今回、承認をいただければ手数料を取っていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第8号 小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び日程第10、「議案第9号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） ただいま、議長から議案第8号それから議案第9号について、一括審議になりましたので、まずは7ページと引き続いて8ページになりますが、御説明差し上げたいと思います。

議案第8号 小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者に関する規定が改正されたため、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

引き続きまして次のページ、8ページ。

議案第9号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者に関する規定が改正されたため、所要の改正を行う必要があるということでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上です。

建設課長（秋吉陽三君） 小国町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されましたので、これに伴い手数料に給水装置工事事業者更新手数料を追加し、更新制度導入に伴い想定されます項目として、給水装置工事事業者変更手数料及び給水装置工事事業者証再交付手数料を追加するものです。

建設課資料の1、新旧対照表を御覧ください。第4条中及び第31条中、水道法の改正に伴う水道法施行令の条文繰り下げにより、「第5条」を「第6条」に改めるものです。第28条の手数料については、この表のように改正するものです。改正に伴い、給水装置工事事業者更新手数料1件につき10,000円、給水装置工事事業者変更手数料1件につき1,000円、給水装置工事事業者証再交付手数料1件につき3,000円を追加するものです。

またメーター設置の開栓、閉栓の手数料1,500円を1,800円に、給水装置工事事業者指定手数料10,000円を20,000円に。これは、近隣水道事業者の実態に鑑み、今回改正するものです。

また簡易水道事業給水条例の一部改正につきましても、水道法の改正により第26条の手数料を水道事業給水条例と同じ改正を行うものです。

以上です。

議長（松崎俊一君） それでは時間の都合上、ここで休憩を取ります。午後の会議は1時から。

（午前11時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） これより議案第8号及び議案第9号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、この手数料条例のことについて手数料を決めたということですけど、全員協議会ではこれは全て指定工事事業者の方が支払うということではなかったけれども、今回、値段が変更されたのが開栓及び閉栓手数料、メーターの設置及び撤去を行うものというものがありますけれども、これは要するに実質加入者が支払うことになるのではないですか。

建設課長（秋吉陽三君） 開栓手数料、閉栓手数料につきましては、加入者というかメーター機を外すのとはめる時に手数料をいただくのですが、それは加入者の方が支払うようなことになりません。

5番（児玉智博君） 結局、さっきの手数料条例の中でも要するに基本的に手数料というのは必要経費ということで説明があったんですが、例えばこの1,800円に元が1,500円だったのが300円高くなるわけですけども、その300円というのは何のための、印紙代か何かですか。

建設課長（秋吉陽三君） 開栓手数料、閉栓手数料につきましては、さっき言いましたようにメーター機をはめるか外すということですが、水道事業者のほうにその工事はお願いしております。その1,500円という数字が平成10年のときに定めて、もうそれから全然改定していなかったものですから、実情をみまして今回300円の値上げということをお願いしたわけです。

5番（児玉智博君） なるほど、つまり平成10年の頃からいろいろ最低賃金なんかも上がってきているなかで、要はこれが1,800円とか、あるいは開栓の1,000円とかは要するに事業者の収入になるということになるのですかね。しかし、最終的にはこれは町の収入になるのではないですか。要はこれ、町がもらうんですよね。水道事業者が自分がやったらその1,800円を加入者というか加入をやめてどこかに引っ越していかれる方や、そういう方になるかと思うんですけど、そういう人たちからもらって、またそれを役場のほうに代理で払うというか、そういうふうになるのではないですか。水道事業者の収入としてそこで終わるのですか。

建設課長（秋吉陽三君） 開栓、閉栓手数料につきましては、水道事業者のほうにお願いしまして、その金額を利用者からは町のほうに入れていただきまして、また同じ金額を水道事業者にお支払するというようなことでございます。

5番（児玉智博君） 分かりました。

では、その下のほうですね。要は給水装置工事事業者指定手数料以下、給水装置工事事業者証再交付手数料まで、これは水道事業者がその都度、必要があるときに町のほうに支払う料金ということになるかと思うのですが、要するに指定手数料が1万円から2万円に増えると。また、新たに作られるのが給水装置工事事業者更新手数料、これ5年毎ということでした。これは町がもらうわけですけど、特別会計なのか一般会計で受け入れるのかはちょっと分かりませんが、要は町の収入になるということでしたけれども、結局この手数料というのが1万円引き上げたり、1万円新たに徴収を始めたりすることは、これはどういう経費になるのでしょうか。

建設課長（秋吉陽三君） 今回の水道法の改正で、更新手数料のほうは定められたものですが、更新手数料の算出基礎としましては、要するに申請作業の流れの中で受付業務、整備報告、記録作成、事務説明、交付事務等に係る時間ですね、これは日本水道協会のほうが資料提供をしておりますので、それに基づき算出しますと、約1万1千円ぐらいになります。それで更新手数料を1万円に設定しております。

それと、新規手数料につきましては、更新手数料と更新の申請時と比較しまして受付整理や説明業務、記録作成等に関しまして時間が2倍程度かかるものですから、その倍の2万円ということで設定しております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第10号 小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第10号 小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしまして、水道法の一部改正により、小国町水道事業給水条例及び小国町簡易水道事業給水条例が改正されたために、同様に所要の改正を行う必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（秋吉陽三君） 農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。現在、下水道事業の手数料は規則で運用をしておりますが、水道法改正に伴い水道事業給水条例の改正を行う上で、上水道及び下水道事業者は共通しておりますので、併せて改正を行い条例に手数料を明記するものです。内容としましては、建設課資料の3の新旧対照表を御覧ください。第9条中の「町長が指定する業者」を「排水設備指定工事店」に改め、「第20条」を「第21条」とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に手数料として第20条を加えるものです。

手数料につきましては、別表第4のとおり、水道事業と同じ設定にし、改正するものです。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第11号 小国町子ども医療費助成に関する条例について」及び日程第13、「議案第12号 小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集10ページをお開き願いたいと思います。

関連がございますので、議案第11号、議案第12号一括して御提案差し上げます。

議案第11号 小国町子ども医療費助成に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町子ども医療費助成に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしまして、子ども関係の医療費助成制度の一本化、高校生等医療費の現物給付の開始により申請を簡素化し、利便性を向上することで子どもの疾病の早期治療の促進及び健康の保持増進を図るため、必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第12号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしまして、子ども関係医療費助成制度の一本化により、特定個人情報を利用する事務の名称を変更する必要があるため、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

福祉課長（生田敬二君） それでは、はじめに小国町子ども医療費助成に関する条例案の概要について説明をさせていただきます。

本条例の制定に関しましては、平成30年度から高校生等の医療費助成制度が開始されて、対象年齢が広がっております。また、今年度に導入作業を進めております医療システムが令和2年度から運用されること等を踏まえまして、これまでの乳幼児、児童、高校生等の医療費の助成について根拠となる条例を一本化する必要がありますので、今回、子ども医療費の助成として条例の制定案を上程させていただくものでございます。

条例集の11ページ、右肩に11と記載しております条例案でございます。

まず第1条に目的を掲げております。この助成制度によりまして、子どもの疾病の早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図り、保護者の経済的負担を軽減することで、子育て支援、少子化対策の一環とすることを目的とするものでございます。

第2条におきましては、用語の意義を定めてございます。この中で（1）の子どもの定義でございますが、この条例の中でいう「子ども」につきましては、本町に住所を有する者で出生の日

から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としておりまして、高校に通っている子どもであれば高校を卒業する年度末の3月31日までの子どもということになります。ですので、これまで別々の条例で定められておりました乳幼児、児童、高校生等の期間にある方を「子ども」という名称で一本化したということになります。

次に第3条で助成対象者が掲げてございます。

次の12ページに入りまして第4条で助成の範囲を定めておりまして、助成内容につきましては、医療費に要した一部負担金の額ということとしております。

第5条では受給資格の認定ということで、第1項で受給資格の認定申請について、第2項では受給資格者証の交付について定めてございます。これにより本年4月から新生児から18歳の方に新しく子ども医療費受給者証が交付されるということになります。その様式等については、施行規則のほうで定めることとしております。

第6条の助成金の交付申請についてでございますが、第1項の但し書きで「町が指定した保険医療機関は保護者に代わり助成の申請をすることができる。」というふうにしておりまして、この内容が通常言われるところの「現物給付の規定」となります。令和2年度となる来月4月からは指定保険医療機関、今19機関ございますが、こちらの受診に関しましては18歳までの方の現物給付ができるという形での準備を進めているところでございます。

少し飛ばしまして、第10条で手続きに関する規則委任の規定を定めてございます。

最後に附則でございます。施行期日としまして、本年4月1日からの施行。また第2項で、これまでの乳幼児、児童、高校生等の医療費助成に関する各条例を廃止させていただくものでございます。

13ページの第3項では、施行日以前の医療費に関する経過措置を謳っております。

本条例案の説明は以上でございます。

続きまして、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

条例集では14ページ、右肩に12と記載をしております。この条例一部改正案につきましては、国の法律に基づきまして個人番号の付された情報に関しまして、必要な事務を行うために行政内部で利用することについて、特定個人情報の提供を受けるための規定、利用の範囲等を定めたものでございます。

福祉課資料1の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。この条例中、別表の第1、第2に利用する機関名、事務名、特定個人情報の名称等が列挙されております。先ほど子ども医療費助成に関する助成について説明をさせていただきましたが、対象年齢をまとめて子ども医療費として一本化することとしておりますので、本条例の別表第1、第2に掲げられている事務の中で、

いずれも改正前の事務で1と2に係る項目について、子ども医療費助成の事務としてまとめる形で改正を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、子ども医療費助成条例の施行日と同様4月1日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第11号及び第12号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 子ども医療費助成に関する条例の制定ということで、これまで高校生等で償還払いだったのが現物給付になるということで、非常に前進しますので評価できる内容だと思いますが、一つ第2条で出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言うということで、この「子ども」というものの定義が定められております。それで、私の高校の頃の同級生の話なんですけれども、クラスは違ったのですが、生まれた年代が私たちは昭和58年59年なんです。その人、一人だけ昭和57年58年の年代に生まれた人がいて、これは何でかということ、子どもの頃に病気が原因で中学か小学かちょっと私のはっきり記憶にないのですけれども、ちょっと1年間修学ができなくて、要は卒業が遅れたわけですね。ですから、一緒に受験して入ってきているわけですけど、卒業するときは私たちは18歳だけど19歳で卒業した人がいるわけですね。要するに何が言いたいかというと、本人の責めに帰すことができない、要は出席日数が足りなくて留年したとか、赤点を取って留年したとかそういう事情ではなくて、やむを得ない理由で18歳に達するまでに卒業できない人というのは、これは当然出る可能性があると思うのですけれども、こうした人たちへの救済というのは考えませんでしたか。

福祉課長（生田敬二君） 条例案を作成するなかにおいて、確かに年齢で区切るということに関して、今議員が言われましたように病気であるとか都合で留年というか、そういったところの方の件も考えました。けれども、一応年齢の線引きをしておかないと、なかなかその方がどうかという評価というか、その対象にする、しないを含めて年齢で区切らせていただきたいというところで、条例案をつくっております。今のところ、この条例条項の中には、そういう救済的な文言は含めておりません。

5番（児玉智博君） これは要望ですので、引き続き検討していただければ結構なのですが、やはりそういう自分ではどうしようもない事情で18歳までに卒業できない人を救済しようと思えば、単位が足らなかったとか出席日数が足らなかったとかいう人だけを、そういう人は除外してというのは難しいと思うので、やっぱり方法としてはそういう人たちを救済しようと思うなら、但し書きなどで、前項の規定に関わらず高校などに在学する者はこの限りではないとか、そういう形で但し書きなどを謳うことで、そういうやむを得ず18歳までに病気等事情があつて卒業できない人なども同じ高校生ですから、みてあげられるような方法を検討いただければと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「議案第13号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集12ページをお開きください。

議案第13号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、根拠法の題名及び規定が改正されたため、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を願います。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、その概要の御説明を申し上げます。

条例集のほうでは16ページ、右肩に13と記載をしております。こちらに改正文を載せております。本条例の改正につきましては、昨年令和元年の10月施行ということで、幼児教育保育の無償化が行われております。これに伴いまして今回、町の関係条例の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、福祉課資料2の新旧対照表並びに資料3の主な改正内容をまとめた資料になりますが、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料2、新旧対照表1ページの最上段にございます条例名でございますが、新しく施設の事業として特定子ども子育て支援施設の定義がなされておりますので、条例名につきまして「小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」という名称に改めるものでございます。新しく規定されました内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。

資料の3を御覧いただきたいと思います。改正文や新旧の中ではなかなか分かりづらい点がございますので、こちらの資料でまとめさせていただいております。一部改正の概要ということで、

枠囲みをしております部分でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、幼児教育・保育の無償化に伴っての条例改正の整備ということで書かれております。括弧書きの中にありますように子ども・子育て支援法の一部改正から施行までが大変短い期間だったこと等によりまして、各自治体の条例整備に関しましては1年間の経過措置が設けられております。今回、法施行から半年ほど経過をしておりますが、本町の条例改正につきまして、本定例会に提案をさせていただくものでございます。

改正条例の主なものにつきましては、枠の後段のほうに文章で書いてありますが、大きく3つございます。主な改正点につきまして、御説明をさせていただきます。

まず中ほどにあります①の用語の整理でございます。資料2の新旧表の1ページですが、第2条を御覧いただきたいと思いますが、改正前の「支給認定」という言葉が「教育・保育給付認定」という用語に改定されております。同様に、「教育・保育給付認定保護者又子ども」というふうに改められております。この用語の改正によりまして、条例中の各所に改正規定が適用されているものでございます。

次に②でございますけれども、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更して副食費の免除に関する基準を追加するものでございます。

第13条の第4項第3号の規定を改正するものになります。新旧対照表では6ページということになります。これまで2号認定者につきましては、副食費は保育料に含まれているということとされておりまして、副食費の免除に関する規定はございませんでしたので、ここで新たに免除規定を設けるということになります。資料3の②ですけれども、この中で1号認定者につきましては教育を希望して認定された方、2号認定者は保育を希望して認定された方ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

免除の要件につきましては、まず1つ目のポツですけれども、市町村民税の所得割額についての上限額を規定するものでございます。1号認定者につきましては、所得割の合計額が7万7千101円未満、2号認定者につきましては5万7千700円未満とするものでございまして、この基準の対象となる世帯の副食費について免除をされるということになります。この金額につきましては、国で示されている基準額となります。

次に2つ目のポツですけれども、こちらにつきましては、所得によることなく多子世帯で第3子以降の子どもについて副食費を免除する規定ということになります。1号認定者については小学校3年生から3歳までで施設を利用する子どもが3人以上いる場合、上の子どもについては小学生でも構わないということになります。また2号認定者につきましては、小学校就学前で施設を利用する子どもが3人以上いる場合に第3子以降の子どもの分についての副食費が免除とする規定となります。

続いて③の子育て支援施設等の運営に関する基準に関して説明をさせていただきます。新旧対

照表のほうは22ページからで、第4章第57条以降を新たに追加する形となります。資料3に戻っていただいて1番下、③にありますように、子育て支援施設につきましては認可外保育施設であるとか、幼稚園の預かり保育事業等を提供する施設として、新しく定義がされるものであります。これにつきまして、国のほうとしましては特に待機児童の解消のために創設をされたということで理解をしております。市区町村の条例につきましては、この基準を定める条例の中で利用料の受領についての手続きであるとか、子どもの保護者との記録であるとか秘密保持等について、提供者が行うべき義務等について規定をするものになります。詳細につきましては、資料3の裏面2ページの中段にかけまして各条項ごとに規定内容を記載しておりますので、御覧をいただきたいと思っております。二重丸での記載の部分につきましては、条例の中での規定はございませんけれども、子ども子育て支援法の改正によるもので、支援施設等の利用給付費等について補足して説明を加えております。利用の対象者としてしましては、満3歳以上の子どもで認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、利用料については記載してあるとおりの上限額が定められております。

なお、最後に記載しておりますが、本町で現在のところ実施施設はございませんけれども、小国幼稚園のほうが預かり保育事業について今後実施予定をしているということを伺っております。

以上、主な改正内容を説明させていただきました。

附則のほうで公布の日からということにさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第13号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第15、「議案第14号 小国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） では、議案集13ページをお開きください。

議案第14号 小国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正

により、職員に関する規定が改正されたため、所要の改正を行う必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

詳細は担当課長から説明をいたさせます。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、その概要を御説明申し上げます。条例集のほうでは最後の25ページ、右肩に14と記載をしております。

まず、放課後児童健全育成事業でございますけれども、小学校に修学している児童で、その保護者が労働等により日中家庭に不在の場合、授業の終了後に施設を利用することで、児童の健全な育成を図るという趣旨のものでございまして、児童福祉法に定められた事業となります。現在本町においては1箇所、放課後児童クラブ「きらきらクラブ」といっておりますけれども、中学校の体育館横の前校長住宅のほうで活動しているものがございます。

今回提案の改正内容につきましては、福祉課資料4の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。条例の第10条では、「施設に放課後児童支援員を配置しなければならない」と規定をしております、第3項においてその資格要件が定められております。これまでは、その有資格者であって、都道府県知事が行う研修を終了したものという規定がございましたが、今回、厚生労働省令で定める基準が改正をされまして、地方自治法で定められた政令で指定する都市の長が行う研修が加えられましたので、それに併せての条例改正という形になります。これによりまして、全国にある政令指定都市が行う研修を受講終了した方も対象となるということになります。

次に、附則の第3条でございます。今、申し上げました都道府県あるいは政令指定都市が行う研修についての経過措置が謳われておりますが、こちらも国の基準の改正によりまして「修了したもの」に「修了することを予定しているものを含む」とする経過措置がございましたが、こちらについて期間を区切らずに「当分の間」とする附則を改めるものでございます。

以上、2つの条文の改正となりますが、いずれも放課後児童支援員の資格要件につきまして緩和措置が図られたとするものでございます。

改正条例の施行日は公布の日からとさせていただきます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この現行の附則の第3条の経過措置に該当する人は今まで小国町内の学童の指導員の人にはいたのですか。

福祉課長（生田敬二君） これまでは支援員になられる方は、ほとんど保育士の資格とかを持っている方でございますけれども、熊本県が主催する研修会のほうに参加をしております。ただ、実際仕事に支援員として働きながら研修を受けるという形が実は多かったんだと思っています。で

すので、最初からその資格はあるのですけれども、その研修を受けた上でクラブに出だすという方は、そういう方についてのほうが少なかったと思っています。

5番（児玉智博君） つまり、これは知事とかで、今度から政令指定都市の市長が行う研修は幼稚園教諭や保育士の資格を持っている人もこれを受けないとならないわけですから、この経過措置がないと今指導されている人の中には、多分いなくて、みんな修了した方だけだと思うんですけども、その人が辞めたときに次の人はなかなか経過措置がないと難しいという理由ですね。

福祉課長（生田敬二君） 議員が言われるとおりでございます。

7番（西田直美君） 人材確保としての緩和策が取られるのは大変結構なことだと思うのですが、参考までにちょっと伺いますと、今の段階できらきらクラブに来られている児童生徒の皆さんは、どれくらいいらっしゃるかということと、実際に今現在で放課後に来るところのお世話をする方ですね、支援員の方が不足しているような状況というのは、慢性的なものみたいなものがあるのでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 放課後児童クラブ「きらきらクラブ」につきましては、子どもさんが小学校に進学するたびに希望を取っておりまして、登録制という形でしております。現在のところ28名の児童、子どもが登録をしているという状況です。

支援員の先生につきましては実質的に二人の方で、もしちょっと手が足りなくなったら、というところでの応援してくれる先生もおられると。現実的には二人で業務を行っているという状況でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第16、「議案第15号 小国町公の施設の管理者指定について（学びの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）」を議題といたします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

この議案第15号につきまして、法的には除斥の対象になりませんが、私自身関係者でありますので、ここで退席させていただきます。

（2番 江藤理一郎君 退席）

議長（松崎俊一君） それでは、執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集14ページをお開きください。

議案第15号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和2年3月9日提出

記といたしまして、

1、指定管理の対象となる施設

学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）

2、指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 一般財団法人学びやの里

代表者 理事長 北里耕亮

住 所 阿蘇郡小国町大字北里371番地1

3、指定管理の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは内容の説明をさせていただきます。

資料は総務課資料4になります。

現在、指定管理をお願いしております学びやの里の指定管理期間が令和2年3月31日をもって期間満了になります。公募による選定を行い、議案として上程させていただきました。指定管理の期間といたしましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。

公募による申請を行ったのですが、申請者は1社で一般財団法人学びやの里でございます。受付は令和2年2月10日です。申請に基づき2月14日午後1時30分から、町民センターで審査会を行いました。審査会の内容といたしましては、公の施設の指定管理に係る運用指針に記載してあります候補者の選定基準に基づいて、審査を行っております。その結果、上記の候補者を適格であると判断いたしました。

資料として付けてありますのは、表紙に指定申請書の写し、1ページから10ページまでが定款、11ページに役員名簿、12ページから17ページまでが設立登記簿謄本の写し、18ページから40ページまでが運営方針及び事業運営計画及び支出計画書の写し、41ページから90ページまでが直近3年間の事業実績報告書の写し、91ページから116ページまでが決算報告書の写し、117ページが徴税等滞納有無調査承諾書の写し、118ページ、119ページが納税証明書の写し、最後の120ページが労災保険加入を証する書類の写しとなっております。

よろしく御審議、お願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第15号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず、この学びやの里自体が法人が設立したのが平成8年2月19日ということになっておりますが、その後だいたい役員などが入れ替わったりもしているかと思えます。基本的にここの法人の構成員ですね、ここの役員名簿は出てきておりますが、どういう人たちをもって構成員となっているのかを教えてください

情報課長（北里慎治君） 一般財団法人学びやの里の役員ということで、11ページに何枚か載っております。その組織の体制としましては評議員を選びまして、評議員から役員を決めるというふうになっておりまして、実際どういった方がということになってきますと、中身のことで学びやの里の中で推薦しているということになります。

以上です。

5番（児玉智博君） 学びやの里で選ぶというのは、結局、評議員がまず選ばれて、評議員の中から理事が選ばれるのですか。それとも評議員が理事を指名するのですか。

情報課長（北里慎治君） まず最初に評議委員会が5人で開かれます。そこで理事、そして監事を決めるという方向でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） その評議員は学びやの里の中で選ぶというのは、結局誰が選ぶ。どういう形で。

情報課長（北里慎治君） 原則的には、充て職ではないというふうに聞いております。そういった形で事務局がまず推薦する者というふうに思っておりまして、評議委員会にかけていくという流れになるだろうというふうに思っています。

5番（児玉智博君） 事務局というふうになると、およそ理事たちが事務局の上司になると思うのですが、その理事の部下に当たる人たちが評議員を選ぶということになれば、要は仲が良い人達でやっているということになるんですかね。

情報課長（北里慎治君） 推薦につきましては、仲が良いかどうかというのは少し分かりませんが、まず評議委員会を開いて、その中で流れとしましては事務局が推薦した人を審議していただいて、役員等々を決めていくという流れになっていくものと思っております。

5番（児玉智博君） これは、要は今回は公募ということになりましたけれども、平成8年でこの法人が作られてからずっと指定管理はここがやってきていたかと思えます。その平成8年ですから、もう23、4年ぐらいになりますけれども、この間ですね、なかなか経営がうまくいなくて町が1億円ぐらい出捐金を更に積み増したり、そういう町の財政的な負担というのも出てきていたわけでありまして。そういう中で、最近の動向というか収入支出、キャッシュフローの部分でどう改善してきているかとか、入館者やそういうものがいろいろありますよね。宿泊もあれば、温泉もあれば、食事をするところもあるし、あとは記念館ももちろんある。それから木の駅か何

かで木材なんかを買い取ったりしておりますが、そういった部分で事業の改善であるとか、そういうものが前回の指定管理をする中でどういう実績があるのかというのを簡単に御説明いただければと思います。

情報課長（北里慎治君） 大きくは80ページになると思いますが、最近8年間の売上げと職員の推移ということで一覧表が載っております。その中でいきますと平成22年度から平成30年度というふうに載っております。議員がおっしゃるとおり平成22、23、24年と計上収支としてはマイナスだったと。平成25年に1回、回復しますけれども、平成26年は更にまたマイナスであったというふうになっておりますが、平成27年からは経営収支としては黒字が出ています。そして、今年度につきましては博士が紙幣になるということで来館者数も増えてきておりますので、経営としては安定してくるのではないかと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） そうですね。そういう明るい話題もあるのかなと思っています。

最後に1点だけ確認させてください。確かに、経常収支というのは上向いてきていますけれども、ただいかにせん、この日本社会の今後の景気の先行きが明るいと言われてれば、オリンピック以降どうなるだろうと言われていて、去年の11月でしたでしょうかFRBなんかは日本だけではなくて世界的な景気動向も下方修正をするなかで、かなり国際的にも今後の景気の見通しというのは必ずしも明るくないわけですね。そういう中で過去8年間から見ると、職員数というのが14人から22人ということで、職員数は右肩上がりをしているわけです。これは攻めの経営というふうに言えば、そうなのかもしれないけれども、正規職員と非正規職員、これはどっちが増えてこういふふうになったのか。22人の正規と非正規の内訳を教えてください。

情報課長（北里慎治君） 大変申し訳ありませんが、その22人の内訳まではちょっと把握しておりません。すみません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

ここで暫時休憩をいたします。時間が2時10分から。

（午後1時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

情報課長（北里慎治君） 先ほど職員の数で22名中、非常勤と正職員の数はという御質問に対しまして確認いたしました。正職員が6人と、そして非常勤が16人と。今現在、収益事業等で取り組んでおりますので、その分の人数を増やしているということでございます。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） それでは、質疑のほうは終結いたします。

ここで江藤議員の入場をお願いしたいと思います。

(2番 江藤理一郎君 着席)

議長(松崎俊一君) 日程第17、「議案第16号 小国町公の施設の管理者指定について(ゆうステーション、杖立多目的ホール(Pホール))」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集15ページをお開きください。

議案第16号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして、

1、指定管理の対象となる施設

ゆうステーション、杖立多目的ホール(Pホール)

2、指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 株式会社ゆうステーションカンパニー

代表者 代表取締役 河津悦雄

住 所 阿蘇郡小国町大字宮原1754番地17

3、指定管理の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

となっております。

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

総務課長(小田宣義君) それでは、私からは内容の説明をさせていただきます。

総務課資料5になります。現在、こちらも指定管理をお願いしておりますゆうステーション、Pホールの指定管理期間が令和2年3月31日をもちまして期間満了になりますので、公募による選定を行い、議案として上程させていただいております。指定管理施設につきましては、1つだけ先ほどの学びやの里だけが、指定管理の時期が変わっておりましたので、前回、学びやの里につきましては2年ということで、今回から管理施設は全て今度上程させていただいております。

公募による申請者は1社だけでした。株式会社ゆうステーションカンパニーでございます。受付は令和2年2月10日です。申請に基づき、2月14日午後1時30分から町民センターで審査会を行っております。先ほどと同様に審査会の内容といたしましては、候補者の選定基準に基づいて、審査を行っております。その結果、上記の候補者を適格であると判定いたしました。資

料として付けておりますのは、表紙の次の1ページに指定申請書の写し、2ページから9ページまでが定款、10ページに役員名簿、11ページから14ページまでが設立登記簿謄本の写し、15ページから17ページまでがゆうステーションの運営方針と事業計画、18ページがPホールの運営方針と事業計画、19ページから24ページまでがゆうステーション、Pホールの収支計画書の写し、25ページから38ページまでが直近3年間の事業実績報告書の写し、39ページから50ページまでが決算報告書の写し、51ページが徴税等滞納有無調査承諾書の写し、52ページからが納税証明書の写し、56ページが労働保険加入を証する書類の写しとなっております。

よろしく御審議、お願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第16号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず第1点確認させてください。

公募による選定ということで、さっきの学びやの里もそうですけど、公募の方法というのはどういう方法をとられたのか教えてください。というのが、私も公募に応募する気はなかったんですけど、公募しているという認識がありませんでしたので。

情報課長（北里慎治君） インターネットを通じまして公募させていただきました。

以上です。

5番（児玉智博君） インターネットを通じてというと、どういうことですか。町のホームページに載せたのか、あるいはYouTubeなんかでやったのか、それともSNSとかいろいろあると思いますけど。

情報課長（北里慎治君） 説明がおかしかったです。申し訳ありませんでした。町のホームページを使いまして、公募させていただきました。

以上です。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。大体、小国町のホームページを1日どのぐらいの閲覧数があるのかよく分かりませんが、それも1つの公募の方法ではあると思います。

それで、このゆうステーションと杖立Pホールの管理ということでありましたけれども、その範囲はどうなるのでしょうか。というのが、ゆうステーションは建物などがあって、その周りに駐車場があって、そして今度新しくできた東屋であったりとか、あとトイレなんかもありますけれども、それら全部を含めて指定管理されるのですか。

情報課長（北里慎治君） ゆうステーションにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、延べ床面積としましては476平米と本館、駐車場、倉庫、便所となっておりますが、そういうふうでございます。

あと、Pホールにつきましては、ホールです。喫茶、ギャラリー、この部分につきましては指定

管理ということにしております。

以上です。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。ということは、要するにこれはもうあれですけど、結構まだトイレが古い時の話だと、なかなかちょっときれいじゃないと。それは古くなってきれいじゃない部分もあるかもしれないし、あるいは水浸しになっていて使う人にとってはあまり気持ちの良いものではないような状況があるというのは、私の元にもそういった御意見が入ってきていたわけですね。今回、せっかく新しくなりましたし、また改めて指定管理をお願いするわけですから、町としてもきちんとそういう管理がなされているかというのは、確認をお願いしたいと思います。

情報課長（北里慎治君） はい。このあと承諾をいただければ、議決のあとに指定管理の管理者との協定書という形で運んでいきますので、そのときに十分お願いしたいと思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第18、「議案第17号 小国町公の施設の管理者指定について（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）」）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） では、議案集16ページをお願いいたします。

議案第17号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして、

1、指定管理の対象となる施設

小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）

2、指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 わいた温泉組合

代表者 石松裕治

住 所 阿蘇郡小国町大字西里2816番地

3、指定管理の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

となっております。

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

総務課長（小田宣義君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

資料は総務課資料6になります。こちらも、現在指定管理をお願いしております小国町総合交流促進センター「ゆけむり茶屋」の指定管理期間が令和2年3月31日をもちまして、期間満了になりますので、これも公募による選定を行っております。議案として上程させていただいております。

指定管理の期間といたしましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。これも公募による申請者は1社でありました。わいた温泉組合でございます。受付は令和2年2月10日です。申請に基づき2月14日午後1時30分から町民センターで審査会を行いました。審査会の内容といたしましては、先ほど申しましたとおり、候補者の選定基準に基づいて審査を行っております。その結果、上記の候補者を適格であると判定いたしました。

資料として付けておりますのは、表紙の次の1ページに指定申請書の写し、2ページから4ページまでが規約、5ページ6ページに役員名簿、次のページが本当はここに登記簿謄本が付くわけですけれども、わいた温泉組合は任意の団体ですので登記簿謄本はありません。7ページから8ページまでが運営方針及び事業運営計画、9ページが収支計画書の写し、10ページが直近3年間の事業実績報告書の写し、11ページが労働保険加入を証する書類の写し、13ページから92ページまでが決算報告書の写し、93ページが徴税等滞納有無調査承諾書の写し、94ページから96ページまでが納税証明書の写しとなっております。

よろしく御審議、お願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第17号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 去年からゆけむり茶屋は閉まっておりまして、もう1年になりますが、その中でこの指定管理、また3年間の更新ということで、わいた温泉組合しかなかったということですが、まずその審査内容、先ほど適切だということで総務課長のほうからおっしゃいましたが、この2番の審査会の審査内容で、「ア 施設設置の目的が達成できること」というものがありますけれども、ではこの「施設設置の目的」というものは定義としてはどういうふうになっておりますか。

情報課長（北里慎治君） 施設設置の目的というところでございますが、まず指定管理につきまして募集をかけました。その時の施設の主な内容としまして、休憩所施設、レストラン、公共浴場、

売店、電気自動車充電施設ということを経営させていただくことを条件というふうにさせていただきまして、その目的が達成できる等ということになってきます。

以上です。

7番（西田直美君） そのうちの、もうすでに1年間は売店もレストランのほうもやっていないわけですね。飲食も。それでできるという見込みの段階でいつているわけですか。去年の段階でもう8月にオープンできると言ってできない、10月にできると言ってできない、3月まで待つてもできていない。それでいて、更新するのに3年間をこれを適切と認めるということ自体が、いまいち納得ができないのですけど。

情報課長（北里慎治君） この審査を書類が出てきた段階で、地元の組合長ともヒアリングといたしますか面談を行っております。その中で、これまでの経緯も含め、やはり私どもとしましてもレストラン・売店・その他のこういった施設の完全な運営ができることを目的に、今度の募集をかけたということは重々説明をさせていただいております。そして、そのあとに組合長のほうから「目途が立っている」という返事をいただきました。そういうことがありましたので、今回、このような審査会にかけての決定という流れになってきております。

以上です。

7番（西田直美君） それも日程が確実に決まらないで決めるのも、いかななものかというのが、とても疑問であります。プラス、Aのところは事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員・試算・その他の経営規模及び能力を有することというのですが、今の段階でできていないので、能力を有するということを言っているものかどうか、というのも非常に私は疑問です。

プラス「オ 町民の声が反映される管理が行われること」もう、たくさんの方から声を聞きます。町民以外でもよそのほうから来られた方からも、この1年間、いやというほど声を伺ってきました。反映されている管理は今の段階で全然行われていない。来ても何もない、温泉だけ、食べる場所もないということは、この1年間私も嫌と言うほど聞いてきましたので、それが確実に「何月までにはきちんとした形ができる」というのでなければ、これがまた1年間の閉店が2年間に続く可能性だってあるわけですね。去年、私も情報課のほうにお話に行ったときに伺ったことですが、そのわいた温泉組合が温泉が非常に大事である、泉源が大事であるということであれば、売店と飲食の部分のところ、レストランの部分は切り離して二つに分けて指定管理ができないかというのも、去年の一般質問でもさせていただいておりますが、そのときに地元の方がやるのがいいのではないかという情報課長の答弁でした。これも、実際に公募をかけて「インターネットで」「ホームページで」とおっしゃいますが、きちんとした公募を掛けて公にすれば、あそこに入ってきたような、確実にあそこを大きくできるような方たちも来られる可能性があるのですが、あくまでも締め出しという言葉が弊害があるかとは思いますが、私自身はあそこはとても小国の中では大事な観光の拠点となる場所だと思っております、正直ですね。

鍋ヶ滝よりもはるかに人が呼べる、若しくは町にお金を落としてもらえるところだと思っているのですが、そのポテンシャルが十分にある所だと思っているのですが、ゆけむり茶屋が機能しないことには、ちっともあそこは広がっていかない、人を呼ぶことができないと思っているので、ぜひそこを何とかということですが、このままで3年またいったときに、じゃあやっぱりまだ開けられませんというようなことになったら、本当に小国にとって町にとってもったいないことだと思うのですが、その辺のところはいかがお考えでしょう。

情報課長（北里慎治君） 私どもとしましては、昨年からあそこが閉館になった経緯といたしましては、議会の中でも御説明させていただいております。そういったことを踏まえまして、やはり完全に開館する、それが今回の最大の目的でございました。やはり、ここは申請書が出ていた段階で私どもも重々といいますか、その辺は念を押しまして、その辺のことを地元の組合長のほうから「やります」ということで答えをいただきましたので、「それなら」というふうに私どもは感じたわけでございます。確かに、公募もいろいろな方法があったかもしれませんが、小国町としましては町のホームページを重点に置きまして、そこで広く出したところですが、今のところわいた温泉組合が1社申込みがあったということでございますので、来た以上は確実なところで運営してもらわないと、私どもも昨年からの閉館といたしましては、レストランの閉まっている部分につきましては、大変気にしていたところでございます。そこにつきまして、十分な念押しということをさせていただいて、今回また上程させていただくということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） それでは、例えば今年中、今年度中、若しくは近々にそういう実現ができなかった場合、責任の所在はどこにいくのでしょうか。誰が責任を取る、誰も責任を取らないからこういうことがずっと続いているのだらうと思うのですね。誰かが責任を取らないと、きちんとした責任、責任の所在はどこになりますか。指定管理を指定した町のほうになるのでしょうか。それとも、それを実行しなかったわいた温泉組合のほうに指定管理業者のほうになるのでしょうか。

情報課長（北里慎治君） まず提案する場合に、「こういうことをします」というふうに事業者側のほうから上げてきます。それを私どものほうで受け付けまして、今回の上程という流れになってきますので、当然、もしそれが不履行と、できないというようなことがあったら、やはりまずはその事業者ではないかなというふうに思います。ただ、やはりそれなりに責任と言われますと、大変、私どもも反省するところは当然出てきますので、その後については私も分かりませんが、まずは事業者というふうになるのかなと思っています。

以上です。

7番（西田直美君） それでは、事業者のほうに責任の所在があるということであれば、例えば指定管理を今回もう1回認めましょうというときに、事業者のほうから例えば書面による、いついつまでにと確約するような書面の提出ということは可能でしょうか。口約束というのは口約束だ

から空気になって消えていくものです。だから証拠が残らないことには話にならないので、これも一定の契約なので、きちんとその条件を満たすということをやらないことにはできませんよということであれば、事業者のほうからそういう書面の提出は必要だと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

情報課長（北里慎治君） これまで、そういったケースが発生しなかったということもありまして、そういった事例はございません。ですが、やはり私どもとしても今回こういった去年からの流れがあつての今年になってきておりますので、そのあたりというのは重々この事業者側にも伝えまして、そこ辺については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 考えていただくのは結構なんですけど、これを来週には通すかどうかというところで議決するわけですね。なので、それまでに返事が欲しいですね、正直。そのあとに、やっぱり止めておきましたとか、よくよく言うておきましたからと言って、何も不履行のままで終わっていくということでは、議会を通すこと自体がかなり私はものすごい違和感を感じます。ほかの方はどうか知らないですけどね、ここで認めるということに対してはゆけむり茶屋にはものすごい問題があると思っておりますので、その事業者に責任の所在があるのであれば事業者のほうで、役場のほうで執行部のほうで「必ずいつまでにやります」と言うてくださればそれで、という形ではっきりした形が欲しいと思うのですが、いかがでしょうか。

情報課長（北里慎治君） まず、このレストランをするに当たりまして、今回予算等とで上程をさせていただいております。それにつきましても、4月に入りまして機器の入替えや更改とかそういったことも動いてきますので、具体的にももちろん早く取り掛かってもらうというのは当然です。ですから、私たちも事前に早く動けるものは動きまして、その辺を少しでも早く対応できるようにというふうには持っていくつもりでございます。確約ということになりますと、ではいつ、8月や9月や具体的な日になってきますと、なかなか難しいといえますか、ちょっとどうかなというのがありますので、私どもとしましては当然ながらまず夏前、梅雨前ぐらいには何とかならないかということで早めに動こうかというふうには、その辺は当然ながら思っているところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 6番です。

9ページに令和元年と令和2年度、3年度という中で売上げと計上利益と下のほうの支出というものが入っておりますけれども、この中には温泉と売店という項目だけなんですよね、これは。レストランというのが入っていないんです。今、答弁があつたんですけれども、まだはっきりしていないんです、これは。この中で収支決算をすると、かなりの剰余金が出るような形になって

います。しかし、去年度の決算書というのは損益決算書にはこれは添付されていないんです。これには、ゆけむり茶屋の損益決算書は計算されていないのです。これから推し出しますと大体280万円の赤字になっているはずですよ。要するにわいた温泉組合の決算書が載っているんです。ところがゆけむり茶屋とわいた温泉組合は別なんです。ゆけむり茶屋の損益計算書は次年度は前のときからずっと黒字できていました。その中で突然に管理費というものを150万円から160万円、わいた温泉組合が取るようになりました。それをよく見てみますと、わいた温泉組合はそのお金とわいた温泉組合に対する町からの補助金というものを合算した金額は収支をすると大体バランスが合うんですよ。ところが、一番今までなかったものの宣伝広告費というものが非常に増えてきたんです。見ていると分かるように270万円や200万円になっています。ゆけむり茶屋だけの決算書を見ると160万円、150万円をマイナスすると、根本的な赤字が出るんですよ。今、私たちが問題なのは、非常に一番問題と思うのはわいた温泉組合の管理者というものが2年で任期を終えるんです。そして交代するんです。その経営者の移管によっては、やり方が変わるんですよ。今まで従来どおりにやっていた経営のやり方でよかったんだけど、一瞬のうちにこの2年間で赤字が出たんです。やり方は良かったんだけど、継続的にそれをやっという気持ちがあるかないかの瀬戸際だったんですよ。だから、私が提案するのは、必ず管理者というものはあくまでこの代表者から変更する場合には、その意思を受け継ぐものでないと、方向転換させられたときには去年、一昨年みたいに閉鎖してもうわいた温泉組合で組合員が「俺は頑張ってるやっとなんとか」という人は、とてもそんな余裕はないんですよ。全部人に任せてやらないとしょうがないんですよ。ところが管理者というもので、この中に人件費というのは給料としか入れていません。あくまで人件費、給料の大体250万円というのは、今売店と温泉だけの人件費でしょう、多分。これにパートを雇ったり、いろんな者を雇うという余裕はないんですよ。そのことを十分周知してもらって、そして続けられる方向に行政も応援をする形でやっていかないと、同じように二の足を踏むと思います。私もわいた温泉組合の管理者のそういう方で「私が犠牲になってゆけむり茶屋をやっという人はいません、はっきり言って。だから人に頼むから、その頼まれた人が本当にそのことをきちんとやれる人、この人選に目を向けていっていただきたいと思います。この不備を今さっき言いましたけれども、要するに本当の大事な損益計算書というのが、ゆけむり茶屋の損益計算書が抜けていたんです。前年度の損益が絶対分からないといけないうのが抜けていた。私は今まで想定でその金額をはじいたのが急に17万円の剰余金と今まで三百何万円の剰余金と一緒に減ったんです。ということは、損益計算書で赤字が出たわけですよ。その赤字の原因はわいた温泉組合の管理費として取られた分が8割あると思います。そういうわいた温泉組合とゆけむり茶屋というのを、今合併という中で収支決算書ができています。しかしこれは、ゆけむり茶屋の公の施設としてのやり方だから、おのずと管理料とかそういうものは、わいた温泉組合が取っというのだろうか。私はそういうところに、そこ

は取らないとさっき言ったようにわいた温泉組合の収支がおかしくなってくるから、取っていったんですね。利益があったときに取り出したと思います。だから、今回からはそのところについては本当に取ったら赤字が増えるというのは当たり前だし、最初の見積りの段階において見た時に、売店、温泉だけの売上げで出していますので、そのことについては皆さんはオッケーをするかもしれないけれども、レストランの部分については、これは入れていないとその収支はどういうふうになってくるか、そういうところの予算というのが、私たちには現に見えていません。以上です。

9番（熊谷博行君） これ、まだフライングなのか知らないけど、ずっと予算書を見ていたら、厨房費か何かで800万円ぐらいのお金、どこかちょっと分からなくなったけど、そういうところにお金をつぎ込んで意味はないんじゃないですかね。

情報課長（北里慎治君） 厨房費につきましては、レストラン業務を再開するために厨房機器を使えるようにしたいという要望が出ておりましたので、今回上程をさせていただいたということになります。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩します。

（午後2時40分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時55分）

情報課長（北里慎治君） 先ほど、責任の所在ということにつきまして議員のほうから質問があった件につきまして回答させていただきますが、私のほうが勘違いをしておりました。申請書が上がった段階で協定し、それが進捗することについては、協定書は業者と町のほうで提携することになりますので、当然業者が進めることになりますけれども、監督責任という部分につきましては施設は町のものでございますので、当然町にも責任の所在になるということでございますので、そこにつきましては申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 今、そういう答弁があったのでちょっと安心しましたけど、ただこれが今までの状況ですよ。これはすでに3年前の指定管理の指定からで、去年、レストランがずっとクローズされている状況になっているんですけど、その状況であれば今の答弁で十分かなと思うんですけど、やはり再開できていないという状況が分かった上で、この契約を更新するということは、より施設所有者である町の責任というのは重くなると思うし、同時に議会が議決でお墨付きを与えたというふうになれば、同時に私たちの議決の責任というのも出てきますので、やはりこれは慎重に審議させていただかないといけないかなというふうに思っております。

その上で、同僚議員から管理者が2年で変わるというお話が出ていましたけれども、私はこの指定管理先のゆけむり茶屋の組合長、この方たちは1年でどうやら代わっているらしいですよ

ね。私も4回監査で行きましたけれども、監査に行くたびに对应してくださる組合長というのが代わっておりました。それで、いろいろこの問題があつてから他の組合員などから意見を聞くわけですが、やはり組合長が代わって大丈夫だと言っていたけれども、実際はそうではなかったんだよみたいな、要するに内輪の話ですからあまり詳しくは申しませんが、このゆけむり茶屋の施設管理運営の方針自体が組合の中で共有されていないわけですよ。かどおしで1年交代でやっていたらいいから、その時の組合長が自分で決定をして、従業員に指示を出してやっていたらいいのではないかとこの3年間の指定管理ですから、せめて3年間の期間の間は組合長が代わるようなことがないようにすべきではないかと。年ごとで変わっていけば、やっぱりそれで引き継がれていないこともあると思います。非常にそこは役場としまして、この指定管理する相手の責任者が代わることについては、町が関与しないということはちょっとあり得ないのではないかなと思いますが、その辺はどうされますか。

情報課長（北里慎治君） わいた温泉組合の規約を見ますと、役員の任期は2年というふうになっております。そこを見まして、あとは役員名簿も付いておまして、8名の方がそれぞれの役職に就いていらっしゃるというふうに思っております。なかなか組合の中の話には私たちまで聞くことは難しいことですので、私どもとしましてはそういった事例がこれまでのことを踏まえまして、今度申請がありました代表者の組合長には、そのあたりはしっかり伝えたいというふうには思っています。

以上です。

5番（児玉智博君） 分かりました。2年ということでしたので、私の勘違いだったかと思えます。

それで、このレストランがクローズになることでやっぱり働けなくなる、働き場を失った方というのがいるかと思えます。そうした中での労務管理、いわゆる雇用形態がどうなっていたのか分からないのですけれども、通常、雇用保険というのはある程度一定時間以上継続して働けばアルバイトであれ何であれ掛けないといけないわけですよ。そういう失業保険であったりとか、あるいは辞めていない休業をした状況であれば休業手当というものを支払わなければならないと思いますが、その辺の労務管理というのはきちんとされているかの確認は、今回されましたか。

情報課長（北里慎治君） 働く従業員の方のことを考えますと、そこは非常に重要なことではないかなというふうに思っております。従来でしたら65歳以上の方は対象になりませんでした。雇用保険というのは、その65歳以下の方が対象というふうに法律はなっておりました。昨年、私がちょっと調べまして平成29年度4月1日から、その前に法律の改正がありまして、全ての従業員の方には雇用保険に入りなさいというような法律ができております。その法律に従いまして、雇用保険は掛けないといけないのですが、当然その間に65歳以上で掛けていらっしゃる方が発生します。そういった方たちの救済としまして、平成29年の4月1日から3年間、そ

の方たちを職場で掛けられなかった方を見付けましてハローワークに届けると、その方たちの保険料が免除になるという制度がございます。3年間ですので、今度の3月31日まで、今月の3月31日までの期間の特例になると思いますが、そういう制度がございましたので、私、去年夏、秋ぐらいだったでしょうか、その情報が分かりましたので、指定管理をお願いしている情報課の所管ですけどゆけむり茶屋もそうですけど、あとゆうステーション、それと学びやの里にパンフレットがございましたので、パンフレットを持参して「こういう制度がありますので確認をお願いします」ということで配って回ったということがございます。あとは、その中の事業所の判断になると思いますが、事業所のほうではそれをチェックしていただいて、確かにそれに該当する方がいるかどうかというのをして、その申請書に書き込んでハローワークにこの3月31日までに持って行くということで制度はなっておりますので、そういったことで私どもとしましてはそこをお願いといたしますか、こういうことは確認してくださいということで、その事業所には申し上げたところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 詳しく制度を解説していただいてありがたいのですが、実際、やがて1年ぐらいずっと休業をしているわけでしょ。この間、今まで働いていた人たちは給料は入らないような状況になっていて、実際違う仕事をされている方もいると思うし、実際働いていた人が何歳なのかが分かりませんので、65歳以上であってもそういう免除などの規定があるということでしたけれども、だから労務管理でそういう情報課からも情報提供をして、その上できちんと困らないように対応がなされたのかということをお説明ください。やはり、町の施設です。町の施設を指定管理している以上は、やっぱりこれは町はそういう職員を雇っているのは向こうの責任だということだけでは、それは責任は逃れられませんから、言い方はあれですけど官製ワーキングプアとかですね、そういうことになるわけです。ちゃんと確認されましたか。

情報課長（北里慎治君） 確認といたしますか、こういった方が該当しているかどうか確認してくださいというお願いはしております。そのあと「やります」という返事はそれぞれもらっております。そこから先に「どうだったですか」という念押しではないですけど、そこまでは私はしておりません。確実によろしく申し上げますということで、代表者あるいは事務局長にはお願いしたということでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 先ほどの大塚議員の話がとても私は興味深かったのですが、先ほどのよく私も分かっていないところがあるのですが、いわゆる、ゆけむり茶屋だけの収支ではなくて、全てわいた温泉組合としての収支のどんぶり勘定をしている。それに対して補助金も入ってきているというところでのお話だったかと思うのですが、そういうことというのは、町のほうでは

把握はしていらっしゃったのですか。

情報課長（北里慎治君） 先ほど議員がおっしゃられましたこういった決算書を見る機会というのは、私どもは通常はありません。それにつきまして、町から補助金っていく分につきましては、実績報告書という形で、まず申請があってこういう事業をするので観光振興のためにするので、という形で申請書が上がった段階で私どものほうで見まして補助金を出して、年度末に実績報告書という形で領収書のコピー等々を付けましていただくということで、今まではそれをやっておりました。わいた温泉組合のほうには町からのそういった観光に関する補助金という形では確かにいっております。組織の中でゆけむり茶屋の部分とわいた温泉組合の分というのがあって、そして一つの実態としてわいた温泉組合のほうでは一緒になってこういった決算を毎年行っているということで、今回の決算書については私どもはそういうふうに認識しました。

以上です。

7番（西田直美君） そうなりますと4、5年前でしたか、その当時の温泉組合の代表をやっていらっしゃった方とお話をしたことがあって、大変熱心だったんですね。何とかあそこをしなくては、人が来てちゃんとお金を落としてもらえようなことをしなくてはということで、大変熱心だったので、私たちもいろいろ提案をさせていただいたりしたことがあったのですが、実現しないままで、あれよあれよという間に落ちていってしまって、去年から閉まっているという状況だったのですが、そうするとじゃあこれからこの3年間ですね、3年間の指定管理がオッケーなのかということがちょっと疑問に思えて、先ほど学びやの里は1年間ずらしてということで、みんな年度を合わせたということがありましたけれども、例えばこのゆけむり茶屋の場合はこれで今年開くのであれば、暫定的にということで期間を短くするというようなことは検討できないことでしょうか。

情報課長（北里慎治君） この申請書を受けたときに、わいた温泉組合の組合長と話したということは先ほどから何度も申し上げておりますが、やはり確かに私どもとしまして1年近く閉まっている状態ですので、やっぱりその辺の不安というのはどうしてもあります。そこで組合長にはそのあたりというのを重々お願いして、本当に大丈夫かということまで念を押させていただいております。今全く真っ白な状態ではなくて、組合長としての候補者はいらっしゃるということは聞いております。そういった方を加えまして、例えば1年間の暫定とかになりますと、やはり計画というのが立たないような可能性もあります。ですので、ぜひ今回3年間ということを含めてお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「議案第18号 小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集17ページをお開きください。

議案第18号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして、

1、指定管理の対象となる施設

小国町障害児福祉施設

2、指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 社会福祉法人小国町社会福祉協議会

代表者 会長 奴留湯 哲宣

住 所 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地2

3、指定管理の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、担当課長より説明をお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、最後の公の管理指定の障害児福祉施設ということで、内容の説明をさせていただきます。

資料は総務課資料7になります。これも、先ほどから説明をしておりますとおり、指定管理をお願いしております小国町障害児福祉施設の指定管理期間が令和2年3月31日をもちまして期間満了になりますので、これだけです。施設の中にありますので、非公募による選定を行っております。議案として上程させていただいております。

指定管理の期間といたしましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。非公募による選定ですので、選定者は社会福祉法人小国町社会福祉協議会でございます。受付は令和2年1月31日です。申請に基づき2月14日午後1時30分から町民センターで審査会を行っております。内容といたしましては、先ほどと同等で候補者の選定基準に基づいて審査を行っております。その結果、上記の候補者を適格であると判断しております。

資料として付けてありますのは、表紙の次の1ページに指定申請書の写し、3ページから64ページまでが定款と正職員の就業規則の一部を付けてございます。65ページに役員等名簿、67ページから68ページまでが設立登記謄本の写し、69ページから108ページまでが運営方針と事業計画、109ページから174ページまでが直近3年間の事業実績報告書の写しと決算書の写し、175ページが徴税等滞納有無調査承諾書の写し、176ページが法人税及び住民税の課税対象となる収益事業を実施していないことの宣誓書、177ページが労働保険加入を補償する書類の写しとなっております。

よろしく御審議、お願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第18号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは前回も申し上げたのですが、この障害児福祉施設でありますから、継続性がある事業なわけですよ。それを3年に1度、毎回非公募とはいえ、指定管理の指定を見直すことが果たして妥当かということですよ。やはりきちんと、お金はかかりますけれども、きちんと町から取得をしていただいて、この場合はもう既にそこでこういう福祉事業をやっているわけですから、入札の必要はないと思います。ただし、きちんと評価額に基づいた適正な価格で土地建物を譲って、きちんと自己財産として管理して事業を継続していただくということが妥当なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 議員からの御質問、御提案になろうかと思えます。前回3年前の際も、私ではございませんけれども、お答えをしているかと思えます。そのときに当時、平成22年になりますけれども、補助金をもらっております。それが平成22年度の県産材利用加速化促進事業ということで平成23年度まで繰り越した事業になります。約1億650万円ほどの補助金をいただいております。ということもございまして、一応県のほうにも確認を取りまして、耐用年数が22年とそれを経過する前、10年を経過した後に処分を考えられると。有償であれば返還も出てくるという内容のことは調査しております。今回平成22年ですので、3年間一応指定管理の期間をいただきまして、ちょうど10年目になるのが令和3年の8月9月頃になろうかと思っておりますので、その指定管理の期間中に検討して参りたいということで考えております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第20、「議案第19号 令和元年度小国町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお開き願いたいと思います。18ページ上段をお願いいたします。

議案第19号 令和元年度小国町一般会計補正予算（第5号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度小国町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊の補正予算書（第5号）をお開き願いたいと思います。

1ページです。

令和元年度小国町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千403万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5千360万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

総務課長（小田宣義君） では、私からは補正内容の説明をいたしたいと思います。今日は議会の開会ということですので、実際の補正予算書をお開き願いたいと思います。

第1表といたしまして、2ページから5ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

6ページは、第2表、繰越明許費として令和2年度へ繰り越す事業を掲載しております。繰り越す事業は8事業で、総額3億1千545万2千円を繰り越すものです。

7 ページです。第 3 表、債務負担行為補正として、リース等の追加をここに掲載しております。

8 ページです。第 4 表、地方債補正として、起債の目的、限度額等を記載しております。

9 ページ、10 ページは歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。それでは歳出のほうから順次説明させていただきます。

15 ページをお開きください。歳出の大きな金額の補正項目について説明をさせていただきます。まず 15 ページです。総務費のなかの目 3 財産管理費です。ネットワーク事業基金積立金として 3 千 7 5 0 万円を計上させていただいております。ふるさと寄附金から経費を差し引いた金額と一般寄附金の 5 0 万円を積み立てるものでございます。また、森林環境譲与税基金積立金として 1 千万円を計上させていただいております。これも森林環境譲与税から、それに係る事業の充当額を差し引いた額を積み立てるものでございます。

4 企画費をお願いいたします。8 報償費、12 役務費でプラスの 5 0 0 万円とマイナスの 5 0 0 万円という金額が出ております。これは、ふるさと寄附金謝礼を役務費の手数料に組替えて計上させていただいております。

16 ページをお願いいたします。7 諸費になります。公立病院への負担金等で 5 4 1 万 6 千円を計上させていただきました。特別交付税算入分と歳出基準経費の増によるもので、財源は一般財源となります。

8 地籍調査費をお願いいたします。総額で 6 千 7 9 9 万 7 千円を計上させていただいております。国の令和元年度補正予算の事業として、地籍調査事業を行うものです。この事業は大字西里地区の 1 筆地調査及び測量を行います。財源といたしましては、国の補助が 2 分の 1、県の補助が 4 分の 1、町が残りの 4 分の 1 になります。

ページ少し飛びまして、19 ページをお願いいたします。中段にあります 2 障害者福祉費です。扶助費で 2 千万円を計上させていただいております。障害や難病により介護や就労支援を必要とする人の支援費給付費の増加となっております。財源といたしましては国の補助が 2 分の 1、県の補助が 4 分の 1、残りが町で 4 分の 1 の負担となっております。

その下にあります、4 老人福祉費をお願いいたします。23 償還金利子及び割引料で 6 0 5 万 4 千円を計上させていただいております。これは平成 31 年 4 月にグループホーム「なごみ」が社会福祉協議会へ事業を譲渡されたことに伴う補助金の返還金になります。財源は全て諸収入です。補助を受けた有限会社天風が納付する予定でございます。

その下にある 1 児童福祉総務費をお願いいたします。19 負担金補助及び交付金で 2 0 0 万円を計上させていただいております。これは施設型保育給付費として、小国幼稚園に給付するもので、幼稚園を利用する児童の施設経費の基準額が増加したための増額となっております。財源は国の補助が 2 分の 1、県の補助が 4 分の 1、町が残りの 4 分の 1 になります。

ページはまた少し飛びまして、23 ページをお願いいたします。中段にあります 9 教育費、3

小学校費、1学校管理費をお願いいたします。15工事請負費で1千470万円を計上させていただいております。これは、情報通信ネットワークの環境整備を目的として、国が令和元年度に補正予算の事業を実施いたします。内容といたしましては、校内LANの整備と電源キャビネット整備工事を行うものです。財源は国が2分の1の710万円、起債、これは学校教育施設等整備事業債になります、710万円。一般財源、対象外の経費が出てきますので、対象外の経費50万円が一般財源ということになっております。

次の24ページをお願いいたします。上段にあります9教育費、4中学校費、1学校管理費をお願いいたします。15工事請負費で900万円を計上させていただいております。これも小学校と同様に校内LANの整備と電源キャビネット整備工事を行うものです。財源は国が2分の1の425万円、起債が、これも学校教育施設等整備事業債を借ります420万円。対象外の経費として一般財源が55万円必要となります。また、今までの説明で説明を省略しました三角が入っている部分です。減額の補正ですけれども、この補正につきましては事業等の実績による減額となって、3月議会ですので訂正させていただいております。

以上で歳出の説明を終わります。

最後に歳入の説明をさせていただきます。補正予算書の11ページから14ページにかけてですが、今回の補正に対する歳入の財源の内訳になっております。先ほどから説明させていただきましたが、歳出の事業費等の金額の増減により、歳入の金額につきましても歳出に連動して増減がっております。また、補助金等の説明もここに掲載されております。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算（第5号）の概略説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第19号について質疑に入ります。

質疑につきましては、ページ数をおっしゃってください。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

6ページの繰越明許費について若干お尋ねしますけれども、いわゆる事業費の部分となろうかと思えますけれども、確認ですけれども、未契約繰越が例えばこの中の項目のどこなのか、例えば3月末ですので今後入札予定等も加味しますので、分からない部分は分からないでも構いませんけれども、今現在予算額の繰越として確定しているもの、それから契約繰越として確定しているもの、分かれば御提示いただきたいと思えます。

総務課長（小田宣義君） 今回の補正に上がっているものは、当然まだ契約もいたしておりません。実際、契約が終わったものでいきますと道路維持費あたりは全て契約が終わっております。ただ、道路改良事業、これにつきましては一部がまだ3月23日に入札を予定しておりますので、その分がちょっと金額までは私も今ここには持ってきておりませんが、まだ契約をしていない

状況でございます。基本的には入札が終われば年度内に契約をして、そして繰り越すというよう  
な手はずになっております。

それと災害の事業は、もう全てが契約して繰り越しでございます。

特別支援教育環境整備事業、これもまだ未契約の繰越でございます。それとその上にある情報  
通信ネットワークも今補正に上げておりますので、未契約ということになっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

3番（穴見まち子君） 今のところに関連してですけれども、商工費のほう300万円と上がって  
おりますけれども、これは何で使われるのですか。

情報課長（北里慎治君） ゆけむり茶屋のエアコンの設置で考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ゆけむり茶屋の件は、閉館する前に従業員の方から管理している方にお願  
いをしていて、なかなかできなかったというところを、従業員の方3名おられましたけれども2  
名の方からしっかり聞いていましたので、せっくなので早く再開できるように町にもお願いし  
たいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） このプレミアム付商品券に関して、だいぶ返還するお金があるようですね。  
約3割ぐらいですか、減額補正になっております。いろいろこの問題点も指摘させていただきま  
したけれども、実際、町としても相当努力はされたかと思えます。実際どういう対象者への呼び  
掛けであったり、あるいは具体的に指摘させていただいたのが、引換えが郵便局になってしまう  
ということで、どうしても土日祝日なんかは郵便局は開いておりませんので、その辺をどう対処  
するのかということなども聞きました。実際、どういうふうにやられたのですか。

議長（松崎俊一君） ページ数はどこですか。

5番（児玉智博君） 商工費です。21ページ。

情報課長（北里慎治君） お答えいたします。

議員から9月だったですかね、議会でそういった指摘を受けまして、私どもとしましても引換  
券交換は郵便局と契約はしておりました。何か町民の方から苦情といいますか、こういうことが  
できないかという提案があったら少し課の中でも考えようということはしたところなんです  
が、結局その件につきましては、何ら苦情といいますか要望的なものはございませんでした。郵便局  
でずっとそのまま交換していただいたということでございます。それにつきまして、郵便局のほ  
うとしても何か窓口で苦情等ないですかというふうな確認はしたところなんです  
が、別になかったというふうな報告は受けております。

それから、最初の段階で1千278世帯に8月21日段階で該当の可能性にある方に発送して

おりまして、その方に対しましては11月30日までまず購入するかどうかという意思を役場で受けました。そして9月24日頃ですが、役場から随時引換券を、要するに非課税世帯とかはつきり分かった段階で普通郵便で発送すると。一旦10月1日から販売開始となりますので、そのあたり最初の第一段階でしたところですが、そのあと要望が出てきた方たちについては随時、受付はしております。最初の1千300人ほどの対象者に関して申請というのが少なかったので、12月の段階でまだ引換えに来られていない方につきましては再度、郵送をさせていただいて「いかがですか」ということは申し上げたところでございます。

結果的に今日現在でございますが、739名の方が買っていただいたということになります。

まだ数字や金額的なことは、きちんとした数字はその後になりますが、一応そういうふうな流れでさせていただいたということでございます。あとは、広報や文字放送、ホームページ等々は随時お知らせをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君）　そして、使用期限ですけれども、2月でやめるというふうに言われていましたけれども、それからの延長はされなかったのでしょうか。

そして引き換えられたものに対する使用枚数、要するに使用割合ですよ、引き換えたけれどもちょっと使い切れなかったという人がいますでしょうか、いませんでしょうか。

情報課長（北里慎治君）　使い切れなかったというような役場のほうに問合せ等々はございません。一応2月29日で決めさせていただいて、私どもとしましても決めた以上はそれでお願いますということで話を進めていまして、そこは最初からそういうふうにさせていただきましたのであれですけど、もしかしたら町民の方から何かしらの話があるかなということは常に注意したところでございますけど、それについても特段何もなかったということで2月29日の締切りで行っております。

以上です。

5番（児玉智博君）　だから、その2月29日でもうやめたんだから、それは仕方ないんですけど、要するに引き換えられたものに対して実際に利用された分がいくらかと、使われずにそのままになってしまったものがいくらかというのは、それは引き換えた人が言わないと町は確認できないのですか。誰も言ってきていないから、多分使われたんでしょうというのでは、あまりにそれは答弁として不誠実だと思いますけど。

情報課長（北里慎治君）　言い方はすみません。私どもとしましては、先ほど申しましたとおり広報や文字放送やホームページ等々で十分周知はできていたというふうに思っております。商品券を買う場合には、ちゃんとそのあたり役場に引換券を送る時にそういったことも十分説明してきたことでもございますので、我々の対応についての苦情等々というのはなかったというふうに思っております。

以上です。

5 番（児玉智博君） 何ですか、その答弁は。だから、要するにもう把握できないわけですね。分からないから、それは答えられませんということでしょ。違うんですか。要はまだ集計していないから分からないのか、それとも技術的に知る術がないから分からないのか、それとももう分かっているけれども何か知らんけど自分たち、それは別に悪いとか言ってませんよ、別に攻めてるわけじゃないんだから。分からないのか、分かるのか。それか今後集計したら、今後報告できるのか。はっきり言ってください。

情報課長（北里慎治君） 今現在、集計中でございますので、確定するのはもう少し時間がかかるかなというふうには思っております。確定した段階で、また改めてきちんとした数字を出せるというふうに思っておりますが、今のところそういった流れですので、それに関する今現在つかんでいる数字等々につきまして、減額させていただいたということになります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6 番（大塚英博君） 資料の 8 番、予算の中。これで質問をしたいと思います。

今プレミアム商品券のことで、私も以前質問したと思いますけれども、国がせつかく対象者に対しての予算をしたのに、現時点においては戻すような形で実質的にいうと人数は渡されていないという。これ何が大きな原因であるかということになると、これはあくまでお金が伴って、その商品券を買わないといけないという一つの大きなネックがあって、親がいるところは親に立て替えてもらって、その商品券を買って自分でその利は取れるのですけれども、そういうふうな立替えというものができないなかで自分のところで対象者でもそれを放棄せざるを得なかったと。これって一つの問題なのが、私はこのプレミアム商品券で非常に確率的に自治体のなかで 100%近く取れたと、そういうところというのはどういうふうな形を取ったのかというのを、これから調べていただきたいと思います。これ、どういうことかと言ったら、医療関係には高額医療というものがあって、その部分は国からお金をもらうもので、今までは立て替えた部分については戻ってきていたけれども、その部分については高額医療ということで戻ることがはっきりしているものだから、町が立て替える必要はないと。このプレミアム商品券もその対象者がはっきりしているわけですから、その方たちに配当すればことは済む。そしてそれを通して商店街のプレミアムの利用率というのが潤うわけですよ、商店街も。せつかくお金が補助金みたいな形できたなかで、町としてこれを極端にいうといろんな基金というものを一時それを取り崩して、そして何らかの形で補填をすると。そしてそのあとは回収すると。そういうものが私はいろんなところの自治体のなかで、そういうものを行っている自治体があるかないか分かりませんが、いかにその立替えという部分についてできるかどうか、私はこのところをぜひ今度調べていただきたいと思います。戻すのは本当にもったいない話です。

情報課長（北里慎治君） はい、先ほどもちょっと申し上げましたが、もうすぐ数字的な確定がちゃんと出てきますので、県下いろいろな事例もあると思いますので、県下のデータも出てくるといふふうに思っております。中身を精査したいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

3番（穴見まち子君） 21ページですね、19番の危険区域主伐促進支援事業補助金で300万円が残っていると思いますけど、今年は何のくらいの案件が利用できたのかなと。

産業課長（木下勇児君） 今回、危険区域主伐促進支援事業補助金ということで300万円の減額をお願いしております。これにつきましては、今年度から新たに創設されました森林環境譲与税、これを財源にして、河川敷であったりそういった急傾斜のところの木を搬出する場合、非常に経費がかかるということで、そういった他の場所と経費の差額の分を何とか補填して、そういった危険箇所の森林を伐採して、広葉樹等を植えるとかいう形で河川の危険区域を少しでも軽減していこうという部分に対しての助成ということで、今回新しく小国町の単独の事業として創設させてもらいました。しかし、そういった危険場所であるために森林所有者との協議、当然伐採費用は全てを賄うものでもないものですから、そういった協議であったり、もう一つそういう場所ですので、いわゆる特殊な機械が必要になってきます。その辺の機械の借り上げというリースとか、そういう関係で今年度末に事業が着手できるかなという見込みになりました。内諾はもらいました。ただ今年度として事業は着手できませんでしたので、予算当初から予算を計上させていただいて申し訳ないのですが、今年度は見送りという形で事業費のほうを減額させてもらっているところです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第21、議案第20号から、日程第29、議案第28号までは令和2年度小国町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算であります。一括して議題といたします。

ここで渡邊町長より令和2年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） それでは、施政方針を申し述べさせていただきます。本日は令和2年の3月定例会が開会されますので、本定例会で施政方針を述べさせていただきます。議員の皆さま並びに町民の皆さまに町の行政運営等々を含めまして、御理解と御協力をお願い申し上げます。

私の思いといたしましては、気持ちの部分では昨年の6月の施政方針を読み上げさせていただきましたけれども、思いとしてはあまり変わりはありません。経済の循環、そして自然の保全、教育の充実をしっかりとバランスを念頭に置きまして、次世代へとしっかりと継承していくとい

うところをもっていききたいというふうに思っております。

また、今まで行ってきました住民との対話もしっかりと町づくりの基礎になるというふうに考えておりますので、自らより多くの住民の皆さまとまた議員の皆さまと一緒に、お話をし  
て参りたいというふうに考えているところです。

町が目指しております大きな未来、SDGs 未来都市に小国町は選定をいただいておりますけれども、随時事業ができるように早めに積極的に推進をして、小国町の創生に努めて参りたいと  
いうふうに思っているところでございます。

それから2024年には北里柴三郎博士の新札の採用も控えておりますので、随時事業ができる  
ように早めに計画を作りながら、準備を進めて参りたいというふうに思っております。

高齢化の進展に伴う社会保障関係の経費、また老朽インフラ対策に伴って財政需用の更なる増  
加が見込まれます。一層厳しい財政運営が予想されているところでございます。基本的な財政規  
律を前提にしておりますけれども、町の重要課題の対応をしっかりと対応させていくためには、  
しっかりとコスト意識を持って経営感覚を持ちながら、多様化する行政ニーズの中で優先順位を  
付けさせていただきまして、創意と工夫で限りある資源の中、無限の課題に立ち向かって参りたい  
というふうに思っております。今期は特に大村智教授からいただきました「至誠惻怛の精神」  
と一般の町民の方がいただいております「剛毅果斷」、この二つの言葉を持ってしっかりと取り  
組んで参りたいというふうに思っているところでございます。

それでは、来年度の小国町一般会計予算編成におけるの予算概要を述べさせていただきます。

まずは財政状況につきましては、歳入では町税の増額を見込んでいるものの、歳出では特別会  
計や繰出金、補助費等が増額となる見込みでございまして、依然として厳しい状況が続く見通し  
で、これらの要因から不足する財源については財政調整基金等の基金からの繰入れに頼らざるを  
得ない状況となっております。このような状況を踏まえまして、令和2年度当初予算につきまし  
ては、国庫補助金等の特定財源などの歳入確保に努めるとともに、義務的経費以外の経費の削減  
に徹底的に取り組むなど、町の更なる成長と発展に向け工夫を重ねて編成予算にあたったところ  
でございます。先ほども申しましたけれども限られた財源でございます。町民の皆さまのために、  
有効かつ将来を見据えた予算として計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたい  
と思います。

一般会計予算は51億9千500万円という総額になっております。令和元年度の肉付け予算  
ごとと比較して5千万円の減となっております。

歳入面ですけれども、町税が全体で対前年度2千800万円増と見込んでおります。個人町民  
税が前年度並み、法人町民税は100万円減、固定資産税は償却資産分の増額を見込2千500  
万円増、軽自動車税は700万円増、たばこ税は200万円減と見込んでおります。地方譲与税  
は森林環境譲与税の増額で対前年度300万円増を見込んでおります。

普通交付税は基準財政需要額が増加し、臨時財政対策債が減額する影響等により、普通交付税を対前年度3千万円増と見込んでおります。

分担金及び負担金の保育料負担は保育の無償化の実績を踏まえ対前年度1千300万円減を見込んでいます。

国庫支出金は、全体で対前年度400万円増と見込んでいます。

介護保険低所得者保険料軽減負担金600万円増などを見込んでいます。

県支出金は、全体で対前年度1億5千万円増と見込んでいます。

地籍調査事業補助金1億700万円増、農業農村整備事業交付金2千200万円増などを見込んでいます。

寄附金のふるさと寄附金は事業に係る歳出額と同額を歳入に計上し700万円減を見込んでいます。

繰入金には財政調整基金を7千400万円、ネットワーク事業基金3千300万円などと予定しており、全体で対前年度2千400万円増と見込んでいます。

町債は全体で対前年度2億6千300万円減と見込んでいます。

臨時財政対策債は国の予算の総額が減額する影響により、3千600万円の減。

総務債は庁舎耐震化事業の完了により1億2千400万円減。

また教育債は空調設備整備事業の完了により1億700万円減などを見込んでいます。

歳出面の主な取り組みの概要につきましては、各課ごとに順次御説明を申し上げたいと思いますので、資料9と書かれました総務課の令和2年度の予算、施政方針を御覧ください。

2ページから4ページまで御覧いただくとして、今申し上げましたように小国町の主な取り組みに対して御説明を申し上げます。総務課につきましては、まずは庁舎全体のリーダーシップを取っていただくとともに、しっかりと防災消防機能の強化そして財産管理を含めて協議を重ねながら町の運営を進めていきたいというふうに思っております。

政策課につきましては、地方創生におけますSDGs未来都市の小国町は選定を受けておりますので、しっかりと地域資源を生かしながら循環型の社会と産業を創出して、将来に渡って持続可能な町を実現するために、地熱資源・森林資源を積極的に活用して取り組んで参りたいというふうに思っております。そしてこの動きと協働しまして、令和時代の地方創生として昨年度に策定申し上げました「第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行に向けて、しっかりと進行管理を行っていききたいというふうに思っております。

町の将来像を描きまして、その実現に向かって総合的・体系的にまとめた町の全ての計画の基本となる「小国町総合計画」が本年度をもって終了いたします。次期「総合計画」の策定をしっかりと行って参りたいというふうに思っておりますし、関係機関と連携をさし上げまして移住・定住対策にもしっかりと取り組んで参りたいというふうに思っております。

地域公共交通につきましては、議員の皆さまにも御説明を申し上げますけれども、乗合タクシーのほうに移行するような流れがございますけれども、住民の皆さんの利便性をしっかりと考えて取り組んで参りたいというふうに思います。

その次のふるさと納税寄附金のお話をさせていただきますけれども、本年度も昨年に比べると随分増額をさせていただきましたけれども、議員の皆さまもしっかりと分かっておられるかもしれませんが、まわりの自治体と比べてもその伸び率はあまり良いものではございません。しっかりと町でも検討させていただいて、このふるさと納税には取り組んで参りたいというふうにも思っておりますし、一番下に書いてあります企業版のふるさと納税につきましても、地域再生計画は立てながらしっかりと取り組んで参りまして、財源の確保を行って参りたいというふうに思っております。

地域エネルギーにつきましては、今日も地熱の基金、それから手数料条例にもありましたとおり、しっかりと自然を保全していくということを念頭に置きながら、開発を皆さんとともに参りたいというふうに思っております。

情報課につきましては、情報につきましてここに書いてありますとおり、情報手段としてより広い範囲でケーブルテレビ、エフエム小国、それから屋外放送、広報誌、ホームページ等々を使って周知を行って参りたいと思っております。

商工観光振興につきましては、ASOおぐに観光協会ですけれども、観光協会の充実を強力に進めて参りたいというふうにも思っております。鍋ヶ滝公園につきましても、今、料金徴収を介しておりますけれども、来園者が増えている状況でございます。今、コロナウイルスの影響がどこまで出るのかは分かりませんが、小国町全体となって商工観光振興については北里柴三郎の記念館、それからわいた温泉地区、杖立温泉地区、それと今の鍋ヶ滝、道の駅、たくさんの所と当然ですけれども連携を図って参りまして、ASOおぐに観光協会が軸となって振興を図っていければなという考えでございます。

産業課におきましては、昨年度もそうでしたけれども、農業委員会や認定農業者の方々と対話をしっかりと進めさせていただいております。また、農業をされている方のお話もしっかりと聞いているところでございますけれども、これまでの事業を継続しながらも持続的な農業経営の支援、中山間地域の集落営農と農村集落の維持保全支援をして参りまして、農業振興に努めて参ります。もちろん、なかなか難しい問題ではございますけれども、農業の担い手の育成、それから有害鳥獣対策、先ほど申し上げた農業振興につきまして、この3点につきましてはまずは現場の方々と協議を積極的に進めて参りまして、それからその現場の皆さまの意見を尊重して、しっかりと農業振興に努めて参りたいと思っております。また、農業、酪農もそうでございますけれども、あらゆる事業補助金を活用して取り組んで参りたいと思っております。

林業振興におきましては、大きく森林環境譲与税が財源となりましたので、活用して各事業を

行って参りたいと思っるところでございますし、林業の担い手につきましても重要であるとしっかり考えております。一人親方の皆さま方の福祉の向上や労働環境の改善のための支援事業などを含めて、しっかりと取り組んで参りまして、一番は森林組合かもしれませんが、林業関係の振興を町も一緒になって取り組んで参りたいと思っております。

建設課におきましては、これまでとってきましたけれども、計画をしっかりとしておりますので、計画に基づいて各事業、有利な補助金事業を活用しながら安定的に取り組んで参りたいと思っております。

税務課、住民課におきましては恒常的に取り組まないといけない地道な活動も非常に大事なところでもありますので、そこはしっかりと職員と話をしていきながら、恒常的に安定的に取り組んで参りたいと思っております。1点、住民課のなかでは事業費が伴っておりませんので記載はしておりませんが、婚活事業もお金がかからないところからしっかりと、できるところからではございますけれども、プランニングして参りたいと思っるところでございます。

福祉課におきましては、先ほども同じように恒常的な取り組みはしっかりと大事でございます。現況のコロナウイルス拡大の防止対策等も柔軟に対応して参りたいと思っておりますし、小国郷における地域包括ケアの課題への対策、住民への啓発の取り組みに中心的な役割を担っております小国郷医療福祉あんしんネットワークにおきましても、町としても今後できるだけ連携・支援をしていきながら、地域の福祉に努めて参りたいと思っております。健康づくり、予防接種等々におきましても、今から大事なところでございます。健康づくりは特に高齢化が進むに従って、健康寿命の増加は非常に大事でございますので、一番は対話の中と先ほどからも何回も言っておりますけれども、老人会とも積極的に関わっていきながら、こういったことが現場の皆さんに必要なのかということも大事にして参りたいというふうに思っております。

教育委員会のお話をさせていただきますと、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、計画的に整備を行っていくというところが大きな方針であるというふうに思っております。ICT環境ももちろん整備をしていかなければなりませんけれども、ICTをフルに活用する体制を教育委員会の中でもしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、やはり先ほども言いましたように、自然の保全と経済の循環、そして教育の充実というのは私の中でも大きな3本の柱として大事なところでございますので、しっかりと充実を図って参りたいというふうに思っておりますし、学校また教育委員会だけではございません。地域の皆さんと協力のもとに、子どもたちに接して参りたいと思っておりますので、議員の皆さまからもいろいろと御指導をお願い申し上げますというふうに思っております。

以上、抜粋して御説明をさせていただきました。議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解、御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

私の施政方針は以上でございます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

それではここで、暫時休憩を行います。時間は4時15分から行います。

（午後4時05分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時15分）

議長（松崎俊一君） 執行部より議案第20号から順次、議案の説明をお願いいたします。なお、説明にあたりましては概略説明としてお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集18ページをお開きください。下段です。

議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、課長より説明を申し上げます。

総務課長（小田宣義君） それでは令和2年度の一般会計予算について、その概略を説明させていただきます。

予算書で説明したいと思います。2ページをお開き願います。

ここに第1表として歳入歳出予算でございます。歳入総額51億9千500万円です。歳入全体の中で大きな項目について説明いたします。

まず、町税です。6億1千690万円ということで11.9%を占めております。7地方消費税交付金が1億3千万円ということで2.5%です。一番下になります。地方交付税、23億5千500万円ということで全体の45.3%を占めております。

3ページをお願いいたします。13使用料及び手数料が1億6千486万円で約3.2%、その次の14国庫支出金が5億280万3千円、15県支出金が4億6千786万円ということで、国庫出金と県支出金あわせると、全体の18.7%を占めております。先ほど説明しました地方交付税、これをこの2つと一緒にしますと歳入全体の64%を占めているという状況でございます。

次に18繰入金です。基金繰入金として1億4千191万3千円を繰入金として予定しております。

4ページの21町債でございます。5億2千430万円を借り入れます。事業による借入れが主になります。歳入に占める町債の割合は10.1%です。

ページ変わりました5ページをお願いします。歳出です。款ごとの歳出を計上しております。大きな歳出項目といたしまして、総務費が11億614万2千円です。歳出項目の中で21.

3%を占めております。総務費はもう御存じのとおり、人件費の占める割合が多くなっております。次に民生費です。10億8千682万4千円ということで、20.9%です。農林水産業費は4億2千701万2千円で、8.2%になります。商工費は1億1千677万3千円で、2.2%を占めております。一番下の土木費は6億1千245万8千円で11.8%の割合でございます。

6ページをお願いいたします。教育費が3億2千920万2千円で、6.3%を占めております。下から3番目にあります公債費が5億3千325万2千円で10.3%を占めております。

その下の諸支出金は3億7千55万7千円で7.1%の割合を占めております。

次の7ページにつきましては、債務負担行為として令和2年度から複数年リースが始まる品目等を記載しております。

8ページでは第3表、地方債として起債の目的、限度額等を記載しております。令和2年度中に借りれる起債の内容がここに書いてございます。

続きまして9ページから10ページには、歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入歳出の前年度との比較がここに書いてございますけれども、基本的にこの予算を作成する場合、前年度の予算が対象でここに計上しております。ですから、前年が選挙がございまして、骨格予算で提出しておりますので、実際前年度と比較する場合は先に渡しました総務課資料10のA3版の一般会計当初予算状況ということで、前年度との比較をされると分かりやすいと思います。これは予算を作る形状、やむを得ないこととなっております。それでいきますと、令和元年度一般会計の歳入と歳出の総額は52億4千580万7千円です。これは、今申しましたとおり、骨格予算に肉付け予算、6月補正分ですね、これを加えた額になります。それと今回の令和2年度の歳入歳出それぞれ51億9千500万円ですので、前年度比で言えば5千80万7千円の減額で予算計上をさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上で一般会計の概略説明を終わりたいと思っております。

議長（松崎俊一君） まず先に、町長のほうから第21号から第28号までの議案集の朗読をお願いいたします。そのあと、各課長から説明よろしいですか。

町長（渡邊誠次君） それでは19ページから追って御提案を差し上げます。

議案第21号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

議案第22号 令和2年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり

提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

次のページです。20ページ。

議案第23号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

議案第24号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

次の21ページです。

議案第25号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

議案第26号 令和2年度小国町簡易水道特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町簡易水道特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

次のページをお願いします。

議案第27号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

議案第28号 令和2年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和2年度小国町水道事業会計予算を別紙のと

おり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、各担当課長から御説明を申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 特別会計の説明になります。はじめに国民健康保険特別会計の予算の概要について、説明をさせていただきます。

まず、本日配付をさせていただきました資料がございます。福祉課資料6ということで、1枚ものの資料になりますけれども、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者数等の状況でございますので、各特別会計予算審議の際、併せて御参照いただければというふうに思っております。

それでは、国保特別会計について特別会計の予算書2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算によって御説明を申し上げます。

3ページからの歳出でございます。主なものを説明させていただきます。款1総務費は事務費になりますけれども、571万9千円、対前年比で0.53%の増となっております。2保険給付費が医療受診に係る給付費となります。医療費の推移等をもとに推計算出をしておりますが、保険給付費総額で7億2千954万2千円、対前年比で3.21%の減となっております。なお、この費用につきましては歳入の県補助金のほうで賄われることになっております。

続いて3国民健康保険事業費納付金、これが平成30年度から新設された県への納付金ということになります。この納付金の財源としまして、保険税また保険税の軽減額、補填のための繰入金等で賄う形になります。令和2年度においては、2億8千104万5千円の納付金額を見込んでおります。款6保険事業費におきましては、人間ドックや特定健診、特定保健指導等の予算1千944万円を計上させていただいております。国の補助等も活用しまして、引き続き健診未受診者対策、受診率の向上等の事業を進めていきたいと考えております。

次に款8諸支出金、4千347万4千円でございますが、この中に国の助成を受けての公立病院への繰出し金4千200万円ほどが含まれております。公立病院の中のシステム更新に係る経費また医師の確保等に係る補助金の繰出予算となります。

以上、歳出総額で10億8千355万9千円でございます。

続いて2ページの歳入でございます。歳入に関しましては、歳出予算に対しまして必要な財源となる予算を計上させていただいております。主なものを説明させていただきます。

まず、款1国民健康保険税です。先ほど歳出で説明申し上げました事業費納付金を納める上で、必要となる保険税額についての予算計上となります。被保険者数等の減少等もあります。保険税総額として2億2千802万3千円、対前年で1千46万1千円、4.39%の減となっております。

ます。

続いて款4県支出金は歳出保険給付の大部分を支払うための保険給付費等交付金、普通交付金であるとか、保険者努力支援分の特別調整交付金等が含まれております。総額で7億8千641万9千円、前年比で2.23%の増となっております。

次に款6繰入金、6千700万円でございますが、保険基盤安定繰入金等の制度上ルール分とされるものを計上させていただいております。

以上、歳入歳出とも合計で10億8千355万9千円の予算総額となります。前年度と比較しまして282万3千円の増額、率にして0.26%の増加となります。

国保特別会計予算についての説明は以上となります。

続きまして、介護保険特別会計について説明をさせていただきます。特別会計予算書の20ページ21ページをお開きいただきたいと思います。

21ページからの歳出でございます。主なものを説明させていただきます。款1総務費は事務費です。1千201万9千円、対前年で367万4千円の増額となっております。こちらにつきましては、令和2年度に予定をしております第8期の介護保険計画の策定業務委託料の計上に伴うものが主な原因での予算増となっております。

款2の保険給付費が予算全体の約93%を占めるものとなります。予算金額にしまして10億8千590万8千円、対前年度と比較では予算ベースではほぼ横ばい状態となっております。

続いて3地域支援事業費、6千49万3千円ですが、こちらは対前年度で1千455万4千円の減額、19.39%の減少となっております。こちらにつきましては、介護予防生活支援サービスの中で総合事業への移行に伴い、デイサービスであるとかヘルパー事業等の従来型の負担金が減少したことによるものが原因と考えております。

款5基金積立金につきましては、歳入、諸収入のサービス計画収入を主な原資としまして、基金のほうに積み立てさせていただき計画をしております。

款6公債費、財政安定化基金への償還金ですが、第6期の平成28年度におきまして、県の基金のほうから1千650万円の借入れを行っております。第7期にあたる平成30年度から令和2年度の3年間で償還するということになっておりますので、その3分の1にあたる550万円の償還予算を計上させていただいております。令和2年度が償還の最終年度ということでございます。

続きまして20ページの歳入でございます。主なものを説明いたします。

まず款1保険料です。こちらは65歳以上の1号被保険者の保険料になりますが、2億1千544万6千円を計上しております。対前年1千200万7千円の減額、5.3%の減少となります。

款3国庫支出金、4支払基金交付金、5県支出金、6一般会計繰入金の歳入につきましては、

歳出での保険給付費、地域支援事業費の給付費等に伴い算出される国庫また県の負担金補助金等を計上してございます。

8 諸収入におきまして、地域包括支援センターにおいて要支援者のサービス計画策定に係る収入等を計上しております。

以上、歳入歳出とも合計で11億7千52万7千円の予算総額となります。前年度と比較しまして823万2千円の減額、率にしまして0.7%の減少ということになります。

介護保険特別会計予算についての説明は以上となります。

続いて、後期高齢者医療特別会計予算について、概略を説明させていただきます。予算書では44ページ45ページをお開きいただきたいと思います。

まず44ページの歳入のほうでございます。主なものを説明します。款1保険料ですけれども、特別徴収分と普通徴収分合わせました7千944万3千円を計上しております。対前年比で7.44%の増でございます。

款3一般会計からの繰入金ですが、保険料の軽減分を補填する保険基盤安定繰入金3千347万4千円並びに事務費繰入金100万円、合わせて3千447万4千円となります。

次に款5諸収入の主なものは、3受託事業収入となります。こちらは後期高齢者の健康保持増進事業について広域連合から受託される形となっておりますので、その取り組みに係る事業経費の収入ということになります。

以上、歳入総額で1億2千53万1千円でございます。

続きまして45ページの歳出でございます。まず款1総務費につきましては、本特別会計に係る運営事務費や徴収費としての経費の計上でございます。

款2は広域連合への納付金でございます。徴収した保険料及び保険料の軽減分として補填された保険基盤安定繰入金等を合わせた額について、負担金として広域連合に支出をするものとなっております。予算額として1億1千291万9千円でございます。会計全体の約94%ということになっております。

款3保健事業費です。ここでは健康診査であるとか歯科口腔健診等の経費579万円を予算計上させていただいております。費用の一部を除き、広域連合から町への委託事業ということになっております。

以上、歳入歳出ともに合計で1億2千53万1千円の予算総額になります。前年度と比較しまして674万7千円の増額、率にしまして5.93%の増加となります。

後期高齢者医療特別会計予算についての説明は以上となります。

以上、3つの福祉課所管の特別会計予算について説明を申し上げました。

住民課長（時松洋順君） それでは続きまして、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、御説明いたします。

予算書58ページを御覧ください。歳入としまして、貸付金元利収入62万1千円を計上しております。こちらは町から貸付けました貸付者からの償還金の金額でございます。

続きまして59ページ、公債費。元金と利子を計上しておりますが、こちらは町が貸付者に対して貸し付けましたその財源としました公債費に係る部分でございます、元金利子合わせまして49万5千円計上しております。歳入からこの元利償還金を除きました差引が12万6千円出て参りますけれども、その差額を繰入金といたしまして一般会計へ繰り出すものでございます。ちなみに60ページには貸付金を実施しましたときに財源としました公営住宅建設事業債の残高見込みが付いております。右端の当該年度末現在高見込額が0となっております。令和2年度までの特別会計になる予定でございます。

以上です。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） それでは令和2年度坂本善三美術館特別会計予算について、御説明をさせていただきます。予算書の64ページをお願いいたします。総括表のほうで説明をさせていただきます。

まず、款1使用料及び手数料として325万5千円。

款2繰入金として833万円。前年度より154万2千円の減額でございます。

款3諸収入が54万円でございます。

歳入予算総額が1千212万5千円となります。

次に65ページをお願いします。款1総務費、総務費総額1千212万5千円です。前年度より154万2千円の減額となっております。前年度美術館本館を中心に害虫駆除、シロアリ駆除を実施しております。その経費150万円が主な減額の要因となっております。

簡単ではございますが、以上で令和2年度坂本善三美術館特別会計の予算についての説明を終わらせていただきます。

建設課長（秋吉陽三君） 小国町簡易水道特別会計の予算概要を説明させていただきます。本会計は施設は杖立水道、小薮水道、市井野水道の3施設の会計となります。本会計は先の3地区の水道組合より施設の維持管理及び使用料の徴収事務を地区に代わって小国町が受託事務として行っているものです。

それでは、予算書73ページをお願いいたします。令和2年度は歳入歳出ともに704万3千円を計上させていただいております。対前年度比102.3%となります。

以上簡単ではございますが、簡易水道特別会計予算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町農業集落排水事業特別会計予算を説明させていただきます。

84ページをお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の歳入合計1億5千347万7千円を計上させていただいております。

続いて85ページをお開きください。歳出でございます。総務費、公債費の歳出合計で1億5千347万7千円を計上させていただいております。歳入歳出とも対前年度比108.3%となっております。

以上で小国町農業集落排水事業特別会計予算についての概略説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和2年度小国町水道事業会計予算でございます。

まずは、水道事業会計予算書1ページをお開きください。総括事項を上げております。給水戸数2千570戸、年間総給水量99万4千356立米とし、1日平均給水量2千724立米と計画しております。

また、令和2年度の建設事業として7千万円を予定しております。これは下城田原地区の配水管布設替工事を予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出でございます。収入合計1億5千45万7千円、支出合計1億4千298万3千円でございます。

次、2ページをお願いします。第4条には資本的収入及び支出について記載されております。特に第4条では資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千472万4千円は、当年度分消費税資本的収支調整額1千92万円及び減債積立金3千670万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金6千710万4千円で補てんするものとするとして定めています。収入合計4千261万6千円、支出合計1億6千734万円でございます。

以上、簡単でございますが、水道事業会計予算の概略説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ただいま、執行部より「議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について」から「議案第28号 令和2年度小国町水道事業会計予算について」までの説明をいただきました。

では、議案第20号から議案第28号の中で、ただいまの執行部からの説明に対する質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し、審議いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって議案第20号は各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号から議案第28号につきましても、所管の常任委員会に付託したいと思っております。

お諮りいたします。

議案第21号、22号、23号、24号、25号は総務文教福祉常任委員会へ、議案第26号、27号及び28号は産業常任委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって議案第20号から第28号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(松崎俊一君) 日程第30、「議案第29号 小国町気候非常事態宣言について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは議案集の23ページをお開きください。

議案第29号 小国町気候非常事態宣言について

小国町気候非常事態宣言を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、環境問題に正面から向き合い、SDGs未来都市としてかけがえのない地域資源を活かしながら、循環型の社会と多様な産業を創出し、将来にわたって持続可能な町となることを目指す必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

この議案につきましては、宣言文読み上げをさせていただきたいと思っております。

別紙の小国町気候非常事態宣言を御覧ください。

私たちのまち小国町は、昔も今も変わりなく豊かな自然に恵まれた町です。それは、悠久の中で幾世代もの先人たちがしっかりと守ってきた掛け替えのないものです。私たちの役目はそれを受け継ぎ、次世代へと繋ぐこととなります。

その一方で、小国町はその地形から大きな自然災害を経験してきました。1991年の台風では多くの風倒木が発生し、被害が拡大しました。また、その災害が起因となり、土砂災害で命が失われることになりました。2005年の集中豪雨では山腹が崩壊し、流木や土石流による堤防・護岸の決壊、床上・床下浸水、水田やハウスなどの農業施設にも甚大な被害が発生しました。

昨今、世界各地そして我が国においても、これまで経験したことのない酷暑、短時間における集中豪雨、巨大化する台風など、各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発し、多くの被害が発生しています。小国町でも、地球温暖化が原因と考えられる降雨量・降雪量不足に

よる豊かな湧水や地下水の減少、害虫発生など農林業や生活への弊害が心配されています。

気候変動は、人間社会や自然界に対する極めて深刻な脅威です。悠久の歴史が育んだ自然の恵みを受け、その恵みを再生可能エネルギーとして活用してきた小国町だからこそ、今ひとつになり、気候変動の要因とされる温室効果ガスの削減に向けて行動を起こさなければなりません。

小国町は、ここに気候非常事態を宣言することにより、環境問題に正面から向き合い、SDGs 未来都市としてかけがえのない地域資源である地熱と森林資源を活かしながら、循環型の社会と多様な産業を創出し、社会・経済・環境の3側面の統合的取組の中で、将来にわたって持続可能な町となることを目指し、すべては次世代のために、次のことに取り組みます。

- 1 SDGsの達成を目指し、適正な開発を行います。
- 2 町民のみなさんと一緒に、積極的にSDGsの取組や気候変動の危機についての周知啓発に努め、他自治体との連携を広く呼びかけます。
- 3 森林の適性な管理による温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことにより、森林、里山、河川の良質な自然循環を守ります。
- 4 小国町の地熱を活用した発電や木材乾燥に関する情報を発信するとともに、北里柴三郎博士の理念である「学習と交流」の中で、小国町の豊かな自然の恵みを再確認できる仕組みを構築します。

2020年3月（採択された日をもって）

小国町長 渡 邊 誠 次

以上、読み上げさせていただきました。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより、議案第29号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第31、「発議第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り止めを求める意見書（案）について」を議題といたします。

提出者より発議第1号について提案理由の説明を求めます。

5番（児玉智博君） 発議第1号 令和2年2月28日

小国町議会議員 松崎俊一様

提出者 小国町議会議員 児玉智博

自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り止めを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面を御覧ください。

自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り止めに求める意見書（案）

農林水産省の有識者検討会は昨年11月、新品種保護に関する対策を取りまとめ、これをもとに今国会に種苗法改正案が上程されようとしています。

現行法で原則として農家に認められている登録品種の自家増殖が「許諾制」という形で事実上禁止されれば、これまで認められてきた種取りの権利が著しく制限されます。そして許諾手続きを取りその費用を出費するか、もしくは種子を毎年購入するか、いずれにしても新たに大きな負担が発生する事になります。そうなれば農家経営は圧迫され、地域農業の衰退を招きかねず国土の荒廃にますます拍車をかける事にもなります。

政府は種苗法改正を「国内で開発された品種の海外流出を防ぐ」事が目的であると強調していますが、かつて農林水産省は「海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖をすべて防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法（2017年11月付け食料産業局知的財産課）」と認識を示しており、海外での育成者権の保護強化のために国内の農家の自家増殖を禁ずる必要はありません。

在来種（一般品種）は育成者権の対象外としていますが、一般品種が登録される可能性も否定出来ません。今回の改正案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされているため、育成者権者にとっては大変有利である一方、農家を委縮させ在来種の栽培や種取りを断念させる可能性もあります。その結果、地域で種子を守ってきた種取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利が奪われる事にもなりかねません。また、品種登録には高額な費用が掛かるため、将来的には資金力のある特定の企業による種子の独占や市場の寡占化が進みかねず、農家や消費者の選択肢をより一層制限する事にもなりかねません。

自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードだとされていますが、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食糧不足が懸念される中で食糧安全保障の観点にも逆行するものです。

これらの趣旨から、政府においては、種苗法改定の取り止めに強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規程により提出します。

2020年3月

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 江藤拓様

小国町議会議長 松崎俊一

以上であります。

小国町内におきましても、自家増殖をしている農家の方たちがたくさんいらっしゃいます。米であったり、あるいはサトイモやジャガイモ、サツマイモといったイモ類、あるいは高菜、小国独自の作物としては岳の湯の黒菜であったり、またあるいは「おおまさり」というか落花生です

ね。そういうものも小国町の直販所で販売されている方もいらっしゃいます。小国町内の農家の方にとっても重大な影響が考えられますので、今回提出いたしました。

議長（松崎俊一君） これより、発議第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 発議第1号ということで、児玉議員のほうから発議がなされております。まづもって、議員活動の中で発議という行為に関して敬意も表しますし、ある意味こういったような動きが議員本来の姿ではないかとも思っております。ただ、今回の発議の意見書案について、私も全員協議会のあと、この発議の意見書を見させていただいて、だいぶ調べてみました。まづもって、「種苗法改正案が上程されようとしています」というところで衆議院の部分を見ましたところ、3月3日に衆議院で議案として受理されております。参議院では当然、衆議院の受理でするので予備審査議案として処理されておりますけれども、実に早い部分でありまして、ここの部分を実に調べようとしたとき、非常に困惑しました。それで、農林水産省のホームページ等も見させていただきましたけれども、正直なところ、改正法案そのものがまだホームページには記載されておりました。それで質問をさせていただきたい部分がありますけれども、中段ほどにありますけれども、一般品種が登録される可能性も否定出来ませんと、一般品種と登録品種と今は区分されておりますけれども、これはずっと以前からそうだったのではないかと思っております。いわゆる米の種もみを取るときに、私の知っている農家やなんかは当然その圃場は登録して、種もみ等登録しておりますけれども、その彼にしてもこの種苗法の改定で困るなどといったような御意見も聞き及んでおりませんし、まづもって農家の意見がどうなのかが最優先しないと、逆にこの種苗法改定を取り止めることによって不利益がどうなるのか、それすら正直に表面的には表れてきていないかと思えます。

また、この文体として意見書ですので、こういう意見書になろうかと思えますけれども、それは理解した上でなんですけれども、もう少しかみ砕いた形で、こういう改正があるとここが問題になってくる、あるいはそのことによって小国の農家がこういう意見を持っているとか、もしあればお聞かせいただきたいと思えます。

5番（児玉智博君） はっきり言って、小国町内の農家の人たちも今言われたように急な、実際去年の10月ぐらいいも政府は臨時国会に提出をしようという動きがあったようですけども、実際は提出できなかったという経緯があります。それで、私も28日にこの意見書案を提出しましたので、その時はまだ出ていなかったのだから「出されようとしています」という表現になっているところですよ。

御質問に対する答弁ですけれども、実際、あまり一般紙などにも報じられておりませんので、実際小国町内の農家の人の意見としては、私もまだそういった意見交換などもしておりませんので、直接聞き及んではないところですよ。

あと、何か聞かれたことは何かありましたかね。

議長（松崎俊一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思えます。

4番（久野達也君） それで、私が知り得た部分として、これ農林水産省のホームページでだいたい検索、検索でずっと行って、行き当たったところなんですけど、これに書いてありますところの有識者検討会、昨年11月ということで印字しましたら、昨年11月15日で植物新品種の保護に関する取りまとめということで、まとめられております。この中でも「事実上禁止」と書いてありますけれども、要は許諾を取ってくださいと。開発者が新品種を作ったら、その翌年は分らないうちに種が出回ったと。そのことを一番懸念している部分ではなかろうかと思えます。ある意味、知的財産権の保護もこの中には含まれている部分があるかと思えます。通常ですと特許法が知的財産権の保護になるのですが、農産物の場合は特許権というよりも、この種苗法でその苗の品種改良をする、そして保護する。そして、この品種改良をするのは主には皆さん御存じのとおり各県別の農業改良普及所であったり、農業研究所であったり、そこらがまず適した品種、例えば福岡県のイチゴの「あまおう」とかですね、そういったものについては当然登録品種になっておりますけれども、それはやっぱり福岡県として農産物を守りたい。熊本県は熊本県で農産物を守りたいということも含まれておろうかと思えます。そういったような中で、この種苗法の改定が要は禁止はしていないんですね。農林水産省のホームページを見て私が知り得た限りでは許諾権、そして許諾料についても県単位で開発を進めているのだから、そう多額には及ばない。まあ、そこは「だろー」だったんですけども、そのような形が記載されておりました。ですから、発議者に再度お尋ねしますけれども、やっぱり小国町議会議長名で内閣総理大臣それから農林水産大臣に出すわけです。やっぱり小国町の農家、生産者の声を反映させるのが私たち議員の努めではなかろうかと私自身は思っておりますので、再度、そこを確認させていただきたいと思えます。

5番（児玉智博君） 先ほどと同じ答弁です。

事実として、実際、意見交換などはしておりませんので、答弁は変わりません。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

農家をしていない者は、農家のことをあまり言うなと前回言われたのですが、ちょっと興味があったので、まず小国のJA支所の上の方に聞いたら「申し訳ないが、うちまではまだ上がっていない」それなら経済連に知り合いがいるからといって経済連の上から何番目かに聞いたら「私は知っています。でも、方向性がまだ全然未定ですので、よろしかったら保留にさせていただいて、よければJAなり組織からの要望なり請願が上がってくるまで待ってもらえないだろうか」というのが農家の代表たる者たちの話だったんですが、それでいいのではないですかね。

5番（児玉智博君） 基本的に、私もできれば種子法と同じように、農協などから出していただけ

ればそれが一番よかったですけど、御存じのとおり会期末が6月になります。恐らく、今の速度からいくともう会期内に改正案の成立を目指そうとすると、もしかしたら6月議会までには衆議院、下手すると参議院まで回って採決されてしまいますので、採決されたら改正を止めてくれという意見書を出しても意味がなくなりますので、私としては議会として意見書を出すなら3月議会までだなと思いましたが、私の発議という形で出させていただいた次第です。

ちょっと付け加えて、これは答弁ではありませんけれども、要するにおっしゃるとおり登録品種について許諾制になったというわけですけども、結局、罰則があるわけですよ。それでその罰則というのが、懲役10年以下とか非常に重いわけですよ。実際おっしゃるとおり、登録品種について許諾制にするというわけなんですけど、実際現状どうかというと、例えばさっき言われたような「あまおう」とか自家増殖して作りましたと。作ってそれを売ろうとすれば、「あまおう」というふうに名乗って、名前を付けて売ることはできないわけですよ。ただし、ただのイチゴとして売ることについては売れるわけです。それをしたところで懲役10年とか、そういう罰則はありませんが、それが罰則ができるわけです。実際、法律には自家増殖を禁止するものいちいち名前なんか書かれませんが、恐らく政令や国会の議決を経ない部分で対象を拡大することができるわけですよ。そういうふうになってしまえば、政令で一般品種とかまで対象を広げることができかねませんので、非常にそうなった場合が恐ろしいということで。実際、目的としては海外で勝手に増殖されることが問題になっているんですよ。ただ、海外で増殖されるといって、いろいろ登録品種にサクランボなんかもありますけれども、種だけを持ち出して検疫を逃れる方法というのはいくらでもありますので、一旦持ち出されてしまえば、そこで増殖するということは可能なわけですよ。やっぱりかつて農水省も言っているとおり、海外で品種登録をすればこれしかないと言われていまして、やっぱり解決策としては今回の種苗法改定では目的も弱い、後々の拡大されていくこと自体も心配がありますので、私自身、自家増殖をしている一人でありますので、出したところです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ありませんか。

4番（久野達也君） 今、児玉議員から言われたように、自家増殖でしている人もいるかと思えますけれども、それはほとんどが一般品種じゃなかろうかと思えます。私の考えなんですけれども、まず、苗というものは基本的にはF1、掛け合わせのものは自家増殖はできませんし、限られてくるかと思えます。そんな中で決して農林水産省が正しいとは言いませんし、農林水産省がそれが全てとは思いませんけれども、そんな中で農林水産省の有識者会議の中で、実はホームページの中にもあったんですけども、農事組合法人の代表者の方、その方は恐らく参考人か何かとは思いますが、やっぱりこんなふうに使われているんですよ。「これまで登録品種も意識なく同じように増殖してきたが、必要となれば知的財産を利用している以上、今後は利用料を払うのが当たり前という考えに切り替えていくべきだと思う。」と、そのように述べている方もおり

ますので、やっぱり、その開発する行為、それによって恐らく開発者は次のものをまた開発していくかと思えます。また、開発者としては全国でどのような方々がどんな農場が自分たちの農場で開発したものを利用しているのかというものを掌握するためにも、許諾制という形を取っておりますので、私としましては、この取り止めに対する意見書というのが時期尚早というか、まだ現段階でどっちが正しいのかというのは図りかねるのではなかろうかと思って、発言させていただきました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号、自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り止めを求める意見書（案）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数でございます。

よって、発議第1号は否決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第32、「陳情第1号 「労働者協同組合法」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

この陳情第1号の取扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは事務局より、陳情書の朗読をお願いします。

議会事務局長（藤木一也君） それでは、朗読をさせていただきます。

陳情第1号、「労働者協同組合法」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

陳情要旨

「労働者協同組合法」の制定に向け、国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見

書を貴議会において採択し、政府及び関係行政官庁あてに御提出いただきたくお願い申し上げます。

#### 陳情理由

「労働者協同組合」は、組合で働こうとする人全てが協同で出資し、協同で労働条件を定めて協同して働く協同組合です。地域社会の課題解決をめざし、「共に働く」ことを通して、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生」に寄与する活動を進めています。

国内ではワーカーズコープ（日本労働者協同組合連合会）、ワーカーズ・コレクティブ（ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン）、農村女性起業（農村女性ワーカーズ）、障害のある人の就労創出に取り組む団体などが30年にわたって活動し、10万人以上がこの「労働者協同組合」という働き方で事業活動を進めています。しかし、どの団体も自らに相応しい法人格がないために、企業組合法人や特定非営利活動法人などの法人格を便宜的に活用せざるを得ず、社会的認知が十分に広がらないままでの活動を強いられてきました。

その中で、私たちは20年近くにわたって、労働者協同組合に相応しい法律の制度整備を求めて活動を続けてまいりました。全国都道府県、市町村議会の意見書採択が922議会に広がり、「労働者協同組合」の法制度を求める取り組みが全国に広がる中で、国会では超党派の「協同組合振興議員連盟」で法制化の議論が開始され、また「協同労働の法制化に関する与党ワーキングチーム」で法案作成の検討が開始されるに至りました。

私たちは、法制化を実現することで（1）地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じて持続可能な地域づくりに貢献することができ、また（2）自発的な就労機会を創出することで困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができる、ものと考えています。

非正規・不安定雇用が広がり、格差拡大と貧困が固定化される日本社会にあって、働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そしてその働き方が「ディーセントワーク」（働きがいのある、人間らしい仕事）であるような就労機会を創出するためにも、法制化が必要だと考えています。

私たちは、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望致します。誰もが、働くことを通して「安心と豊かさを実感できるコミュニティにつながり、参加する」、こうした働き方は、住民主体の地域づくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものです。

貴議会におかれましても、本陳情の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府および関係行政官庁あてに速やかな制定を求める意見書を提出していただきたく陳情いたします。

2020年2月19日

小国町議会議長様

陳情者住所 熊本市南区城南町隈庄921-5

陳情者指名 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 熊本支部長 小林啓示

でございます。

なお、令和2年2月19日に事務局のほうで受け付けをしております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより陳情第1号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号、「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第33、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第34、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたら、お願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） それでは行政報告を申し上げます。

令和2年度の職員採用の件ですけれども、一般職として3名の方に来ていただくようにしております。

それから2番目です。県への人事交流派遣の職員、波多野大祐さんでございますけれども、令和2年度まで派遣するようにしております。それから、今小国町におられます政策課の山口審議員は県からの出向、そのままでございます。

それから職員内示を行うようにしております。決まったら議会事務局を通じて、皆さま方にまたお知らせをしたいというふうに思っております。

それから5番目でございますが、第2期の総合戦略を策定させていただきました。皆さまのお手元に第1期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略という形でお願いしております。少しお話をさせていただきますと、平成27年度に策定いたしました第1期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年が今年度であるため、来年度から5箇年にわたる第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。第2期総合戦略では第1期総合戦略を検証し、小国町の目指すべき将来や2020年度を初年度とする今後5箇年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、町の動きを活発にしていきたいというふうに思っております。

本日、皆さまには人口ビジョンと総合戦略を配付しております。人口ビジョンは国が示した2065年までの人口推計とともに、県や町のデータやその比較を示したものでございます。この人口ビジョンを元に来年度からの5年間の小国町まちづくりのビジョンを描き、その達成のため目標値であるKPIを掲げたものが第2期総合戦略です。

また、総合戦略は町の総合戦略を補完する位置付けのため、総合戦略に掲げた目標を達成するために各事業は総合計画の各事業となります。現行の総合計画は令和2年度を最終年とするため、次期総合計画の策定に当たっては総合戦略で描いたビジョンの実現、そしてSDGs未来都市小国町として、持続可能な町の実現に向けて小国町が目指すべき方向、とりわけ人口減少、少子高齢化に対応する枠組みを具体化し、着実な実施につなげて参りたいというふうに思っております。

総合戦略につきましては以上でございます。

それから、今皆さま方にお配りいたしましたけれども、小国町国土強靱化地域計画を策定いたしましたので、御覧をいただきたいと思っております。補足をあとで説明をしていただきます。

それから、現在のところですが、新型コロナウイルスの感染症の部分で「終息すれば」というところで、ちょっとお話をさせていただきますけれども、戦没者追悼式を4月15日に開催予定を今のところしております。それから、小学校・中学校の入学式でございますけれども、小学校は4月9日の午前10時から、中学校は同日の午後1時半から開催をするように、今のところは予定をしておりますけれども、案内通知は3月下旬に出す予定でございます。皆さまには随時、この感染症の対策におきましても御連絡といたしますか周知を申し上げますので、少しずつ変わっていくかもしれませんが、またよろしく願い申し上げます。

私から行政報告は以上とさせていただきますけれども、総務課長より補足の説明をしていただきます。

総務課長（小田宣義君） それでは私からは、国土強靱化地域計画の策定ということで、過去には1番の時松議員からも議会の最中に「小国町は計画を作っているのか」という質問も受けたことがございます。それを受けまして、これは国のほうは平成28年4月1日に国土強靱化法を施行

させて、そして東日本大震災を教訓に事前防災及び減災、その他迅速な復旧に資することに鑑み、大規模災害から国民の生命、身体、財産の保護及び国民経済に及ぼす影響を最小化に努めることとして、国が国土強靱化地域計画そして都道府県も作っております。都道府県は平成29年の熊本県は10月に策定しております。今年が今年度中に市町村についても令和元年度中に策定を求めておりました。町といたしましては、令和元年10月1日に町長、教育長、各課長及び各審議員による計画策定に向けた勉強会の1回目を開催しております。各課の審議員を各課の策定担当として策定作業をし、熊本県とも情報を交換しながら、熊本県の取り組む事業、町の取り組む事業等を洗い出し、今年の1月末までに計画案を策定した次第でございます。そして、2月3日から1カ月間、おぐチャンでパブリックコメントということで町民に対しても呼びかけをしてみました。ただ、パブリックコメントに対しては町民一人がコメントをしてくれたのですけれども、全体的な感想の件でコメントをしてくれたということで、それに反映することは実際はございませんでした。

なぜ作るのかと申しますと、国において令和2年度から地域計画において、この計画を作っていないと予算の重点配分及び配分方針を予算を決めたあとに公表しますので、令和3年度からは要件化事業として計画の未策定の市町村には事業を配分しないという、大変厳しい方針が示されております。つまり、地域計画がなければ主な公共事業が取り組めなくなる見込みでございます。

国としましては、対象となる交付金、補助金は9府庁省、34の交付金、補助金で、国の予算規模は年間数兆円になり、小国町でも今後その補助の内容を精査しながら適時取り組む政策に有効な補助金、交付金として、これを使用することを検討いたしております。

今日配った計画書ですけれども、基本的には第1章といたしまして基本的な考え方を載せております。第2章として本町の地域特性、第3章として脆弱性評価、どこが弱いという評価になります。第4章といたしましては強靱化の推進方針、第5章といたしまして計画の推進となっております。ページ数も多いので帰って見てもらえば結構ですけれども、かなりの事業がその補助の対象になるということになっております。ただ、それぞれの事業を上げられるわけではありませんが、やっぱり予算的には精査しながら上げなくては。そしてまた、議会の皆さまには予算書により議会の議決を頂かなくてはなりません。そのための基本として作っております。それには別紙といたしまして、取組主体、関係機関等の一覧表というのがあります。国がここまでののですよ、あとは県がここまでののですよ、町はここまでのですよという表が別表にあります。それともう一つが各事業の計画書として、取り組み事業の一覧ということで各課の審議員がこれを作っておりますので、今分かる範囲での事業をそこには掲載しております。ただ、先ほど言いましたとおり予算に絡んできますので、そこは今回は一緒に出すことはしませんでした。また、この事業につきましても、今後新しく出てくるとか、今計画にあがっていない事業等につきましても、この対象になる場合は計画変更し、新たに計画として計上することができますので、まず

は議員の皆さんはこの小国町国土強靱化地域計画ができたということで、国への予算は確保できたということで認識をいただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

（午後5時30分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（8番）

# 第 2 日

# 令和2年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 令和2年 3月16日(月)  
1. 招集の場所 おぐに町民センター3階 議場  
1. 開 会 令和2年 3月16日 午前10時00分  
1. 閉 会 令和2年 3月16日 午後 3時15分

## 1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 朝 日 さとみ 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 加 祥 一 恵 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 2. 3. 16)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルスの影響は、日本はおろか全世界において社会生活全般に及び予断を許さない状況となっています。株価を見ても、相当以上の影響が懸念されます。私たちの地域経済に対する影響も計り知れないものとなる可能性があります。国難ともいえる状況になってきているというふうに感じております。今しばらく耐えなければなりません、まずは衛生面において「感染しない」、「感染させない」ことを今一度御確認いただけたらというふうに思っております。

さて、本日は3月定例本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、児玉智博議員、西田直美議員、熊谷博行議員、江藤理一郎議員、大塚英博議員となっています。よろしくをお願いします。

それでは児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 新型コロナウイルス（COVID-19）が、世界的に感染の拡大をし続けております。WHO世界保健機関は11日、2009年の新型インフルエンザ（H1N1）以来となるパンデミックを表明しました。テドロス事務局長はこの判断の根拠として、「この2週間に中国以外の感染数が1.3倍、感染者のいる国が3倍になった」と指摘、感染者は114の国と地域で11万8千人、死者は4千291人になったと明らかにしました。

一方、感染者の90%以上が中国・イタリア・イラン・韓国の4か国に集中し、そのうち中国と韓国では流行はかなり収まっているとして、どの国も今回のパンデミックを抑えることは、まだ可能だと強調したということです。

国内の状況は14日現在、クルーズ船やチャーター便も合わせると感染者1千481人、死者は29人にのぼるということです。このうち熊本県内では、これまで熊本市と御船、有明保健所管内で合計6人の感染が分かっていますが、有明保健所管内の40代女性は無症状のまま陰性となったと伝えられております。

さて、小国町などの阿蘇保健所管内での感染者は今までに出ておりませんが、小国町内においても町民の生活に大きな影響が出ていると思います。そこで、現在までに町が把握している情報と、感染防止の取り組み、また保健所や周辺自治体、医療機関などとの連携も合わせて御報告ください。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員の御質問に答えさせていただきます。

まずは、私のほうから総括で少し話をさせていただきたいと思います。今、新型コロナウイルスの感染症患者の確認を受けて、町でも感染防止対策に取り組んでいるところは、皆さま方御承知のとおりだと思います。もちろん当町での患者は発生していないという状況でありますけれども、いつ発生してもおかしくないという状況で、しっかりと取り組みたいというふうに思っております。町主催の会議、打ち合わせにおける感染予防対策も当然講じているところでございますけれども、国それから県、関係機関、もちろん公立病院も含めましてしっかりと取り組んで参りたいと思っております。議員の皆さまには、遂次今までもファックスで状況が変わるごとにお伝えをさせていただいておりますけれども、これからもそれは継続して、できるだけ新しい情報を早く皆さま方にお届けするという事は、今でも変わらないことと思っております。詳細につきましては、各担当課より御説明をさせていただきます。

福祉課長（生田敬二君） 福祉課のほうにおいて、保健衛生業務を担当してございますので、特に住民に対しての対応策ということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

今、現状では基本的に平成21年に策定しました新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った形で対応をしております。先ほどから言われていますように、現時点で近隣での感染症例は見られないという状況の中でございますので、現段階においては全国的な動向に目を向けながら、住民への感染症対策、また拡大防止対策ということで、手洗いの励行等の予防に関する周知啓発等を繰り返し行っているという状況でございます。文字放送、ホームページ、広報おぐに、また個別のチラシ等により対応をしております。加えまして、感染が疑われるような方に対してましては、症状例であるとか相談窓口となる連絡先等の周知を行っているところでございます。

また、小国公立病院におきましては2月26日から発熱外来を開設しまして、受入れの時間帯であるとか、診療場所も分けたところで発熱があり不安をお持ちの方に対しての診療受付を行っております。住民の不安の解消にも繋がっていると考えているところでございます。

それから、他の機関との連携とかいうところでございますけれども、熊本県、本町の健康危機管理課、阿蘇保健所、また保健所管内の各市町村、また郡医師会等とは、平常時も協議会、連絡会議等を設置をしております。今回のコロナ対応に関しましても情報の共有、意見交換等の連携を保っているところでございます。また今後、場合によって必要に応じては市町村長との会議も開かれるものというふうに思っております。

また、本町は県境に位置してございます。日田市、九重町、玖珠町との往来、人的交流も盛んに行われておりますので、生活圏として重なる部分も多くございます。こちらについても、この3市町とも情報共有など隣接する町村として連携を取り合うことの確認を行っております。また関係機関、小国公立病院は先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会、介護福祉施設、また町内の民間の診療所等々も情報の提供、また情報の交換等を行っているところでございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） その社会福祉協議会や民間の医科診療所あるいは歯科診療所も含まれるかと思いますが、そういったところとの情報交換という具体的などういった形で行われているか教えていただけますか。

福祉課長（生田敬二君） 今の発症状況の情報の共有でありますとか、今、国のほうでも言われていますけれども、今後流行期に入ったというか患者数が増えてきたときの対応等について、その可能性等も含めて、情報の交換を行っているというところでございます。

5番（児玉智博君） 全国の医療機関や介護や保育施設などを悩ませているのが、マスクや消毒剤などの衛生品不足です。国がマスクの買占めを防止し品薄の解消につなげるために、転売の禁止に乗り出すほどであります。町内の状況を私もいくつか聞き取りしてみました。そうしましたら、小国公立病院は、向こう1カ月分の蓄えはあるものの節約しながら使っているということでした。また、政府対策の第2弾で、マスク1千500万枚を医療機関に配ることが発表されていますが、これには対象とならないだろうということでありました。NHKの取材に業界団体は、マスクの供給は今も需要に追いつかず、品薄の状態は当面続く見通しだと答えたということです。これは、まず11日に開かれた常任委員会で調査を求めておりましたが、町内の医療機関や介護施設などのマスクの保有状況を御報告ください。また、確保に困っている施設には町の備蓄があれば配付すべきだと思いますが、検討いただけますか。

福祉課長（生田敬二君） 公立病院また介護施設と、先週マスクの在庫状況等も含めて調査を行っております。公立病院につきましては、1月、2月ほどはあるだろうということで、話を聞いています。また介護施設につきましても、ほとんどないというところはございませんで、およそ1月ほど程度は持ち合わせがあるのかと思っています。相対的なお答えとして、お答えさせていただきます。その中で、国のほうも介護施設等を優先的に配付するという話もありますので、そちらの状況も見ていきたいというふうには思っております。町のほうも在庫数というのが、前回の平成21年の新型インフルエンザ等がはやったときに購入したものがございますが、今、そちらのほうは学校であるとか放課後児童クラブ、また町の今行わなければならない、例えば税の申告会場とか期日前投票場とか、そういったところへの配付をしております、今各施設、介護施設等に配付するような在庫は今のところ持ち合わせていないという現状でございます。

5番（児玉智博君） 公立病院と介護施設に聞き取りをしていただいたということでしたが、医科診療所、歯科診療所の状況も聞き取られていると思いますが、状況は同じということではないでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） ほぼ同じような形であると認識しております。

5番（児玉智博君） 1カ月程度、2カ月程度は在庫を持ち合わせているということでありましたが、ただ、先ほど言いましたように業界団体がマスクの供給は今も需要に追いつかず、品薄の状

態は当面続く見通しだというふうに言っているわけですね。ですから、当然今ドラッグストアとかそういう小売店に行っても在庫がないような状況が続いておりますし、この「当面」というのがどれぐらいの期間かというのは、当然分からない状況になっていると思います。まず、町の在庫というところについては、学校とか放課後児童クラブ、あるいは選挙の立会人の方のために回す分しかないということでありましたので、やはりこういうところこそ県との連携が必要じゃないかと思うわけですが、政府が準備して配付するのも1千500万枚、これ全国に向けてですので、やはりそれもあてにしているだけではちょっと危機管理として不十分かなというふうに思うわけですね。やはり、そういう県の備蓄を回してもらおうとかいう対応も、当然考えたほうがいいかと思うんですが、そういったところとの連携は取れていないのでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 少し前になりますけれども、県のほうには確認をしております、県のほうもマスク自体は持ち合わせていないということの回答でございました。

5番（児玉智博君） 熊本市は危機管理対応のために、常時60万枚のマスクを備蓄しているということです。今回、熊本市医師会を通じて、要望のある市内各医療機関に配付しているということです。先に述べたとおり、なかなか終息の見通しも立っておりません。また、コロナウイルスの流行は2003年のSARSや2013年のMERSなど、これまでもあったところです。ところが、当時と比べて現在は日本と中国をはじめとする世界各国との人の行き来が圧倒的に増加しております。例え、今回のCOVID-19が終息したあとも新たな感染症の国内流入はあり得ますし、今シーズンはあまり見られませんでした、毎年インフルエンザの流行も警戒をされているところです。小国町も町内の施設やその規模に応じた必要な備蓄数を今後常時確保しておくべきだと思いますが、検討願いませんでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 生田課長が先ほど申しましたインフルエンザの対応の行動計画ということで、流れでマスク等は備蓄しておりました。ただ、やっぱりこういう世界的な状況は多分どの町村も初めてだと思います。また、マスクそれと消毒薬等、手に入る時期になりましたら検討いたしまして、十分な備蓄を考えたいと考えております。

5番（児玉智博君） ぜひ、必要な規模というのがですね、やはり何千枚単位、少なくとも熊本市が大体医師会に加入しているだけでも550程度の医療機関で60万枚ということでしたので、小国町でも何千、あるいは1万近い備蓄が必要になるかと思っておりますので、きちんと管理をしていただいて、そして出したらその分追加をしていくというような、そういうシステム作りが必要になっていくかと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

そして、新型コロナウイルスにより経済面への影響も問題になっています。特に旅館・ホテルをはじめとする旅客業には全国的に深刻な影響が出ており、熊本県によりますと熊本県内のホテル・旅館での宿泊キャンセルは延べ6万人を超え、3月から4月期の宿泊減に伴う経済損失額は、食事外や交通費なども合わせると155億円を超えるということです。九州を旅する外国人のう

ち9割がアジアから来日し、約半数を韓国人旅行者が占めていると言われております。九州運輸局観光部は、今回の事態について「経験したことがない異常な事態だ」としています。このように出口が見えない中で、町内の旅館・飲食業の皆さんは大変苦しい状況に追い込まれていると思います。また、観光業へのキャンセルは農業など一次産業にも被害を及ぼすことになると思いますが、小国町の産業への影響調査はできているでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 3月13日現在ということで数値を出させていただきますが、旅館宿泊関係キャンセルにつきましては、1万5千124人、被害総額としまして1億6千560万円ほど上がっております。

飲食関係につきましては、木魂館とピラミッドにちょっと確認をさせていただきましたが、それでもキャンセル数は570ぐらい出ておりまして、被害総額が110万円ほど上がっております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 併せて一次産業への被害というのは、調査されておりますでしょうか。

産業課長（木下勇児君） 農林業関係につきましては、現在、農協のほうとも聞き取りを行っております。直接、農家の方たちはほとんどがJAのほうに出して、JAのほうで市場等に出荷するというので、今のところ出荷した分がだぶついたり市場のほうに行かないというような状況にはなっておりません。ただ、若干やはり値段的には上がりきれていないというか、もともと春先が例年と比べるとそんなに大きな差にはなっていないけれども、若干低いかなどという。また、うちのほうでは薬味野菜の里も管理しております。こちらのほうの2月以降の売上げとしましては、対前年比を上回るところで、今のところ推移をさせていただいているというような状況で、農産物が直接、今のところは大きな被害とまではいっていないというふうに認識しております。

5番（児玉智博君） やはり、今聞きましたが、今の情報課の答弁では宿泊キャンセル数というのはかなり観光協会などを通じれば把握しやすい部分ではあるかと思うんですけども、やはり飲食業界への調査というのが、まだまだ不十分な状況じゃないかなと思います。やはり、今、特にいろんなイベントやあるいはこれから各団体なんかの総会の時期にも入ってきますが、そういった部分でのこの自粛ムードというか、そういうものが町内にもかなりあると思うんですね。そうした場合には、飲食であるとか打ち上げを控えようかというような動きにもなってくると思いますので、やはり飲食業界の個人経営でなさっている方々は相当厳しい状況じゃないかなと思います。まずは、その状況をしっかりと町として把握をして、どういう支援をやっていくべきかということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今、情報課のほう、それから産業課のほうから状況を御連絡させていただきました。町といたしましては、もちろん関係機関とはしっかりと話はさせていただきますけれども、国県の融資制度だったり、今施策もいろいろと後から出てきておりますので、その状況もし

っかりと考えていきながら行っていきたいと思います。

それから、商工会あたりも頑張ってもらっていただいているみたいで、状況によっては商工会の会員の方々向けには独自の補助あたりも考えているみたいですので、町としてもしっかりと連携していきながら、協力してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

5番(児玉智博君) 今、言われましたように、徐々にというか政府の対応策も出てきているところです。緊急対応策の第2弾として中小零細業者向けの無利子融資について、日本政策金融公庫に特別貸付制度を創設したというもので、売上げが急減している場合は実質、無利子無担保で融資するというものであります。これは熊本地震の時なんかにも出されたものであります、しかし今回の場合、終息の見通しがなかなか見えない中で、政府の打ち出した支援だけでは十分な後押しと言えるだろうかと感じていたところでありました。小国町商工会として、そういった独自の支援も今後検討していくということでありましたので、大変その点は良かったかなと思いますので、ぜひ町も一体となって情報の把握と、そしてそれを根拠とする必要な支援、後押しをしていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

今回、日々の生活に最も影響を受けているのが、子供たちであります。2月27日木曜日の夕方に突然、安倍総理が3月2日からの全国一斉臨時休校の要請を行いました。つまり、明日学校に行ったら、しばらくお休みしてくださいというものです。そうしましたら、翌日28日には熊本県教育委員会は県立学校の3月2日から15日までの休校を発表、小国町教育委員会もそれにならい、小国小中学校も同じ期間の休校を発表しました。そして今月10日には、安倍総理が行動自粛の延長を呼びかけると、翌11日に県教委は県立学校の臨時休校を春休みまで延長、市町村教委にも同様の措置を要請しました。小国町教委はそれにならい、13日に同じ発表をしております。臨時休校を知らされたときには、中学校3年生の中には泣いてしまう生徒がいるなど、児童生徒には大きな衝撃を与えるものだったと思います。13日に行われた中学校の卒業式も縮小されて行われ、卒業生を送り出す在校生は参加できませんでした。23日に行われる予定の小学校の卒業式も同様の措置が取られることになっています。

臨時休校に入って、今日で丸2週間あります。休校を最初は喜んでいた子供もいたそうですが、満足に外出できない生活の中でのストレスがたまっていると聞きます。運動不足による体力の低下や学習面での遅れなど、児童生徒、保護者にはいつまでこれが続くのかという困惑が広がっていると思います。

まず、教育委員会に確認したいのが、なぜ町内はもとより阿蘇保健所管内でも新型コロナウイルスの発生が確認されていない小国町で学校を休校しなければならなかったのかという問題です。参議院予算委員会が10日に開いた公聴会で意見陳述した医療ガバナンス研究所の上昌広理事長は、一斉休校の医学的根拠について「クラスではやっていたら、休校することが有効です。とこ

ろが今回ははやっている・いないに関わらず一律に休校しました。そのようなものが、本当に効果が出るのかについては、分かりません。医学的には根拠はないと思います。」と述べたほか、「効果とデメリットについては、流行している教室、学校を閉じれば、もちろん感染症は減ります。これは公知です。一方、全く流行していないところの学校を閉じて、何の効果もありません。デメリットは、子供の教育を受ける権利、あるいはお母さんたちの負担を増やすことです。全国一律にやるとデメリットは必ず全部出るので、効果が薄れてデメリットが大きくなります。よって、あまり勧められる方法ではありません」としました。

小国町教育委員会では、臨時休校の決定に当たり、きちんと必要性についての検討を行いましたか。また、こうした重大な判断を下すに当たっては、教育委員会事務局内部だけでなく、教育委員、学校現場、あるいは保護者の意見も踏まえて決定していくことが必要ではなかったかと思いますが、そうしたプロセスはあったのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） このたびのコロナウイルスに係る学校の休校、大変、心を痛めております。議員のおっしゃるとおり卒業式なども非常に縮小し、子供たちあるいは保護者の思いを考えますと、本当に胸が痛む部分がございます。

今回の休校等についての判断ということについて、お答えをいたします。

まず、あの総理大臣の言葉が大変重いということについては、どなたも大きい判断の基になっているのではないかなと覚えているところがございます。それから小国町といたしましては、臨時の校長会議を4回開いて、対応してきたわけです。基本的には各学校の実情や、それから保護者の意見や相談ごと、それから児童生徒の状況等をまず校長から報告してもらう。その後、国や県内、阿蘇郡市内の他市町村の情報をこちらがつかんだ部分あたりを提供して、そして休校していくかどうかといったことについて意見を交換してきました。そんな中で、もちろん教育委員会も2回開きまして、教育委員の方の意見も伺ってきたところがございます。それから町長部局にも話し合いの進展の途中を報告し、そしてその後に各学校に指示を出していくという形を取っていきました。

それから保護者あるいは意見や相談などの取り上げ方でございますが、まず一番学校の窓口になるのはPTA会長と思いますが、このPTA会長と学校、それから教育委員会は頻りに連絡を取っております。また、学校にはその他のPTAの役員の方もいるので、連絡をしっかりと取るよというを校長を通じてお願いしてきたところです。

それから保護者の状況等につきましては、一番の窓口は担任の先生になっていただきました。それは基本的に家庭の状況をつかんでいるからでございます。そういった意味で担任のアンテナというのをしっかりと大事にしたといったところがございます。各学校からは、毎日9時には教育委員会にいろんな情報を上げてもらうというようなことをしております。校長と教育長のホットラインも今、非常に機能しているところだと思っているところがございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 学校長会議を4回と教育委員会を2回開かれたというふうにおっしゃいましたけれども、この2月27日の発表から翌日の28日には、もう休校を決めているわけじゃないですか。どう頑張っても4回も校長会なんて開かれないと思うんですね。休校の延長にしても、何日でしたかね、本当に中1日ぐらいしか県教委の発表からは空いていないわけですよ。本当にそれで十分意見の集約ができたのかなと思うわけです。ですから、私もこの全面休校が必ずしも間違いだというふうには言えません。それはやはり、人を寄せなければその分、感染の機会というのは減るわけですから。ですが、同時にこの専門家が指摘しているとおりに、医学的根拠はないという指摘もあるし、加えてデメリットというのも非常に大きいわけですね。ですから、やはり何とか方法はなかったのかと。今日、確か中学校の登校日となっていたと思いますが、時間を分けて時間差で登校させたわけですよ。ですから、学校閉鎖ではなく、学級閉鎖という形で、なるべく登校する機会を補償するなどの独自の判断、やり方があってもよかったのではないかと思います。やはり今の状況で言うと「新学期になってからは、どうなるのだろうか」というような心配もあるわけですね。やはり、そうした柔軟な独自性のある対応、知恵を出していく必要があるのではないかと思います。見解をお願いします。

教育長（麻生廣文君） 大変、失礼いたしました。休校までには、臨時校長会は2回でございまして、休校延長だとか、その後のこととということで4回というふうな思いで申し上げたところでございます。

それから、「しっかりと議論はなされたか」と言われましたら、確かにその間の時間的な経緯というものは、非常にその間に1日あるいは2日といった部分でやりました。非常にここでしっかり考えておりましたのが、リスクをどう回避するか、あるいはこの緊急性、スピードが求められているといったようなところでの判断でございます。そうしたことから、県内それから阿蘇郡市内の他市町村等の情報をしっかり集める。それから町長部局との協議を行う。教育委員あるいは保護者の思いなどを担任を通じて集めるというようなことでやってきたつもりでございます。また休校におきますデメリット、いろんな点が考えられるかと思いますが、これにつきましては、今後いろんな対応策を行っていかなくてはならないなと思っているところでございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それで、保護者やあるいは児童との情報を収集というのは、担任の仕事だと言われました。基本的には私もそうだと思うのですが、では具体的にそれがどういうふうになされているかということをお尋ねしたいと思います。

熊本地震の際には、震源地の益城周辺の学校では学校が再開するまでの間、ほぼ毎日、学校から児童生徒の様子を確認するために電話をかけたり、あるいは訪問したりするような活動をしていたと聞きます。当時、小国町はそういう長期の学校の休業というのはありませんので、そうい

うのは実際小国町での経験はなかったと思うのですが、県教委としてはこういう経験が蓄積されているわけです。小国町では、どういうふうにそういった、日々子供たちが学校に来られない中でどういう生活を送っているかとか、あるいは支援の必要な児童生徒もいると思います。そういったところへの支援をするためには、やはりこういう熊本地震のときのような経験が必要になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、保護者あるいは家庭での子供たちの状況をどうつかむかということについては、議員のこの一般質問の中にもありますように、ひとり親だとか共働き家庭や、あるいは困り感のある子供たちとかをまず、そうした部分はしっかりと担任のほうから連絡を取ることを基本的なベースにしたというところがございます。

それから、いろんな情報を休校であったり、家庭での暮らし方については一斉のメールでも送っておりまして、まずは各家庭から困りごとがあったら御相談くださいというようなメールも併せて出しているところがございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 今の答弁を聞くと、そういう通常支援が必要な児童生徒、あるいは家庭に対しては学校側からのアプローチがあるんだけど、そうではない家庭についてはメールとかいう、結局、一方的な情報伝達にとどまっていて、全くこの2週間、児童生徒がどういうふうに生活しているかとか、そういう把握は行われていないというのが現状だというふうに受け止めたんですが、そういうことですか。

教育長（麻生廣文君） 議員も同じだと思いますけれども、私たち子供たちを預かる側としたら、担任のほうは全部の子供に対して、非常に今どのような状況にあるかということに気がけておりますので、各家庭に担任を通じたところでの連絡が一番いくということがございます。それは学校のほうから率先して進めることが多いと。

それから、いろいろな部分で相談があったらお願いしますと、これは一方的と言われますけれども、メールで送るということでも少しでもいろんな情報が学校に集まるようにというところがございます。

それから家庭訪問につきましては、これは今回のウイルスの件が出たときに、これは両校の校長としっかり話し合いをしたところがございますけれども、今の時点で誰が感染しているかわからないという状況もありますので、拡散を防ぐという意味では電話連絡をまず中心的なものにしようということをやっているところがございます。

5番（児玉智博君） 電話連絡でもいいんですが、やはりそれも事細かくやっていただくことを申し添えておきたいと思えます。

休校中の外出については文部科学省が9日、「児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり、散歩をしたりすることなどについて妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしな

がら、適切な行動を取っていただくことが重要であると考えています」と見解を出しました。この方針の周知と、学校グラウンドや林間広場の解放の検討を求めたいと思います。

また、菊池市では2月29日から休館していた図書館のうち、市内2つの図書館を明日より再開するという事です。当面は貸出しと返却だけということで閲覧はできず、館内での滞在時間は20分程度にしてほしいと呼び掛けていますが、今閉じこもりがちな子供たちにとっては、ちょっと散歩がてらに本でも借りに行こうかという、休校期間の過ごし方の選択肢として非常に大事だと思いますが、見解を伺います。

教育長（麻生廣文君） まず、小国町の体育施設と林間広場をはじめ、あるいは各学校のグラウンドあるいは体育館等につきましては、子供たちが集まるといったところでのリスクを避けるということで、学校の休校期間中については、まずこれは閉館したいというふうに思っております。図書館についても、同じでございます。リスクを、あるいは感染の拡大を防ぐといったところで、子供たちがなるべく集まる場面を減らすといった部分で、そのように教育委員会のほうでは決めているところでございます。

それからストレス等の話がございました。子供たちのストレス等がたまらないかということについては、それこそ連絡の方法が直接各家庭に担任等が回るというわけにはいきませんので、一斉のメール配信によって適度な縄跳びだとかいろんな運動を、保護者のもとでいろんなことをこういう機会だからこそやっていただきたいというメールを流しております。

以上です。

5番（児玉智博君） その適度な運動が庭先でできるような縄跳びだけ。それで本当にたまったストレスを発散できるのかと思うわけですよ。やはり、適度な運動などをしているといいと文部科学省も言っているし、それは町の教育委員会としても理解しているわけでしょ。でしたらね、やっぱり運動する場所、やはりボールを使った遊びぐらいできるような場所を町としても提供するように、その辺の道路端でボールを蹴っておけとか、いうわけにはいかないじゃないですか。やはり屋外での体育施設、だからグラウンドとかですね、風通しの良い外での感染リスクというのは低いというふうに言われておりますので、これはぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、学校給食について質問をいたします。

パンなどの原料に広く使用されているアメリカ産輸入小麦に発がん性が指摘をされている化学物質除草剤「グリホサート」が残留していることが指摘をされております。このグリホサートは除草剤「ラウンドアップ」の主成分で、アメリカではこれを使用したことでガンを発症したとして、製造企業モンサントに賠償を命じる判決が相次いでいます。去年5月には、カリフォルニア州の夫婦が賠償を求めた訴訟で、州裁判所の陪審員は約20億ドル、2千200億円の支払を命じる評決を下しています。報道によりますと、モンサントはガンとの関連性を否定し続けているそうですが、カリフォルニア州ではモンサントがラウンドアップの潜在的な危険性について十分

な警告をしなかったとして、2018年と19年に有罪判決が下っているということです。

最初に学校給食の安全性についてお聞きします。学校給食に提供される食材について、食材、賄い材料の安全性のチェック体制はどのようになっているのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、賄い材料の安全性のチェック体制でございますが、野菜等、こうしたものは日常的に目視によるもので、納入時あるいは調理するときに包丁を入れるときなどに、栄養士を含めた調理師たちの体制でやっているところでございます。また、そのときには異物の混入、あるいは食材の新鮮さ、安全性に関わるものに十分に気を付けているといったところでございます。肉なども、大量の肉が参りますので、上下左右にしっかり手で内容等をチェックしているということでございます。

また、パンなどの加工食品、このあたりが一つ議員のおっしゃりたいところかなと思いますが、これにつきましては熊本県は県の学校給食会といったところを通してパンの納入をしておりますので、ここの県下一斉のチェック体制ということでございます。当然、本給食センターにまいりましたら、目視確認あるいはクラス配分の前にしっかり見ながら配付しているという状況でございます。

5番（児玉智博君） この質問をする前の事務局への聞き取りで、基本的にそういう賄い材料の規格などをどのように定めているのかと担当者の方にお尋ねしましたら、賄い材料等納入契約書の中に個別で謳ってありますということでした。これを読んでみますと、第3条に「納入する食品の基準規格が適正であり、鮮度及び価格については常に良心的であること」ということが書かれていて、第4条では、この規格外品については使用できないので、検収のときにはじきますよという内容が記されているわけです。

そこで確認なのですが、この食品の基準規格というのが一体どこに定めてあるのか教えてください。

教育長（麻生廣文君） 例えば先ほどのグリホサートあたりの話がございました。こういったものにつきましては、文科省の基準というのがありまして、その内部であるということで熊本県の場合は納入しているということでございます。

5番（児玉智博君） そういう基準が確かにあるわけですが、ちょっと質問を続けていきたいと思えます。それでグリホサートについては文科省の基準と言いましたけれども、それだけじゃないんですよね。やはり食品添加物であったりとかあるいは遺伝子組み換えの食品、これについて子供に極力摂取させないという努力すら、本当にこれで十分だろうかと思うわけです。これでは子供達に安全安心の給食は提供できるはずはありませんし、教育委員会がこの問題に本当に真剣に考えているのかと思うわけです。とりわけ、最近問題になっているのが、学校給食に提供されているパンの原材料であります。日本では年間500万トンから600万トンの小麦をアメリカから輸入しております。農水省の検査で小麦に残留している発がん性が指摘されるグリホサートの

検出率はアメリカ産はなんと98%にも上ります。質問の冒頭でも述べましたが、全国はもちろん小国町の学校給食のパンの安全性が懸念されます。

そこで、再びお尋ねするのですが、小国小中学校で提供されるパンの輸入小麦の占める割合はどれぐらいでしょうか。具体的な輸入国までお示してください。

教育長（麻生廣文君） 熊本県の学校給食会のほうで作っておりますパンでございますが、これにつきましては国産100%ではございません。

それから日本国内におきます小麦、これについては国産10%、外国産が90%というふうに聞いております。このほとんどがアメリカ、カナダからの輸入ということに頼っていると思っております。

5番（児玉智博君） おっしゃるとおり、子供たちが食べているパンのほとんどが輸入小麦というわけですね。農業団体で農民連という組織がありますが、ここの食品分析センターが学校給食会のホームページに公開されている情報をもとに、全国3つの県のパンを分析した結果は次のとおりでした。今回分析したパンは国産と輸入小麦を配合したもの、輸入小麦のみ、国産小麦のみの3種類です。分析の結果は、アメリカ産若しくはカナダ産輸入小麦を使ったパンからグリホサートが検出をされたということです。学校給食のコッペパンや食パンから0.005ppmから0.08ppmのグリホサートが検出をされております。一方で、国産小麦からは検出されておられません。成長期でこれから丈夫な体を作っていかなければならない小中学生に食べさせて大丈夫なのか、私はこの思いを強くしています。大いに危機感を感じるところでありますが、グリホサートや遺伝子組み換え食品の危険性を、行政としてどのように認識していられるのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、国産ということがそのままのみにはできませんけれども、大変に安心安全には繋がるだろうという部分では議員と同じ見解を持っているかなと思っております。

それからグリホサート、これにつきましては先ほど申し上げましたように、国の基準がございますので、その基準内ということで考えております。あとは給食の回数などを極力減らしていくということで、次年度週1回あたりを考えているところでございます。

それから、遺伝子組み換え食品につきましては、熊本県の学校給食会では一切こうしたものが使われている食品については納入をしていないという回答を得ています。

以上です。

5番（児玉智博君） 国の基準と。国が言っているから安全だということをおっしゃられますが、2015年には世界最大規模の国際がん研究機関IARCが、グリホサートを発がん性に関して5段階の上から2番目にリスクが高いA2と評価をしております。これは恐らく発がん性があるという意味の評価だということです。オーストラリアやチェコはグリホサートの全面禁止、ベトナムは輸入禁止など今規制の動きが世界で進んでいます。先ほど、世界各国が規制を強め、訴訟も急増していると紹介しましたが、日本は逆行しているわけです。2017年にグリホサートの

輸入穀物における残留基準値を最大100倍までに緩和をしています。輸入小麦については、残留農薬基準5ppmからアメリカ基準に合わせ30ppmと大幅に緩和をしているのです。そして、基準を超える違反はないとして、検査数値の公表すらしておりません。世界の規制強化の流れとは逆にどんどん緩和している実態を見るならば、私は国が「良いから」と言うからといって、安全とは言い切れないと思います。昨年11月28日に開かれた参議院の外交防衛・農林水産・経済産業の連合審査で、日本共産党の紙智子参議院議員が発がん性が指摘されるグリホサートが学校のパンから検出されている問題で、政府に対応を求めました。農林水産大臣は、「学校給食については少しステージが違うと思うので、考えたい」こう答弁がありました。つまり、国でさえ学校給食に輸入小麦のパンが提供されることに「大丈夫」と言い切れない状態、考えと慎重な姿勢を今示さざるを得ない状況になっていると思います。小国町教育委員会としても、待ったなしの問題として考えていただきたいと思います。

そこでまず、小国町に対応としては、「週2回を1回にしたから安全だ」なんていうのは言えないと思うんですよ。そんな悠長なことは言ってほしくない。やはり、小国町が学校給食でパンを今後も提供しようと思うのであれば、国産100%に切り替えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 子供たちの健康と言いますか、安心安全につきましては、しっかり考えて参りたいというふうに思っております。回数を減らすからうんぬんということではなくて、まず基準というのを大切にしたいということ、それから子供たちの中にはパン給食を非常に楽しみにしているという状況もございますので、そういった観点から週1回は続けたいと思っております。今後とも、県の学校給食会等には外国産の小麦の使用等については100%国内産ということが可能であれば、そうしたこともお願いをしていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 楽しみにしている子供たちもいるから1回は食べさせてあげたいと、その思いは私も大事にしたいと思っておりますので、だから提供するなら国産100%にすべきじゃないのですかと。だけど、それは学校給食会が対応できなければ、これまでどおりのパンを週1回に減らして食べさせ続けると、そういう答弁だったと思うのですが、それは非常に教育長という立場にありながら、あんまりなんじゃないかと思えます。やはり確保ができるまでは、主食を米飯、御飯の給食に、完全米飯に切り替えるべきではないか。これが危機管理だと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 私がこの小国町に赴任しまして、議員の方の要望もあり、あるいは保護者、子供たちの要望もあって米飯給食を増やして参りました。現在のところ週1回という部分につきましては、調理師の方の人数等もございまして、といったような部分もございまして、議員がおっしゃるように国産小麦の使用でパン給食が対応できるようにといった部分で、今後また訴えのほ

うをしっかりしていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 全国では、この100%国産小麦使用のパンの供給を行っている自治体もあります。調べてみたら東京立川市では、実際に国産100%のパンの提供を学校給食で行っているということでした。つまり、やろうと思えばできると思います。ぜひ、この点も県の学校給食会から取りたいのであれば、ほかのルートを開拓する考えがないのであれば、強く要望をしていただきたいと思います。そして、実際に安全な国産小麦100%のパンが提供されないのであれば、これは繰り返しではありますが、完全米飯に切り替えていくと。やはり子供が食べる食品について、最優先されるべきは安全性だと思います。小国町の子供たちに安心して、胸を張って「これは安全だから、おいしく食べてください」と言える学校給食を提供していただきますよう、引き続き努力を重ねていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。11時10分から。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田君。

7番（西田直美君） はい、西田です。一般質問、3月分をさせていただきます。

去年の5月に町議会議員にならせていただきまして、それから3回、今までに質問をしております。今回が最初の1年目の最後の締めくくりになると思いますので、よろしく願いいたします。

本日は2点、お伺いいたします。まず第1番目に、町営の無料塾「地域未来塾」について。それから2番目に町民の交通手段について、二つお伺いいたしますので、答弁方よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、なぜ教育委員会へ質問をするのかということについて、ちょっとお話をさせていただきます。前回の一般質問のとき、12月でしたが、町営の無料塾をやっていただけませんか。県の教育委員会のほうに問合せをしましたところ、「小国町は令和2年度には地域未来塾をやることになっていますよ」ということでしたので、私もそのほうで質問を準備しておりました。ところが教育長の答弁では、「その予定はない」ということでしたので、急遽私のほうも質問内容を変えざるを得ない部分がありました。今回は改めて、その点についてお話を伺いたいと思っております。

小国に帰りまして、小国高校で3年間、小国中学校で3年間、それから2年間は小学校6年生の放課後英語の担当をさせていただきました。小国の子供たちを本当に毎日身近に見ているときに、この子たちに絶対に町がやる無料の塾が必要だということを、強く思いました。なので、何回も質問をさせていただいております。なぜ必要かと言いますと、様々な事情で塾に行きたくて

も行けない子供たちというのが沢山います。学力の差というのは、親の経済格差から出てくる部分もあります。保護者の関心の度合いによってもあります。でも、子供たちの持っている可能性というのは等しく引き上げられるべきだと私は思っております。学力が上がっていけば、将来の選択肢も当然増えていくわけです。以前も申し上げましたが、小国高校に良い成績、パフォーマンスが良くなっていければ、それからまた選択肢も増えていく。小国高校に進学する子供たちが増えていけば、小国高校が閉校とか統廃合の対象になることもなくなる。いろんな問題を解決できるという思いがあって提案をさせていただき、質問をさせていただいております。小国の場合は一般の民間の塾はありますが、そこに行くためにはやはり経済的な負担がかかります。それと地理的な問題でも、小国の場合は送迎をしなければ塾に行けないという状況もあります。そこで、なんとか町でそれを解決していただきたいという強い思いで質問をさせていただきます。

まず、教育長にお伺いしたいところです。町営の無料塾は必要ないかというところが一番大きな問題です。前回の12月の一般質問を私がしましたときに、3年前に見送ったということをおっしゃいました。その理由は何であったのか。また、小国の教育環境、教育長も4年目に入りましたが、その4年目に入ってここ3年半子供達を見て、学校現場を見られたときに、教育環境が十分に整っている、改善の必要はないのかというようなことについて、どのようにお考えかお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） まず、前回の12月議会で、実は地域と学校の連携協働の形を進めたいということで、中学校における地域未来塾、これを検討をしておりましたが、指導員が見つからないというようなところで令和2年度当初からの開設には非常に厳しいものがあると思いながらいたところでございます。ただ、その後、今日配付させていただきましたけれども、この地域学校協働活動というものにつきましては、小学校のほうに「放課後こども教室」、それから中学校のほうに「地域未来塾」というのをしながら、それからその他の地域と連携協働を図った体験あるいは学習、こうしたものを組み合わせた「その他の活動」というこの3つ、これを地域学校協働活動という形で進めることができるようになりました。去年の10月頃に推進員が決まりまして、そのあと学校としっかり協議を進めて、それから併せて指導できる人材を探していたところでございます。今後、人材等を確保できれば、地域未来塾の内容も変わっていくかなと思っております。この地域未来塾の中に、実は他市町村「無料塾」という名前でやっておりますが、大体どこも長期休業中に講座を開いて「無料塾」と称しているようでございます。その場合には、議員がおっしゃいますように塾に行きたいなというような一部の子供たちを集めて開いているという状況で、1学年5名～10名程度の希望者の塾でございます。その指導員は市町村の教育支援員であったり、教育指導員や退職教職員や一般ボランティアなどをお願いしているみたいでございます。小国町は今年度、先ほど議員にも大変お世話になりましたけれども、夏休み中のYMCAの英会話、あるいは小国高校との寺子屋あるいは熊本大学教育学部とのフォローア

ップ、それから熊大との小中高大連携事業等は、こうしたものにつきましては、県に相談しましたら「それは無料塾というふうに称していいんですよ」ということを聞いておりますので、令和2年度からきちんと地域未来塾の中にこうしたこれまで取り組んでおりました部分をしっかり位置づけて、県の補助もいただきながら進めようというふうに行っているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 夏休みのYMCAとかですね、そういうものを無料塾に称していいということに関しては、すごく単発的なことなんですね。私はそういうことを言いたいわけではなくてですね。今、教育長のほうからいただきました、この地域学校の連携協働の姿というところで全議員に資料をいただいております。これは私も準備しております地域学校協働活動というのを平成30年8月に熊本県教育委員会が出しております。それは、その中の一部の抜粋になっておりますが、こういうふうに地域学校協働って、これは大変大切なところで、去年その推進員の先生がスタートされて、おぐチャンでも私も見ております。中学校の吹奏楽部と一緒に和楽器を演奏したりですとか、ミシンの掛け方を地域の女性の方たちが子供たちに教えてくださったりとか、とても素晴らしいことだと思います。こういう活動はぜひぜひ沢山やっていただきたいと思うのですが、私が申し上げているのはそれとは別に、この間もEQとIQの問題と申し上げましたが、その活動はとても素晴らしいのですが、もう一つ大事なものは、コンスタントに子供たちが学力を付けていけるだけのものが必要だということをお願いをしているわけです。他の自治体のほうで、先ほど「1学年に5名から10名程度」とか「長期休業中に」というふうにお答えをいただきましたけれども、卑近なところでいいますと南小国町が「きよら塾」をやっているというのは、私たち皆さん聞かれたことがあると思うのですが、その近隣の市町村の塾のやり方については、どのようなふうに教育長はお考えでいらっしゃいますか。

教育長（麻生廣文君） ちょっとすみません、資料を見付けます。

まず南小国町では、「きよら塾」というのがございます。ここに人数を尋ねたのですが、人数は不明だと。参加する児童生徒の数が上下するからということでございました。開設日は火・木曜、それから延べ人数等については不明ということでございます。時間が7時から9時、こうしたところで、いろんな方が講師になって進めていると。内容については、町の歴史であったり、産業文化あるいは漢字、それから英語のコミュニケーションあるいは新聞を使ったものもあろうかと思っております。それから産山村でございしますが、1年生から9年生まで夏休みに10回から15回程度と、延べ人数でこれは令和元年度で409人というふうに聞いております。それから阿蘇市、これは阿蘇中校区とそれから一の宮中校区で中学生を相手に阿蘇中校区では10回から15回、一の宮中では約20回ぐらいと。ここにきましても、3学年あわせて阿蘇中30名程度、一の宮中で45名程度ということが上がってきております。それから南阿蘇村につきましては、定期的なずっと行っているというふうに伺っております。年間70回程度。それから高森

町は無料塾はないと。それから西原村、地域未来塾という名前で無料塾をしているということで、中学校の1、2年生を対象に夏休みと冬休みに行っていると。小国町の場合に、先ほど申し上げられませんでした、3年前に断念していった部分については、私自身、一部の生徒向けよりも、まず夏季休業中に他市町村もこうした部分であればフォローアップですかね、これを私が参りましてから始める。あるいは小中高大の連携事業等を始め、これは全員に呼びかけてという部分で一部の子供達ではないという部分に非常に魅力を感じていたところでございます。

以上でございます。

7番（西田直美君） 南小国町のきよら塾についてです。お話を伺って参りました。南小国町のきよら塾が2017年の4月からです。その前の2016年の秋だったかと思いますが、小国高校を存続させるという夢を何とかという分でシンポジウムがありました。その時、南北小国の町長も参加してのシンポジウムだったんですが、その時に私は質問をいたしました。小国や南小国で公営の無料塾みたいなものはできませんかねというような話、何もなかったときでしたので質問をしたときに、南小国町の町長が「それは良いことだから、考えたいと思う」というようなことをお返事いただいた記憶がございます。それからその次、もう4月にはきよら塾がオープンしました。担当の先生に伺いますと、町長から「『これをやりたいんだけど』ということがあって、4カ月で可能になりました」というふうにおっしゃってくださいました。現在、小学生3年生以降ですが25名、中学生は今はいないそうです。週2回、19時から20時30分、90分で新聞を読んだり、作文、ことわざ、英会話などもやっているそうです。講師が2名プラス小国高校の生徒が6名、お手伝いアシスタントとしてきている。これは当然アルバイト代を払ってのことになっております。経費としては年間に100万円弱、これは100%町からの持ち出しです。保護者負担は一切なしということです。送り迎えは当然するんですが、これは保護者がやることになっているということで、スクールバスうんぬんみたいなこともないわけです。塾代がかからない分だけ、送迎に関しては保護者の側で責任を持ってやってくださいというふうにお願いしているということで、保険とかもその塾として入っているということはないということでした。小国のほうに何か御提案いただくとしたら、何かアドバイスみたいなものをいただけますかねとお願いをしたら、「全てが整ってから物事はスタートはなかなか難しいですよ。まず、やってみたらいかがですか。」というようなことを言われました。「効果はどうですか」ということで、小学校の3年生からを対処にしているというのは、大体小学校の3年生から学力の差というのが出てくる。特に国語に対する理解度というものも、なかなか伸ばすのは小学校のうちが必要だということで小学校3年生からにしているということでした。その小学校の子供たちが今度は、今中学生はいないのですが、中学校に行きますので学力を伸ばして行って、国語力を伸ばして行って中学校に行っているの、中学校での成績も上がっているということをお伺いしました。

それから、きよら塾の場合は新聞で作文を書いたりとかというのをやりますので、熊日の読者

の広場のところに時々、子供の文が載っております。それがやはり、子供にとってもすごく取り上げられるということが楽しいというふうに励みになっているところがあります。これは、去年の3月に10歳の南小国町の子が「私が通っているきよら塾は時々難しい問題が出ます。それは中学校で習う数学です。」とかと書いているのですが、難しんだけど、アシスタントの高校生がXとYを使う方程式を教えてくれたと。これを覚えるのに、私は8カ月かかりました。でも先生たちがホワイトボードに書いてくれたり、高校生がしっかり教えてくれたので、やっと解けることができました、というすごい達成感を持っている。そして、こういうものが新聞に載ることで、その保護者であるとかおじいちゃんおばあちゃんが、すごく喜んでくれる。「うちの孫がこんなふうなのが出た」とか、喜んでくれるというのもありました。他の子供たちは、やっぱり「あの人が出た」「なんとかちゃんが出たんだから、私も出たい」とか言って、また一生懸命それを頑張る。すごく励みになっているということを教育長と担当の先生からお話を伺いました。町の無料塾でいろんな学びがあるという、もう一人の子供が書いているのは、「自分は英語がそこで勉強できたと。先生がいろいろ教えてくれて、友達も塾の人はライバルでもあり友達でもあります。だから、きよら塾の人の文章が新聞に載ると良かったねと思うけど、悔しいです」とも書いています。日本地図なんかも番号を振って覚えるというのがあるので、先生がおっしゃるのに、そうすると新聞とかテレビでニュースが出てきたときに「あ、あれは何番の県の町だ」とかというようなことも、子供たちが声に出して言ったりすると。ものすごい励みになっているので、これはずっと続けていきたいし、もっと拡充していきたいとおっしゃいました。

先ほど、教育長は南阿蘇村のことも定期的にやっているということをおっしゃいましたが、南阿蘇村についてはどの程度認識をなさっていらっしゃいますか。

教育長（麻生廣文君） まず、今の南小国町の取り組みにつきましては、非常に参考にできる部分もあるかなと思っているところでございます。特に子供達の意欲をどう高めていくかということについては、いろんな方法があるかなと思って参考にさせていただきたいと思っております。

それから、南阿蘇村につきましては地域未来塾で無料塾をしているとお聞きしています。中学校3年生が40から60名参加していると。夏休みから3月上旬にかけて年間70回。延べ人数でいくと4千人を超すというふうに伺っております。夏休みは午後1時45分から3時45分、それからそれ以外は4時半から6時半ということで、空き教室等を使って学校教育の支援員や塾の経営者等の4名に参加していただいて、講師をお願いしているというふうにお聞きしています。ここは、進路保証のために学力を付けるんだというのを大きな目的にしていると伺っております。

7番（西田直美君） 南阿蘇村については、私のほうも行ってお話を伺ってまいりました。資料を全部準備しておいてくださって、いろいろお話を伺って、以前こちらのほうで教育指導員をなさっていた松野先生が教育長になっていらっしゃいますので、いろいろお話を伺って、さっき教育長がおっしゃいましたとおり中学校3年生が対象、しかも中1中2もやりたいけれど、とにかく

部活動とかでなかなか時間が取れないので、もう中学3年生にしている。しかも中体連が終わったあと、集中的に。ここは英数だけです。英数だけでやっている。本来は3年前に松野先生が行かれましたときに、熊本地震で阿蘇大橋などが崩落したために大津のほうの塾に行っていた子供たちが行けなくなってしまった。これは何とかしないとイケないということで、急いでやりたいということで、最初の1年目は丸々村のほうの予算でやっております。2年目になったときに「いや、地域未来塾というのがあるんだ」ということを教育委員会の職員の方が言って、「じゃあ、これでやろう」ということで、それじゃ3分の1で進むのでそれでやろうということの経緯だったそうです。週に4回、中学3年生を対象に放課後に先ほどおっしゃられた時間、英語と数学90分のときと120分のときがあります。これは、90分になるときというのは冬場のスクールバスに合わせて帰るので、それに時間を合わせているそうです。講師は元教師であるとか塾の講師、それから臨採の先生とかがやる。経費としては年間約110万円ぐらいで済んでいるそうです。年間240万円ぐらいで、その3分の1を村が出し、それプラス教材費というものも村のほうで抱えているので、それが38万円ぐらいかかるということでした。大体、110万円ぐらいでやっていけている。「成果としては確実に出ています」というふうにおっしゃいました。これは間違いなく数字でも確実に出ていますので、小国もぜひやったほうがいいですよ、というようなアドバイスもいただきました。今のところ中学3年生しかできていないけれども、中3がやっていると中1中2に対する刺激も非常にあって、「あっ、3年生になったら、ああいうふうにやらないとイケないんだ」ということで中1中2も頑張るようになった、というふうに伺いました。

それと、民間の塾は南阿蘇村でもあるのですが、そこの方にも講師で来ていただいている。なぜかという、その方達にとっても、そうやって来ることで、低学年の子供さんが自分の塾に来るといようなメリットもあると。だから、決して民間を潰すということにはなっていない。お互いに共存できるという形を取っていけばいい事であって、「それは道はあります」というふうなことを言われました。

ぜひとも、これを何とか実現したい。以前、町長のほうも「予算がかかることだから」と言って、大きな予算がかかるのであれば私も詳しい金額について知っているわけではなかったのですが、あまり大きな事が言えなかったのですが、問題なく3分の1程度で済めば、それでよその塾を見ても参考にしたところ南小国町と南阿蘇村ですが、100万円から150万円程度。出ない金額ではないと思います。今回、予算の審議をしましたが、これ要らないのではないかと思うような予算もいろいろ私の中で感じることもありました。整理をしていけば、子供たちの将来のために、よく町長のおっしゃる「ALL FOR THE NEXT」とおっしゃいます、「全ては次の世代のために」とおっしゃいますので、それは教育がついていかないことには決してやれないことだ、ということをご理解いただき、近いに未来、本当に近々なところで実現させていただければと思います。私もそれについての協力は惜しみませんので、その辺について町長、いか

がでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 現在までの状況については、教育長がお答えしたとおりです。ですけれども、今からの話につきましては、私も町長になる前から当然のごとく、自然の保全と経済の循環、そして教育の部分ではしっかりと三すくみの構造を保っていききたいと、バランスを保っていききたいというふうな話もさせていただいておりますし、来年度はICTメガスクール構想もあります。それは、先日の議会でも答えさせていただきましたが、ICTも含めまして今からこの地域独特の、田舎のほうの条件的に難しいところでも、私はICTも含めて利用ができると思っておりますし、子供たちにはしっかりと投資をして参りたいというふうに思っておりますが、いかんせん、準備も必要だというふうに考えておりますので、しっかりと準備をさせていただきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） よろしくお願ひします。

高森町は、塾をやっていないということがありましたが、高森町もICT導入で、なかなかうまく動いていないというような話もあったのですが、2、3日前の新聞に今自宅待機の子供たちに全部配信ができるように整備をして、できるようになりましたということも。すごくタイムリーに早くスピーディーにやっただくということが大事なことなので、ぜひ、その辺のところをよろしくお願ひいたします。3年前に一度、私のできるだけということで英語だけは、ということで夏休みもやってみました。ノー部活デイの時ということもやってみましたけれど、一人ではいかんせん、回らないです。30分単位で子供たちの入替えをして、何とかと思ったんですけど、どうも中途半端な感じになるので、しっかり組織を作り上げて。組織も南阿蘇村の場合は、教育委員会の指導員の先生がコーディネーターをやっちらっしゃる。講師のほうにも学校側にも、それを全部指導員の先生がお世話をなさっているということで、お話を伺いましたが、それほど難しく考える必要はないと。準備もそれほど、全てが整ってからというのは絶対難しい。学校は空き教室があるし、あとは講師の確保さえできれば、まずスタートしてみたらどうですかというようなアドバイスをいただきましたので、ぜひともスピーディーにお願いをしたいと思います。

では、次の質問にいかせていただきます。町民の交通手段についてですが、これについては、もうすでに今まで何度も他の議員が質問をしてこられました。乗合タクシーについてとか、公共交通のバスであるとか、ということについても質問をしてこられましたけれども、根本的な解決策になかなかどりつかないところが問題だろうと思います。その根本的な対策というのは何かと思ったときに、ちょっと私のほうが調べておりましたら、兵庫県の養父市、「養う」に「父」と書いて養父と読みます。公立病院の片岡先生がやぶ医者大賞か何かいただいたところですね。その養父市のほうで、安倍政権の国家戦略特区、これは平成2年の小泉内閣のときに

構造改革特区ですかね、そのあと菅内閣の総合特区、そして第2次安倍政権になってから国家戦略特区という何か勇ましい名前がついた特区制度が出来上がって、内閣府のほうでやっていることなんですが、そこの中の養父市の取り組みとしてというところで見たとときに、過疎地域での家用自動車の活用拡大というようなものが出ておりました。それは何をするかと言いますと、過疎地域でなかなかバスも本数が少ない、タクシーも台数がいっぱいあるわけではないし、なおかつタクシーだとどうしても金額的にかさんでしまう。そうすると、過疎地は何がというと高齢化ですので、高齢者が多い。病院と買物が一番の軸になるところだということでした。そのときに、タクシーをいつもいつも使うわけにはいかない。タクシーチケットを南小国町が出しておりますが、それも枚数は限られておりますので、その分をみんな申合せをして乗り合わせをしていくというようなことをやっていращやる、ということもありました。それを何とかもっと良い形でいうのはないのかなと思っていたら、その養父市の総合戦略特区というのに行き着いたところなんです。これは何をするかと言いますと、バス会社、タクシー会社プラス民間、町にいる方で登録をしていただいて、いわゆるNPO法人の立ち上げですね。取りまとめをそのバス会社かタクシー会社がやる。それを今度は、例えば電話をかけて「タクシーをお願いします」と言うと、その配車を一般の登録をしている方が自分の家用車で迎えに行く。迎えに行って、それが料金的には大体タクシー代の6割から7割方ぐらいの金額で行ってくれる、というところなんです。今、小国町でも補助金的にいろいろ公共交通関係のところでは何千万円というお金を出しておりますが、それをうまく配分すればみんながうまく行けるようなシステムが出来上がるのではないかな。空いているバス、バスが大体貸し切り状態で乗っているようなこともよくあります。空で走っていることもあります。そういうことも解決できるのではないかなと思ったので、一応提案をさせていただきました。これについては、政策課長のほうにお伺いしたいと思います。こういう取り組みについては、どのようにお考えでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

まず、議員がおっしゃいました件につきましては、家用有償旅客運送という制度だと思えます。平成18年度に創設をされたものでございます。過疎地域での輸送や福祉増といった地域住民の生活に必要な輸送について、制度がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、必要な安全措置を取った上で、市町村、NPO法人等が家用車を用いて有償で運送することができるというような制度でございます。また、先ほど国家戦略という部分だったと思えますけれども、家用有償運送で現行では主な運送対象を地域住民としていたものを、運送対象を訪日外国人をはじめとする観光客等に拡大するというような部分が今後、国のほうで審議されるのではないかなというふうに思っております。家用有償運送の活用についてどのようにか、という御質問だったかなというふうに思っております。確かに地域における移動手手段の確保は重要な課題という部分については、認識をしております。まず、そのための手段として道路運送法の許可を受

けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討することが必要という認識でございます。その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、地域の関係者による協議を得た上で道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた自家用有償旅客運送を活用することができるというものでございます。

町といたしましては、既存事業者、バス事業者が産交支社と小国町には入ってきませんが日田バスとあります。タクシー事業者も3社ほどございます。現状では、宮原地域の一部を除き概ね地域における移動手段は確保できているのではないかなという認識をしております。本来、町内の交通事業者であるタクシー事業者等の運転者の高齢化や運転者不足等により、地域における移動手段が確保できず、交通空白地ができる状況が見受けられた場合に、自家用有償旅客運送制度を活用し、町がタクシー事業者等に運行管理を委託しながら運転を住民が担うサービスを検討していく必要があるというふうには考えております。

以上です。

7番（西田直美君） 去年から一般質問をやらせていただくたびに思うのですが、検討をする、考えていかないといけないということが、いかに行政側としてはものすごい時間のかかるものであるか、何年かかるものであるということは、私もよくよく分かったことですが、千葉県の松戸市に、もう何十年前になりますか、もう40年近く前になりますか、松戸市役所すぐやる課というのができたのを御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、今でも松戸市役所すぐやる課というのは健在しております。実際には、市民からのごきごきした問題が出て「あそこの道路がなんとか」とか「あそこに物がどうか」とかいうような小さいことを、すぐに対応できるというところで始まったところらしいのですが、やっぱり窓口がそうやって、すぐやる課というのがあると、すぐやる課のほうに行けば一旦はそれぞれの必要な課に回してもらえる。町民や市民が自分では分からない、どこにこんな問題を言ったらよかろうかというようなところを、すぐに言えて、対応してもらえる場所がある、道筋がつけられるということが非常に大事だったところで、小国でもそういうふうにするともいいなと。私も去年まで何かがあったときに町に行っても、なかなか対応していただけないということは何度も痛切に感じることもありましたが、そういうことをやっていただきたいなと思ったのが、今ちょっとあったんですが、タクシー事業者のところでのタクシーの運転手たちの高齢化であるとか、1年に1歳は歳をとっていきますので空白化が見られたときとか、空白化は私はすでに随分あるのではないかと思います。思うときに動けないということは、もうこれは空白化ですね。病気であれば、すぐに救急車を呼んでということがあるのですが、それ以外のときに思うように移動手段がないということは、もう空白化であろうと思うし、小国みたいに高齢化率が非常に高いところであれば、本当は免許返上をしていただきたい方たちも沢山いらっしゃるはずなんですね。ところが、小国みたいなところで絶対にいくつになっても免許返上ができない状況ということがあるわけじゃないですか。そう

ということに対してで言えば、入ってきているバス会社であるとかタクシーの事業者に、今すぐにも働きかけをして、「こういう方向でいきたいんだけど」というようなことを検討してみる必要は十分にあるんじゃないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 先ほども申し上げましたとおり、必要という認識はあります。今、南小国町と一緒に小国郷公共交通会議というのがあります。当然、事業者それからバス事業者もタクシー業者も入っております。あと、熊本県運輸支局や県や警察とかいろいろな方々が入った組織がありますので、その中でも南小国町と話をしまして、議題として上げさせていただいて、今後議論を進めていく必要があるかなと思っております。

7番（西田直美君） ぜひ、お願いしたいと思います。で、うやむやにならないことを何よりも願っております。質問をしておしまいでなくて、私のほうも逐一ずっと経過を追っていかうとは思っておりますが、いろんなところで声を上げている人たちがいるということ、それから声には出せないけれども思っている方たちは沢山いるということ、不安を感じて不便を感じている方も沢山いるということも、ぜひ念頭に置いていただいて、会議を進めていただければと思います。

これで、今日の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

町長（渡邊誠次君） 最後に西田さんの質問に少しお答えをさせていただきます。

先ほど南北小国郷の公共交通会議の話をしていただきました。実はこれは必要な会議でして、この会議にかからないと、これが公共交通という認めができません。公共交通に認められないと、特別交付金が下りてきません。結局、財源を見付けるためにも非常にその会議が必要というところで、今させていただいております。同じように、会議を重ねて、きちっと話し合いをしないと、法的な部分も含めて交付金事業に乗らなかつたりすると、非常に財源が乏しい小国町では事業を行うことができない可能性もありますので、皆さま方には非常に歯がゆい面を感じている方もいらっしゃるかもしれませんが、町としては、その工程が必要ですので取らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、議員の皆さまにもそれぞれお考えがあるかもしれませんが、答弁で財源不足によって、またいろんな形で実現できないと思ったときには、「今その事業については考えていません」とか「できません」とかいうお答えを返さざるを得ないところがあると思います。

しかしながら、財源がかからなかつたり、今すぐにやれることはスピーディーにやれるような方針で町のほうもしっかり考えておりますので、その部分に関しては課がなくとも、すぐやる課ですかね、すぐやる課がなくともできることはスピーディーにやっておりますし、現実ですね、道路の補修であったり、県にお願いしながら国にお願いしながらでもありますけれども、今年度だけでも非常にいろんな部分で住民の皆さんに利便性が増すようなところであったり、もちろん、なかなかできていない部分もあるかもしれませんが、できるだけ町も当然のごとく住民サービスのより良い向上に向かって、職員全員で頑張っているところでございますので、御理解は

いただきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 一応締めはしたのですが、今の町長の答弁に対して。もちろん期待しておりますし、やっただいていてと思います。議会と行政側は別に対立しているわけでもなくてですね、私たちはあくまでも町民の皆さんの声を拾ってきて、行政のほうで聞こえないもの、見えないものがあつたところを私たちが伝えるということをやっているのだと思っております。なので、ぜひとも協力して、良い形で小国町を進めていくというのが私たちの、最初の私の第1回目の質問のときに認識をはっきりさせておきたいと思って言ったところだったのです。なので、ぜひとも良い形を作っていけるように、小国町が発展するように、小国町民の人たち一人ひとりが幸せを感じられるように、みんなで頑張っていきたいと思っております。

はい、ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。午後の会議は1時から。

（午前11時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

他の市町村では一般質問中止の話を受けますが、我が町は議会運営委員会で話題に出ましたが、通常どおり行うという決定でございました。簡単に行いたいと思っておりますので、早く終わって集合課長を1分でも下げたいという気持ちでございます。

それでは、通告どおり午前中にも交通手段の話が出ましたが、乗合タクシーの拡大の要望について、2年越し3回目の質問をいたします。2018年12月の議会で最初に質問し、2019年6月の議会で2回目、そして今回で3回目です。これが最後かなと思っておりますが、2回目の質問から約1年以上経過していますが、確か6月だと思います、去年の6月、約1年。その間で乗合タクシーの拡大の私が要望していたのを何回検討していただき、もし検討していただいたのであれば、その内容を教えていただきたいのですが、よろしいですか。

政策課長（佐々木忠生君） 確かに議員のほうから2回ほど、昨年6月の議会にも宮原地区の乗合タクシーということで御質問をいただきました。そのときに、私のほうから宮原地区は乗合タクシーの運行エリアの対象外となっております、案といたしまして中心市街地を周回するバス等を運行する、それからタクシーチケットを配付し利用をいただく、既存の乗合タクシーに組み込む、乗合タクシーの新規路線を増設するというような4つの方法により検討していくというような御答弁をさせていただいたかと思っております。また、併せて路線バス岳の湯線の再編を検討していきます、本年の4月の運行を目指していきたいというような答弁をさせていただいております。その

後、熊本運輸支局のほうに一度お伺いしました。また産交バスの道中の営業所にもお伺いしました。また、タクシー事業者とも打ち合わせ及び産交バスの乗務員と意見交換をさせていただいております。その内容等を踏まえて、町のほうでは、まず町の周辺部から宮原地区への公共交通再編を先行させていただきました。路線バス岳の湯線を廃線し、乗合タクシーで代替をすることとし、本年4月中の運行する運びとなっております。宮原地区の乗合につきましては、事業の効率性と住民サービスの公平性を考えて、既存の乗合タクシー路線に組み込む案を、まず実施させていただきたいというふうに考えております。この場合、既存の路線に組み込むことが容易な地域と、組み込むことで大幅な時間の延長が予想される地域に分かれます。組み込みが容易な地域については運行エリア拡大に向けた各種手続を行い、できれば補正等必要であれば、また議会のほうにもお願いしまして、10月の運行を目指していきたいというふうに思っております。

一方、組み込みが困難な地域においては新規の乗合タクシー路線、この場合、宮原地区のみを運行エリアとする路線を新設したいと考えております。これにつきましては、もう少しちょっと時間をいただきたいというふうに考えております。

また現在、宮原地区の乗降場所がゆうステーション、小国公立病院、小国町役場、森林組合前、城迫、熊本銀行、肥後銀行、それからJA阿蘇小国郷中央支所の8箇所となっております。乗降場所の追加を検討させていただき、宮原地区から町周辺部への乗合タクシーの利用と住民の乗合タクシー利用の目的の拡大を図りながら、住民サービスの向上に努めて参りたいと考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 大変難しかったですね。

先日の勉強会で話が上がりましたバス路線廃止も1年以上前に持ち上がった話ではないでしょうか。この交通手段の問題は、私も先ほど7番議員が一生懸命調べて発表していましたが、数年前に私は調べてみたら、なかなかお隣の昔の津江村が白色のナンバーで走っていますので聞きに行ったら、なかなか簡単にできるものではないというのが分かって、その部分では追及しませんでした。乗合タクシーで宮原の町民、何千人いるか分からないけれど、そんなに利用するものでもないと思うし、もちろん年齢制限を決めていただいて、65歳70歳とか決めていただいて、今の路線バス廃止のところは俗に言う、言い方も悪いですが、乗り放題こういうのではなくて、せめて本当に病院に行きたいけど動けない、どうしようもないという人たちに限定してもいいと思います。何せ、私たちから見れば1、2カ月の市場調査をすれば分かるような利用者でも、なかなか行政の調査でいくと訳の分からないような人員を書いたり、なんとなく訳の分からないまま、この間も路線バスの輸送人員なんかは割算すればはるかにタクシーなんかよりも安いのに、なんでこんなに払うのというような感じもあって。あとから、他の議員に聞いたらこれはちょっと広い路線の間での計算ということで、これでも説得力のない数字だったんですが、私が今の現状の乗合タクシーで最低限度お願いしたいのが、乗る人の住所、氏名、年齢までは言いま

せんが、この2つを出してもらえば、誰がどのぐらい、小さいデータが分かると思います。請求書だけが上がってくるので何人ではなくてですよ、タクシー会社があれをしているとかではなくて、やっぱり誰がどのぐらい利用しているのかというデータを出してもらってあげば、次のバス路線廃止のときでも、またそれが十分有効に使えると思います。今後、データ作成をするときに小さなことを一杯集めてしていけば、簡単に私が言っているぐらいのデータなんかすぐ集まると思いますが、いかがですか。

政策課長（佐々木忠生君） まず、勉強会の際のバスとタクシーの単価という部分で、バスは全部で日田バスも含めて6路線あります。要するに町内を運行しているバスが岳の湯線と杖立という部分で、1人あたりに換算すると岳の湯で3千100円ほど、それから杖立で4千円ほどの運送費がかかっております。さっき言いました6路線を平均して800円というようなところで、乗合タクシーは逆に1千500円ほど、全部で8路線ほどですね、かかっているというような状況で、勉強会の際の説明不足があったかなと思っております。

あと、確かにデータ取りというのは公共交通の点からすれば、非常に大事なことだと思っております。今現在は確かにチェックにつきましては、毎月の日報月報を町に出していただいて、それからメーターチケットというか、メーターの領収書といえますか、そういうのを出していただいてチェックをさせていただいております。今後、データ取りという部分で、いろいろ議員からも予約のことも御質問があったと思いますので、そういう部分も含めて何とか「誰が乗った」とか「誰がどこからどこまで乗ったか」というような部分も、システムのできないかという部分も考えていきたいというふうに思っております。データ取りについては、事業者とも話しながら進めていきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 必ずと言ったらいけないけれど、しっかり検討していただいて、今後に生かせるようなデータを作成していただきたいと思います。乗合タクシーはこれで終わらせていただきますので、次の質問に入りたいと思います。

次は、会計年度任用職員制度についての質問ですが、私も詳しくはございませんので、簡単に質問いたしますので、分かりやすく簡単にお答えをしていただければ幸いです。

今年の1月の広報おぐにに、令和2年度小国町会計年度任用職員募集の小さいページを見て、一番に感じたのが「ああ、これも働き方改革の一つかな」と思いましたが、詳しい内容はあまり書かれていませんでしたので、今回は一番大事な現場サイドの一番大事な保育園について、聞きたいと思いますが、採用人員は14名、今回も14名なのか、保育園を例えていきますので、従来の労働時間とこれからの労働時間はどうなのか、お答えください。

町長（渡邊誠次君） 先ほど、乗合タクシーについての質問がありましたので、最後に総括でお答えをさせていただきます。政策課とも非常に綿密な打ち合わせを今までして参りました。また議員からもずっと質問をいただいておりますけれども、質問をいただいて、しっかり政策課の中で

も協議させていただきましたし、地域の懇談会あたりにも議員の皆さま方も参加されて、非常にいろいろ活発に地域に交じって討論いただいたというふうに思っています。町といたしましても、先ほど政策課の課長が答えましたけれども、小国町を全体で考えたときに、やはり公共交通という位置どころから不便なところ、できるだけ外側のところから利便性が上がるようにという考え方で、今乗合タクシーを進めさせていただいております。最終的に宮原町内が残っております。できれば小国町の乗合タクシーにおいて、また公共交通において空白地を作りたくないという思いは皆さんと共通の思いでございますから、最終的には乗合タクシー全線という考えに至っております。しかしながら、現段階では先ほど答えたとおり、外側の部分から徐々に考えさせてもらっておりますので、秋を目途にまた次の段階に入らせていただきたいと思いますと思っております。秋までには何等かの答えをしっかりと乗合タクシーでも出せるように、努力して参りたいと思っております。

会計年度任用職員の事柄については、担当課より答えさせていただきます。

保育園長（河津公子君） はい、答えさせていただきます。

今年度の会計年度任用14名採用です。その方々は1週間に4日の勤務ということになりますので、4日勤務ということになりますと月曜、火曜、水曜、木曜日に3人、金曜日に2人の休みが入ることになります。その他に年休を取る人がいたり出張が入ってきたりしますと、大変厳しくなりますので、会計年度職員を宮原保育園だけでなく北里保育園、下城保育園、子育て支援拠点にも配置を考えております。また北里保育園、下城保育園におきましては時差対応の日直の仕事がございます。それから宮原保育園の場合は、現在8パターンのシフトで職員を回しております。時差対応、それから時間外、土曜保育出勤等がございます。この件につきまして、会計年度職員採用の前の面接のときに、このようなシフトがございますということを御理解いただきまして、承認をさせていただいておりますので、そのシフトにはめていきながらということで今年1年を通そうと思っております。この1年の中で、また課題が見えたり支障があるようなことがあったら、次年度の採用のときにまた町との相談をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） ということは、労働時間は何も前年度と今年度は変わらないという考えでよろしいですかね。

保育園長（河津公子君） はい、労働時間に支障のあるようなことはございません。

9番（熊谷博行君） 分かりました。私の解釈が悪かっただけであって。1週間で4日しか仕事しないというので、あと2日間は誰がみるのかなというところでもございました。

それと14人募集で14人採用になっていると思います。3月の広報おぐにを見れば、この中には保育士がないので、あと何人ですか、5人。5人ほど前回よりも人員が減っているのは、3

月末までにこの人間をそろえられるのですか。

総務課長（小田宣義君） 不足分につきましては、再度また公募を行って、そして面接を行い、そして採用を決めていきたいと考えております。

9番（熊谷博行君） 今、計算すると、63名募集のうち、要するに58名しか集まっていないということですが、この募集を見れば募集期限からオーバーしてもいいというようなことを書いていますが、それで仕事が回っていけばいいのですが、大丈夫ですか。

総務課長（小田宣義君） 以前にも説明しておりましたけれども、はじめて制度が変わっております。この募集をかけて、そして面接をして採用するということは、これからも変わりませんで、一応この人数を前提に募集をかけたわけですけれども、確かに5名の方がまだ不足しているところがございます。一刻も早く採用をやりたいと思いますけれども、それまで弊害があるのかと言われますと、遅れた分についてはやっぱり他の今の現職にも力を入れてもらわなくてはならないと。もういないものはいないのでですね、1日でも早く募集をしたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 職員が負担にならないように。それと1次募集ももう少し早くしたほうがいいのではないかとこのところもございましたが、今年が初めてのことでこうなったと思いますが、議会等を通してきたものだから、こういうことと思います。ぜひ、あと5名を探していただいて、残った職員から不平不満が出ないように。給料を上げましたからいいじゃないのではなくて、その分休みも与える、毎日の業務は絶対今まで以上に頑張らないと仕事はこなせないというのを、なかなか責任を持ってやれるというのも大変だと思います。そこは、しっかり指導していただきたいと思います。

ここで、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問は、渡邊町長のみでお答えいただきたいと思っております。

先月の勉強会で環境モデル都市の選定からSDGs未来都市に選ばれ、いろいろな取り組みを進めていくとの説明がありました。熊本市も今年ですが選定を受け、お金があるんでしょう、あれだけテレビコマーシャル等をします。今日は私もはめています、このバッジ。昨日テレビを見ていたら、ローソンとかいろいろ日本全国はめている人がいますが、それでも町民の方々から見れば、まだ浸透しているとは言えないと思います。そのあたりの流れ、取り組み、その内容について、今一度分かりやすく説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 御質問にお答えをさせていただきます。

小国町SDGs未来都市に選定をされました。もう皆さん、バッジも付けておられますけれども、SDGsは基本的に誰かにとって良くて、誰かにとっては良くない社会ではないということでございます。全ての人にとってより良い社会を目指すというための目標が、SDGsの17のゴールであるというふうに思っております。

そこで町はSDGsの未来都市の選定を受けましたので、それに向かってみんなで協力していかうというところが大きなところでございます。先ほど言いましたように、全ての人にとってより良い社会を目指すというところが一番の大きな目標です。町は今までも同じですけれども、熊本市みたいに沢山財源があって、テレビコマーシャルでもできればいいのしょうけれども、それでも町は町独自にしっかりと町の皆さんに、このSDGsの考え方を知っていただく努力もさせていただきたいというふうにも思っておりますし、来年度は教育委員会では子供たちのためにその啓発を行います。総務課であっても、政策課であっても、各課それぞれでこのSDGsに対してできることをしっかり取り組んで参りたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） ありがとうございます。

次に、SDGsの開発目標は17項目あり、いろいろすれば160ぐらいの行動計画があります。小国町はどのあたりについて重点的に進めるか。町民の方々にどのあたりを重点的に進めてもらうのかというのをお尋ねしたいのですが、よろしいですか。

町長（渡邊誠次君） 小国町といたしましては、先ほど「全ての人にとって」というところでありますけれども、少し難しいですけれども、目標としては地域循環共生圏事業ということを考えております。それは小国町にとっての特有の資源でございます地熱の資源、そして森林資源をしっかりと活用しながら持続可能な社会を作っていくというところでございます。まず、小国町はその部分をしっかりと大事にしながら経済を循環させていって、その自然の保全をしっかりと守っていく。そして私が時々申します「全ては次世代のために」というところで動いているところでございます。また、小国町の町民の皆さんはこのSDGsの17の目標、人はやっぱり多様性があります。沢山の人がおられますので、それぞれがそれぞれのゴールに向かって、自分のためではなく、誰か他の人のためになるような努力をしていただきたいなというふうに思っております。考え方としては、今までは右肩上がりの経済ばかり追い求めてきたような社会がありますけれども、やはり環境を大事に、そして社会的にも貢献できるような考え方をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、それが全ての人によってより良い社会というふうにも思っているところでございます。

もう一回言わせていただきますけれども、町民の皆さんには、この17のゴールからそれぞれ目標を見つけていただいて、努力をしていただくような方針のほうがよいかと思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、分かりました。

立て続けにまた質問ですが、SDGsの中で地熱開発の位置付け、どのように考えているのか、またどのように進めていくのか、開発途中のため詳しく話せないところもあると思います。町長が話せる部分だけでございますので、よろしくお願いたします。

町長（渡邊誠次君） 先ほど、SDGs 未来都市の中心に地熱資源の開発、そして森林資源というところもお話をさせていただきましたとおり、町の中心の施策の中に、その地熱開発はあります。しかしながら、先人がしっかりと守ってきたこの地域資源、この地熱の資源を次の世代にしっかりと伝えていくためには、自然の保全がかなり重要な施策のうちの一つというふうに考えておりますので、もう皆さんにも今までだいぶ聞かれたかと思えますけれども、自然の保全と経済の循環、そして教育という3本のバランスをしっかりと保っていくことが、次の世代へ繋がることだというふうに確信をしているところでございます。

地熱の開発につきましては、5月に就任をさせていただきました、もう早速6月から話をさせていただいております。地熱の協議会も作らせていただいております、その中でいろいろと事業者とも協議をさせていただいております。当然のことながら、地熱の事業者は開発をしていく側ではありますけれども、皆さん共通しておっしゃることは、この地熱の資源を食い潰してしまうことは自分たちにとってもプラスには当然ならないというふうに考えております。当然のごとく、地域の貢献もしなければ、この地熱の事業は繋がっていかないというふうにも、もちろん認識していらっしゃいますので、その地熱の事業者ともきちっと話をしながら自然の保全を行って参りたいと。そのためには、しっかりと話をすることが必要でございます。ですので、今地熱の協議会を作らせていただいて、その中で協議をさせていただいております。9月に本格的にその協議会がある程度、形になってまいりましたので、現時点ではその中で具体的な方針だったり、施策について話をさせていただいているところでございます。ちなみに、やはり今から先、大事になってくるであろうモニタリングは全事業所が考えて、その地域全体の中からピックアップをさせていただいて、もちろんその中には町も入らせていただいて、モニタリングの調査をかせさせていただくような仕組みも作っております。

それから保険制度もしっかりと考えさせていただいております。また、このあと本会議の最終日に提案をさせていただきます地熱の恵基金もございまして、あらゆる取り組みをしっかりとその協議会で考えていきながら、もちろん専門家の先生の意見をしっかりと取り入れて参りたいというふうに思っているところでございます。町にとっては、今まで人口減少、今からも非常に危惧される場所ではありますけれども、今までのように自然を守るだけでは持続可能な社会は守れないというふうに思っております。しっかりと自然の保全、そして経済を循環させてこそ、次の世代のために地域が回っていけるというふうにも思っております。ですので、しっかりと何度も言うようにですが、自然を保全しながら開発は行っていきたいというのが町の方針でございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 大体、町長のお考えは今の答弁で分かりました。地熱のことも執行部の中では一番詳しいのではないかと、私は思っております。なかなかエネルギーについては国の進め方

もありますが、火力・水力・原子力・風力・地熱とありますが、火力は二酸化炭素で温暖化の問題もございます。原発においては9年前の福島原発みたいに、いまだに故郷に帰れないというような大きなリスクもございます。水力、風力は比較的クリーンなイメージがあります。地熱では、先般から会議等にあつて請願が上がっていますが、地中の鉱物が表に出る。地下資源に対する影響などある場合があると思います。そのあたり、先進地の事例やその問題点、その時の取り組み等を町長の見聞で分かるところだけでございますので、御報告していただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 再生可能エネルギーということに関しては、全世界、かなりのところで行われているというふうに思っております。どこが先進かと言われると非常にそこは難しいですけども、ドイツあたりは特別進んでいるところでございます。シュタットベルケという自治体がエネルギーを供給する仕組みがある地域も、もう確立をしております。再生可能エネルギーに関しては、ひょっとしたら日本は後進国なんじゃないかなと思うぐらい、進んでいないような気はしておりますけれども、それでもこの日本でもエネルギーが非常に乏しい国であるというところから、再生可能エネルギーには着手していかないといけないというふうにも思っておりますし、小国町では先ほどからお伝えするように、この資源は特有の資源であるというふうにも考えております。近くは八丁原でもそうです。大分県側では、かなりの開発も進められておりますが、それぞれの地域によってやっぱり地下資源の量であったり、調査の仕方によって変わっておりますので、小国町では特有に考えていかないといけないと思っております。

しかしながら、昔から小国町は昭和35年だったと思いますが、一番最初に地熱の資源を調査した年だというふうに思っておりますが、そこから非常に詳しい開発においての調査が行われてきましたので、その調査のデータをしっかりと基づいていながら、進めていかないといけないというふうに思っております。

ちなみに、昨年は北海道の弟子屈町というところに行かせていただきました。その中で、弟子屈町では町が掘削を行って、発電事業を行うというところもあります。しかしながら、小国町でそれができるというわけではございません。ですので、それぞれの町でしっかりと考えていながら、再生可能エネルギーには取り組んで参りたいというふうに思っているところです。当然、今からもいろんな所、地域に行って勉強もさせていただきたいというふうに思っております。科学的な技術、通信技術ICTも含めて、非常に今から進んでいきますので、その技術がその時代を追い越していくような考え方もあります。しっかりと取り組んで参りたいと思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 私も隣町に親戚がいて、ちょっと八丁原の発電所のことを聞きに行ったら、誰ひとり悪く言わないので、これは聞いても無駄かなというので帰ってきましたが、それだけ九重町、あそこは湯坪、そういうところは恩恵があるんだなというのだけを感じて、「あそこが悪い」と言う人がいないものだから、何も返す言葉もなく帰ってきたのですが、今後もそうい

うところに十分注意していただきまして、いろいろ進めていただきたいと思います。

この1年間、町長の仕事ぶり見てきましたが、大変バイタリティを発揮してきたと思います。私から見た限りでは、行動力もあり、1年生としては決断力も実行力もあったと思います。大変評価していますが、あまり決断と実行が前に出すぎますと問題も起きますので、常に冷静さを忘れず、令和2年度を乗り越えていってほしいと思います。

以上、これにて一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） お褒めいただいたとも思っておりますし、重責をしっかりと担っていらっしゃるかと再確認もさせていただきました。町のために、しっかりと頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。1時45分からお願いします。

（午後1時35分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

議長（松崎俊一君） 2番、江藤君。

2番（江藤理一郎君） それでは、今回は職員の定数管理について、それから業務効率化と住民サービス向上の取り組みについて、最後に婚活支援について質問させていただきます。

まず、職員の定数管理についてですが、小国町職員の定数条例と職員実数はどのようになっていますか。お願いします。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

職員の定数管理ですけれども、定数条例でいきますと小国町の職員定数は131名でございます。これは、あくまでも職員定数の上限であって、これ以上は雇えないという数値でございます。この数値も平成20年に定数条例の中で町長部局の職員数を108名から114名に引き上げる案件を議会に提出しております。その際に6名、職員の定数を引き上げさせていただいております。これは当時の町長部局の職員数は108人で制定されており、職員数もぎりぎりであったため、今後の退職者等を考えた場合に弾力的な運営がしたいということで、お願いして上げてもらったものであります。

実際の職員数ですけれども、実際の職員数といいますのは、職員定員適正管理計画というのを町は独自で作っております。この計画は、5年ごとに見直しをかけて今までできております。先ほど申しました131名ですけれども、現在の実職員数は120名できております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 用意した質問を先に言われてしまいましたので。例えば民間企業であれば顧客が減り、売上げも落ちている会社であれば、退職者が多く出た場合にでも退職者数にあわせて採用を増やすということは、なかなかやらないと思います。その分、収入を増やすということ

をしなければいけないので、何か新しい事業を立ち上げたりするのですが、そのあたり公務員と民間との違いというのが、やはりどこかにあるのではないかなと思います。これまで国も平成17年には地方公共団体の総定員について、今後5年間で4.6%を上回る原因を求めてきましたが、その後地方分権などの観点から、地域の実情に応じ、各地方公共団体が適正な定数管理に取り組むこととなり、平成22年度からは業務の量に応じて必要な人員は適正に配置していくことを基本としつつ、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応できる定数管理の方針を定めています。

ここで小国町においては、人口の急激な減少、地域経済の長引く低迷により、自治体経済情勢は決して余裕のある状態ではないのが現状であり、やはり行政の真の効率化を目指して考えていくなれば、相対的な評価のもとに適正な定数は何人か、これを検討し分析していくことが必要ではないかと考えられます。その相対的な評価の1つとして、一般行政部門の職員数と町民数の割合で見てみることも一つの指標になるのではないかと考えます。職員が一人あたり何人の町民をサポートしているのかの数値ですが、小国町は68人であるのに対し、一人の職員あたりですね、同程度の人口で見ますと高森町が78人、西原村は91人、九州内でも同じぐらいの人口で見ますと、宮崎県綾町は91人となっております。それを踏まえても今後の定数管理はどのように進めていく予定でありましょうか。

総務課長（小田宣義君） 先ほど申しましたとおり、定数管理は5年ごとに見直しております。基本的に小国町は今まで退職者の数以下を補充するような方法を取ってきております。おっしゃるとおり人口は少しずつ減少しておりますけれども、それに伴って国からとか県からとか、降りてくる仕事量も増えております。他町の状況も踏まえながら、今後も計画を立てていきたいと思っておりますけれども、今のところ特別な要件がない限り横ばいか少しずつ減少するようなことになるのではと考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 横ばいか少し減少気味かということですね。今後も人口減少が進むなかで、小国町の定数管理の計画を見ますと、20年後の人口推計がこの間配られた資料の中では大体4千200人ぐらい、現在の人口の6割程度になると予測されております。2040年ですね。それにおいても、現在の120名ぐらいを保っていくことになっておりますが、これも理由と今後の方針をと思いましたが、横ばいかなだらかな減少をさせるということでした。隣町の南小国町につきましては、現在の人口が大体4千人ぐらいです。20年後の小国町の推計とほぼ同じぐらいになっております。職員は80名ほどとなっております。先ほど、執行部のほうから国からそれから県からいろんな事業がきて、なかなか仕事も増えてきているという話でしたが、今現状でいうと同じ人口でいうと南小国町が80人ということになっておりますが、そのあたりに関してはいかがでしょう。

総務課長（小田宣義君） 今の南小国町と人口等を比べられておりますけれども、町長部局の職員

といたしましては、今小国町が120名おります。その中で保育士が27名おります。ただ、この保育士というのが保育園の在り方によって、また保育士の数が変わります。保育士も小国は昔はもう少し少なかったんですけども、0歳児の受入れとか、その施設によって数が少しずつ増加しております。事務的な職員を抑えるというのは少しずつはできると思うんですけども、ここらを想像したときに一概に何もかも人数を下げるというのは、なかなか厳しいのではないかと考えております。ですから、状況に応じて考えてはいきますけれども、5年毎の計画の中で少しずつ減少していきたいということを申し上げました。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 分かりました。定数条例については5年ごとということですが、最後に改定したのは平成25年になっていると思います。すでにもう6年経過しておりますが、今後はすぐに改定するような見込みはあるのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） すみません。ちょっと私の説明がまずかったです。定数条例は131名の定数を決めているものであって、それは改定する予定はありません。今、私が話しているのは、その131名以内で職員をどうするかという定数の適正化の計画が5年に1回、見直すということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 先日、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる国家公務員法改正も閣議決定されました。これからは、適正な職員数の管理となるべく人件費の割合が大きくなる工夫も踏まえ、行財政の対応に当たっていただきたいと思います。今後は5Gの供給により、AIやIoTを活用した業務の効率化を検討し、時代に沿った定数管理をぜひともお願いして、次の質問にいきます。

次に、業務効率化と住民サービスの向上についてですが、職員の方々の一人ひとりの抱える業務量は増えていて、人口の減少に比例するものではないというお話もありましたが、そうであれば窓口業務の中で機械化若しくはアウトソーシングできそうなものとして、住民票や印鑑登録証明書の発行などが挙げられると思います。今年で10年になるコンビニ交付というサービスがありまして、コンビニで戸籍証明書や各種税証明書などの公的な証明書を取得できるもので、1千724ある全国の市町村の中で741市町村がこのサービスの提供を受けています。近隣であれば阿蘇市がコンビニで取得できるようになっています。平日、なかなか役場まで足を運ぶことが難しい方、特に人口の10%以上いると想定される町外へ勤務している方も土日や早朝夜間も利用できるコンビニで取得できるのであれば、職員の窓口業務の効率化だけでなく、住民のサービスの向上としても検討の余地はあると考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（小田宣義君） コンビニでの住民票、印鑑証明書等の交付ということでございますけれども、以前に町はコンビニでの税金や料の交付を行っております。今、されるように行っており

ます。その際に、当然、阿蘇市も住民票等を一緒に交付しておりましたので、一緒に小国町もしたらどうだろうかという検討はしております。ただ、今窓口で交付手数料をもらっているのが一応200円ないし300円、阿蘇市に聞いてみるとコンビニで大体500円納付されております。ですから、そこらあたりのお金の統一性ができればということで、その時は一緒にその事業を進めることを諦めたわけです。ですから、今後話が進んで、そこらあたりの金額の調整ができれば、また議会のほうに提案させていただきたいと考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 300円から500円になると、200円高いのであればということですね。県内におきましても、コンビニであれば100円若しくは150円逆に安くなるというふうには、料金を安くしているという市町村もあります。あとは、やり方次第、阿蘇市との調整も必要ですけれども、行政の取り組む姿勢次第、方針次第ではないかと思いますが、このあたりいかがでしょう。

総務課長（小田宣義君） 料金のお話になりますと、また町民の皆さん、そして議会とも今後相談しながら、進めないというのではなくて、当然進めていかななくてはなりませんので、相談しながら進めていきたいと考えております。

2番（江藤理一郎君） コンビニ交付はマイナンバーカードを提出することで、証明書等の発行が可能になっており、マイナンバーカードの普及率向上にも繋がると思われます。現に政府は今年9月から来年3月の期間中、マイナンバーカードの所有者を対象にマイナポイントの還元を実施することとしています。還元率は25%あり、最大2万円までのチャージで5千円分のマイナポイントが進呈されるものであり、今後はマイナンバーカードの普及率も上昇すると考えられることから、こちらも含めて検討を進められてみてはいかがでしょうか。

総務課長（小田宣義君） おっしゃるとおり、仕組みを導入する際には、今本当に役場の中で問題になっているのは予算の制約、それをすることによって費用対効果がどれだけ生まれるのか。2番目には、それを賄うだけの人材の不足、そしてどういうことをしたらうまくいくかとかいう情報の不足、また推進体制、これからこれ進めていくという体制もまだまだできてはおりません。ですから御相談しながら少しずつでも前に進んでいきたいと考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） また、情報発信についても今回質問しようと思いましたが、先日の総務文教福祉常任委員会にて、自治体対象のLINE公式アカウント活用について導入検討中ということでしたので、今回質問はいたしません。こちらが昨年5月より無償化されており、全国93の自治体で導入されています。このLINEサービスを導入することによって、町の情報を一斉に配信することができ、子育て、防災、ごみ出し、イベント情報など町民が欲しい情報のみピンポイントで発信することができます。これまでアパート暮らしで組に属していない町民に

は伝わりにくかった広報や、組回覧などの情報なども届けることができるようになると思います。ペーパーレス化、それから封書印刷、織り込み作業の省略化、郵送代の削減にも繋がるのが期待できます。ぜひ、導入自治体が沢山ありますので、視察に行っていていただいて早期導入の実現を期待いたします。

次に婚活支援事業についてです。2019年度の国立社会保障人口問題研究所の調査では、生涯未婚率が男性では23.3%、これはおよそ4人に1人になります。女性では14%、こちらも7人に1人となっており、小国町でも男女合わせて5人に1人が未婚者という数値が出ております。一方、独身者に関する全国調査によると、結婚希望者は男女とも9割近いという結果が出ています。こうした状況から、全国的に未婚者の増加を個人の問題から社会的な問題として捉え、自治体自ら婚活支援の取り組みを始めているところが増えてきております。

小国町においては、少子化が進む中で20年後の2040年の生産年齢人口割合が、こちらも南小国町と比べてしまいましたけれども、南小国町が47.8%に対して小国町は41.7%と低い数字です。これは人口に対して子供の数が少ないということであり、合計特殊出生率は2018年で1.91と上昇傾向にはありますが、人口置換水準2.07を上回るように政策を進めるべきではないでしょうか。それには、少子化の大きな原因となっている未婚化・晩婚化を解消する必要があります。これまでの小国町の結婚支援についての成果について、質問をさせていただきます。成果をお願いします。

住民課長（時松洋順君） 答えさせていただきます。

小国町が過去行った結婚支援事業といたしましては、平成27年度から平成29年度まで3年間行われたことがございます。それぞれに申しますと、平成27年度につきましてはイベントが3回、小国町の男性の参加人数については8名、女性は延べで22名、この年度につきましては3組の成婚になっております。続いて平成28年度でございますが、こちらは熊本地震の年ということもございまして、イベントについては1回ほどでした。男性の7名の参加、女性は6名、残念ながら成婚には至っておりません。最終年度平成29年度、この年はイベントは2回、この年についても九州北部豪雨やイベントの当日の台風でありますとか、そういった影響がございましてイベントは2回となっております。その際、男性が6名参加され、女性は延べ15名の参加でございました。この年は1組成婚されております。成婚の数でいきますと、合計で4組成婚されているということになっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 3年間開催して4組も成婚に繋がったというのは、こちらは素晴らしい成績ではないかなと思っておりますが、こちらを平成29年度まで続けて平成30年度からは継続しておりません。その理由というのは、何かございますか。

住民課長（時松洋順君） 3年経過したところを一つの目途といたしまして、その後の運営方法で

ありますとか効果等の検証、そして今後に生かすということで、平成30年度については予算計上しておりませんで、その後、中断という形になっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） せっかく、これだけ成果が出ているところですので、続けていただきたいかかったんですが、経費についてはどのようになっていますか。その内訳をお願いします。

住民課長（時松洋順君） 年度ごとの決算額を申し上げたいと思います。初年度の平成27年度につきましては、合計で227万円ほどかかっております。平成28年度につきましては137万円、平成29年度が149万円、3カ年の合計でいきますと513万円ほどの決算となっております。平成27年度につきましては、この年だけ国の交付金が財源として充てられておりまして、平成28、29につきましては町単独予算ということになっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 意外と経費がかかっているなというイメージを持ちました。実績があるのは素晴らしいことではあります、経費につきましても次年度も小国町が会員となっております地域活性化センターの移住定住交流推進支援事業、上限200万円、100%の助成金や内閣府の地域少子化対策重点推進事業の補助金等もあると思いますので、こちらなど積極的に活用していただいて、町の財源をなるべく使わずに、少しでも町民の成婚率を上げる取り組みをお願いしたいと思いますが、今後、再開の見通しについては検討なされていますでしょうか。

住民課長（時松洋順君） 町長の今年度の施政方針にも少し取り上げていただいているのですけれども、令和2年度予算につきましては、別段の項目立てを行っているわけではございませんが、事業の前段階として調査あたりに充てられるような経費を計上しているところでございます。具体的には今後になってくるかと思いますが、その調査、アンケートの形になるのか、そのあたりも今から検討していくことになっていきますが、そういったことを基礎資料としまして、各方面からも協議をいただきながら準備したいと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからは、少し考えているというか、動きをお知らせをいたします。実は南小国町には異業種交流があります。異業種交流の中で沢山の出会いの場があるということをお聞きしましたので、ぜひとも小国町で今からその異業種交流の場を先ほどの婚活の受皿として、組織化をまず図りたいと。組織を作った上で、当然ですけれども、補助金等々があったときには活用はしっかりとさせていただきますが、まずは隣の高橋町長と時々話をさせていただいているのが、お互いの異業種交流を両町で一緒にやりましょうと。そういったところから、また両町での南北小国町での異業種交流ができれば、新たな道ができるのではないかなというところもありますので、連携をしっかりと図っていきながら新たな取り組みも、お金がかからないところでも、かかるところでも両方行っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 早速ですね、南小国町の方々の交流を男女含めてやっていただくということで、大変良いことだと思います。最終的に、やはり結婚を目的とするならば、隣町と人口の取り合いをするより、これは基盤を作るということでしたから、そこは基盤になってからでしょうけれども、次の方針としては近くて人口の多い福岡などから希望者を募っていくような形が良いと思います。婚活のコーディネーターも実績があり、良心的な価格でやっていただける方もおりますので、ぜひとも長期的に事業を続けていっていただきたいと思います。

最後に、コロナウイルスの影響はいつまで続くか大変不安です。もしこれが夏場を越えても終息せず長期にわたっても感染が収まらない場合は、事態はかなり深刻です。このあたり、同僚議員から先ほど質問もありましたけれども、飲食業や宿泊業をはじめとした商工業は直にダメージを受けますし、農業や畜産、酪農、そのほか様々な町内の産業にも影響が出てきます。国の緊急経済救済対策の情報をいち早く町へ町民へ届けることはもちろんのこと、国や県の判断に対して全て右にならえだけの方針だけではなく、小回りの利く小さい町だからこそできる、町民に寄り添った自治体独自の判断も時には必要であると考えます。そのあたり、ぜひお願いして、今回の一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 町独自でも、しっかり考えて参りたいというふうに思っております。全体的にコロナウイルス、まずは一番思うことは命が全てにおいて最優先されるというところは、皆さまと同じ考えでございます。当然、経済対策あたりも国県からも出ておりますが、町としても皆さんと考えていきながら、具体的に対応していきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時25分から。

（午後2時15分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

議長（松崎俊一君） 大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 一般質問をいたします。6番、大塚でございます。

質問をする前に、今回はコロナウイルスの感染拡大において、国内はもちろん国際的にも非常に経済的なダメージを受けております。それと同時に、これによって経済破たんが起これ、そこに死傷者が出るようなことがないように、心から祈っております。

それでは、一般質問をいたします。今回は、ふるさと納税についてとそれから鍋ヶ滝の運営について、2つのテーマについて細かく質問をしていきます。

それでは、ふるさと納税についてでございますが、このふるさと納税は地方がこれから先、生き残っていくために、国が設けたいわば何にもひもつきでない自由に使える寄附でございます。

それが創設されてから何年か過ぎますけれども、今このファイルの中に綴じておりますように、現在においては、この目標というのは、これは2018年度でございますけれども、今2020年においては、非常に伸び率をしております。経済的に非常に厳しい地方においては、このふるさと納税というものは地方創生、人口減少を歯止めする一つの本当に特効薬だと、私は考えております。そういう中で、これから質問をして参りますけれども、ふるさと納税のマーケットというものは年々伸びております。それと同時に、ふるさと納税の寄附金、寄附受入先というのは九州と北海道が赤く塗られております。ゆえに返礼品が非常に豊富なところでございます。そして、1億円以上のふるさと寄附金をいただいているのは2018年現在においては1千788団体の中で609団体。もう2020年においては、非常に上に上がっております。

そこで、小国町が今までふるさと納税において取り組んできましたけれども、ほかのところの地域と比較しますと、阿蘇郡においては非常に上位を占めているわけではございません。特に高森町、そして南阿蘇村、それから隣の南小国町、産山村を除いて急激にこのふるさと納税に取り組んでいるわけです。その取り組み方はどういう取り組み方をしたのかということについては、あとから政策課のほうに小国町の取り組みについて答えていただきますけれども、やっぱり今小国町において、ふるさとのチームというもの、この納税のチームというものができているのか。果たして、こんなにおいしいものに対して、専門的にこれを扱うメンバーというものが、今、小国におられるのか。取り組みと一緒に答えたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） 専門的に行っている部署というか、それは今のところ政策課の中の職員が二人と臨時の職員一人の3名で対応させていただいております。

取り組みということで、今年度の寄附額と申しますか、2月末の時点で6千830万円ほどとなっております。昨年と同じ時期の2倍というような数字でございます。寄附件数にいたしても2.2倍というような状況でございます。御寄附をいただいた方に、お礼の品として贈った返礼品の代金として2月の時点で約2千100万円ほどの支払いを行っております。希望の多い返礼品としては、1位がやっぱり肉類、2位が乳製品、3番目が旅館の宿泊券、4番目が野菜、5番目が酒というような、小国町内では順位付となっております。このランキング、今申した順番については昨年度、平成30年度もほぼ同じでございます。肉類の人气が高く、近年登録を進めている旅館の宿泊券も件数も増やしているというような状況でございます。

1件あたりの寄附金額は1万円の寄附が最も多いような状況で、全体の半数近くが1万円の寄附で3千円相当の返礼品の希望があるというようなものでございます。その次に多いのが1万円を超えて3万円までの寄附です。全体の3割を占めております。その他10万円を超える寄附を行う方が全体の1割というような状況でございます。

今年度、寄附金額を増やすために行った新たな取り組みといたしましては、ポータルサイトの増設を行い、新たに「さとふる」と「楽天ふるさと納税」のサイトから寄附を受け付けられるよ

うにいたしております。その他、返礼品としても肉類や旅館の宿泊券などのメニューを増やしたことも寄附額件数を伸ばした要因と考えられております。

以上です。

6番（大塚英博君） 今の答えをいただきましたけれども、非常に思いというか、モチベーションというか、結局はふるさと納税を伸ばそうというモチベーション、その取り組みにおいてはどのような取り組みをしたらいいのかという、やっぱりそのところが私は聞きたかったんですけども、返礼品とかそういうものについて、それでは見せるために返礼品をどのような体裁をしているのか。極端に言うと、どのくらいのアイテムというものを持って、それをどのくらいに増やそうとしているのか。南小国町に比較しますと、157アイテムを225に増やそうとしております。そういうふうに目標額というものをきちんと設定しているわけです。私はここで言いたいのは、このふるさと納税というものが、地域には必要とされる、地域の活性化のために必要とされる納税なんです。返礼品のほかに、そのお金はプールされて、そしてそれは何かに使うということではなくて、これから先というものは、どういうものに使いたいというきちんとした表示がなければ、極端に言うと先ほどいったような塾の問題。それと同時にスポーツ振興の問題。いろんな、その地域で必要とされる財源がないけれども、それができないというものに対して、このふるさと納税というものはそれをアピールすることによって、寄附者から、ではそういうものに使われるのだったら寄附しましょうと。そしてきちんと、こういうふうな事業に使いましたよと。そして、こういうふうな子育てに使っていますよと。こういうふうなきちんとした人たちが、このお金によって潤っていますよというものを表示することによって、再度ふるさと納税をした人たちが喜んでいただくわけです。これから先は、非常に競争が激しくなります。そういう中で、ここで質問をしますけれども、では事業者と行政側ではっきり言うと、この返礼品のきちんとしたコミュニケーション、そういうものがきちんとなされているのか。一方的に行政に負担を掛けていないのか。そういうものを含めて、今の状態についてお答え願いたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） まず、返礼品事業者とは定期的といいますか、うちの担当職員と打ち合わせはさせていただいております。また、いろんなポータルサイトへの登録とか、そういう部分を委託というか、去年の地域おこし協力隊卒業生がおりますので、そういう方にお手伝いをさせていただいております。そういう中で、やはり返礼品事業者との連携というのは大事な部分とっておりますので、密にさせていただいております。

先ほど使い道という部分の御質問もあったかなというふうに思っております。今現在、平成30年度におきましては産業の部門、子育ての部門、福祉の部門、環境の部門、それから小国町に任せるといような目的のもとに募集をかけさせていただいております。去年の途中から杖立温泉という項目を追加させて、杖立の景観整備にも利用させていただいているという状況でございます。

また、南小国町が今ちょっと伸びているというのは、町おこし会社と申しますかSMOという組織がありまして、そこが仲介事業者としていろいろ取り組みをされております。できれば、うちのほうもそういう仲介事業者を増やしていくとか入れてですね、そういう部分でふるさと納税の強化をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

6番(大塚英博君) やっとうれしい答えをいただきました。この中間業者というものにおいて、どこの市町村も急激に伸びを示したわけなんです。これは本当いうと、行政の中での仕事というのは、極端に言うとワンストップ特例制度というのがございます。納税した証明書というものを送ることによって、送られたところはその申告をしなければいけません。ところが、このワンストップ特例というものを中間業者がすることによって、その申請を逃れるわけなんです。これによって3分の1、これを利用してきます。データのいうと。これが楽なんです。そうすると同時に相手のとか、いろんなものに対して専門業者は非常に専門的にレイアウトしていきます。そしていろんな組合せをすることによって、お客様がこの物を見れば、本当に買いたくなる。そうすると先ほど言ったように、こういうふうなお金がどのような形で使われていくということが、目に見えて分かってくれば、それこそ今小国町を離れて、いろんな所に行っている方たちが、この今の経済的な状況の中で何か小国町を支えてやりたいという思いはいっぱいあります。そういう中で返礼品でなく、返礼品の中で自分がもらうものではなく、これから先は人に与える返礼品というものも新しく変わっていきます。今までは返礼品というのは、自分のものでもらいますけれども、この返礼品を誰々様にあげるといふ返礼品です。これになってくると、自分は要らないけれども、返礼品を人に渡すということによって、視野がまた広がってきます。今から先は、この競争が激化してきます。地方創生の中で財源不足と申しておりますけれども、全て小さな自治体においては、特に南阿蘇村そして今さっき言った南小国町においては、そういうことについて非常にモチベーションを高くして、そして目標額を設定して、そして非常に頑張っているというふうなことが、この図面から見受けられます。ちなみに、この図面で見受けられないと思うんですけども、2018年には西原村においては1億3千800万円、南阿蘇村については1億6千万円、そして高森町については6千200万円、阿蘇市においては1億5千万円、産山村が300万円に対して小国町は3千248万円、南小国町は1億7千600万円ありました。ところが南小国町は去年は6億3千万円上げたんです。このお金は、今さっき言ったようにいろんな面において福祉だけでなく、活用されるほんとにありがたいお金だと思います。そこで町長にお伺いしますが、このモチベーションを高めるための方策は中間業者のほうということで、ある程度考えているようでございますけれども、町として、今ネットワーク資金の中に4、5千万円の蓄えがあると聞きましたけれども、今から先はどのように使われるか知らないけれども、小国町にきた寄附金がネットワーク資金で寝せてしまうよりも、今やりたい事業というものが目の前に

沢山あります。それに対して新たに稼ぐことも必要ですけれども、改めてそれに対して有効に使うこと。これに対して案があればお聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問、ありがとうございます。

大きくはこのモチベーションを上げるという作業というよりも、仕組みをしっかりと理解して、その仕組みを導入するといったことが大事であろうと思っております。やはり、このポータルサイトを充実させるということは、つまりはふるさと納税の商品と申しますか、商品の量を増やすこととなります。それから質の向上にも繋がります。それからもう一つ、仲介事業者を入れるということは、「見せる」ということに特化しての事業だと思っておりますので、その販売についての質と量を両方とも増大させる。そして仲介事業者によってしっかりと分かりやすく見せるということが、より必要になってくると思われまます。それが成功しているところが、実質の財源に繋がっているというふうに思われまますので、町といたしましても政策課も当然中心でありますけれども、去年の分析が終わりましたので、来年度はしっかりとその部分に対して力を注いでいくようになると確信をしております。ですので、必然的には私はモチベーションというよりも、その仕組みをしっかりと導入させていただきたいというふうに思っております。

また、ネットワーク基金においては、しっかりと基金の中で積立てをすることはできるというふうに逆に思っております。ですので、しっかりと計画に基づいてということも議員言われまましたとおり、教育関係に使ったり、産業関係に使ったり、いろいろと一般財源の中に組み入れて使うことができます。しっかりと町の方針を出して行って、その方針に基づいて、またふるさと納税をしていただく方たち、その人たちの思いもしっかりと私たちは受け止めて使わせていただきたいというふうに思います。

以上です。

6番（大塚英博君） ぜひ、ふるさと納税において小国町が非常に以前よりも子供が生き活きとし、そして地域が活性化をし、そして地方創生がなされていると。その中で人口減少を食い止めていると、そういうふうな結果をその辺において出すというような計画を立てていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問に移らせていただきます。鍋ヶ滝の運営でございます。ふるさと納税と一緒に鍋ヶ滝の収入というのは、町民に地方税みたいな負担をかけないで、お客様が喜んでお金を払うことによって収入を上げるという、その2つの小国は本当に少ない中での鍋ヶ滝の収入でございます。この鍋ヶ滝の収入において、以前よりも急激に入場者数が増えることによって、町に潤いをもたらしました。その中で現在において、その収入という中から例えば支出、シャトルバスの運営費を引いて、人件費を引いて、その他のもろもろを引いて、大体年間に分かる範囲内でございますけれども、どのくらいあるのか。その点についてお答えいただきたいと思います。

情報課長（北里慎治君） 収入につきまして、答えさせていただきます。収入につきまして、平成

30年度の収支でございますが、総額で6千889万2千円の歳入がございます。支出につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、賃金、需用費、委託料、その他もろもろ合わせまして、2千5万2千円ほどでございます。収入から支出を差し引いた額としまして、4千884万円ほどとなっております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） ざっと計算して4千800万円ぐらいが利益ではないけれども、プラスになっているということですよ。それでは、今一般会計の中に繰り入られているお金でございますから、自由に使われるお金でございます。その中で一つ気になるのは、鍋ヶ滝にお客様が来る目印となる看板というものが、どれだけ小国町に立っているか。大きさが大きいほどいいんですけども、小さいのではなく。お答え願いたいと思います。

情報課長（北里慎治君） 鍋ヶ滝の看板につきましては、現在387号線の鉢納杜の前の入り口に看板が1つ設置されています。その他の箇所においても、毎年、熊本県の観光標識整備事業というのがございまして、県のほうに要望しておりますが、まだ現在、採択に至っていないという状況でございます。道に迷ったり、迂回しようとして脱輪するなど、数々情報は私どものほうでいただいておりますので、町としましても簡易的ではありますが、奥山のあたりの入り口とかですね、あと蓬莱の中の方とか、手作りになりますけれども看板の設置についてはしているところがございます。また、いろんな形で看板というのは考えていきたいと思っておりますので、道路管理者としての県とは今後も協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） そういうところが、以前から比べるとあまり変わっていないんですよ。本来は来るお客さまが見やすく、そしてそこまでに非常にスムーズに行き着く、この看板というものに対して、それはお客様に還元する目印だと思うんです。それに対しては、その看板設置のPRについては非常に遅れているような、私は気がいたします。これだけの収益があったら、これから先の鍋ヶ滝の周辺においても、例えば料金所が新しく委託になります。それと同時に周辺の清掃活動も入ってくると思います。もう一つは、あそこを中心点として考えたときに、あそこに大きな小国町の観光案内版みたいなものも必ず必要かと思えます。来たお客様がそれを見ることによって、非常に得をする。私は、そういうふうなものに対しては、財源がないということではなく、この収益という中からお金をまず出していくということ。私はそれは非常に大事なことではないかと思えます。ホームページやいろんなところでも宣伝をしていますけれども、そういうところに対しては、これから先、どんどんというわけではないけれども、お金を掛けられるところは掛けていただきたいというふうをお願いをしたいと思えます。

それでは、もう1点のシャトルバスでございますけれども、このシャトルバスは交通渋滞の緩和という中で、以前は駐車場が整備されていませんでした。その駐車場整備の段階においては、

シャトルバスというのは非常に有効だったと思います。ところが、これから先は駐車場が整備され、そして今度はそれ以上に飽和する状態の中で、今の蓬萊小学校からのシャトルバス運用になっていると思います。ところが、大きな欠点というものは、シャトルバスに乗る場所というものが、その沿線上にあったということなんです。その沿線上にあったということは、シャトルバスの運用をしている時は、しょっちゅうは運用していません。1千500人から2千人、とくに3千人、そういうふうなものを想定して、そのときにシャトルバスを運用しています。しかしシャトルバスを運用すると、はっきり言って、そこからシャトルバスに乗ることによって、それまでに来る間が渋滞を起こすわけです。ところが、そのシャトルバスから目的地までというものは非常に閑散としております。それと同時に駐車場も空きになっております。ところが、そのシャトルバスに乗る駐車場から渋滞が起こって、善三美術館の外まで出るわけなんです。ここで渋滞緩和が一番やらなきゃいけないかったというのは、蓬萊小学校から善三美術館のところに渋滞が起こってしまうと、あの狭い道において非常に混雑を起こす。この解消のために、シャトルバスを起したんです。ところがシャトルバスが3台運用するということはピストン輸送をしますけれども、なるべくシャトルバスに乗っていただいて向こうまで行ってもらおうとする力が働きます。と、どうなるかとしたら、全ての車というのは蓬萊小学校に入っていきます。今現在、取られている方法というものは、お聞きしますとピストン輸送は、なんとか並行しながらやっていると言っても、シャトルバスを1日3台チャーターしたら、乗合客数というものを増やすことが前提になります。たった何人かのためにシャトルバスは動いていきません。その影響はどうなるかといったら、向こうはガラんと空いている中で、今度は料金のところに渋滞が起こります。シャトルバスから降りた人間の2、30の人間が一度に料金所に殺到します。そうすると同時にどうなるかといったら、売りさばき所はパニックになります。それと同時に、今度はシャトルバスに乗った人たちがどうなるかといったら、シャトルバスに乗る人たちは帰りのシャトルバスのために、それから下の鍋ヶ滝の沿線に縦列して並んでいきます。片側車線になってくるんです。このシャトルバスの運用については、これから先検討する余地があるのではないかと。私は以前、質問にもございましたけれども、本当に遠いところからシャトルバスを運用させるというやり方も一つの方法だったと思いますけれども、また常時にシャトルバスと並行しながら駐車場を満席の状態のなかで送り込んでいくというやり方、そして蓬萊小学校の中ではほとんど歩ける人たちがそこに車を止められるという状況の中でのやり方。私個人の考え方は、そういう考え方でございますけれども、そのところはもう一度検討されて、そしてこれから先の観光開発、極端に言う大型バスなんかの取り組みについて、まずひっかかるのはその取り組みです。その点についてどのような取り組みをしているのか、観光開発についてお答え願いたいと思います。

情報課長（北里慎治君） まず、シャトルバスの運用につきまして答えさせていただきたいと思っております。御存じのように、第1第2第3と駐車場が完成しまして、123台入れられるよう

にしておりまして、昨年1年間のシャトルバスの運用ということになってきますと1千800人を大体超えると、第3駐車場まで使っても許容範囲を超えるというようなことになってきます。そういうことで、1千800人以上の来園者が見込める日はシャトルバスを出して対応ということにしております。先ほど、議員がおっしゃるとおり、蓬莱小学校のグラウンドが満車になって渋滞が国道まで繋がることということも確かにあっております。その際は、シャトルバス等の当然警備員が4名から多いときは8名就くようにしてしておりまして、グラウンドのほうと上の駐車場についての連絡を取り合ってもらいまして、上が空いたときは下の車を上げるというような交通整理と、その辺は実際に行っております。またそこへ更に一度に来たりとか、なかなかどつと来たときは、そういうふうに混雑するときもありますが、なるべく地元の方もいらっしゃいますので、ずっと数珠つなぎにはならないように車の整理というのはしているところでございます。

ちなみに、平成30年度につきましては、37日間のシャトルバスの運転がございましたが、昨年はゴールデンウィークの10連休等もありましたので、ちょっと気にはしてはしておりましたが、ちょうど週末が雨や台風の接近とかいうのがありまして、18日の現在まで運行ということでございます。令和2年度につきましても、22日間運行ということで考えております。いろんな形を考えまして、少しでも地元の方に迷惑が掛からないようにと、それと来ていただいた観光客の方にもなるべくストレスを与えないようにということで、そのように対応してはいきますが、いかんせん、まだ完全に解消したかというのは、まだそこまでは至っていないのかなというふうには感じております。いろんな御意見をいただいておりますので、課内でも十分検討しながら、どういふふうにしていったらいいかということは、今までの経験を基にしまして、いろいろ考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

6番（大塚英博君） 蓬莱小学校から善三美術館までの非常に狭い道の渋滞の部分、シャトルバスにおいてぜひ解消していただきたいと思います。ぜひ、そののところについては、渋滞がないように検討していただきたい。それと同時に、その沿線の中で、やっぱり渋滞において車の今までにないすごい渋滞が起こるたびに、側溝とかいろんな周辺に影響を及ぼしていますけれども、そういうところの補修とかちょっとしたことというものに対しては、非常に目をつぶっている部分があります。これも一つはこの収益の中からでも、軽い金額においてはちょっとしたことは出していただきたいというふうに思いますけれども、あとで町長に伺います。

それと同時に、観光開発や観光資源というものは、その地域があって守られている部分というものがございます。そういう中で、電源立地交付金とかそういういろんな地域が持っている資源によって恩典というのは受けるべきではないだろうか。そういうものも考えなければいけないのではないかと。その中で鍋ヶ滝のああいうふうなところで運営されていますけれども、やっぱりそういうふうなところも、そういう面においては一緒になってそういうところも恩典の一つの

ターゲットではないかと。そういう方々がいて、あそこに売店があつて、あの中でいろんなコミュニケーション、いろんな情報交換ができるわけですから、役場のほうから依頼されている料金徴収所のメンバーだけでなく、そういうものも一体となった地域のコミュニケーションを取る、そういう場所においても、周辺整備と同時にこういうふうな少しの恩典もあってもいいのではないかと。私はそういう中で、彼たちのそういうふうな思いとか、そういう地域の思いとか、そういうものも含めながら、やっぱり地域の協力がなければ存在しないものでございますので、しつこく言いますけれども、その点についても考えていただきたいと思ひますけど、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 議員と同じ、地域あつての観光があるというふうには当然思っております。しかしながら1点、先ほどの鍋ヶ滝の収益を一般財源化した部分を細かいところであればとか、看板だったりとか、側溝の整備とかという考え方には賛同はできません。それはなぜかと言うと、実は北里柴三郎博士の看板、4つ5つできておりますけれども、あれは100%ほぼ補助金でできております。できれば4千800万円毎年仮にあるといえども、しっかりと補助金等を活用しながら、その一番元の財源には活用することはできるかもしれませんが、私は一般財源に入るといふことであれば、大事にしっかりと使っていかなければいけないというふうにも思っておりますし、当然ですけれども、鍋ヶ滝で出た収益は鍋ヶ滝だけに使われるべきではないと思ひます。全体的に使われなければいけないというふうにも思っておりますし、鍋ヶ滝の駐車場整備もしておりますけれども、北里町政の時代にしっかりと何億円かけて、あの鍋ヶ滝も作ったわけでございます。しっかりと観光以外の財源をもとにして作られた観光地でございますので、そういったところも含めて考えていかなければならないというふうにも思ひます。当然ながら、あそこの渋滞緩和をやっていかなければなりません。ですので、根本的な解決をしなければいけないと思ひますので、私はバイパスの整備を上げさせていただきました。そのバイパスの整備の予算もしっかりと財源元を社交金を使いながらというところで、上げさせていただいております。私としましては、できるだけ一般財源の持ち出しを少なくして、観光地を成り立たせたいというのが気持ちでございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 私自身もそういうふうな考え方は持っております。100%そこにかけるわけではなくて、要するに魅力的な開発というなかで、それについて再投資というのはそれによって新たな収入を見込める可能性があれば、それに対してつぎ込んでいいのではないかなど、私はそこを言っているわけで、それがあくまで経費として損金として落ちますけれども、それが新たな収入を生むものとして跳ね返ってくることに對して再投資というものを考えたわけでございます。今同じような考え方は私自身も持っております。しかし、先ほど言ったように、これから先の観光開発というものは、これから非常に大事なところでございますので、これに對しては本当に積極的にそこを考へながら大きく伸ばす方面で、また今さっき言ったよう

にモチベーションではないんですけれども、それに対してキャパシティが増えればどういふふうなものが出てくるだろう、どういふふうな支出が要るだろう、それに対してどのようなやり方を取らないと、その支出を補うことはできないだろうというふうなものを、いろんなことを考えながら考えていただきたいとお願いを申し上げまして、この2つの質問を終わらせていただきます。

町長（渡邊誠次君） 鍋ヶ滝のバイパスに関してもそうですけれども、バイパスを入れるというのはもう何億円も係る大工事に最終的には繋がっていきます。ということは、少なくとも鍋ヶ滝はしっかりとした計画の基に成り立たないといけないというふうに思っておりますので、当然小国町全体の観光のことは考えていきます。しかしながら現時点では次の投資先というのは、鍋ヶ滝のバイパスではないかなというふうに、私は考えております。そこも当然、先ほども言いましたように、社交金、当然、過疎債を使っていきながらの投資にはなると思っています。もちろん、収益のことも考えないといけないとは思いますが、まずは一般財源、非常に少のうございますので、大事にしながら財源を増やす作戦はしっかりと、先ほどのふるさと納税も同じですけども作っていきますが、やはり一般財源に一旦なったものは、いろいろと補助金を活用しながら、計画に基づいて使っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました5人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

（午後3時15分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（8番）

# 第 3 日

# 令和2年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 3 日 )

1. 招集年月日 令和2年 3月18日(水)  
1. 招集の場所 おぐに町民センター3階 議場  
1. 開 会 令和2年 3月18日 午前10時00分  
1. 閉 会 令和2年 3月18日 午後 1時30分

## 1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 朝 日 さとみ 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 加 祥 一 恵 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 2. 3. 18)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

皆さま、御承知のとおり、世界中各国ともかなり大規模な感染症予防対策を行う旨の報道が  
あっております。我が国においても、医療崩壊を起こさないよう各人の自覚と政府並びに各自治体  
の積極的な取り組みが必要と感じています。

さて、本日は3月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、定例会を開会し、直ちに会議を  
開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「議案第2号 町長の専決処分事項の指定に関する条例につい  
て」を議題といたします。

これより議案第2号について、討論に入ります。

5番（児玉智博君） 私は議案第2号、町長の専決処分事項の指定に関する条例についてに反対の  
立場から討論を行います。

本議案の提出理由について、執行部は4月から制度が始まる会計年度任用職員について、現在  
の臨時非常勤職員に適用されている総合賠償補償保険の対象から外れるため、万が一の事故があ  
った場合の補償を想定して1件につき100万円以内の損害賠償の支払いを、地方自治法第18  
0条第1項に基づく専決処分の対象にするといいます。しかし、この条例が成立しなければ町長  
は専決処分ができないかと言えば、そうではありません。これまでも小国町長は条例改正や予算  
の補正で、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を幾度も行っております。直近でも去  
年7月31日に271万円の一般会計補正予算を専決処分し、そして議会は9月9日の定例会本  
会議で承認しています。議案説明に合理性が認められないことは明らかであります。それなのに、  
町長提案として議会の議決権放棄を迫るような議案を出していること自体、二元代表制を蹂躪す  
るものにほかなりませんし、執行部が我々議会を軽視していることの証なのではないでしょうか。

議員の皆さんに呼び掛けます。町民の付託を受けて、私たちが立つこの小国町議会は数多くの  
先輩諸氏の努力の積み重ねにより、今多くの有権者に期待を寄せてもらえる議会としての地位が  
築かれてきたはずです。このような執行部の不当な干渉を毅然と跳ねのけて、名誉ある議会を後  
世に引き継いでいこうではありませんか。

以上で討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、町長の専決処分事項の指定に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松崎俊一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第2、「議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第3号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第3、「議案第4号 小国町杖立防災センターの設置及び管理に関する条例について」を議題といたします。

これより議案第4号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、小国町杖立防災センターの設置及び管理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第4、「議案第5号 小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第5号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第5、「議案第6号 小国町地熱の恵み基金条例について」を議題といたします。

本案に対しまして、5番児玉智博君からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番(児玉智博君) 議案第6号、小国町地熱の恵み基金条例に対する修正案について御説明をいたします。配付してあるペーパーを御覧ください。

令和2年3月18日

小国町議会議長 松崎俊一様

発議者 小国町議会議員 児玉智博

議案第6号 小国町地熱の恵み基金条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

2枚目を御覧ください。

議案第6号、小国町地熱の恵み基金条例に対する修正案

議案第6号、小国町地熱の恵み基金条例の一部を次の通り修正する。

第1条を次のように改める。

第1条 本条例は、地熱資源の適正活用に関する条例(以下「適正活用条例」という。)第6条第1項にいう「必要な措置」並びに同条第2項にいう「地熱資源の保護に関する施策」として、小国町の地熱発電事業者(以下「事業者」という。)による地熱発電に伴い生じ得る当該地域住民の生活権、財産権の棄損に対して損害を補填し、もって地域の資源や環境を保全するため、小国町地熱の恵みの基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条を次のように改める。

第2条 事業者は、適正活用条例第8条の「事業計画」又は同第10条の「変更事業計画」に基づき、新たな掘削を開始するとき又は現行の掘削を拡大するときは、地熱発電の規模、方式及

び売電金額その他の事情を考慮して、その都度、町長が適正活用条例第7条の小国町地熱資源活用審議会（以下「審議会」という。）への諮問を経て決定した金額を拠出しなければならない。

（以下「拠出金」という。）

2 事業者は、前項の拠出金をその金額に満つるまで、毎月分割して拠出することができる。但し、当該毎月の拠出金の額は、当該事業者における毎月の売電金額の10%を下回ることはできない。

3 小国町は第2項の拠出金及び寄附金その他の収入をもって基金とする。

第4条を次のように改める。

第4条 町長は、議会の承認を得て、本条例の基金を拠出する。但し、地域住民の生活権、財産権に生じた損害を補填する場合には、審議会への諮問を経なければならない。

第5条を次のように改める。

第5条 基金が第4条の支出額に不足する場合は、前条の損害と因果関係を有する事業者は当該不足額を全額拠出し、それでも不足する場合又は前条の損害と地熱開発との因果関係が不明確である場合は全ての事業者において各自の地熱開発の規模に応じて按分のうえ全額拠出しなければならない。

以上であります。

この修正の趣旨といたしましては、本案につきまして、やはり基金に毎月積み立てられる金額は一体いくらになるのか。つまり、もし万が一の事態が発生した場合に、十分その基金で対応できるかというのが不明確でありますので、やはり毎月事業者に拠出していただく金額をはっきりとこの条例に明記するように修正しております。また、その用途につきましても、地熱開発が原因であると疑われる場合の補償あるいは生活者の生活権を守るために必要なことにのみ、この基金から支出するという。支出の目的の明確化というのも併せて謳っております。

また、その基金を全額もっても補償をしきれない場合について、この第5条でその因果関係が認められる事業者について、足りない部分を全額拠出してもらうと。また、その因果関係が不明確である場合は、全ての事業者の方にその発電の規模に応じて按分のうえ、全額を拠出してもらうということで、つまり町民が税金として支払った町の一般会計からは出さないと。要するに一般の町民に対して、その地熱開発により生じた損害について、町民には負担させないと。そういう立てつけの修正案となっております。

ぜひ、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ただいまの5番児玉智博君の説明に対し、質疑はございませんか。

4番（久野達也君） 今日、初めて見させていただきました。提案者であります児玉議員も皆さん御存じのとおり議運長でもありますし、議運のときに常々議運長もおっしゃっているのは、全協で素案を審議し、本会議でまたそれに審議を加え討論ということで、本日採決となっております。

まず1点目として、ここで見て、ここで質疑をしると言っても、なかなか出てこないのも現実じゃなかろうかと思います。

それともう1点、単純にこれを見させていただいておまして、これ見ただけの感覚ですので、これに基づく法的根拠、例えば「拋出する」だとか「10%を下回ることができない」とか、これ法律との関係との整合性は例えば弁護士と法律の専門家と相談するだとか、そういったことがなされているのでしょうか。

5番（児玉智博君） 弁護士にも意見を聞いた上で、今回提案しております。

4番（久野達也君） よろしかったら、その意見を教えていただけないですか。どうも合点がいかないんですよね。「下回ることができない」と、そういう拘束力を町が持てるのか私は分かりませんので。通常、町はいわゆる地方自治法によって住民に権利を制限し義務を課す場合は、条例で定めると。ですから、当然これは義務を課すわけですから条例で定める。そこは分かるんですけども、「その当該事業者が毎月の売電金額の10%を下回ることができない」下回ることができない何かがあるかと思しますので、そこを教えてください。

5番（児玉智博君） この法律自体が、そういう地熱の恵み法などという法律は御存じのとおりありませんので、この10%の拋出金というのが何等かの法律にあるわけではありません。あくまで、これは条例で10%ということ謳うということです。その根拠と言われましたが、要するに万が一の不測の事態に備えるためには、それ相当の基金がなければ補償ができませんので、その万が一の場合の補償を担保するための10%という拋出金になっております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

こういうものをいきなり配付されても、じっくり読んでいないし、ちらっと目がいったのが2条の2項、満額とはいくらなのか。売電の10%、多分わいた会が年間5、6億円は上げていると思いますが、1年間に5千万円も6千万円も納める、そういう感じになるわけですか。

5番（児玉智博君） 私は、今わいた会という個別の名称を熊谷議員がおっしゃられましたけれども、その決算書なども見ておりませんので、いくらぐらい上げられているかというのは、承知をしていないところでありますが、その第2項の「満額」というのは、この第2条の第1項に書いております地熱資源適正活用審議会へ町長が諮問をした上で、その審議会の答申として示された額というのが満額になるのではないかと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 今日見て、今思いながらの部分ですので、質問内容も前後するのですが、分からないので教えていただきたいのですけれども、いわゆるこれからいくと、この条例で定めたこの基金は損保会社みたいな感じになるんですかね。保険会社みたいな感じになるんですかね。要は損害が生じた場合はそれを補填する。そして不足するときには事業者にも出してもらおうと。要は基金を管理する条例がまず前段でなければならぬんですけれども、基金が管理する条例よ

りも因果関係が明確でない、あるいは損害が生じたときにはという部分を考えると、何か保険を補うための条例なのかなという部分もちょっと読み取れますので、今読んでいるのですね、熟読していませんので質問の内容が分かりづらいかもかもしれませんが、そのくらい分かりづらいですね。どういうふうに質問するのか。

以上です。

5番（児玉智博君） 質問の意味が理解できていないので、十分な答弁になるかどうかは分かりませんが、要するに、この原案が出された経緯というのも、去年の11月29日でしたでしょうか、請願第2号としてのちに議案になります地熱発電に関する請願書というのが住民団体の皆さんから出されております。その住民団体の皆さんが出された趣旨採択ということになりましたけれども、昨日の特別委員会で採択をされました。2番目の請願書で言えば、この2番目の請願項目でありましたけれども、要するに小国町地熱発電事業協会を設立して、万が一温泉の枯渇であったりとか、水質汚染についてはきちんと補償されるような仕組みを作ってもらいたいという主旨での請願が出され、その部分については昨日採択をされたわけです。ですから、やはりそういう住民の皆さんの願いにしっかりと答えるためには、じゃあその万が一のために補償をするお金はどこが出して、そしてその積み立てられたお金をどういうふうに使って補償を行うのかというのが、それが明確に条例に謳われていなければ、法的な拘束力がないわけであります。ですから、お答えといたしましては、損害保険会社みたいな感じになるのかというふうに言われましたけれども、そういう側面もあるのではないかというふうに思っております。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

ただいま修正案が提出をされました。この中身につきまして、今質問者からいろいろ議論がなされておりますが、私はこの修正案の中身というよりも最初の段階の、今回の基金条例を制定するときに当たりまして、今おっしゃるように児玉議員からも話がありましたように、もし災害があったとき一般会計のほうから繰出しをするようなことになりましたときに、こういったこの中の一般会計の歳出に対して計上するというような文言があります。こういった文言の部分が非常に懸念をいたします。もちろん、今出された内容につきましても賛否両論あるかと思えますけれども、地下のことですから分かりませんが、大体水も10年20年あるいは30年たってきますと、私がいろいろ周辺のところを見てみますと、だんだんと状況によって、これは温暖化の状況等もあろうかと思えますけれども、減ってきております。地下資源のこともよく分かりませんが、そういったことがもし掘削によって影響があったときに出てきたといったときには、それは当然のことながら事業者の方たちがいろんな形で町に基金を積んでいただいている、もし万が一のときにその基金で手当をしていただくというような形が一番いいのではないかというふうに思います。

今回の予算の中でも一般会計の予算、予算を見ますと約6億円近くの自主財源しかありません。

残りの金額は全部依存財源です。交付税、国からいろんな補助金事業、そういった形をしますと将来的に人口がだんだん減少してきます。今度近いうちに、来年ですか国勢調査がありますが、国勢調査5年1回の基準になります。この人口の算定基準あたりによって国勢調査のいわゆる交付税が減額になる。そういった形で非常に住民生活の中にも一般会計の予算を義務的経費等とか、とてもじゃないけどそうした場合は、投資的経費あたりもできなくなるような状況になるのではないかと思います。そういった形で、今回の恵みの基金条例に対して、「一般会計歳入歳出予算に入れる」という文言は、これは私は外していただきたいと思います。そして、ほかの一般会計の本当に必要な形ですね。これは基金は基金を作っていただいて結構なんですけれども、そういった形でしていただくほうが将来的に町長も荷が軽くなるのではないかというふうに思いますが、そういうことで、私は質問をしたところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） 1番、時松議員。大変申し訳ありません。発議者に対する質問をもう少しまとめて言っていただいてもよろしいですか。

1番（時松昭弘君） 発議者に対して、こういった因果関係を不明があるということは、私もそういうふうに思います。よって児玉議員の意見に対して、全てではありませんけれども、文言の中にはいくつか中身も改正する部分もあろうかと思いますけれども、賛成をしたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は討論の順番を申し上げます。

まず、最初に原案の反対者、原案というのは町が出したものです、原案の反対者。2番目に、町が出した原案及び今児玉議員から出されました修正案、これに反対の方の討論ですね。それから3番目に原案の賛成者。原案というのは町が出したものの討論、それから4番目に修正案、修正案というのは児玉議員が出されたものです、についての賛成者の順番といたします。

まず、原案の反対者の方の討論がございませうでしょうか。

5番（児玉智博君） 私は議案第6号、小国町地熱の恵み基金条例の原案について、反対の立場から討論を行います。

現在、西里北里地域で1つの事業者が地熱発電所を稼働し、4つの事業者が建設を計画、着手しておりますが、同地域内では温泉の途絶や水の泉、熱田神社でありますけれども、ここの水の枯渇など地熱開発との因果関係が否定できない事象が発生をしています。

また、地熱とともに地下から噴気する重金属による水質汚濁を不安視する住民団体から、後に議題となる地熱発電に関する請願が約600筆の署名とともに、本議会に提出をされています。

小国町には町民の不安を解消するための乱開発防止策や危機対応策を講じることが求められています。ところが、本議案は事業者が基金に拠出する寄附金が一体いくらなのか。そして積み立てられたお金の使い道が何になるのか。地熱発電と全く関係のないようなことに支出されないような仕組みとなっているのか。全てにおいて欠陥だらけであり、話になりません。

町長は経済と環境を両立させるとおっしゃられていますが、本条例は町長のその方針にとって何の役にも立ちません。否決されるべきだということを申し添え、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） 次に町から出された原案及び修正案、児玉議員から出されました修正案に対する反対の討論をお願いします。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 次に原案、原案というのは町が出したものです、原案に対する賛成者の討論ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは次に修正案、児玉議員が出された修正案に賛成の方の討論をお願いしたいと思います。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、小国町地熱の恵み基金条例について採決に入ります。

まず、本案に対する5番、児玉智博君から提出されました修正案、今お手元にある修正案です。修正案について挙手によって採決いたしたいと思います。

本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数。よって修正案は否決されました。

次に原案について、これ町から出されたものです。原案について挙手によって採決をいたしたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第7号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第7号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第8号 小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第8号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第8号、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

この改正案は、主に町の指定水道工事事業者が支払う手数料を改定する内容となっております。こうした場合重要なことは、その手数料を負担する人たちへの説明をきちんと行い、理解を得ているかだと思います。私が意見を聞いた指定工事事業者の方によりますと、来年度から5年ごとの更新制になることなどは説明はあったが、更新料がいくらになるかなどの説明はなかったとのことでした。事前の説明が不十分だと思います。指定工事店の皆さんは、水道管の漏水などがあれば24時間体制で対応に当たっていただいております。指定工事店がなければ、水道事業も成り立つものではありません。提出までの経過が不十分であるため反対するものであります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第9号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第9号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

5 番（児玉智博君） 私は議案第 9 号、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、議案第 8 号と同じものです。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 9 号、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第 9、「議案第 10 号 小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第 10 号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

5 番（児玉智博君） 私は議案第 10 号、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。反対する理由であります。議案第 8 号及び 9 号と同じ理由です。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 10 号、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第 10、「議案第 11 号 小国町子ども医療費助成に関する条例について」を議題といたします。

これより議案第 11 号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、小国町子ども医療費助成に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第12号 小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第12号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第13号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第13号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「議案第14号 小国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより議案第14号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、小国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「議案第15号 小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館））」を議題といたします。

2番（江藤理一郎君） この議案第15号に関しまして、定例会初日でも申し上げましたが、私は法的には除斥の対象になりませんが、関係者でございますので、ここで退席させていただきます。

（2番 江藤理一郎君 退席）

議長（松崎俊一君） これより議案第15号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館））について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで、江藤議員の入場をお願いします。

（2番 江藤理一郎君 着席）

議長（松崎俊一君） 日程第15、「議案第16号 小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール））」を議題といたします。

これより議案第16号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号、小国町公の施設の管理者指定について(ゆうステーション、杖立多目的ホール(Pホール))について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第16、「議案第17号 小国町公の施設の管理者指定について(小国町総合交流促進センター(ゆけむり茶屋))」を議題といたします。

これより議案第17号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第17号、小国町公の施設の管理者指定について(小国町総合交流促進センター(ゆけむり茶屋))については、反対の立場から討論を行います。

現在、当該施設は去年から施設の一部、レストランが営業されていない、すなわち適切に管理されていない状態が続いたままとなっております。このあと議案に上がって参ります令和2年度の一般会計予算には修繕費が出されておりますが、しかしその修繕がなされたからといってレストランは再開されるわけではありません。そのレストランで調理をする人など、従業員の確保、これが必要になるわけであります。

ところが執行部からの説明では、そのレストランの営業は再委託されるから再開が可能であるという説明がなされました。しかし、その説明をうのみにするわけにはいきません。誰がその委託を受けるのか。そして、いつからレストランが再開されるのか。そういったスケジュール等もきちんと説明をされてしかるべきであります。残念ながらそこまでの説明はできない状態であったようであります。

やはり、そういったきちんとした説明責任を執行部、町、役場も果たすことができないような状況なのであれば、引き続きこの指定管理を継続することには賛成致しかねます。

以上であります。

議長(松崎俊一君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号、小国町公の施設の管理者指定について(小国町総合交流促進センター(ゆけむ

り茶屋) ) について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松崎俊一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第17、「議案第18号 小国町公の施設の管理者指定について(小国町障害児福祉施設)」を議題といたします。

これより議案第18号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、小国町公の施設の管理者指定について(小国町障害児福祉施設)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第18、「議案第19号 令和元年度小国町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

これより議案第19号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号、令和元年度小国町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。次の会議を11時から行います。

(午前10時50分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長(松崎俊一君) 日程第19、「議案第30号 令和元年度小国町一般会計補正予算(第6

号) について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、本日お配りした議案集の1ページ目をお開きください。

議案第30号 令和元年度小国町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度小国町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和2年3月18日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書をお開きください。

令和元年度小国町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5千447万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月18日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

総務課長（小田宣義君） では、私からは予算書の内容の説明をさせていただきます。補正予算書は4ページをお開き願います。

総務費の中の一般管理費、12役務費の中で手数料87万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、会計年度任用職員の健康診断に係る費用を負担するための経費で、58人分となります。当初の町の計画では、会計年度任用職員の採用時の健康診断の費用は町の方針といたしまして、同一労働・同一賃金の原則で、正職員に合わせるということでした。正職員に合わせて正職員も自己負担ということで、自己負担でお願いしておりました。会計年度職員には募集面接を経まして、3月上旬に合格内定通知を出しております。そこに健康診断も受けてくださいということで出していたのですが、会計年度職員の中からもちょっと負担が大きすぎるという意見も多々聞きましたので、再度法令等を調べてみました。その結果、労働安全衛生規則第43条に、「事業者は常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し医師による健康診断を行わなければならない」という条文がありますので、町の負担として新たに計上

させていただきます。

なお、今回は新たな制度ということで、今まで非常勤そして臨時職員として採用されていたときには健康診断は義務付けられていなかったんですけれども、新たな制度ということで事実上継続勤務となる臨時の職員の皆様もこれを提出していただくことになっております。ですから、58名分の健康診断料が不足しているということで、新たに上程させていただきました。

御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第30号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず確認したいのは、一般職員として募集する場合、通常大体公務員の試験というのは一次試験があって二次試験があって、場合によっては三次試験があるんですけど、基本的に全てがそうしているというわけではないと思うんですけど、一次試験で筆記試験に合格しましたと。合格通知が来て、その段階で二次試験に臨むに当たって健康診断を受けてくださいと。その医師の診断書を二次試験のときに持ってきてくださいなのか、その前に郵送してくださいとかいう形で、まず判定基準にその人の健康状態などを見ると思うんですよね。そうした意味で、じゃあ一般職の場合は小国町はどういう対応をしているのか教えてください。

総務課長（小田宣義君） 当然、一般職の場合は一次試験を経まして、今の現段階では二次試験が終わりまして、そして合格通知を出します。そのときに本当に行きますという請け書を出してもらっています。その時点で一緒に健康診断を付けてもらっておりますので、採用の基準に健康を害しているという基準はありません。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、採用基準に健康を害しているというのはないということで、それはそれでいいんですけど。じゃあ、その健康診断についてもこれは町が負担をしているということよろしいですか。

総務課長（小田宣義君） はい、この途中の補正予算のうちも重々反省をしないんですけども、他町村に関しますと結構、職員組合等がありまして、早くからこれらは事業者の負担だということで、町のほうが負担いたしております、調べてみると。ただ、小国の場合は今まで私も入ったときも自費でしてはいますけれども、昨年12月の今度新たに4月に入ってくる新規採用の予定の職員ですね、そこまでは自己負担でお願いしております。ただ、この事実が分かりましたので、今後は新規採用の職員につきましては町のほうの経費で、また来年度の予算から計上させていただきますと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） まあ、それが当然の対応だと思いますので、小国町の職員組合についてもそういう部分はしっかりと交渉して行って、運動をして。まあ、ここには組合員がいませんので言

っても仕方ないですが、終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

3番（穴見まち子君） 例えば保育園の先生の臨時の方です。今この時点で実際に健康診断を受けた方がおられると思うんですよね。現金で払われている方もいますよね。そのようなときは、どのように対応されているのですか。

総務課長（小田宣義君） 文字どおり、予算を今提案させていただいております。可決後にですね。ですから、領収証に替えるとかいうふうな感じで立替払いをしている職員の方には、その後に支払うという方法を取りたいと考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、令和元年度小国町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第20、議案第20号から日程第28、議案第28号までは令和2年度小国町一般会計予算及び特別会計他各予算であります。一括して議題といたします。

本議案は去る3月9日の本会議において、各々の所管に従って各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務文教福祉常任委員会の委員長報告を求めます。

4番（久野達也君） それでは、総務文教福祉常任委員会の審議過程等について、御報告させていただきます。

ただいま議題となりました「議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算について」から「議案第25号、令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について」は、総務文教福祉常任委員会において、審議の過程及び結果を御報告申し上げます。

去る3月10日及び11日、委員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の各課長から担

当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただいております。

開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後、審議に入りました。2日間で審議いたしました委員会の質疑応答をまとめ資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

ここで、その資料を基に御報告申し上げたいと思います。それではまず、質疑応答から報告いたします。質疑応答については、先ほど申し上げましたように配付してある資料が全てとなりますが、その中から選んで報告いたします。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合があるかと思いますが、御承知おきいただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） 皆様にお諮りいたします。

委員長長の報告が長くなりそうですので、着座のままでよろしいかを伺います。

いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、異議なしということで、着座でお願いします。

4番（久野達也君） それでは、着座にて報告させていただきます。

それでは、お配りの資料について、総務文教福祉常任委員会は2部ございますので、課ごとに追っていきたいと思います。

まず、1枚目の部分でお願いいたします。1枚目の部分といたしましては、3月10日議会事務局、監査事務局、総務課、政策課、会計管理室、税務課所管の部分です。

まず、歳出について抜粋して御説明申し上げます。まず、議会費です。議会費につきまして、「議会費の中にはタブレット導入に関する経費が入っているのか」という質問がございまして、藤木事務局長より「令和2年度予算には入っていませんが、業者より無償でデモ実施をしていただく予定です」との答弁をいただいております。

次に総務課です。総務課の部分といたしましては、これ全体に関する部分ですけれども「令和2年度当初予算を見ると、令和元年度までの予算と比較して節番号がずれているが、歳出予算全体に関して令和元年度第7節の賃金として計上していた予算は、令和2年度予算では何か別の節に振り分けて予算化しているのか。」という問いに対しまして、中島財政係長より「地方自治法施行令規則の改正に伴うものであり、7節の賃金を廃止、それ以降の節番号を繰り上げる。」という内容の改正です。あわせて「7節の賃金については主なものに、臨時雇用賃金があったが、会計年度任用職員等の導入により、その部分は1節の報酬や2節の給料に変更されているということです。その他では、委託料や手数料に組み替えた。」という答弁をいただいております。

次に、災害対策費の中で、「指定避難所耐震工事に関して総務課配付資料を見ると、財源は全て一般財源となっている。熊本地震復興基金の対象にはならないのか。」という質問に対しまし

て、佐藤総務課審議員より「熊本地震復興基金は、事業費の3分の2程度となっている。ただ、復興基金は基金で、一般財源として表記している。」という答弁をいただいております。

次に、政策課の部分に入らせていただきます。政策課の部分といたしましては、「地域エネルギー費報酬の中で、地熱審議会の議事録について情報開示請求をしたが様式がそろっておらず、中には開催日や出席委員が記載されていないものもある。議事録作成が大変ならば、外部委託を検討してはどうか。」という質問に対しまして、渡邊町長より「審議案件については、個人情報も含まれているため、個人情報保護の観点から外部委託は難しいと思われる。また、議事録体裁の統一については、過去分を遡って作成し直すことは政策課の業務量から考えて無理と判断し、今ある議事録の形で開示することとした。伝えられる情報は伝えて、なるべく黒塗りでの開示にしたくないとの思いから、今年度途中から要約版を作成することとした。」と、答弁いただきました。

また、地域エネルギー費の報酬の中で、「地熱開発に関することは町としても重要な案件という認識であろうと思う。それであれば、なおさら正確な議事録を残しておくべき。これがなければ、要約版の作成もできないのではないか。」という問いに対しまして、佐々木政策課長より「要約版の前に作る議事録も、今後から様式を定めて作成していく。」との答弁をいただいております。

次に税務課です。税務課のほうは「地籍調査費の中で、今進行中ですけれども、あと何年で終了するのか。」という問いに対しまして、「令和9年度の予定」という答弁をいただいております。

それから次に、会計管理室です。会計管理室につきましては「国債を平成24年度に購入しているのであれば、利率は1.6%ぐらいですか。」という問いに対しまして、加祥会計管理室長より「年間190万円の利息が付きますので、1.9%です。そのあとこれを20年間で運用しております。」ということでしたけれども、ここで後日訂正をいただいております。「20年間で運用という部分は30年間の誤りでした。」ということですので、ここで訂正させていただきます。

次にもう1冊のほうをお願いします。これは3月11日の分です。住民課、福祉課、保育園、教育委員会事務局となっております。それでは、順次説明させていただきます。

まず住民課です。「住民支援費の中でダイヤモンド婚のあと70周年などを迎える方々を表彰対象として検討したことはないか。高齢化社会になり可能性も高まるので、今後検討してはどうか。」という問いに対しまして、時松住民課長より「現在は具体的な検討はしておりません。金婚などは本人からの申告を重視しているのですが、調査をしたことはありませんが、予想程度は可能と思います。」ということです。それからあわせて、渡邊町長より「住民課のほうで検討したい。」という答弁をいただいております。

次に人権政策費の中で「「部落差別を始め、あらゆる差別」のあらゆる差別とはどういうものなのか。解放同盟のピンポイント予算ではなく見直しが必要ではないか。」という問いに対しまして、吉岡隣保館長より「多岐にわたると思います。男女、ハンセン病、高齢者、H I V、アイヌ、L G B Tなどなど。日本固有の問題である部落差別の解消に向けて取り組む中で、ほかの差別にも意識が向いていくと思います。」また併せて、時松住民課長より「部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を図っていくことが町の施政である部落差別解消推進法でも施策を講じることは、地方公共団体の責務とされ、それらに沿った形で進めたいと思います。また、別の団体から施策に沿った要望があればそちらも検討していくことになると思います。」という答弁をいただいております。

次に福祉課の部分で報告します。児童福祉総務費の中で、放課後健全育成事業委託金について、「いつからどのような経緯で委託をしているのか。」という問いに対しまして、「児童クラブは平成11年から運営している。事業実施主体は町で、運営は保護者に委託。それから平成11年度から町が保護者に児童クラブの運営費として委託料を支払っている。」という答弁をいただいております。

次に保育園です。保育園につきましては、「昨年の夏、北里保育園の横で蚊が大量に発生し、調理室にも保育室にも入ってきた。その時対応してもらったが、今後の対応をどう考えていますか。」という問いに対しまして、河津保育園長より「修繕費の中に組み込んで、貯木場側全部に網戸を張るようにしています。4月になったら早速取り組みます。」という答弁をいただいております。

次に教育委員会関係です。教育委員会につきましては、「学校管理費の中で学校I C T支援業務委託料について、具体的な説明。それから誰のための支援なのか、誰か決まっていないのか。」という質問がありました。後藤学校教育係長より、「教員向けの電子黒板の使い方やインストールの仕方などの支援、業者に見積りを取って委託したい。」という答弁でございます。それから、次に同じく学校管理費の中で「学校I C T機器リース料について4台追加。今後の予定はどうなっているのか。」という質問に対しまして、後藤学校教育係長より「小学校が60から65型のテレビが2台ある。今後6台上げさせてもらい、中学校は現6台で今回の予算で2台追加。今後3台を見込んでいる。」ということであります。併せて渡邊町長より「G I G Aスクール構想が本格的となり、1人1台高速ネットワークを補正で上げている。大事なところは、子供たちにどう届くか。しっかり事務局、学校を含めてG I G Aスクールに乗かってやっていきたい。それから、I C T教育を進めていきたい部分として、電子黒板、タブレットを使う人全てがそろって手が届くように予算や事業と行動力を兼ね備えて進めたい。」という答弁をいただいております。

文化財保護費の中で、文化財保護費の工事請負費についての説明を求められました。宮本社会

教育係長より、「旧国鉄宮原線、旧幸野川橋梁の新県道上部部分の劣化しているコンクリート塗装をやり替え、雨水の浸透を防ぎ、コンクリートの劣化防止、冬季のつららの対策を講じ、県道通行車両の安全性の確保を行う。」という答弁がございました。

以上、歳出を説明させていただきました。

続きまして、歳入について抜粋で御報告いたします。

議会事務局については、歳入予算はありませんでした。総務課の部分です。「町債の中で、過疎ソフトと記載されているが、具体的にどのようなものか。」という問いに対しまして、中島財政係長より「過疎対策事業には、ハード事業とソフト事業というものがある。ソフト事業は例えば予算書の中で補助金であったり、医療費の助成事業であったり、ソフト事業には金額の限度額が定められており、小国町では例年約6千万円程度となっている。」という答弁をいただきました。

政策課に係る部分の歳入についての質疑はありませんでした。

次に税務課の部分です。「町税、入湯税の中で、日帰り入湯税について試算・検討したことがあるか。」という問いに対しまして、橋本税務課長より「近年は検討したことはない」という答弁でした。また、「町税等督促手数料の中で前年度の額と件数は」という問いに対しまして、橋本税務課長より「平成30年度の決算は39万4千円で、件数は3千940件でした。」という答弁をいただいております。

次に、もう1枚のほうをお開けください。住民課、福祉課、保育園、教育委員会の部分です。住民課につきましては、歳入についての質疑はありませんでした。

それから福祉課の部分です。福祉課の部分については、「災害援護資金貸付金の元利収入のなかで、予算額が前年より10万円減となっているが、どのような返済計画となっているのか。計画どおり返済されておらず、かなり前のものであれば、借り主も高齢となっているはず。払えないようであれば、免除とかができないのか。」という問いに対しまして、「現在対象者が2名で、毎月1万円の分納誓約を交わしている。」河津福祉課審議員からの回答です。また、生田福祉課長より「毎月の返済は滞ることもあるが、面談等により2名とも支払の意思は確認できているため、今後も連絡を取りながら引き続き計画的に納付を促していく。」という答弁をいただいております。

次に、保育園については歳入についての質疑はありませんでした。

教育委員会も、歳入についての質疑はありませんでした。

以上で、議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算については全ての質疑を終結し、討論に入りました。

討論におきましては、まず反対討論があります。顧問弁護士委託料は、財政の効率性・公平性の観点から問題がある。2点目といたしまして、乗合タクシーは路線バスが廃止された沿線には、

町中心部であることを理由に乗り場が設けられていない。3点目といたしまして、人権政策予算が部落差別問題に偏っている。4点目、重要な財源となっているふるさと納税寄附金の目標設定が低く、向上心がないなどの理由で反対討論がありました。

続きまして、賛成討論です。厳しい財政状況の中、町民の生活に影響が少ない予算が組まれているという理由で、賛成討論がありました。

以上で、常任委員会での議案第20号の審査内容については、報告を終わります。

本案は去る3月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和2年度特別会計予算について、各課の課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず、議案第21号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について質疑を報告させていただきます。3月11日分の質疑応答集を御覧ください。

福祉課の国民健康保険特別会計です。歳入については質疑はありませんでした。歳出についてです。「悪くなってから、医療機関にかかる傾向にある。そうすると、医療費が高額になる。そうならないために来年度事業として何か考えているのか。」という問いに対しまして、高村健康支援係長より「医療費が高額となる疾病が、脳血管疾患、心疾患、慢性腎不全の3つ。これらを減らすことが健康寿命の延伸と医療費の削減に繋がる。これら3つの疾患に共通するリスクとなる高血圧、脂質異常症、糖尿病の減少に努めることが大事。そのためには、まず特定健診を受けてもらい、必要な方には特定保健指導も行っている。」ということです。「メタボではない方は、医療機関に確実に繋いでいく」という答弁をいただいております。また、「保険税は療養給付費の影響を受けていると思う。保険税が現状維持できるのか。それなりの負担をお願いせざるを得ないか、今後の推移にもよると思うが、負担軽減のための一般会計繰入であれば、国保以外の方からの理解が必ずしも得られるとは限らない。非常に難しいと思うが、一定の基準は大切にしていける部分ではないか。」との問いに対しまして、「毎年の保険税算定については、もともと国保の財政基盤が弱い制度のため、被保険者数の状況など総合的に検討していく必要がある。令和2年度に関していえば、今年度の申告による所得状況によっても大きく変わってくるものと思う。所得が把握できた時点で、改めて保険税算定・試算を行い、状況によっては議会の場で議論いただくことになろうかと思うので、御了解いただきたい。その際、特別会計の中で歳出に伴う歳入を確保していくことが原則だと考えているが、御指摘のとおり、一般会計からの繰入金については、はじめから否定するものでもないということも申し添えたい。」との答弁をいただいております。

続きまして、議案第22号、令和2年度小国町介護保険特別会計予算の質疑について、御報告させていただきます。

福祉課の部分です。介護保険特別会計については、歳入について質疑はありませんでした。

歳出のほうで、「介護保険認定後の改善者数と改善率はどうか。」という問いに対しまして、「骨折や脳梗塞で入院した方が、介護保険の申請を入院中に行った場合、調査結果として介護度が高く出る傾向にあります。しかし、退院後に総合事業や介護保険サービスを利用することで、身体的機能が回復して改善している方もいる。」という答弁をいただいております。

続きまして、議案第23号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。これについては、質疑はございませんでした。

続きまして、議案第24号、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算についてでございます。これにつきましても、質疑はございませんでした。

続きまして、議案第25号、令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてでございます。これは教育委員会所管の部分です。

まず、歳入についての質疑はございませんでした。歳出のほうで、一般管理費の中で、「古くなり屋根など維持管理にこれからお金がかかるのではないかと。駐車場等の取得交渉は。」という部分、それから併せまして「25周年記念の台本製作委託料の説明。準備に50万円、令和3年度はどれだけかかるか。映像作品をつくるのか、作家の専門は。」との問いに対しまして、「屋根は数年前、シロアリ駆除を昨年、今後LED化しないといけないと考えているということです。台本製作料の50万円の内訳は謝金20万円、旅費20万円、滞在費10万円。作家は石川吉典さんという方で、地域と深く関わる活動を展開しているフリーの学芸員。」ということでした。また石原教育委員会事務局長より「事業の目的としては坂本善三の作品をもとに、住民参加で演劇作品を作ることにより、これまで坂本善三美術館が培ってきた「美術館と人々とのつながり」を表現する。演劇は幅広い役割の人々の参加を促すことができ、多くの住民に参加してもらうことによって、美術館をより身近に感じる機会とする。また、住民参加で絵から生まれた演劇を製作するというユニークな活動を町内外に広くアピールでき、マスコミ等の注目を集めることができる。」という答弁がございました。

以上、当常任委員会所管の令和2年度特別会計予算について全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。討論では、まず議案第21号、議案第22号、議案第23号については1、高すぎる国民健康保険料により町民の生活が苦しめられ、地域経済の衰退に繋がっている。また、特定健診の受診率について目標設定が低い。2点目として、介護保険料は改正されるたびに際限なく引き上げられている。それから3点目として、後期高齢者医療については、毎年繰越金が発生しているにも関わらず、保険料の引き下げに活用されていないとの理由で、反対の立場での討論がございました。

議案第24号、25号については、討論はありませんでした。

以上、当常任委員会での議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第

25号の審査内容については、報告を終わります。

本案は去る3月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第21号、議案第22号、議案第23号については賛成多数。また議案第24号、議案第25号については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上で当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

9番（熊谷博行君） ただいま議題となりました「議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について」「議案第26号 令和2年度小国町簡易水道特別会計予算について」「議案第27号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について」「議案第28号 令和2年度小国町水道事業会計予算について」産業常任委員会における、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（松崎俊一君） 委員長、着座をお願いします。

9番（熊谷博行君） 去る3月12日、委員全員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の課長ほか担当執行部の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。

開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後、審議に入りました。12日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様のお手元に配付しております。

それでは、まず質疑応答から報告して参ります。質疑応答については、皆様に配付した資料が全てとなりますが、その中から選んで報告をいたします。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合もあるかと思いますが、御了承ください。

まず、議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算の歳出でございます。まず、情報課からです。松本議員より「小国漁業協同組合補助金の中で、カワウの被害についてどのような対策をしているか。」との問いに対しまして、秋吉情報課審議員「稚魚の放流は毎年アユが3月から4月に行い、6月の解禁となっている。ヤマメも2月中に放流を行い、3月に解禁を迎えている。そのような中、4年前から小国にもカワウの被害が出ている状況にある。このため、漁業組合と猟友会、警察等と一度協議したが、小国の地形が山が急峻でありカワウの出没する河川の幅が狭いなどの理由から、銃による駆除はできない結果となった。現在行っているのは、放流後に漁協組合員が釣り糸のテグスを何本か張り巡らし、カワウを川に降りさせないようにして、一定の効果は出ているが、根本的な駆除はできていない状況である。」という答弁でございました。

次にお手元の資料の2ページ、時松議員より「鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料について、管理運営をどのようにやるのか。」との問いに対しまして、大蔵商工観光係長より「会計年度任用職員

制度の創設に伴い、料金徴収等の業務をASOおぐに観光協会に委託しますが、委託料については料金徴収業務の賃金、社会保険料、雇用保険料、トイレの清掃料も含まれています。」との答弁でございました。

次のページの大塚議員より、「鍋ヶ滝の電話対応についても、ASOおぐに観光協会に対応していただき、情報発信を行ってもらいたい。」との問いに対しまして、渡邊町長より「ASOおぐに観光協会の趣旨が観光情報等の情報発信の拠点となっているので、町に貢献、町の産業の軸となってほしい。」という答弁でございました。その下の時松議員より「指定管理の話が出ているレストランの候補者は決まっているのか。わいた温泉組合、わいた会と話をしているのか。また、厨房機器を入れれば、わいた温泉組合がするのか。第三者がするのか。」との問いに対しまして、北里情報課長より「一部委託も含め話は上がっている。わいた温泉組合と話を進めています。」という答弁をいただいております。

次のページ、4ページの時松議員より「下城滝周辺整備工事1千万円の予算は、電源立地補助金を利用すると思うが、どのような方法でどこに設置するのか。」との問いに対しまして、秋吉情報課審議員より「平成28年の熊本地震により、滝が眺望できた町道が通行できなくなった。このため展望所の設置の要望が出されており、地元住民と2回の懇談を行った結果、現在の駐車場に設置する計画となりました。」という答弁でございました。

次の5ページ、産業課に入ります。松本議員より「農業振興費の中で、小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金が100万円計上されているが、どのような被害が対象となるのか。また最近では新たな被害がみられるが、対策はどう考えているか。」との問いに対しまして、木下産業課長より「田・畑・採草地などの農作物を有害鳥獣被害から守るために行っている。最近では、シカによるシイタケの食害も報告されている。新たな被害についての対策も検討し、対策を行っていきたくて考えています。」との答弁でございます。

その下の大塚議員より「えづけストップ鳥獣対策事業は、田原・西里2部の2地区で実施されているが、ほかの地区での取組みはできないのですか。また地域に対して事業要望調査は行っているのか。」との問いに対しまして、長谷部林政係長より「現在は2地区の事業実施している。中山間直接支払制度のリーダー会議等で成果発表や周知を行っております。今後もこのような地域の集まり等で周知していきます。」との答弁でございました。

次に建設課の6ページでございます。時松議員より「農林水産業費の中で、農道維持費を計上しているが、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、地域で維持を行っていく方向性に変える必要があるが、どうお考えか。」という問いに対しまして、秋吉建設課長より「中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を取り組んでいる地域に関しては、地域で維持管理をしていただいておりますが、取り組んでいない地域の豪雨後の洗掘等への対応のため、原材料支給等を計上しております」との答弁でございました。

次のページ、7ページの松本議員より「一般国道212号改修促進期成会費を計上しているが、大分県側の国道212号線の改良工事及び国道387号の玖珠側の改良工事の進捗を教えてください。」との問いに対しまして、秋吉建設課長より「国道212号大分県側では、現在大山で延長2千メートルの改良を実施しており、来年度開通予定です。国道387号玖珠側の改良工事では、トンネルと橋梁の図面が作成されていますが、正式な実施の時期は未定です。小国町としては、国道212号期成会で杖立～松原間の防災工事を要望していきます。」との答弁でございました。

以上で歳出を終わります。歳入に入ります。

続きまして、歳入の報告です。情報課所管には歳入の質疑等はありませんでした。

産業課もありませんでした。

建設課もありませんでした。

以上で議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、反対及び賛成の討論はございませんでした。以上で、当委員会での議案第20号の審議内容報告を終わります。

本案は去る3月9日の当委員会に付託され、報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算については、全会一致をもって原案のとおり可決承認すべきと議決いたしました。

続きまして、令和2年度特別会計予算について各課の課長より、所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず議案第26号、令和2年度小国町簡易水道特別会計予算についてでございます。

質疑といたしましては、お手元の9ページの大塚議員より「緊急事態や災害等あった場合の費用については、町も補填しているのか。」との問いに対しまして、秋吉建設課長より「町が事務委託を受けているが、余剰金が出れば地元に戻している。地元はそれを積み立てていると思われるので、災害等あれば町も補助するが、基本的には地元負担である。地元の会計については、町は把握していないのが現状。」という答弁でございました。

続きまして、議案第27号、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

質疑といたしましては、10ページの時松議員より「公債費の中で、長期債償還元金8千420万円とあるが、償還年数は何年か。」との問いに対しまして、安達上下水道係長より「元金については、施設整備で借りた分は減少していくが、資本費平準化債を借りている間は継続となる」という答弁でございました。

続きまして、議案第28号、令和2年度小国町水道事業会計予算についてでございます。水道事業会計予算については、歳入歳出とも質疑はございませんでした。

以上で、当常任委員会所管の令和2年度特別会計予算について全ての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。議案第26号、議案第27号、議案第28号についての討論はございませんでした。以上で、当常任委員会での議案第26号、議案第27号、議案第28号の審査内容報告を終わります。

本案は去る3月9日の当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第26号、議案第27号、議案第28号については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） それではここで、暫時休憩をいたします。午後の会議は1時から。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 両委員長におかれましては、報告ありがとうございました。二人の常任委員長からの報告が終わりましたので、これより議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁をお願いしたいと思います。

質疑、ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

本議案には子どもの医療費助成で高校生等の給付方法が中学生以下同様に、一部の医療機関で給付方法が現物給付に改善されたり、ブロック塀の撤去費補助金が作られるなど、前進面も見られます。しかし、北里町政時代の不公正な歳出や無駄が数多く引き継がれており、賛成できません。その際たるものが総額1千321万4千円にもものぼる人権問題関連予算です。問題なのは、そのほとんどは人権政策費や隣保館運営費、集会所運営費や部落解放同盟小国支部をはじめとして、専ら同和問題をテーマとして活動する団体研究会への補助金です。委員会での審議で住民課は人権政策の中心が同和問題である理由を、「同和問題は世襲される」とか「非常に分かりにくいという特徴がある」と説明をしました。しかし、差別が世襲される本当の理由は同和行政そのものにあるのではありませんか。学校の授業にとどまらず、人権フェスティバルなど、校外の活動にも児童生徒を動員し、あらゆる機会に同和差別がかつて存在したことを、知らずに済んだ子

供たちに教える。こんなことを町が続けていけば、いつまでも差別は再生産され固定化していきます。本当に同和差別をなくしたいのであれば、自分たちがしていることはそれに逆行していることを、いい加減気付くべきであります。委員会では、町内での同和差別事象について、近年確認されていないことも明らかになりました。町の同和予算をなくすことこそ、同和問題解決の最良の方法であると指摘しておきたいと思います。

また、同和差別は非常に分かりにくいという特徴があるという認識につきましても、差別が分かりにくいというのは、同和問題の特徴ではありません。女性差別は、差別を受ける立場の女性が、そのことが女性差別であるということを気付かないという問題があります。去年大きく広がりましたサービス業をはじめとする仕事の際、女性にパンプスの着用を義務付けることに反対するKuToo運動というのがあります。この問題が国会で取り上げられた際、安倍晋三首相は「男性と女性が同じ仕事をしているにも関わらず、女性に服装で苦痛を強いることはあってはならないと明確に申し上げたい」と答弁をしております。

小国町はSDGs未来都市に選ばれております。SDGsの5番目の目標は、ジェンダー平等を実現しようというものであります。この人権問題でも小国町が本当にSDGsに本腰を入れて取り組むことができるかどうか、まさに試金石となっているのではないのでしょうか。

近年、町道や国道、県道沿いの森林の伐採がいたるところで行われています。しかし、伐採終了後を見ても、大量の杉の枝葉や丸太の長さを揃えるために切られた端材等の残材がいくつもの林地に残されています。九州北部豪雨で、筑後川流域での河川の氾濫の原因の一つに山林の荒廃が指摘されています。また、町内の町道において、山林に残されていた丸太の端材が道路に落下し、そのままになっている箇所があります。万が一、通行中の歩行者や車両に衝突していれば、重大な事故が発生していたかもしれません。防災や減災、道路交通の安全性確保のためにも、林地残材が適切に処理されていく仕組みを森林環境譲与税なども活用して作っていくべきであります。

鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料750万円は、町がこれまで臨時・非常勤職員として直接雇用していたときよりも、100万円程度費用が多くかかることとなります。そうであれば、鍋ヶ滝公園の夏季の営業時間を延長するなどして、歳入の確保にも努めていくべきではないのでしょうか。

以上のことから、まだまだこの予算が十分であるとは言えないと思います。

このため、本予算に反対をするものであります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算について、各々の委員会からは原案のとおり可

決すべきであるとの報告を受けました。よって、各委員会の報告のとおり原案可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。

議長（松崎俊一君） 続きまして、これより議案第21号から議案第28号までの各特別会計及び水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑、ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第21号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第22号、令和2年度小国町介護保険特別会計予算及び議案第23号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

社会保障であるこれら3つの特別会計ですが、高すぎる保険税、保険料に町民の生活は苦しめられ、地域経済の衰退にすら繋がっています。本来、人の命を守るための制度があるべき姿は、どのようにあるべきなのか。今一度考えるときに来ているのではないのでしょうか。

昨今、高すぎる国民健康保険税が国保制度の構造的な危機となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしています。それゆえ、全国の知事会や市長会などの地方団体は、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。国庫負担の増額は欠かせません。同時に、地方自治体が住民の暮らしを守る立場から、財政負担に努力することも必要です。こうした観点から見て、資産割を廃止し、所得割や均等割などへの振り替えを次年度は見送ったことは当然の判断であったと思いますが、更なる努力が必要ではないのでしょうか。

介護保険では一昨年8月、40歳から64歳までの保険料について、収入に応じた総報酬割が導入されたのに続いて、去年4月からの第1号保険料が3割も引き上げられております。町全体で4千700万円もの信じられない負担増であります。ただでさえ苦しい暮らしも、地域経済も破壊する暴挙であると言わなければなりません。国保税や介護保険料など町の判断で税額、保険料が決められている制度であります。昨今、消費税10%に伴う全国的な消費不況や、あるいは現在問題となっている新型コロナウイルスによる旅館業や飲食業といった、いわゆる国民健康保険の被保険者の人たちが行っている事業が大変な苦境に立たされております。こうしたコロナウイルスや消費不況から町民の暮らしを守るためにも、保険税や保険料の引き下げといった町独自の取り組みも必要となってくるのではないのでしょうか。

後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療保険連合が策定するものであります。この後期高齢者医療広域連合の特別会計を見ますと、平成30年度の決算では108億円以上の余剰金が出ております。この余剰金は、つまり被保険者から保険料を必要以上に集めたがために、余剰金が生まれるものであります。これは単年度だけの話ではありません。毎年、毎年100億円以上の余剰金を繰り越し続けていっております。本来であれば、この繰越金を利用して保険料負担軽減に努めていくべきであります。渡邊町長も後期高齢者医療の広域連合議会議員であります。ぜひ、こうした部分も広域連合議会で主張していただきたいということを申し上げまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員会の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けています。1件ごとに採決をいたしたいと思っております。なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思っております。

議案第21号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号、令和2年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号、令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号、令和2年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第27号、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第28号、令和2年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第29、「議案第29号 小国町気候非常事態宣言について」を議題といたします。

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、小国町気候非常事態宣言について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第30、「請願第2号 地熱発電開発に関する請願書について」を議題といたします。

請願第2号については、昨年12月議会において特別委員会を設置して付託され、閉会中の審査をしていただきましたので、小国町議会会議規則第41条第1項の規定により、ここで地熱発電の請願に関する特別委員会委員長より、報告を求めます。

4番（久野達也君） 久野です。

それでは、ただいま議題となっております請願第2号、地熱発電開発に関する請願書について、特別委員会での審査報告を行います。

まず議員の皆様にはお手元に資料で地熱発電請願に関する特別委員会の委員長名、私から議会議長へ提出しました請願審査報告書に基づいて御報告させていただきたいと思っております。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号 第1920号

付託された年月日 令和元年12月10日

件 名 請願第2号 地熱発電開発に関する請願書

審査の結果 趣旨採択

委員会の報告です。委員会の報告は別紙のとおりとなっております。なお、措置については町長へ審議結果を送付するというので、措置をしております。

2枚目をお願いいたします。「地熱発電開発の請願に関する特別委員会」議事案件及び決定事項の報告書ということで、とりまとめさせていただきました。なお、議長を除く全議員特別委員会委員となっておりますので、要約的なとりまとめとなっております。御了承ください。

令和元年11月26日、地熱発電開発に関する請願書を議会事務局のほうで受け付けております。同じく令和元年12月10日、令和元年度第4回定例議会において議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置して、特別委員会へ付託されました。令和元年第1回地熱発電開発の請願に関する特別委員会を令和元年12月23日に開催いたしました。議事内容といたしましては「請願に関する協議」、「その他」となっております。内容的には紹介議員より請願内容の説明を受け、質疑・意見交換を行いました。なお次回、その中の意見を取りまとめる中で請願者からの思いや意見、担当課からの現状等の聞き取りを行い、質疑を行うことといたしました。

令和2年第1回地熱発電開発の請願に関する特別委員会、これは令和2年1月15日の開催です。議事といたしましては、「参考人の意見聴取について」町担当課です、「政策課の意見聴取について」「その他」ということで議事を進めさせていただきました。まず参考人として請願者の小国郷の自然を守る会を代表して、広瀬さん、上妻さん、佐藤さんから請願書に関する内容や

それぞれの思い、意見を伺い、質疑・意見交換を行いました。午後から町担当課、政策課から佐々木課長、山口審議員、長谷部係長から請願項目別に状況あるいは現状等の説明を受け、質疑・意見交換を行いました。次回の進め方として、今後の進め方について協議をするということと決定しております。なお、この会議の中で佐々木課長の冒頭説明部分の文書化が欲しいというご意見もありましたので、冒頭説明部分の会議録テープ起こしを行い、全議員に配付しました。

令和2年第2回地熱発電開発の請願に関する特別委員会を令和2年2月13日に開催いたしました。議事内容は、「今後の進め方について」それから「その他」ということです。まず、地熱資源活用審議会会議録の情報公開請求を委員長名で行うことといたしました。なお、今後の進め方ですので、次回の特別委員会を3月定例会前か会期中に行い、採決まで行うということで決定しました。採決方法は項目別ではなく一括採決として、3月定例会で委員長報告を行うということで決定しております。なお、情報公開請求で開示された地熱資源活用審議会会議録の写しにつきましては、その後、情報公開条例に基づくところの部分開示の回答が参りましたので、部分開示をしていただき、3月9日に会議録の写しを全員に配付しております。

次に令和2年第3回地熱発電開発の請願に関する特別委員会、令和2年3月17日です。昨日行いました。議事は「請願の取扱いについて」それから「その他」となっております。最終質疑・意見交換を行うこととしまして、数点の質疑意見等をいただいております。採決に入る前に、趣旨採決の中に趣旨採択を加える動議が提出され、賛成4名と委員長の賛成により採決方法に趣旨採択を加える動議が可決となりました。

最終結果です。討論「趣旨採択に対する討論1名」「採択に対する討論1名」ありました。採決を行い、趣旨採択4名、採択4名、同数でありましたので、委員長採決の結果、趣旨採択と決定しました。定例会本会議で本委員会は「趣旨採択」と決した旨の委員長報告を行うこととし、会を閉じました。

以上、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） ただいま、地熱発電の請願に関する特別委員会委員長から報告が終わりまりましたので、これより請願第2号、地熱発電開発に関する請願書について、委員長報告に対する質疑をお願いしたいと思います。

5番（児玉智博君） 先ほど、令和2年第3回地熱発電開発の請願に関する特別委員会の報告について、採択に趣旨採択を加える動議が提出され、賛成4名と委員長の賛成により採決方法に趣旨採択を加える動議が可決となるとおっしゃりましたけれども、動議の場合は1名以上の賛成があれば動議は成立しますので、委員長が賛成したというのはこれは事実と異なると思いますが、いかがですか。

4番（久野達也君） 動議は当然、1名以上あれば動議として成立するのですけれども、その中で動議を趣旨採択を加える、いわゆるこの後ろのほうを読んでもらいたいです。採決

方法に趣旨採択を加える動議に賛成の方の挙手を求めましたけれども、ちょうど半数の4名でした。ですから、委員長採決により委員長がその動議に賛成ということで可決した」ということです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第2号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、請願第2号について賛成の立場から討論を行います。

本来であれば、この請願については趣旨採択ではなく全面的な採択にするべきだったという考えは変わりません。ところが趣旨採択になったからといって、この請願の重みそのものはいささかも軽くなっていないと思います。執行部におかれましては、この請願の意味を十分に受け止めていただきまして、今後もより慎重に地熱発電開発を進めていただきますよう求めまして、討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

地熱発電の請願に関する特別委員会からは趣旨採択とするとの報告を受けました。よって特別委員会の報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第31、「発議第2号 「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

発議第2号

小国町議会議長 松 崎 俊 一 様

提出者 小国町議会議員 時 松 昭 弘

「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

裏面に書面がございますが、朗読は9日の本会議にて事務局より報告をいたしておりますので、省略させていただきます。議員の皆さま方の御賛同をお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより発議第2号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第2号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号、「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第32、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発男女共同参画特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後1時30分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（8番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

1番 時 松 昭 弘 君

8番 松 本 明 雄 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月9日から 3月19日までの11日間とする。

1.	議案第 2 号	町長の専決処分事項の指定に関する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 3 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 4 号	小国町杖立防災センターの設置及び管理に関する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 5 号	小国町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 6 号	小国町地熱の恵み基金条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 7 号	小国町手数料条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 8 号	小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 9 号	小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 10 号	小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 11 号	小国町子ども医療費助成に関する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 12 号	小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 13 号	小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 14 号	小国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決

1.	議案第 15 号	小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）） 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 16 号	小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Pホール）） 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 17 号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）） 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 18 号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設） 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 19 号	令和元年度小国町一般会計補正予算（第 5 号）について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 30 号	令和元年度小国町一般会計補正予算（第 6 号）について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 20 号	令和 2 年度小国町一般会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 21 号	令和 2 年度小国町国民健康保険特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 22 号	令和 2 年度小国町介護保険特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 23 号	令和 2 年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 24 号	令和 2 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 25 号	令和 2 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 26 号	令和 2 年度小国町簡易水道特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 27 号	令和 2 年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 28 号	令和 2 年度小国町水道事業会計予算について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	議案第 29 号	小国町気候非常事態宣言について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決
1.	請願第 2 号	地熱発電開発に関する請願書について 令和 2 年 3 月 18 日 趣旨採択
1.	発議第 2 号	「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書について 令和 2 年 3 月 18 日 原案可決

《議案外》

令和2年3月9日

1. 議員派遣の件について

令和2年3月18日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会

総務文教福祉常任委員会

産業常任委員会

議会活性化特別委員会

人権啓発・男女共同参画特別委員会

広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和2年3月9日

1. 令和2年職員採用の件について
1. 県への人事交流派遣職員の件について
1. 職員の内示について
1. 第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
1. 小国町国土強靱化地域計画の策定について

《一般質問》

1.	新型コロナウイルスへの対策について	P1~10
1.	学校給食について	P10~14
1.	地域未来塾について	P14~20
1.	町民の交通手段について	P20~24
1.	乗合タクシーについて	P24~26
1.	会計年度任用職員について	P26~28
1.	SDGs・地熱開発の取り組みについて	P28~32
1.	職員の定数管理と業務効率化について	P32~36
1.	婚活支援について	P36~38
1.	ふるさと納税について	P38~42
1.	鍋ヶ滝について	P42~47

令和 2 年

第 1 回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 2 年 第 1 回 総 務 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和 2 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分開議 午後 2 時 09 分閉会
場 所	おぐに町民センター 3 階 議場
出席委員 及び議長	久野 達也 江藤理一郎 穴見まち子 児玉 智博 西田 直美 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 朝日さとみ
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 20 号 令和 2 年度小国町一般会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	令和 2 年度に係る予算についての審議を行う。 所管課：会計管理室、議会事務局、監査委員事務局、総務課、 政策課、税務課の各課長、審議員及び担当係長

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。  
総務文教福祉常任委員長

# 令和2年 第1回 総務文教福祉常任委員会

令和2年3月10日(火) 午前10時00分～

おぐに町民センター 3階 議場

朝日 書記				
田邊 まちづくり係長	森 企画係長	長谷部 地域振興係長	松本 管財係長	藤木 議会議務局長
山口 政策課審議員	秋吉 地籍係長		佐藤 総務課審議員	中島 財政係長
佐々木 政策課長	橋本 税務課長	渡邊 町長	小田 総務課長	加祥 会計管理室長
穴見委員	児玉委員	松崎議長	江藤副委員長	西田委員

## 議事の経過 (r. 2. 3. 10)

委員長（久野達也君） おはようございます。

コロナウイルスの発生、あるいはそれに伴う世界的経済不安と今日の日本のニュースのトップは恐らく株価の下落といったように、病気もそうですし、経済も日本社会全体あるいは世界社会全体が非常に危機的状況にあるかと思えます。そんな中、職員各位におかれましては総務文教福祉の常任委員会ということで御出席いただきましてありがとうございます。

まず1点、委員の皆さま方におわびと報告ということで申し上げますけれども、総務課の永江係長が選挙の期日前の関係で、それから税務課の小野審議員、橋本係長、松本係長が確定申告、住民税申告ということで欠席しております。どうぞ御了解いただきたいと思えます。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。昨日から引き続き、お疲れ様でございます。

今日は総務文教福祉常任委員会を開いていただきまして、本当にお忙しい中ありがとうございます。今日は総務課、税務課、政策課、そして会計管理室ということで、また御協議をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

先ほど、委員長からもコロナウイルスのことに关しまして御挨拶がございましたけれども、町といたしましても、実は中では非常にたくさん話を進めておりまして、資金制度あたりも国の資金制度が融資関係もあっておりますけれども、町独自でできないかどうかの協議をしたいというのも諮っておりますけれども、まだ国や県の動きが確定していない中で、拙速にあまり町からのお話を出してもいけないと思ひまして、今、しっかりと内側では話をしておりますけれども、まだ皆さまには御提案を差し上げていないところでございます。しかし、ある程度固まりましたら、皆さまにもまたお話を申し上げて、いろいろと御指導をいただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。また、あわせて本日は議長にも御同席いただいております。ただいま出席委員は5人です。定足数に達していますので、ただいまから総務文教福祉常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長（久野達也君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、先の3月9日の本会議で本委員会に付託されました、議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について、議案第21号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号 令和2年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第23号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号 令和2年度小国町地方改善施設住宅

新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第25号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてとなっております。

皆さま御存じのとおり、総務文教福祉常任委員会は大変広い分野になっておりますので、本日は11日明日の2日間の審議になります。

付託されました案件につきましては、11日の審議終了後に採決としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の担当課につきましては、会計管理室、議会事務局、監査委員事務局、総務課、政策課、税務課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

では、本常任委員会に付託されました議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算を議題といたします。

議案第20号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算について総括説明があればお願いいたします。あわせて、資料等があれば配付をお願いいたします。よろしいですか。

それでは各課長より総括的な説明をお願いしたいと思います。説明は着座のまま、お願いしたいと思います。よろしく願いします。

議会事務局長（藤木一也君） おはようございます。

それでは議会費並びに監査委員費について御説明を申し上げます。

予算書の28ページをお開きください。議会費でございます。本年度は支出額が7千334万2千円ということで、昨年より557万5千円の増となっております。この増加の主な要因といたしましては、職員の給与関係で昨年は1名分だったのが、令和2年度では2名分で計上しているため、その分の増額となっております。

支出内訳につきましては、議員10名の報酬、それから会計年度任用職員の報酬、職員の給与、手当、共済費等が6千333万2千円ということで、議会費全体の約90%を占めております。簡単ですが、議会費のほうは終わります。

監査委員費です。

予算書は48ページをお願いいたします。支出額が142万9千円です。昨年より7万円ほどの減額になっておりますが、これにつきましては旅費のほうの減額となっております。

支出の内訳といたしましては、監査委員の2名分報酬で合計53万円、これ以外では監査に係る経費や負担金となっております。監査におきましては、毎月の例月出納検査、並びに決算審査、定期監査が主な業務になりますが、昨年の実績といたしましては、年間約40日の検査を行っていただきました。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上でございますが、別紙予算資料といたしまして右肩に資料（1）議会費及び監査委員費の委託業務と負担金の調書をお配りしておりますので、

御参考にさせていただきたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

総務課長（小田宣義君） 皆さん、おはようございます。

それでは総務課所管の概略説明をさせていただきます。総務課所管の予算につきましては、議事事務局から配付されております歳出費目別分掌事務一覧の総務課と書いてある部分になります。委員長の審議の進行もページごとに進めるとお思いますので、前年度と変わったところを中心に説明いたしたいとお思います。また、一般会計の冊子と共に右肩に総務課資料11と書いてあります資料を付けてございます。工事請負、委託業務、補助金、負担金の調書を付けてありますので、併せて御覧いただきたいとお思います

では、歳出から説明させていただきます。一般会計予算書の31ページをお願ひいたします。

一般管理費の中で、12委託料の行政部長、組長業務委託料の分の757万7千円でございます。令和2年4月1日から施行される公務員法及び自治法の一部改正により、報酬で計上していた金額を委託料として組み替えて計上させていただいております。

次に32ページをお願ひいたします。18負担金補助及び交付金の中で、自治体委託等業務災害補償負担金として30万円、自治体委託等業務災害給付金として5万円を計上させていただきました。町長の専決処分事項の条例制定で説明しましたとおり、保険の支払の仕組みの変更でございます。

次に33ページをお願ひいたします。11役務費です。町有地管理手数料192万1千円です。これも法改正による賃金からの組替えとなっております。その下の12委託料です。町有林保全管理委託料で2千280万円を計上させていただいております。これは、アステリアの森、杉の40年生でございます。11.32ヘクタールの間伐と水上村の町有林の4.14ヘクタールの間伐、そして9.86ヘクタールの枝打ち、0.75ヘクタールの造林を実施するものでございます。

次に39ページをお願ひいたします。新財務会計システム負担金として105万6千円を計上させていただいております。現在のシステムは今年で18年を経過しており、新たなシステムを導入するものでございます。

次に48ページをお願ひいたします。1統計調査総務費の中で国勢調査のための報酬として288万6千円を計上させていただいております。今年5年に1回の国勢調査の年に当たります。

ページは飛びまして85ページをお願ひいたします。消防費の非常備消防費です。報償費の中で操法大会出場激励金として40万円を計上させていただきました。今年2年に1回の操法大会の年になっております。

86ページをお願ひいたします。2消防施設費で蓬莱団地防火水槽設計業務委託料と工事をあわせまして、950万円。役場の庁舎の敷地内、第一分団の消防施設他外装設計業務委託等工事で700万円を計上させていただいております。蓬莱団地の防火水槽につきましては、昭和40

年代にダムの移転事業でつくられましたが、老朽化が進んでいるため新たに新設するものでございます。第一分団消防施設は、役場にある詰所兼消防車庫の長寿命化を図るために、外壁等の塗り替えを行うものでございます。こちらは建設後、20年を経過しております。

その下にあります17備品購入費の中では、消防積載車等購入費として650万円を計上させていただきます。第4分団、大字西里です。消防車が老朽化のため、新たに導入するものでございます。

87ページをお願いいたします。3災害対策費として、指定避難所の耐震のための工事及び管理委託3千250万円を計上させていただきます。大字上田、西里の多目的集会所の耐震改修を行うものでございます。また指定避難所看板設置工事として100万円を計上させていただきます。指定避難所の看板及び誘導看板を設置するものです。

最後になります。指定避難所機能強化支援事業工事で360万円を計上させていただきます。これも、各大字の避難所になっております旧小学校体育館の照明及びバスケットゴール等の落下防止を図るための事業として実施するものでございます。

歳入につきましては14ページをお願いいたします。町の歳入の中で、一番重要となります地方交付税です。23億5千500万円を計上させていただきます。昨年に比べ3千万円の増で計上いたしております。あとは、先ほど説明しました事業により新たな歳入項目も出てきておりますが、前年度とそう変わりはありませんので、委員長が進めるページの中で質問を受けたいと思っております。

以上で、総務課所管の概略説明を終わります。御審議、よろしくをお願いいたします。

政策課長（佐々木忠生君） おはようございます。政策課所管の令和2年度当初予算につきまして、予算書により説明をさせていただきます。

まず、全体概要ですが、政策課所管の予算としまして、企画費が1億87万8千円、SDGs推進費が1千23万2千円、地域エネルギー費が708万2千円の合計1億1千819万2千円となり、一般会計予算の全体に占める割合は2.3%に当たります。また、前年度予算と比較しまして約3千509万3千円の減額となっております。主な要因としましては、昨年度までは地域おこし協力隊の報酬及び活動経費等を企画費で計上しておりましたが、本年度より配置予定課により予算計上を行っております。

また、昨年度は地熱資源の適正活用を図るため、北里南部地域の地熱資源調査業務委託として2千800万円を計上しておりましたが、本年度はその結果等に基づく統合解析業務委託料300万円を計上しており、その差額等が主な減額の要因となります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

お手元の予算書の34ページをお願いいたします。総務費の目4企画費です。この目はふるさと寄附金経費、移住定住対策経費、地域公共交通対策経費などに関する歳出でございます。主な

ものは、7報償費のなかでふるさと寄附金謝礼1千800万円で、ふるさと寄附金を行った方への返礼品代金です。本年度も引き続き肉類や乳製品などの主要返礼品に加え、木工製品や旅館の宿泊券など地域の特色を生かした返礼品の充実を目指すと共に、新たな返礼品事業者の追加や返礼品事業者の支援などに力を入れ、ふるさと寄附金の増額を目指します。令和元年度のふるさと寄附金額は2月末現在で6千830万9千500円、1千376件です。平成30年度同時期と比較すると寄附金額で218.5%、件数で202.7%の伸びとなっております。

次に35ページ、12委託料の中で、乗合タクシー運行委託料2千83万6千円で、町内3タクシー事業者への委託により、町内8エリアを運行しております。本年度より路線バス岳の湯線を廃線し、乗合タクシー運行への移行を行うため、前年度より305万8千円の増額となっております。令和元年度の乗合タクシー利用者数は2月末で9千736人であり、平成30年度同時期と比較すると97%の状況でございます。

同ページ、負担金補助金及び交付金の中で、地方バス運行等特別対策補助金3千369万6千円で、地域公共交通対策の一環として産交バス5路線、日田バス1路線の路線バスの運行経費に対する補助金です。なお、令和2年3月31日をもって岳の湯線が廃線となりますので、4月以降は4路線となります。令和元年度の利用者数は4万1千108人で、平成30年度と比較すると99%となり、利用者数はほぼ変わらない状況でございます。

次に小国郷地域公共交通整備等事業補助金435万4千円で、平成30年度より本運行となりました小国郷地域から肥後小国大津駅を結ぶ直行便「小国郷ライナー」の運行に対して補助金を交付しています。1月と2月を除く10カ月間、1日2往復の運行を行い、令和元年度の総乗車数は2月末で1千788人、うち小国町の乗車数は1千251人であり、平成30年度同時期と比較すると134%の伸びとなっております。

次に地域おこし企業人負担金、560万円です。本負担金は昨年度より総務省の地域おこし企業人交流プログラムの取組として、三大都市圏に所在する民間企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かし、町の魅力や価値の向上につなげる業務従事に対する負担金であり、特別交付税の対象となります。前年度も企業等に働き掛けを行いました。取り組む企業がありませんでした。

次に、小国町地方創生移住支援事業補助金200万円です。本補助金は昨年度より国が取り組む地方創生の一環で、東京への過度な一極集中を是正するための地方への移住支援事業で、東京23区在住者又は通勤者で、熊本県が運営するマッチングサイトを通して県内に就職し、小国町に移住した者に対する補助金です。前年度も予算計上を行いました。移住希望がありませんでした。県内では熊本市の3件のみでした。

企画費の予算総額は1億87万8千円となり、前年度比87%です。

次に42ページから43ページまでがSDGs推進費です。この目はSDGsを推進するため

の歳出です。主なものは1報酬から次ページ11役務費までの各節予算額のうち200万円で、環境相の地域循環共生圏プラットフォーム補助金を活用して、SDGs未来都市行動計画に沿った各事業を推進していきます。また、本年度はALL九州SDGs地域連携フォーラムの開催を小国町で予定しております。

12委託料の総合計画策定支援業務委託料500万円です。町の将来像を描き、その実現に向かって総合的、体系的にまとめた町の全ての計画の基本となる小国町総合計画が、本年度をもって終了するため、令和3年度から10カ年間の次期小国町総合計画を作成するための委託料でございます。SDGs推進費の予算総額は1千23万2千円となり、前年度比165%でございます。

次に飛びまして、79ページから80ページまでが商工費の地域エネルギー費です。この目は地域エネルギーの推進EV車急速充電設備の維持管理経費に関する歳出です。主なものは、80ページ12委託料のEV急速充電器保守委託料154万9千円で、町内4箇所（役場、杖立、ゆけむり茶屋、ゆうステーション）の急速充電設備の保守管理委託でございます。

次に地熱資源賦存量データ統合解析業務委託料300万円で、平成30年度、令和元年度に実施しました北里南部地域地熱資源調査結果の総合的解析及び既存地熱資源調査結果により、町全体の賦存量の把握、発電ポテンシャルの把握を行い、地熱資源の適正活用及び新規参入抑制等の基礎資料とするための委託料でございます。地域エネルギー費の予算総額は708万2千円となり、前年度比22%でございます。

以上、簡単ですが歳出のほうを終わります。

次に歳入です。19ページをお願いいたします。県支出金、目1総務費県補助金の総務費補助金でございます。中ほどの土地利用規制等対策事業費補助金4万6千円です。国土利用計画法に基づく土地取引等届出等の事務処理に対する交付金です。企画費に充当しております。

次に熊本県地方バス運行等特別対策補助金400万円です。路線バス等維持運行経費に対する補助金です。企画費に充当しております。

次に地方創生移住支援事業補助金150万円です。東京23区在住者又は近県者で熊本県が運営するマッチングサイトを通して県内に就職し、小国町に移住した者に対する補助金です。企画費に充当しております。

次に22ページ寄附金、目1一般寄附金です。一番下のふるさと寄附金3千万円です。令和元年度のふるさと寄附金額は2月末現在で6千830万9千500円で、件数で1千376件です。次ページ一番上の企業版ふるさと寄附金100万円です。平成元年度の寄附件数は1件です。ふるさと寄附金については、企画費への充当とネットワーク事業基金への積立て、企業版ふるさと寄附金については、財産管理費及び林業振興費に充当しております。

次に25ページ、諸収入、項5雑入です。下のほうの充電器利用権利金200万円です。地域

エネルギー費に充当しております。

次に地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業補助金12万8千円です。二酸化炭素の排出抑制を促すための国民運動「クールチョイス推進」に対する補助金です。SDGs推進費に充当しております。

次に地域経済応援ポイント収入6万円です。企画費に充当しております。

次に地域循環共生圏プラットフォーム補助金200万円です。環境省が進める地域循環共生圏事業に対する補助金です。SDGs推進費に充当しております。補助率は10分の10です。

簡単ですが、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金については、政策課予算資料(2)で各内容を説明しておりますので御確認ください。

以上で政策課の説明を終わらせていただきます。御審議方、よろしくお願いたします。

税務課長(橋本修一君) それでは、税務課の予算の概要を説明いたします。

まず歳出のほうからですが、36ページをお願いいたします。36ページの下段の地籍調査費でございます。主なものは37ページの委託料、地籍調査業務委託料でございます。1億3千900万円でございます。本年度の調査地区は、上田地区の1.38平方キロメートル及び北里地区1.6平方キロメートルを予定しております。また、西里地区におきましては、昨日補正予算を提出させていただいておりますけれども、その分を令和2年度に繰り越して調査を行う予定でございます。この予算案のとおり事業が完了すれば、地籍調査の現地調査の進捗率は77%ほどとなる予定でございます。

続きまして44ページをお願いいたします。徴税費の税務総務費でございます。また45ページが賦課徴収費でございます。これは町税の賦課徴収に係る通常の経費事務費となっております。

次に歳入を説明させていただきます。9ページをお願いいたします。9ページの総括表でございます。一番上が町税でございます。本年が6億1千690万円に対前年比2千800万円ほどの増となっております。

次に11ページをお願いいたします。町税でございますけれども、主な増減税を御説明いたします。まず町民税の2段目の法人町民税でございますが、対前年比100万円の減で計上しております。この法人町民税は、ここ数年増加してきておりますけれども、法人税割の税率が令和元年10月1日の事業年度開始分から9.7から6%に引き下げられておりますので、その影響を加味しての減でございます。

次に固定資産税でございます。現年度分が2億9千100万円で、対前年比2千500万円の増と計上しております。これは固定資産税のなかの償却資産の増によるものでございます。

次に軽自動車税でございます。目1環境性能割がございますけれども、これは御承知のとおり令和元年10月から新設されたものでございます。

次にたばこ税でございます。対前年比200万円の減で計上しております。これは平成30年

度決算また令和元年度決算を見ても、2千700万円前後になる見込みでございますので、決算ごとに減で計上させていただいております。

次に16ページをお願いいたします。中ほどの総務手数料です。税務課関係は台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、一つ飛んで証明等手数料でございます。

続きまして19ページをお願いいたします。中ほどの、県補助金で総務費補助金の3行目に地籍調査事業費補助金1億721万7千円です。補助率は国が50、県が25で合わせて75%でございます。

続きまして21ページをお願いいたします。これも中ほどの県委託金の1行目に個人県民税徴収事務取扱委託金900万円です。県民税を町民税と合わせて徴収を行っておりますので、これに対しての県からの委託金でございます。

続きまして24ページをお願いいたします。20諸収入に町税延滞金と加算金、26ページに滞納処分費を計上しております。

以上で税務課に関する説明を終わらせていただきます。

会計管理室長（加祥一恵君） おはようございます。会計管理室所管分について、歳出のほうから御説明いたします。

40ページをお願いします。11会計管理費です。予算額は127万4千円となっております。対前年度比較は2万7千円の増となります。

歳出額の主なものは、12委託料の口座振替データ伝送業務委託料、59万4千円です。これは毎月の税金や料金の口座振替データを一括伝送するものです。

次に107ページをお願いします。11公債費の利子です。22償還金、利子及び割引料の一番下の一時借入金利子19万8千円です。歳計現金が不足した場合、銀行から一時的に借り入れる場合の利子です。

続きまして歳入のほうを御説明いたします。

24ページをお願いします。諸収入の預金利子です。歳計現金預金利子1万円で、これにつきましては普通預金の預金利子となっております。

以上で説明を終わります。

委員長（久野達也君） 全ての所管からの説明が終わったかと思います。言い足りなかった部分等はないですかね。

それでは議案第20号について質疑に入りたいと思います。

まず歳出からページを追って参りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。また、あわせて予算書に基づく質問であったり、答弁であったりするかと思います。書類の確認等も行いながらの質疑答弁となろうかと思いますので、着座のままで質疑あるいは答弁等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは歳出のほうから参ります。28ページ、議会費から参りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。また、進みながら2、3バックしたりも可能かと思えます。

それでは1点、委員長のほうから総括的なところで若干質問させていただきたいと思うのですが、今回の予算書は項ずれといいますか、今まで例えば旅費は9であったり、公債費は10であったり、需用費は11であったりと項ずれを起こしているかと思えます。これについては事情があるかと思えますので、総括的なところで御説明いただけたらと思えます。全ての予算書に関わる部分ですので、よろしく願いいたします。

財政係長（中島高宏君） 今、御質問がありました歳出予算の節の番号が変わっております。具体的には、令和2年4月1日から施行されます地方自治法施行規則の一部改正がされるためでございます。歳出の節の体系から令和元年まででありました7節の賃金がなくなりまして、なくなった分をそのままそれ以降が節番号を繰り上げることに一部改正がされることになっております。それに伴いまして、28ページでいえば8の旅費につきましては昨年は9の旅費であったものが8番の旅費というふうに変っております。順次9番であったものが8番と、そういうふうに繰り上げになっております。

以上です。

委員長（久野達也君） はい。ならば、併せて確認ですけれども、これまで7で組んでいた賃金は賃金で組めないということで、他の節等に振り分けて組むという仕組みを取っているのですかね。

財政係長（中島高宏君） 7節で組んでおりました賃金につきましては、臨時職員の賃金が主でありました。令和2年4月1日以降の会計年度任用職員制度に伴いまして、給料若しくは報酬で払うようになっている分がほとんどで、ほかの賃金で組んでいたものにつきましても、ほかの節に移行して、手数料であったり委託に変更している部分もございます。

委員長（久野達也君） はい、分かりました。そのほか、委員から質問。

副委員長（江藤理一郎君） 議会費のほうですね。反訳委託料ですかね、これ。こちら130万円計上されていますけれども、毎回議会が終わってから、恐らく議事録を委託しているのだと思いますが、こちらの業者とそれから作業内容、結構時間も割とかかるなというイメージも持っていて、反訳をお願いしてからですね。そのあたり、ほかの業者もあたっているのかとか。それと費用の内訳、1回ごとがいくらぐらいかかるのかというのを教えていただけますか。

議会事務局長（藤木一也君） 会議録の作成を委託しております委託業者は、株式会社アクセスという業者でございます。時間あたりで契約をしております、1時間あたり1千500円ということしております。実績によってお支払をしているところでございます。

委員長（久野達也君） よろしいでしょうか。

7番（西田直美君） 印刷製本費で90万円というのが計上されていますよね。これはどういうも

のに使っていらっしゃるのですか。

議会事務局長（藤木一也君） 印刷費につきましては、ほとんどが議会だよりの印刷代となっております。

7番（西田直美君） 今回の分もそうですが、だいぶ前から去年からペーパーレス化というところで、議員のほうもタブレットを持って、この膨大なペーパーをですね、タブレットを持ってそれでやればいいのではないかという話も出ていたりしたのですが、その予算というのは見えないのですが、まだそれには時間がかかるということなのでしょうか。

議会事務局長（藤木一也君） 以前、議員の希望者の方でNTTのコレクションのほうに参加をさせていただいて、いろいろタブレットを使った会議とか、そういう話も聞いております。今年度から少しずつ、まだ議員の方も勉強が必要ではないかと思っておりますので、デモあたりを今年度予定しております。令和2年度の予算には計上しておりませんが、業者のほうから無償でデモをしていただくということになっておりますので、その辺につきましてはまた議員の方に御相談をしたいと思います。

委員長（久野達也君） ほかに何かありませんか。それでは進みまして、29ページから一般管理費となっております。29、30、31、32ページまで及んでおります。一般管理費について御質問等があれば。

よろしいですか。

5番（児玉智博君） 31ページになりますけど、12委託料です。まず、この法律顧問弁護士委託料です。これは何度も取り上げておりますけれども、基本的に委託する場合は2つ以上の相手方から見積りを取って、その中で一番安い見積りを出してきた相手方と契約をするというのが、いろいろ委託契約がある中で小国町が多くの場合、そうしているわけです。基本的に、弁護士というのは資格を持っていれば弁護士活動ができるわけですね。そうした中で、小国町は長年にわたり同じ人と見積りなどを取らずに60万円という相手方の言い値で契約をしていると思うのですけれども、私はそれは非常に予算の公平性であったりとか効率性の観点から非常に問題があるのではないかと思っているわけですが、そういったことは来年度は改善をされるのでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 弁護士の契約の件でございますけれども、自治法上の解釈としては許されていると解しております。特定のその方に限定した契約は認められておりますので、その解釈に基づいて河津弁護士と。見積りについては、例年60万円ということで電話等の話など弁護士とやり取りをしまして、料金等についても去年も少し交渉をして喧々諤々ちよつとなつたこともありましたけれども、そういったことで料金等についても協議はしております。その結果、60万円という枠で今年も計上させていただいているということでございます。

5番（児玉智博君） やはり、予算というか歳入が潤沢にある自治体であれば、こういう1円単位で歳出を削減するというような作業も要らないのではないかと、要らないことはないけれども、東

京24区のような交付税も不交付団体とかであればいいと思うのですが、今税務課からいろいろ説明を受けましたら、やはり税制の改正などもあって、前年よりも税収が下がるような税目もあるということで説明もあったわけですね。少しでも歳出を減らしていくという努力は必要だと思うのですよね。喧々諤々、料金交渉はされているというお話でしたけれども、やはり見積りを出して相見積を取れば、もうちょっとそういう電話口でお互いストレスを感じながら料金交渉をするよりも、幾つかの弁護士事務所から見積りを取ったほうが、そういうストレスを感じることなく予算を削減できるかと思うのですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん、今日は委員会ですので歳出の面、歳入の面からもいろいろな観点から見ていただきたいと思っておりますし、歳出をできるだけ減らしていきたいというのは執行部は当然そういう動きを取っておりますが、この弁護士のところに関して、委託料に関しましては私が町長にならせてもらってから、相当数、回数も増えておりますし、特に地熱の問題をたくさん抱えておりますので、政策課はほとんど審議員はじめ、いろいろと電話がほぼ多いです。こちらに来られたときには、ほぼ政策課は訪ねていかなければいけない状況で、私としてはその感覚としてです、実費の部分では、今、審議員が話しましたけれども、私としてはかなりの件数をお尋ねしている、お聞きすることが増えておりますので、大変なんじゃないかなというふうにも思っておりますけれども、やっぱり今までの歴史的な経緯であったり、小国町に携わっておられる弁護士だからこそ、今このような話ができるのではないかなというふうにも思っておりますし、宮崎町長の時代、北里町長の時代を踏まえて、その時代からのお話も聞かせていただきながら、今に対する経緯も含めて結果をお聞きしていることですので、私としても今の河津先生にお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 基本的に小国町の流れというか歴史というものは、役場職員が引き継いできているものなんじゃないですか。そういうことをいちいち弁護士に教えてもらわないといけないほど、組織として引き継ぎができていないのですか。

町長（渡邊誠次君） 弁護士が持つておられる見識も含めまして、法的な部分の解釈であったりを、どちらにしても弁護士の先生にお尋ねしないと答えできないところが、最近是多々あります。特に地熱の問題でも、今の状況では代わっていただいて最初からの話を職員が経緯をお話ししながら弁護士の見解を聞くよりも、今の状態で聞いたほうがいいと、私は思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） では、引き続きですね、行政部長組長業務委託料について伺います。報酬から出し方が変わったということで、この委託料に計上されているという御説明でしたが、これは委託料というふうになったら、委託契約を結ぶことになると思うのですけれども、そのところどころによって毎年、まあ行政部長が毎年変わるところはないと思うのですけれども、組長なんか

は毎年変わるところもあれば、ある程度固定された組長にお任せしている組もあると思うんですよ。委託契約というのは、全部単年度で毎年契約書を交わすような形になるのかどうか、教えてください。

総務課審議員（佐藤則和君） 行政部長、組長の業務委託料についてでございますが、今お尋ねの契約書については毎年契約するというので、この前、部長会を開催させていただきまして、部長にも制度内容を説明させていただきまして、部長、組長、毎年契約書を取り交わすということで説明をさせていただいているところでございます。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

副委員長（江藤理一郎君） 同じく委託料のところ、職員健康診断委託料とはどういうものですか。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。

健康診断については、職員、来年から会計年度職員ということで、正職員と会計年度職員と含めると約200名程度職員が在籍しております。その中で、健康診断につきましては正職員であれば人間ドックが2年に1度くらい受けられるのですが、それに該当しない隔年については、この健康診断を公立病院のほうでお願いしている。あとは会計年度職員においてもこの健康診断を受診していただいております。

以上です。

副委員長（江藤理一郎君） 人間ドックというところもありましたけれども、人間ドックについては受診率というかそういったものはどういった形になっていますか。

総務課審議員（佐藤則和君） 受診率につきましては、人間ドックのみの受診率という考えではなくて、この健康診断も含めたところで受診率100%にいくようにですね。今、もし行っていない職員がいれば町長からダイレクトにコールをしていただいたりして、受診率100%を目指しているところですが、残念ながら98%とかその辺の数字が今出ているところでございます。

以上です。

副委員長（江藤理一郎君） ぜひ、職員の方々、健康面は大事なところですので100%を目指して、なかなか忙しい職員もいらっしゃると思います。入院したりとかしてしまうと、そこで業務が止まってしまったりというの考えられますので、ぜひ100%を目指してお願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） すみません、先ほど反訳委託料のところ、時間あたり間違えて1千500円と言ってしまいまして、桁が違いまして1万5千円でした。訂正をさせていただきます。

委員長（久野達也君） 1万5千円ということですよ。

7番（西田直美君） 金額は少ないのですが、ストレスチェック検査委託料の20万5千円です。

これは、私も多分中学校に行っていたときに2回ほど受けたことがあると思うのですが、多分熊本地震のあとの、というところでストレスチェックが始まったような気がするのですが、それですか。

総務課審議員（佐藤則和君） ストレスチェックにつきましては、熊本地震を機にということではなくて、それ以前から取り組むようになっていたと思います。たまたま時間帯が熊本地震とだぶっているようで、そのように感じられたかと思いますが、そういう意味ではございません。

7番（西田直美君） ストレスを感じて生きていない人はいないとは思いますが、誰しもストレスはいっぱいいっぱいの人もいるでしょうが、中学校で面白かったのが、恐らく一番ストレスを感じている方、一応あれは非公開だけどちょっと見せ合いっこしたりとかするんですね。そうすると、恐らく一番感じているだろう方は決して病院に行かないというんですね。「検査してもらいたい」「相談に行ったらどうですか」というような方のほうが行かないというものがあるのですが、その辺の追跡調査ではないですけれども、検査しておしまい、本人任せで終わるのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） ストレスチェックにつきましては、本年度の結果を見ますと、約200名中20名、約1割が高ストレス状態にあったということで、その結果については産業医のほうにもデータを提出しまして、その中で医師の相談を望む職員については医師に面会をしていただいて、健康状態のチェック等もしていただいております。

ただ、その後の全て20名の追跡が常時できているというわけではございませんけれども、職場的に例えばそのフロアや、具体的な場所は言えませんが、何課に高ストレス者が多いとかいう状況は課長会議等でもんでいただいて、そういう状態であるということは管理者のほうも認識をしていただいているということで、お互いそういった健康面に配慮しながら仕事をやっていただいていると思っております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。次の会議は11時5分から始めます。

（午前10時55分）

委員長（久野達也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後11時05分）

委員長（久野達也君） それでは32ページの下段のほう、財産管理費に入りたいと思います。

質疑、ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、役務費で町有地管理手数料と、それと委託料で町有林保全管理委託料ということで、町有地あるいは町有林の手数料委託料ですけれども、基本的に国の方針としては普通財産は持たないほうがいいということで言われております。

そういう中で、水上村の町有林については、かつては水上村との売却交渉のようなことまではあったけれども、金額的に折り合わなくて売らなかったということで聞いております。今後の方針としては、町としてどう考えているのか教えていただきたいんですよね。このまま持っておきたいのか、それとも処分という売却できるものなら売却したいのか。お願いします。

総務課長（小田宣義君） 御指摘の水上村の町有林ですけれども、以前にそこに交渉に行ったときには、前の町長でした。私も一緒について行きまして、その時にはちょっと金額が折り合わないということで、町としてはそのときも議会の議員の皆さまに御相談して、「もうぜひ売ったらどうだろう」というような意見のもとに動いて交渉したのを覚えております。ただ、町として本当に山をまた手入れ等で昔は財産として価値があったのですけれども、今、こういう時代になりましたので、また今後町としても議会の皆さんもそういう意見であれば、またその方向で検討を重ねていきたいと思っております。

ただ、そのときに水上村とちょっと話した感じでは、うちと向こうの金額の開きはかなりの差があったのを覚えております。ですから、売る方向も考えたいということで考えております。

5番（児玉智博君） 売る方向も考えるということでしたけれども、逆に言えば、その活用方法など考えはあるのですか。要するにカーボンオフセットで、もうちょっといろいろな企業などに排出権を売るために持っておきたいとか、そういう活用の方向性というのがあるかどうか、教えてください。

総務課長（小田宣義君） 確かにそういう方法もあると思っておりますけれども、今具体的にそういう考えは町自体は持っておりません。

5番（児玉智博君） 基本的に水上村にある山だから水上村に話を持っていったと思うのですけれども、処分をする可能性というか、その選択肢もあるというのであれば村だけではなくて、いろいろなところで話をするのも一つではないかと思っております。

ただ、誰かれ売れというわけではなくて、要するにあっちの南部というか、人吉球磨あたりはしっかりとした企業の日本製紙の社有林なんかも結構あるからですね。そういう先の交渉も考えたらどうかと。小国町内には、そういう関連企業の南栄などもあるわけですから、そういうルートも使っている相手とお話をされたらどうかと思っておりますが。

総務課長（小田宣義君） 実は、前に相談に行ったときも、一番の問題はそれが1ヘクタールぐらいの山ならすぐ売り買いはできるのですけれども、40ヘクタール以上の山林です。塊でありますので、まずは他の企業も危ない感じもいたしますので、直接水上村とお話をさせていただいたという経緯があります。

ただ、またその話が議会のほうで進めてみたらどうかと出ましたら、また議員の皆さまと御相談しながら少しずつでも進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。では、先に進みたいと思います。

次が34ページ、企画費です。御質問があれば。

5番（児玉智博君） もしかしたら歳入のほうで聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、忘れるといけないので、ここで。

企画費の報償費でふるさと寄附金謝礼ということで、謝礼の分が出ております。説明の中で6千830万何千円かが今年度ので、それでも増えたほうだということで説明がありましたけれども、熊日でランキングというか県内自治体の一覧が出て、非常に「ん…」という感じだったんですけど、要するに南小国町とも開きがあるし、一番集めていたところに驚いたんですよ。玉東町で9億円。玉東町で何があるかという、私が無知なだけかもしれないですけども、すもものような、それが名産だということは聞いておりますけれども、特産品だったら小国の場合は乳製品もあるし肉もあるわけで、それが小国は10分の1以下というのが非常にこう言うであれですけど、あまり努力不足なのではないかというふうに率直に感じます。それは数字だけを見れば、そういう印象を多分誰でも受けると思うのですよ。新聞記事では、ここ玉東が何で多いかなんていうのは書いてなかったんですけど、やっぱり寄附が多いところはサイトを6つとか、そういうサイトを増やせばそれだけ閲覧して「ああ、小国がやっているんだな」という人が増えるわけですから、返礼品を増やすことも大事ですけど、やっぱりこのサイトも増やすのが必要なんじゃないかと思っておりますけど、そういう考えはまだないのですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） ふるさと納税について、ふるさと寄附金について御説明したいと思います。

寄附額についてですが、先ほどお話のあったように、小国町のふるさと寄附金の現在の額で2月末の集計で6千830万9千500円の寄附をいただいております。先日、熊日でも報道がありましたように、熊本県内のランキング第1位は玉東町ということで、今年度の見込みが9億円ということになっておりまして、続いて上天草市、そして南小国町、南小国町でも6億3千600万円を今年の見込額として計上しておりまして、そこに見習うべきところは多いなと思います。

児玉議員からお話があったように、ポータルサイトというところを介してふるさと寄附金をいただいておりますが、現在小国町では4つポータルサイトを設置しております。「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天」「ふるぽ」といった4つなのですが、それ以外にも現在寄附額を伸ばしているポータルサイトとして「ふるなび」や「ANA」などがありまして、その導入を考えるのもあります。返礼品の見直しも行っていきます。返礼品はどうしても、この玉東町にしても南小国町にしても、肉類です。返礼品を重点的にウエイトを置くとすれば、肉類のメニューを増やすということが一番手っ取り早いと思います。そして、隣の南小国町を参考にしますと、旅館の宿泊券あたりでだいぶ伸ばしております。これは1件あたりの寄附額が大きいということもありまして、申し込んでいただいたときの単価が大きいということで、これだけの寄附額につながっ

ているのかなと思います。

そしてもう1点大きいのはポータルサイト以外に、このポータルサイトを運営するようなお手伝いをするような仲介業者に多くの手数料を払って、ポータルサイトへその町への導入を促すような活動を行っていただいているところが大きいです。熊本県内外にも、こういった仲介業者というのがありまして、うちの会社に任せていただければ小国町さんところも「楽天」「ふるさとチョイス」をつなぐための広告などを打ちますよ、というのに多くの費用を充てることができれば、伸ばすことは可能かと思います。

今のところ、町で行おうとしているのは返礼品として肉類などのメニューを増やしていこうと、旅館の宿泊券など返礼品の品数を増やすことと、この仲介業者の導入も併せて今度検討していきたいと思っています。できれば令和2年度に導入をしたいと考えているところです。

5番（児玉智博君） 以前、私が前期の時に南小国町の高橋町長がまだ1期目のときに、きよら塾が熊日で紹介されていたので、「南小国町はいろいろ思い切って取り組んでいますね」という話をしたら、「いろんな町民のためになることは思い切ってやれと、お金はふるさと納税で集めればいいからと言ってやっています」という答えを私に返されたことがあります。やはり、首長の姿勢として、金を集めることが目的ではなくて、確固とした理念のもとで歳出の使い道を「こういうことをやりたいから、ふるさと寄附金を集めるんだ」という、そういう理念がなければ、なかなか集まらないのかなと、この南小国町の今回の結果を見て一番先に思い出したのが、その高橋町長の言葉だったんですね。ぜひ、そういう立場に渡邊町長も立っていただいて、頑張っふるさと寄附金も集めていただければと思います。

町長（渡邊誠次君） 高橋町長は私も尊敬する町長でございます。しっかり高橋町長とも話をずっとさせていただいておりますので、当然ながらふるさと納税の話も私もさせていただきます。1点としては、もうふるさと納税に取り組む段階では南小国町もう8年ぐらい、実績が実はあります。その積み重ねがしっかりあってこそ、今の結果に基づいているというところがありますので、小国町も今年度の段階で実績が大体分かっておりました。南小国町の実績も伸びているというのも正直分かっておりますので、これはやり方がまずいというふうには思っておりました。しかしながら、前年度、それから今年度を含めて政策課の物理的な人数、これ非常に問題がありまして、広げるにも人数がいないとできないところもあります。ですので、しっかりと来年はその部分も含めてまだ下準備の段階ではありますけれども、すぐにつながることはないかもしれませんが、できるだけたくさん先の先ほど言いましたようにポータルサイト、それから仲介業者を含めまして検討させていただいて、ふるさと納税それから当然ですけれども政策課と話をしながら、進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

3番（穴見まち子君） 乗合タクシーの運行委託料とありますけれども、今年、岳の湯線が廃止になって利用される方とタクシーが利用する方にとってちゃんと使われているかとか問題点など、どのように考えていますか。お願いします。

地域振興係長（長谷部大輔君） 今回の御質問につきましては、恐らく路線バスから乗合タクシーに変わった時の問題点ということだろうと思ひまして、お答えいたします。

路線バスですね、これまで大体4.5往復、路線バスが走っていたところを廃線に向かうということになりますので、この利用していた方々の交通を代替する形で乗合タクシーを走らせたいというふうに計画し、4月からの運行を目指しているところです。4.5往復ですけど、やはり産交バスからいただいた乗客の人数ですね、このデータを見ると、朝1番、朝2番目と具体的に言うと大体7時半ぐらいに岳の湯を出発する朝の便と、10時台ぐらいの岳の湯から宮原に向かう便、これが非常に多く、あとはまばらというか。ですので、特にこの2便については利用者が多いのだろうというところで、各路線ですね、これを受け持ちます乗合タクシーエリアとして、こちらとしては麻生鶴、岳の湯辺りを走る便、そして西里の所尾野から田代を周って北里の本村辺りをお乗せする便、そして寺尾野から387号線のほうに出てきて、北里の4部、童子院とかあの辺りを乗せる便、このいずれにおいても、その朝の便というものには特に力を入れて、これまで3便朝走っていたのですが、これは岳の湯方面と所尾野方面、この2つについては朝を4便にして少なくとも朝の8時半という時間帯には第1便が宮原に着くように。そしてその次は岳の湯線の路線バスで非常に乗客が多かった10時台、これに代わるようなものというのは、いずれも3路線に代替する形で運行時間を設定しております。その上で、あとは周知ですけれども、今日発送の広報と一緒に対象地域においては各戸配付で時刻表と使い方のパンフレットを配付しております。

またエフエム小国のほうにお願いして、質問形式でインタビューを私のほうが受けて、使い方を皆さんに御説明する番組を流していただく予定となっております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

7番（西田直美君） 乗合タクシー、交通自体については来週一般質問する予定にはしておりますが、先ほど2月末以来で乗合タクシーの利用者が9千700人というふうにおっしゃったのですが、ちょっと私電卓を持ってきていないので、これは大体一人当たり、乗合タクシー1回の利用者当たりで割るといくらぐらいの経費が掛かっていることになりますか。

地域振興係長（長谷部大輔君） およそで申し上げますと、大体1千500円程度になります。

7番（西田直美君） それと地方バス運行等特別対策補助金というのが3千369万6千円の計上になっておりますが、これも私たちが見る時にはバスはガラガラにすいていて、たまに年に1回乗ったりすると、ほぼ貸切り状態みたいなときがあるのですが、これについてもパーヘッドみたいなところでのあれは出ているのですかね。人数当たりにとというのは。

地域振興係長（長谷部大輔君）　こちらがですね、例えば町内のみを走るバスあたりだと比較的計算しやすいというか、利用者人数で単純にこちらからの補助金額を算出すると、大体一人当たり4千円とかになるのですけれども、ただ町外と小国町を結ぶ便だと産交バスからいただくデータというのが、要は例えば阿蘇駅から杖立までという便になると、途中で降りられるとか途中で乗られる、南小国や阿蘇市で御利用の方の分まで人数に入ってきますので、なかなか正確な一人当たりの金額が出せないというところがあります。

7番（西田直美君）　すみません、もう一つですが。

小国郷ライナーが435万円というのが入っているのですが、これ1日2往復、2月末で1千788人、うち小国から1千200人と先ほどおっしゃったのですが、私が学校に行っていたときに中学生や高校生とかが結構、小国郷ライナーで光の森に遊びに行くとかですね、そういうのはよくあったのですが、1千200人小国の人たちが使えるのはそれはいいことなのですが、では逆に小国町外から小国に入り込んでくる方というのが、5、600人ということですよ。それに対して、435万円が見合う対価であるかどうかというところは、検討の余地があるような気もするのですが、その辺のところはいかがですか。

地域振興係長（長谷部大輔君）　こちらも単純に一体何人利用されていて、それに対して町がいくら出すかというのを計算すると、大体今年度見込みになります、1千400人ぐらいに対して町はやっぱり400万円ぐらい出しているということになりますので、3千円以上かかると。果たしてこれが効率的かと言うと、問題は残っていると、課題は残っているというふうに考えております。

では、小国郷ライナーをどうしていくか、ということになると少し政策的な話になりますのでお答えはできないのですが、当然、来年度においては豊肥線の全線開通や二重峠トンネルの開通などが控えておりますので、やはりそういった路線と結ぶべきか、阿蘇駅へのアクセスをより充実させて、列車による移動をお願いしたほうがいいのかといったことを勘案して、ライナーについては検討を続けたいと思います。

委員長（久野達也君）　よろしいですか。

5番（児玉智博君）　まず、今小国郷ライナーのことで質問が出ておりますので、それに続けて伺います。

この補助金調書を見ますと、小国郷ライナー運行に対する補助金は町100%というふうになっていますけれども、国県のこういったものに対する補助金というのはいないのですか。

地域振興係長（長谷部大輔君）　調書のほうが間違いになります。申し訳ございません。以前は、こちらは実証運行という形を取っておりましたので、これには県の補助金は算定されなかったのですが、本運行となりましたのでこちらのライナーの約400万円程度、そして乗合タクシーの1千800万、900万円とバスの補助金の3千300万円、いずれも合算して県のほうに補助

金の申請を上げております。去年の実績では県のほうから400万円程度入ってきているという流れです。何割が返ってくるというよりも、県のほうの恐らく予算額が頭から決まっていて、あとはそれぞれの町で出してくる金額を案分して、町のほうにくるということなので、使えば使っただけ当然割合は増えますけれども、金額が増えるかは分からないというようなことになっております。ですから、パーセンテージでいうと10%にも満たないぐらいの割合で入ってくるという感じです。

5番（児玉智博君） 分かりました。

それと、乗合タクシーのことについて伺いたいのですが、なかなか今この場で路線を増やしてくれとか言っても、それはできないことだと思いますけれども、ただ駐車場をつくることはできるのではないかなと思うんですよね。具体的に全員協議会のときにもお伝えしましたけれども、やはり宮原の中にも高齢になれば病院通いなどでタクシーを使わないといけないような人たちがいらっしゃるわけです。ところが、宮原町内でも若い人だったら歩いて行けばそんなに時間が掛からない距離でも、タクシーを呼べば片道600円どうしても掛かってしまうと、そういう声も聞きますので、既に今ある路線が何路線も通っているような所もありますので、乗車場をもうちょっと増やすことは令和2年度中にでも検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

地域振興係長（長谷部大輔君） こちらも次年度以降の政策的なお話になりますので、私のほうから「やります」とかいうことは言えないのですが、当然検討すべきことだと思いますので、運輸局あたりとも御相談しながら検討を進めたいと思います

委員長（久野達也君） ほかに。

副委員長（江藤理一郎君） 2点あります。まずは、地域活性化センター会費、負担金、補助金及び交付金7万円ありますけれども、こちらは確か人材育成についてもいろいろ研修会等開かれているものだと思います。これ、県内の全町村が入っているのに入っているという形もあるかもしれませんが、このあたりを使用されていることはありますか、そういう研修会に行ったりとか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 地域活性化センターについてですが、昭和60年から活動を行っておりまして、平成25年から一般社団法人ということで全国の自治体が加盟して会員となって運営を行っているものです。

活動内容というのは、「研修を行う」というものと「まちづくりに関する機関誌の発行」ということで、研修については小国町からも参加させていただくことがありますが、まちづくり関係のサポート、職員の短期の研修であったり長期間行われる研修への案内はいただいております。短期間のもので参加することはあります。いずれも地域活性化センター主催、そして現在は地域おこし協力隊の募集や隊員のサポートの活動も、このセンターのほうで行っています。

そして情報をまとめた機関誌「まち・むら」というのが毎月届いております。それと研修会の

案内ということで毎月いただいております。

副委員長（江藤理一郎君） 人材育成というのは非常に重要な部分でもありますので、ぜひ町長、研修会等も職員の方々を派遣していただいて、勉強していただきたいなと思いますのでお願いします。

委員長（久野達也君） はい、よろしいですか。

1点だけ。昨日の補正予算の中にもあったのですが、ちょっと御説明いただけたらと思います。昨日の補正予算では、ふるさと寄附金謝礼等手数料の部分で500万円の組替えがあったかと思うんですけども、この新年度予算ではこの形なのか、あるいは予算編成段階と時差がありますので、そういうことが有り得るのか、1点確認させていただきたいと思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） ふるさと寄附金に関する今年度、平成31年度と令和2年度の予算の組み方の違いなのですが、ふるさと寄附金の中で7報償費、ふるさと寄附金謝礼として平成31年度計上していたものの中に、これからポータルサイトを運営する会社への手数料というのを支払うのを、今回から新たに11役務費の中の手数料として計上することになりました。これは、平成31年度からふるさと寄附金に関する国からの指導がありまして、返礼品に関する代金、そして送料、そしてポータルサイトなどへ支払う手数料を別々に国へ報告して、ふるさと寄附金ができる町村かどうか認定を受ける必要があるようになりました。ということを受けて、新たに平成31年度予算を途中で組替えを行いました。令和2年度に関しては新しい予算の組み方としております。

委員長（久野達也君） はい。ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） では、負担金、補助及び交付金で、空き家改修事業補助金についてなんですが、これは補助率及びその上限額はどうなっていますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 移住者が小国町内の空き家バンクに登録した物件に入居する場合、空き家を改修する費用に対しての補助金を支払っております。費用に関しては、改修費用の2分の1としておりまして、限度額は30万円となっております。

5番（児玉智博君） 実際、なかなか空き家バンクの登録というのは、この間、増えていっているのでしょうか。それとも頭打ちになっているのでしょうか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 毎年、空き家バンクへの登録の推進を行っております。今年度で10件強の登録を行っておりまして、現在累計での登録の件数は55件となっております。そのうち30数件は、もう既に入居しております。中に数件、取り下げられた物件もありますので、今移住を希望される方などで空き家バンクを見せてほしいという方に案内できるような物件としては10件程度となっております。しかし、空き家の期間が長かったもので、なかなかすぐ住める状況にはないということで、どれぐらい改修の必要があるかということで、空き家バンクの物件でなかなか決まらないままの物件は、確かに多いです。

5 番（児玉智博君） 要するに、I ターンでもいいと思うんですね。それで、学校を卒業して帰ってきた人とか、あるいは向こうで仕事を辞めてこっちに戻ってきた人などで、まだ親が健在な場合はちょっと実家に同居する期間があったと、それでもやっぱり手狭だから空き家バンクでも探そうかと、ちょっとお願いしようかというふうになったときは、何年たっても利用できますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） もともと空き家バンクを設定したときは、I ターン、J ターンと言われる移住の方々を対象に案内をしておりましたが、やはりU ターン希望の方が多いです。U ターンの方々の相談にも受けられるような体制にしております。

5 番（児玉智博君） 何年経っても大丈夫。

まちづくり係長（田邊国昭君） はい、何年経ってもということになります。確かに、空き家バンクへの問合せは小国町内の方からも多くなっていています。

5 番（児玉智博君） それではU ターン以外でも、自分で家を建てるまではちょっとそこまでは踏み切れないけれども、新しく住む場所を探すという人がいるなかで、一度も町外に出たことはないけれども、そういう住む場所を探している人についても、これは対応できるのですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 方針として、対応するというようにしております。ただ、移住者扱いではありませんので、先ほど言ったように空き家改修補助金などを交付することはできません。そこは、空き家バンクに問合せがあったときに、大家さんへの紹介になりますので、小国町内の方でもそういったところまでは案内ができるようにしております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

では、次が35ページの公平委員会費と6交通安全費、一緒にいきたいと思います。公平委員会費、交通安全費です。よろしいですか。

36ページ、諸費です。また、早めに思われたらバックも可能ですので、次に行きます。

36ページから38ページに及びます地籍調査費、いかがでしょうか。よろしいですか。

同じく38ページの下段になります、10電算施設費です。

それでは40ページ、会計管理費です。よろしいですか。

では42ページになります。15SDGs推進費、いかがでしょうか。

5 番（児玉智博君） まず、この委託料で総合計画策定支援業務委託料というのがありますけれども、これがSDGs推進費に出てくる理由は何ですか。

企画係長（森 恵美君） 総合政策の政策委託料がSDGs推進費に入っている理由でございますけれども、町の施策の中にSDGsを取り組むということになっておりまして、その中での整理としてSDGs推進費の中に計画策定等が入っております。

以上です。

5 番（児玉智博君） それでは総合計画というのは、総合計画の中にSDGsがあるのではなく、

SDGsの中に総合計画があるということで、こういう理解でいいのですかね。

町長（渡邊誠次君） 町で取り組んでおりますSDGs未来都市に関しましては、もうSDGsの達成は国連を含めて共通の認識であるというふうに思っておりますし、町としてもその認識のもとに行っておりますので、SDGsのもとにSDGs推進費の中で総合戦略を立てましたので、それに基づいて総合戦略も立てていきたいというふうに私は思っていました。総合戦略に基づいて、総合計画を立てないといけないというふうに、私は思っております。

5番（児玉智博君） いわば、小国町あつてのSDGs未来都市ではなくて、SDGsあつての小国町という理解でいいのですかね。

町長（渡邊誠次君） 言い方はちょっと分かりませんが、そのように考えていただいても結構だというふうに思っていますが、私としては小国町が進むべき道はSDGsの中にあるというふうにも思っておりますし、小国町が今まで進んできた道もSDGsの中にあつていたのではないかなというふうな認識にあります。

5番（児玉智博君） 分かりました。それだけこのSDGsの目標を達成に熱意を持たれているのだというふうに理解します。良いと思います、それは。

この総合計画策定支援業務委託料500万円ということで、総合戦略よりもだいぶお高いかなというふうに思うのですよね。これは、総合戦略の場合は何か4千通、町内に無作為で町民に発行して、中には4通5通来た家もあれば、1通も来なかった家もあつて、それだったらしっかり調査で世帯に1枚ずつ送れば枚数ももっと少なくて減ったし、町民の不信感も招かずによかつたのではないかなというような印象を持ったわけです。ところが、その総合戦略以上の策定のための業務委託料が500万円組まれているわけで、これはどういうやり方で総合計画を今後作っていくのですか。

企画係長（森 恵美君） お答えいたします。総合戦略に関しましては、町と事業者との共同調査ということも含みましたので、費用がだいぶ抑えられたという実情がございます。今回の計上させていただいております総合計画に関しましては、町のこれから10年間の計画を策定するものでございまして、町の現状それから課題予測、それから将来予測に関する整理と共に、時代の流れを認識した将来の目標の達成に向けての施策を明らかにする必要があるというふうに考えております。そのために、町が行う全体構想検討であるとか課題整理などへの支援、それから意見調査等の専門的分析、それからSDGsや地域循環共生圏づくりの専門的知識や情報の取り入れ、それからWEBサイトですとかSNSを活用した見せるための計画「見せる計画」の策定のためのWEBデザインなどを予定しておりますので、この金額になっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 何でこの値段になったのですかという、それも聞きたかったのですが、じゃなくて、どういうふうにして今後、総合計画を作っていくのですかということ聞いています。

だから総合戦略はまずは無作為抽出の4千通のアンケートを採って、それを取りまとめ分析する形で出てきたわけでしょ。総合計画はどういうふうにやるのですかと。

企画係長（森 恵美君） 総合戦略に関しましては、これからのまちづくりのビジョンを描いたものでございました。それにはK P I が設定されておりまして、そのK P I を達成するための各事業が、今後この総合計画に盛り込まれていくわけでございます。もちろん、庁舎内統制取りまして、各事業の展開を図っていき、計画を策定するわけでありますけれども、町の中からの様々な御意見等も聴取しながら、この計画を策定するという予定であります。

以上です。

委員長（久野達也君） 1つ関連なのですが、実は私12月の定例議会のときに、この総合計画の策定方法、あるいはどんな形で住民意見の聴取を行うのか等々につきまして質問させていただきました。その中で、やはりパブリックコメントであったり、各種団体からの意見聴取の場を設けるともろもろの意見を政策課長のほうから答弁いただいたかと思っておりますけれども、重複するかもしれませんけれども関連がありますので、よろしかったら、思い出す範囲で答弁を。昨年12月、一般会計のときに御説明いただいた部分を。総合計画策定にあたって。

指名してすみません、佐々木政策課長。

政策課長（佐々木忠生君） 12月の久野委員長からの御質問で、総合計画という部分で、相対的に今後10年間の町の基本方針となるべく計画をつくるということで、基本構想それから出てきませんが、5年間の前期後期の実施的な計画という部分で策定をさせていただきたいという部分で、一番大事なのは10年間の基本構想という部分ではないかなと思います。町の方向性を示す計画と構想という部分だったかなと思っております。

その上で、本年度策定しました総合戦略、これについては先ほど森係長が申しましたように、町のビジョン的なものでございます。それを盛り込んで、より具体的に事業を策定していくのが総合計画という部分だろうと思います。それについては、本年度実施したアンケートの結果等も当然踏まえていきたいし、各団体、それからパブリックコメントによる町民の方々の御意見等も伺いながら、町の方向性といいますか基本構想をつくりまして、それに沿った具体的な事業を計画していきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） では、もう既に今度は6回目の計画でしょ。これまでのというか、前回の5回目の総合計画の反省とか、反省だけではなくて良かったところも当然そうですね。それは振り返っているのか、それとも振り返らないのか、後ろは振り向かないのか。それとも、その振り返りもこの業務委託でお願いするのか、教えてください。

企画係長（森 恵美君） 総合計画の各事業に関する進捗調査というのは、毎年行っております。

来年度が最終年度になりますので、効果検証というのは各担当で行う予定でございます。その進捗、それから達成度を踏まえ、次の第6計画のほうに反映をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） 簡単なことを聞いて、すみません。

SDGsに関して言うと、このSDGsアドバイザーボード委員というのが5人、未来会議委員が7人、総合計画審議会委員というのが20人いらっしゃいますが、この方たちはどういう方たちがなっているのでしょうか。

企画係長（森 恵美君） はい、お答えいたします。SDGsアドバイザーボードと申しますのは、外部の有識者であったり専門家などから構成される委員会というものでございまして、SDGsそれからまちづくりの全般ですとか、それから特定の課題について町に対して助言や評価をいただくということになります。ですので、アドバイザーボードの構成員に関しましては、外部の有識者、それから専門家になります。

SDGs未来会議に関しましては、町内の方々から、例えば林業に従事している方、エネルギーに従事している方、また移住であるとか子育てとか様々な分野ごとに関わっている方々に、既にSDGs未来会議委員になっていただいております。その方々が現在7名です。その7名の方には1名、有識者も入っております。

それから総合計画審議会委員に関しましては、これからでございますけれども、各団体ですとかグループなどの主に代表者の方々に構成員となっていただきまして、意見の聴取などを行っていく予定であります。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

個人的な意見なのですが、未来会議で7名、町内の人が様々な分野から入っているということですが、もちろん外からの意見も大事ですし、専門家有識者の意見というのは大事なことです。が、広く町民の意見を吸収する受皿というところで行くと、この未来会議の7名の方が結構大きい役割を果たすようになるのかなと思うのですが、その辺の人选というのは政策課のほうで決めてなさるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 広く町民の意見を聞かれるのは、多分私も皆さまとも一緒だと思います。ですので、私もできるだけ対話をしていきたいというところを皆さま方にもずっと言っているところではありますけれども、やはりSDGsに関しましても地元の案件が分からなければ、会議をする必要はないというふうに思っておりますので、私としてはここに来られた方は政策課の中で選んでいただいた方々かもしれませんけれども、いろんな意見はかなりたくさん聴取させていただいて、反映をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、今言われたように、こ

の7名は政策課のほうである程度前の年から選定といたしますか、お願いをさせていただいて、私のほうもお願いしてなっただけでいる方々です。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

5番（児玉智博君） では、その下の段のエコハウス設置補助金について質問します。

高断熱を新たに設置するもの、二重窓とかそういうものが出ていますけれども、やはり特に今の住宅事情で去年特に感じられたのが、台風被害で長期にわたって停電をして、困った人たちがたくさんいたことですね。電気が止まれば、まともに暮らせないというのが、今の現代社会です。そうした中で、これから先、エネルギーの自給自足というのが御存じのとおり課題にあがってきているわけですが、以前は太陽光の設置に出していたのが、もうそれを止めてしまったわけです。ところが、今熊本市などを見ても、太陽光だけではなくてエネファームや住宅用の蓄電池ですね、それを設置した場合も補助金を出しているんですよね。もう既に熊本市の場合は、今年度の募集は締め切られているわけですが、小国町もそういった社会が、これは社会が今求めていることですから、エネファームや蓄電池、あるいは太陽光発電システムに対する補助金の復活などをやっていただけないかと。それは今、話題になっているこのSDGsを進める上において推進するのにはなっても、抑制することにはならないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

ちなみに、熊本市の補助額はエネファームや蓄電池も1台あたり10万円で、今まで出してきた補助金と同じです。

町長（渡邊誠次君） 新しい方針ですので、私のほうがですね、今あるところではないところからお金をつくるということですので、そうなんですけれども、私としてもいろいろところで再エネというところの観点、それから今のエネルギーを上手にみんなで活用していくという観点も含めて、非常に大事なところであります。当然、政策課の中でも同じように検討はさせていただいておりますけれども、もう皆さんもお分かりのとおり財源が非常に厳しいので、今回はその検討はさせていただいておりましたけれども、乗せておりません。その代わりと言うのも何ですが、やっぱり今からもずっとその話は続けていかなければいけないと思っています。

5番（児玉智博君） 別に新たに財源を増やさなくていいと思うのですよ。これは15万円か予算額、15万円ですけれども、要は別に今やっているような高断熱に使ってもいいし、熊本市が10万円出しているから小国町も10万円、できればそれぐらい出してほしいですけど、そこは財源と相談されていいんですけど、要は補助の対象を広げてくださいという意味でお願いをしておりますので、予算を新たに別に作らなくても、今あるものの幅を広げる考えはないかなと思って聞きました。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今の質問ですけれども、拡充すれば当然、財源が要りますので、もちろん1

5万円では多分済まないと思います。なので、どちらにしても検討は先程から言うように、再エネだったり断熱も含めてきちっと環境に配慮するようなことは、町としても進めていかなければいけませんので、検討はさせていただきます。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

ここで、暫時休憩いたします。午後の会議を1時から行います。

（午後0時00分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（久野達也君） 43ページ、社会保障税番号制度費についてから始めたいと思います。

質問ありますか。

では、次のページ44ページから税務関係の予算となっております。44ページ、45ページ、46ページまで通していきたいと思います。税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価審査委員会費です。よろしいですか。

では、先に進みます。47ページをお願いします。47ページ下段から選挙費、統計調査費、それから監査委員費までを質疑いたしたいと思います。

それでは次に進みます。飛びますけれども、79ページをお願いします。79ページから80ページまで、地域エネルギー費です。

7番（西田直美君） 小国町観光協会補助金というのが1千300万円出ておりますが、これは。

委員長（久野達也君） そこは観光費は違います。地域エネルギー費で。

7番（西田直美君） あ、そうか。失礼。

委員長（久野達也君） 明日、産業ですね。産業です、そこは。

地域エネルギー費です。

7番（西田直美君） 地熱資源活用審議会委員の12人、44万円ですが、これは都度払いになるのでしょうか。それとも年間でお支払いみたいな感じになるのですか。

政策課審議員（山口美晴君） 御説明いたします。大体年4回開催しておりますけれども、その都度支払いをするようにしております。

7番（西田直美君） 1回いくらですか。

政策課審議員（山口美晴君） 1回あたりの金額ですか。

7番（西田直美君） はい。

政策課審議員（山口美晴君） 学識経験者4名、今年度の場合は3名ですけれども、それと町内の委員8名分を計上しております。1回あたりで言いますと、学識経験者が合計3万円ぐらいですね。それと町内委員が8名で2万4千円ぐらいになります。

委員長（久野達也君） はい、ほかに。

5番（児玉智博君） 地熱活用審議会の会議の記録方法について伺いたいと思うのですが、ずっと平成27年の第1回から会議録を公開していただきました。だいぶ時間が掛かったので、頑張って少しでも出すように努力してくれているのかなと思って出てきたものを見たら、最初のほとんどが挨拶の部分だけが出てきていて、肝心の中身はどういう話がされたのか分からないような状況なんですけど。ただ少なくとも、会議録の体裁というのがあると思うのですよ。というのが、何月何日の何時から開かれたと、何時から何時まで開かれたというのが書かれているものもあれば、会議の時間が書かれていないものがあったり、その都度、要は様式がバラバラなんです。ですから、そういう会議録を作る、もし本当大変で、様式もバラバラになるような日常業務に追われているのであれば印刷製本費などで委託して、プロの業者というか専門の業者をお願いされたらどうですか。

町長（渡邊誠次君） 議事録の情報公開の部分を含めておっしゃられているので、私のほうからお伝えさせていただきますと、審議会の内容を要約版として皆さんに情報公開しようという話は、私のほうがさせていただけましたので、多分去年の6月の分からか9月の分からか、ちょっと忘れちゃったけれども、それから要約版を作らせていただこうと思っておりましたけれども、そのとき私、要約版を作れば皆さんに情報公開ができると思っておりましたが、要約版だけでは実は情報公開で公文書になりませんので、それを一旦審議会の方に見ていただいて、了解を得て、それから私のほうが決裁をして、ようやく公式文書になるということで、非常に時間が掛かるので、審議会ごとに遅れるような形にはなっておりますけれども、それから要約版が出せるようになっております。

ただし、先ほど児玉議員がおっしゃったその前の分に関しては、間違いなく物理的に事務をこなすことが今できておりません。それはなぜかと言うと、今進んでいる部分もありますし、政策課6人ですかね、人数が限られた中で非常に事務事業量が、他の課も一緒ですけど、事業量が多くて、前の分で北里町長のときの分でもありますし、審議会も数回にわたって行われておりますので、その議事録を起こして要約版を作ることは非常に難しいために、申し訳ないですけど、出せないような状態にはなっているところでもあります。出せる状態というのは、今児玉議員が持っている状態でお出しすることはできますけれども、その状態では情報公開に私は原則ならないというふうに思っておりますので、申し訳ないというところではありますけれども、今現時点ではそれが精いっぱいのところというふうに思っております。

先ほど、「委託すれば」という話でしたけれども、中身に関しては非常に大事な情報も入っているために、なかなか他の委託をして要約版を作ることは難しいですので、今の現状では難しいとお答えをさせていただきます。

5番（児玉智博君） ではですね、できないのであれば、ちゃんとしたものを作るべきだと思うのですが、だからこれ、最初のほうのは要約版ではないのでしょうか。もうこれ会議録として

出てきてますよ。別に何でもかんでも出せと、情報公開が前提で話しているわけではなくて、当然中には非公開にしなければならない部分も出てくるとは思うのですけれども、行政内部で地熱開発というのは役場の中でも重要な位置付けでやっているわけでしょ。だから、後々に行政自身が振り返るなかでもきちんとした議事録があって、出席したのが誰なのか。要は議会の会議録を見れば分かるけれども、答弁のために出席した人の名前、そして出席した議員の名前、欠席者の名前というの載っていて、開会が何時に開会して、休憩に何時に入ったと、再開したのが何時、閉会したのが何時というの、そういうところは載っているし、少なくとも私が知っている限りでも国民健康保険の運営協議会の会議録もそういうふうになっています。

ですから、そういうきちんとした要約版を作るなら要約版を作ってもいいけど、要約版を作るための大元の会議録というのは、きちんとしたものを作るべきだと思うので、やはり委託できないのであれば自分たちの責任において、しっかりした会議録を作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今までの分は会議録として黒塗りではない部分、当然残っています。その中で黒塗りの部分を作って出すのには非常に見苦しいので、要約版を作りたいと言ったのが私の一番最初のスタート地点ですけれども、今の現時点では、その会議録で残っている状態で政策課の中に保管をしてありますので、伝えられる情報だけを表に出して、伝えられない情報と疑わしき部分も含めて黒塗りにしているので、非常に黒塗りの部分が多いところでございます。ですので、それを要約版にしたいという思いがあって、できるだけ黒塗りの部分がないように情報開示したいという思いはありますが、今の現時点ではこの事務量といいますか、事業量では現時点の政策課に頼むことはできませんので、できるだけそれができるように、私のほうができるだけその黒塗りの部分がないように、要約版が作れるような体制づくりを整えていきたいと、今思っています。

5番（児玉智博君） ちゃんとしたものを作らないといけないと思います。国民健康保険の運営協議会の事務局は、福祉課で持っています。その福祉課の職員は録音したものからちゃんと起こしていますけれども、やっぱり定期的にちゃんとした文字に起こしてくれて、私も会長職ですから確認をします。当然、出てきた段階には字の間違いであったりとかいう部分があることもとありますので、それは指摘したらそれを直してくれて、最終的には会議録署名委員と会長の私が署名してから、会議録として確定するわけですけれども、福祉課かがそんなに人員が多いかというところ、そうじゃありませんよ。日常業務の傍らで時間を見付けてやられているわけですから、同じ小国町の職員でできている所があるわけですから、「できません」という答弁はあまりにも、もうちょっと町長も職員を信頼されていいんじゃないかなと思います。

町長（渡邊誠次君） 私が今現時点の話を言っているのではなくて、遡って前の分を要約版に起こすことが非常に困難であると言っただけで、私が携わるようになってからは要約版を作るよう

に、もちろんできておりますし、その要約版を表に出せるような体制づくりは整っておりますが、前の分に遡っては、今の現時点で要約版を作るのが非常に難しいと言わせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 要約版ではなくて、ちゃんとした会議録。だから要約版を作るためには、その前提としてちゃんとした会議録がないといけないと思うのですけれども、要は体裁がなっていないから、ちゃんとしたものを作ってくださいというふうに言っているわけです。

委員長（久野達也君） 暫時休憩いたします。

（午後1時13分）

委員長（久野達也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分）

政策課長（佐々木忠生君） 審議会の議事録ということで、今まで過去については様式等の定めはしておりませんでした。今後は決まった形の様式を定めて、基本的にはテープを起こした形で作っていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかに質疑ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） では進みます。85ページから87ページにかけまして、消防費です。非常備消防費、消防施設費、災害対策費となっております。いかがでしょうか。

7番（西田直美君） すみません、教えてください。

消防団員376人に対して1千165万4千円ですが、これは消防団員はどういうふうに報酬は決まっているのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） お待たせしました。消防団員の報酬ですけれども、団長の報酬が11万円、副団長が7万2千円かける3人、分団長が6万円、段々と決まっております。あとはかける団員数ということになっております。金額だけ申し上げますと、副分団長で4万8千円、部長で4万円、班長で3万5千円、団員が3万円と、機能別消防団員が1万円ということで、あとは人数でかけるということで算出しております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 今の答弁だと、この376人の中に機能別団員も含まれているのですか。でしたら、団員と機能別団員の内訳を教えてくださいませんか。

総務課審議員（佐藤則和君） このうち、機能別消防団員の数は26名です。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

それでは先に進みます。106ページをお願いします。

5番（児玉智博君） あの災害対策費。

委員長（久野達也君） まで一緒だったところで。あれば、どうぞ。

5番（児玉智博君） この指定避難所耐震工事関係で予算が出ておりますが、これは調書のほう総務課資料11を見てもみますと、全部町の財源で出ておりますね。いわゆる復興基金関連の対象にはならなくて、もう100%自主財源でやられるのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 指定避難所の耐震化でございますけれども、総務課資料が間違っておりますして、復興基金のほうは3分の2入るということですがけれども、これは一応財源としては基金ですので、補助ではないということで一般財源100という表現にしてございましてけれども、内情は3分の2は復興基金が充当されるようになっております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございせんか。

それでは106ページです。公債費からになります。公債費。元金、利子です。よろしいですか。

次に特別会計繰出金がありますけれども、これにつきましては特別会計繰出金と特別会計の部分の関連もございまして、本日あるいは明日でもよろしいです。質問があれば。明日もここには触れたいと思います。それから予備費ですね。よろしいですか。

それでは一般会計の歳出が本日にかかる分については終了するわけなのですがけれども、振り返りまして質疑漏れ等があったらお受けしたいと思っておりますけれども、ページを遡ってもよろしいです。よろしいですか。

7番（西田直美君） 総務のところの防災情報施設費のところ。

委員長（久野達也君） ページを。

7番（西田直美君） どこだったっけ。

委員長（久野達也君） 40ページですか。

7番（西田直美君） ちょっとキャンセル。

委員長（久野達也君） 明日の部分かもしれないですね。そしたら、よろしいですかね。

それでは、なければ歳入に入りたいと思います。

歳入につきましては順次進めていきたいと思っておりますけれども、本総務文教福祉常任委員会に属する部分も今日、明日と分かれて参りますので、ページを追いながら進めるなかで、私のほうから本日に付随する部分について、説明しながら進行していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、歳入の11ページからです。11ページからは税に関する部分です。11ページから12ページの地方譲与税、自動車重量譲与税まで質疑があればお受けします。12ページの自動車

重量譲与税までです。

5番（児玉智博君） 入湯税について伺います。これは、入湯税というと当然旅館に宿泊した人がお支払するというものなのですが、これは別にそうしろというわけではないのですが、当然これはきちんとそういう事業をされている人と相談してから、十分な理解が得られなければならないのではないと思っておりますが、その上でよその自治体なんかでは宿泊者ではなくて旅館とかではなくて、いわゆる日帰りの温泉施設に入った人にも入湯税を負担してもらっているという自治体があるというふう聞いております。そうした場合、どれぐらいの収入増になるのかとかそういう試算であるとか、検討はこれまでされたことはありませんか。

税務課長（橋本修一君） 試算はしたことはございません。ほかの町村でも50円のところもあれば20円のところも、いろいろまちまちでございます。小国町の場合は、おっしゃったように宿泊者だけになっておりますので、日帰り入湯税ということで、ここ最近では検討はしていません。

委員長（久野達也君） ほかに、ございませんか。

それでは、森林環境譲与税についてが産業となります。その下、利子割交付金から一番下のページ、地方特例交付金までについて質問があればお受けします。

それでは、委員長のほうから13ページ環境性能割交付金が400万円ほどの減額になっているのですけれども、積算の段階での部分でしょうけれども、大きな要因が分かれば御説明いただきたいと思えます。

財政係長（中島高宏君） 款8環境性能割交付金でございます。これにつきましては、令和元年度の予算につきましては自動車取得税というものでありまして、これが環境性能割が令和元年10月に導入されたことに伴いまして、環境性能割という項目に変わったものです。従前は軽自動車税部分もこの中に入っておりましたが、軽自動車税については町民税に移りまして、それ以外の普通自動車等が積算のもとになっている交付金に変更されております。

委員長（久野達也君） 関連でもう1点ですけれども、そのような時、予算の表現的には例えば、自動車取得税交付金は本年度予算計上額は0円で、前年度計上額はこれだけだったと。環境性能割交付金はこれだけで、前年度の数値はなかったという表現を使わずに、要は予算の款が変わったから、このような形になったのですかね。

財政係長（中島高宏君） 款自体、自動車取得税というものが、環境性能割交付金というものになったものです。

委員長（久野達也君） はい、承知しました。よかったら、例えば分かりやすく何か表現ができなかったかなと思いましたので、次年度以降はこの環境性能割交付金でいくので問題なからうかと思えますけれども、今年度に限ってがちょっとどうかと思いました。

ほかに質疑があれば。よろしいですか。

次のページをお願いします。14ページです。地方交付税、それから交通安全対策特別交付金について質疑があればお受けします。よろしいですか。

次、15ページになります。使用料及び手数料の中の使用料、一番上です。土地使用料、ここが総務課の所属になります。よろしいですか。

7番（西田直美君） 教えてください。土地使用料の中の公有地使用料というのが274万5千円ありますが、公有地、これはどこになりますか。

管財係長（松本徳幸君） お答えします。公有地使用料ということで、小国町に点在する普通財産を貸し付けておりまして、今年度実績におきましては町有地全27件お貸ししております。各大字点在しておりますので、どことは申し上げませんが、27件の貸し出しを行っております。

以上です。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

それでは次のページ、16ページをお願いします。16ページの上から2段目、法定外公共物使用料、それから次の手数料の中の台帳等閲覧それから町税等督促、一つ飛びまして証明等の手数料が本日の所管となっております。

5番（児玉智博君） 町税等督促手数料について伺います。30万円の予算を立てられておりますが、この30万円とする基礎となる数字がどういうものからこの30万円という予算組みになったのか、教えてください。

税務課長（橋本修一君） 予算の基礎は前年、前々年度の決算ですね、それを基にしております。

5番（児玉智博君） それでは前年の件数はどうなりますか。

税務課長（橋本修一君） 平成30年度の決算が39万4千でございます。督促手数料は100円でございますので、3千940件になります。ただ、町税等とありますので、町税だけではございません。

以上です。

委員長（久野達也君） はい、よろしいですか。

次に17ページの国庫支出金、国庫補助金からなんですけれども、ここも所属がそれぞれになっておりますので、まず社会保障税番号制度補助金が、ここは半分半分といいますか、総務課と明日の住民課にまたがった部分です。よろしいでしょうか。

次のページに移ります。次のページ、18ページが防災安全交付金、それから自衛官募集事務委託金が総務課です。

それでは県補助金に入りたいと思います。19ページです。県負担金、県補助金で県補助金の中の総務費補助金、人口動態と消費者行政これを除く部分が本日の所管となります。質問があればお願いします。よろしいですか。

では21ページをお願いします。21ページの県委託金の中の徴収費委託金、統計調査費委託金、選挙費委託金が本日の所管となります。よろしいでしょうか。

では、先に進みます。次に22ページをお願いします。財産管理費、利子及び配当金です。次に下の段で財産売却収入の土地売却収入、町直営林立木売却収入、それから一般寄附、ふるさと寄附、ここは本日の所管となります。よろしいですか。

基金繰入です。基金繰入の中の奨学金事業基金繰入金、これが明日の教育委員会です。それ以外は本日の所管となります。よろしいでしょうか。

それでは、先に進みます。24ページです。24ページの繰越金、それから延滞金・加算金及び過料、預金利子が本日の所管です。よろしいですか。

それでは25ページ、諸収入の中の雑入。ここはいろいろ混在しておりますので、上から2段目、コピー使用料、それから少し下がりますして公有建物災害共済金、それから1つ飛びまして熊本県市町村振興協会市町村交付金、それからまた1つ飛びまして公有自動車損害共済解約返戻金、1つ飛びまして災害対応型自動販売機電気料収入から自動販売機、市町村振興事業補助金、それから4つ飛びまして派遣職員給与負担金、それから2つ飛びまして森林総合整備事業補助金、1つ飛びまして充電器利用権利金、1つ飛びまして地域連携、それから地域経済応援ポイント、それから1つ飛びまして地域循環共生圏、ここが本日の所管となっております。質問があればお受けします。よろしいでしょうか。

それでは、次のページをお願いします。上から2段目、自治体委託等業務災害給付金、ここが総務課所管です。それから滞納処分費、ここが税務課の所管となっております。質問等があればお願いします。

5番（児玉智博君） 滞納処分費について伺います。16万5千円という予算の基となる根拠ですね、この16万5千円がどういったものに使われるのか、お答えいただけますでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 滞納処分費の内訳でございますけれども、これは例えば検索に入りました差押えとかした場合、それを公売するための手数料でございます。実際、例えば押さえたものの修繕が必要な場合、一応それを5万円とみております。それとネット公売とかもする場合がありますので、そのネット公売の手数料で1万5千円ですね。それと車を例えば押さえた場合、レッカーで引き取ったり移動しますので、それで10万円ということで予算計上をしております。

5番（児玉智博君） では、前年にかかった費用がそういった修繕費5万円やネット手数料であったりとかレッカー代というのは、その前年の実績に基づいてこれですか。

税務課長（橋本修一君） 前年の実績は差し押さえたもの、この分ではございませんでした。一応、これがあるかもしれないということで上げさせていただいております。

委員長（久野達也君） よろしいでしょうか。

それでは、次26ページから27ページにかけて町債です。町債は全て本日の所管です。

7番（西田直美君） すみません。知らないので教えてください。

過疎ソフトというのが、私よく分かっていないのですが、簡単に結構ですので、どういうものか教えていただけますか。

財政係長（中島高宏君） 過疎対策事業債という内訳の中に、過疎のハードと過疎のソフトというように分けております。過疎のハードというのが建設事業に係るものであります。過疎ソフトというのがソフト事業です。この中でいえば補助金であったり、医療費の助成であったりする分は建設事業ではありませんので、過疎ソフトということで起債を起こすことができます。

参考ですけど、限度額というのが決められておまして、小国町では約6千万円程度の過疎ソフト事業に過疎対策事業債を充当できるようになっております。

7番（西田直美君） ありがとうございます。それで、その過疎ソフトに関しては年間6千万円の予算を組むことができるということですか。

財政係長（中島高宏君） 6千万円の詳細について説明しますと、6千万円というのが小国町は申請できるという枠でございます。過疎ソフトについては2倍まで借入できるという条件がございますけれども、借入をなるべく抑えたいということで6千万円の起債を当初予算では組んでいるところでございます。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

それでは1点だけ。臨時財政対策債なのですけれども、いわゆる交付税との整合性があろうかと思えますけれども、交付税が増額で予算化することに伴う臨財債の減少というふうに理解してよろしいでしょうか。

財政係長（中島高宏君） 交付税総額につきましては、普通交付税と臨財債を合わせたものが通常もらえる分の交付税ということになりまして、臨財債については国の予算が準備できないということで市町村にも起債を起こして交付税に変わる分として起債を起こすようになっておりますが、国の予算が臨財債を抑制しまして、交付税総額のほうを上げたことによりまして臨財債から普通交付税のほうにウエイトが上がった形になっております。

委員長（久野達也君） ほかに質問等ございませんか。

それでは歳入全体のところで質疑漏れ等がありましたらお受けしたいと思えますけれども。

5番（児玉智博君） 公有地の売払収入で1千円でしたかね、ありましたけれども、具体的に次年度に売却する予定というか、売却したいというような具体的な何かあるのですか。

総務課長（小田宣義君） 予定としては、今のところはございません。ただ、児玉議員もこの委員会の中で言われましたとおり、社協等の話も出ております。当然、まだ白紙の状態で今からのお話になりますので、項目を出すということで1千円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（久野達也君） そのほか、歳入全般的なところから質疑があれば。よろしいですか。

1点だけ、それでは質問で。歳計現金あるいは基金も含めて素案、そうかもしれませんけれども、その運用の中で国債の買取り等も運用の中には入ってこようかと思えますけれども、今の現状等も含めたところで御説明いただけたらと思います。

会計管理室長（加祥一恵君） 今は国債1億円を平成24年に購入しまして、20年間運用しています。

委員長（久野達也君） 平成24年に買って20年。

会計管理室長（加祥一恵君） はい。

委員長（久野達也君） はい、分かりました。

5番（児玉智博君） 18ページですけれども、国庫支出金の自衛官募集事務委託金2万円というのがあります。具体的に事務の内容を御説明願いますか。

総務課審議員（佐藤則和君） 自衛隊の募集事務につきましては、年に2回ほどおぐに広報で募集をかけたとかですね、そういったことをやっております。その分をこの委託金のほうで賄っております。

5番（児玉智博君） よく自衛隊のほうから高校3年生であるとか、そういう対象になる人の名簿の提出が求められて、それに応じている自治体があるということで、個人情報保護などの観点から問題視されることもありますが、小国町ではそういった事例はありませんね。

総務課審議員（佐藤則和君） 小国町はそういった照会も受けたこともございませんし、もちろん照会を受けてもこちらから情報を出すことは致しません。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかに。

副委員長（江藤理一郎君） 先ほど委員長のほうから国債の件がありましたけれども、20年間ということであれば長期だと思うのですが、恐らく平成24年だと1.6ぐらいの国債の運用、マージンというか運用益があるのかなと思います。数字的にはどのぐらいの数字でしょうか。

会計管理室長（加祥一恵君） 今、利息が年間で190万円、だから1.9%です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

それではここで、暫時休憩いたします。次を2時5分から始めます。

（午後1時50分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

委員長（久野達也君） 先ほどの答弁について修正があるようですので、執行部よりお願いします。

総務課審議員（佐藤則和君） 先ほど自衛隊の名簿の要求ということで、先の答弁が誤っておりま

して、自衛隊より名簿の照会がございまして、自衛隊法に基づきまして照会がかかっておりますので、情報公開上も問題ないということで自衛隊に対して名簿の照会を行っているということでございました。

すみません、先ほどの答弁を修正させていただきます。

5番（児玉智博君） では、その名簿の照会があった場合にどういった形で回答しているのでしょうか。プリントアウトしたものをお渡ししているのか、閲覧という形にしているのか教えてください。

総務課審議員（佐藤則和君） ここでは、実際にどのように回答したか、ちょっと理解しておりませんので、後ほど調べてなんらかの形で御報告申し上げます。

委員長（久野達也君） はい、ほかにもございせんか。

それでは歳入歳出、一応質疑は終わりましたけれども、質疑漏れがあればお受けします。

副委員長（江藤理一郎君） 37ページになるのですが。

委員長（久野達也君） 歳入歳出の別。

副委員長（江藤理一郎君） 歳出ですね。12委託料で地籍調査のところなのですが、先ほど説明のほうで上田・北里までやる予定で、77%まで地籍調査が終わる予定というような話でした。残り23%あると思いますが、どのくらいのスケジュールで終了するような予定なのでしょうか。

地籍係長（秋吉康成君） 予定では令和9年度に事業終了の予定でございます。

副委員長（江藤理一郎君） 令和9年度ということは、あと7年間ですかね。確か、地籍業務のほうは職員が1名、早期で退職されたと思いますけれども、3名が2名になっていると思いますが、そのあたりあと7年あるなかで、23%残っているなかで、その人員で大丈夫なのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん、人材を含めて人事的な総括のところになりますので、しっかり考えさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

ほかにも質疑等はございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） では、これをもちまして質疑を終了します。

以上で、本日の担当課に属する議事日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第1回総務文教福祉常任委員会を終了します。

11日の担当課は住民課、福祉課、保育園、教育委員会となっております。

どうも、お疲れ様でした。執行部の皆さん、お疲れ様でした。

(午後 2 時 0 9 分)

令和 2 年

第 2 回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 2 年 第 2 回 総 務 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和 2 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分開議 午後 4 時 35 分閉会
場 所	おぐに町民センター 3 階 議場
出席委員 及び議長	久野 達也 江藤理一郎 穴見まち子 児玉 智博 西田 直美 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 朝日さとみ
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 20 号 令和 2 年度小国町一般会計予算について 議案第 21 号 令和 2 年度小国町国民健康保険特別会計予算について 議案第 22 号 令和 2 年度小国町介護保険特別会計予算について 議案第 23 号 令和 2 年度小国町後期高齢者医療特別会計 予算について 議案第 24 号 令和 2 年度小国町地方改善施設住宅新築資金 等特別会計予算について 議案第 25 号 令和 2 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	令和 2 年度に係る予算についての審議を行う。 所管課：住民課・福祉課・保育園・教育委員会 審議の結果、令和 2 年度一般会計及び特別会計予算について、 原案可決となった。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。  
総務文教福祉常任委員長

# 令和2年第2回 総務文教福祉常任委員会

令和2年3月11日(水) 午前10時00分～  
おぐに町民センター 3階 議場

朝日 書記	宮本 社会教育係長	宇都宮 保育総務係長
吉岡 隣保館長	高村 健康支援係長	笹原 子ども未来係長
穴井 住民課審議員	前田 住民係長	河津 福祉課審議員
時松 住民課長	永江 地域包括支援係長	北里 福祉係長
	渡邊町長	
穴見委員	松崎議長	久野委員長
	児玉委員	江藤副委員長
		西田委員
	藤木 議会事務局長	

## 議事の経過 (r. 2. 3. 11)

委員長（久野達也君） それでは、おはようございます。やはり、昨今コロナウイルスの話題のない日はないくらいにニュースあるいは世間でも話題となっております。また、今日みたいに天気良くなりますと、春も近づいて農作業も開始されているかと思えます。季節の流れと病気という部分で日々感じ取っているところでございます。

本日は総務文教福祉常任委員会を開催させていただきまして2日目となります。関係課の皆さま方、課長を始め審議員、係長、教育長、多忙なところ御出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして渡邊町長より御挨拶いただきます。

町長（渡邊誠次君） それでは、改めまして皆さまおはようございます。

本当にお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、3. 1 1東日本大震災が発生した日でございます。この震災によって、たくさんの方が皆さん御存じのとおりだと思えます。お亡くなりになられております。改めて、今日の日には御冥福をお祈り申し上げたいというふうに思えます。また、この大震災、そして熊本地震もございました。様々な災害により復興もまだ半ばの状態であるというふうに私は思っているところでございます。できるだけ早急にと思えます。

さて、本日は総務文教福祉常任委員会の2日目でございます。住民課、福祉課、保育園、教育委員会事務局の来年度一般会計及び特別会計につきまして、担当所管御説明差し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。

また併せて議長にも御同席いただいております。

それでは、ただいま出席委員は5人です。定足数に達していますので、ただいまから総務文教福祉常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長（久野達也君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月9日の本会議で本委員会に付託された議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について、議案第21号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号 令和2年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第23号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第25号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてとなっております。

委員会の審議は本日は2日目となっております。付託されました案件につきましては、本日の

審議終了後に採決したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の担当課につきましては、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の各課長、審議員及び担当者の出席をお願いしております。

はじめに、常任委員会に付託された議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算を議題いたします。議案第20号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算について総括説明があればお願いします。併せて資料等の配付があれば、今お願ひいたします。よろしいですか。

それでは、各担当課長より順次御説明いただきたいと思います。着座のままで、よろしいです。住民課長（時松洋順君） それでは、令和2年度小国町一般会計予算につきまして住民課の所管の部分を概要説明させていただきます。

予算書10ページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括の歳出の表になっております。こちらを御覧ください。まず款の総務費、このうち住民相談費、住民支援費、戸籍住民登録費。続きまして款3民生費のうち、人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費、款4衛生費、このうち予防費の一部、環境衛生費、清掃総務費。最後に教育費の中の集会所運営費、以上4つの款、10の目が住民課の所管となっております。

住民課の所管の歳出予算額は2億5千557万4千円となりまして、歳出合計に占める割合としましては、およそ5%、対前年比約1千800万円の増となっております。

では、続いてページを追って説明したいと思います。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。40ページをお開きください。住民相談費でございます。予算額としましては、84万7千円。住民相談費の内容の御説明といたしましては、消費生活相談、無料法律相談、行政相談等の事業に係る費用でございます。そのうち、消費生活相談につきましては、南小国町と合同で開いているということもありまして、両町の住民の方は南北小国どちらの相談所においても相談できるという体制で行っております。

続きまして、41ページから42ページにかけては、住民支援費でございます。予算額190万1千円となっております。金婚、ダイヤモンド婚、米寿、100歳到達者等の表彰関係、パスポート業務、社会を明るくする運動、婚活事業、保護司会等への負担金補助金がこの目となっております。

続きまして46ページ、戸籍住民登録費となっております。4千390万3千円の本年度予算でございます。内容といたしましては、戸籍住民登録、印鑑証明、個人番号カード交付等に係る経費でございます。その各業務のネットワークシステム保守使用料負担金等が計上されております。昨年度と比べまして、460万7千200円の増額となっておりますが、この主因といたしましては、戸籍システム改修の委託と個人番号カード関連交付金の増額となっております。どちらも国の交付金から10割補助となっております。

続きまして54ページ、人権政策費でございます。予算額は353万4千円でございます。人権啓発に関連する事業を計上させていただいておりまして、男女共同参画、人権カレンダーの制作費、部落解放同盟小国支部への補助金などの経費が計上されております。昨年は男女共同参画関連の予算は住民支援費で組んでおりましたけれども、本年度こちらのほうに組み替えさせていただいております。

続きまして55ページ、隣保館運営費でございます。725万5千円でございます。こちらは隣保館の管理運営に係る経費や各種講座、教室、人権フェスティバル等の費用となっております。国からの地方改善事業費補助金683万5千円が主な財源となっております。

続きまして59ページ、児童館運営費となっております。41万7千円です。こちらは児童館の運営に係る予算でございます。児童向けの行事、イベントの費用でございます。隣保館と併設してありますため、維持管理経費はほぼ隣保館のほうから支出しております。

続きまして62ページ、予防費。このうち一部需用費と役務費の中に狂犬病予防に関する費用が計上されております。11万円となっております。

次のページ63ページ、環境衛生費、1千979万1千円でございます。こちらにつきましては、河川水質検査、浄化槽設置に関する補助金、北部火葬施設に関する阿蘇広域行政事務組合の負担金等、環境衛生に関する費用が計上されております。430万1千円が増額されておりますが、その主な要因といたしましては、北部火葬施設が453万1千円増となっております。

同じページ最下段になりますけれども、清掃総務費1億7千696万8千円でございます。こちらの費用につきましては、ごみやし尿等の一般廃棄物処理に係る阿蘇広域行政事務組合への負担金となっております。前年度比924万4千円増額されておりますが、大きなものとしましては、北部し尿処理施設に関する負担金が671万9千円増えております。また最終処分場に係る負担金が234万7千円増額となっております。

続きまして99ページ、教育費の中の集会所運営費でございます。予算額84万8千円でございます。こちらは倉原教育集会所の維持管理費用でございます。

住民課所管の各委託料、補助金、負担金につきましては、配付されております右肩に資料(2)住民課と記載しております資料を御参考にしていただければと思います。

歳出については、以上でございます。

続きまして歳入のほうに移らせていただきます。予算書に戻っていただきまして15ページからになります。使用料手数料としまして、総務手数料の中の被災者支援住宅使用料が住民課所管でございます。

次の款の民生使用料の地方改善施設住宅使用料、節4隣保館使用料が住民課所管となっております。

16ページをお願いいたします。総務手数料の中の自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付

手数料、印鑑証明書交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、マイナンバー通知カード再交付手数料、マイナンバーカード再交付手数料が住民課所管でございます。

その下の衛生手数料、犬の登録及び注射済票等交付手数料も住民課所管でございます。その他証明手数料につきましても住民課所管となっております。

17ページ、総務費国庫補助金の3つの補助金が住民課所管となっておりますが、社会保障税番号制度補助金643万9千円のうち、423万1千円が住民課の所管となっております。戸籍情報システム改修補助金、個人番号カード交付事務費補助金も住民課所管でございます。

18ページ、衛生費国庫補助金。このうち循環型社会形成推進交付金、これが住民課所管となっております。合併浄化槽の新設に係る国の補助金でございます。同じページ、総務費委託金、この中の中長期在留者住居地届出等事務委託金、こちらが住民課所管でございます。

19ページ、総務費県補助金、人口動態調査事務補助金と消費者行政強化事業補助金、その下の民生費県補助金の中の地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金、こちらが住民課所管でございます。

20ページ、衛生費県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金、こちらが住民課所管となっております。

21ページ、民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金、こちらが住民課所管でございます。

23ページ、繰入金でございます。特別会計からの繰入金でございますが、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金、こちらは住民課所管となっております。

最後に25ページ、雑入の中の自動販売機電気料収入5万6千円のうちの一部が住民課所管となっております。下段のほうの地域交流促進事業収入、こちらも住民課所管となっております。歳入は以上です。

住民課所管の説明は以上です。

福祉課長（生田敬二君） おはようございます。続きまして、福祉課のほうから説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから目ごとに説明をさせていただきたいというふうに思っております。

49ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉費の社会福祉総務費でございます。予算額にしまして1億731万4千円でございます。社会福祉、地域福祉全般に関する費用支出でございます。主なものとしまして、民生・児童委員の報酬150万円。昨年度につきましては、福祉協力員の報酬についても計上してございましたけれども、会計年度任用職員制度の施行ということで、福祉協力員については同じ目ですけれども、7報償費のほうに計上しております。それから、福祉課住民課の職員を主とした人件費12人を支出の予算を掲げてございます。

50ページの下のほうになりますけれども、団体補助金の民生委員協議会補助金95万円、社会福祉協議会補助金1千900万円を上げさせていただいております。社会福祉総務費全体で令和元年度と比較しますと、813万円ほどの増額になっておりますけれども、この目からの支弁職員人件費が、10人から12人に増員をされていること等が主な原因というふうに考えております。

次の51ページに入りまして、障害者福祉費でございます。予算額2億5千99万9千円。障害者総合支援法に基づきまして、様々な障害者福祉サービスを行っているところでございます。予算の大きなものとしましては、次の52ページの上のほうになりますけれども、障害福祉サービス費2億円、この金額につきましては、障害者福祉費の約80%を占めるものになっております。令和元年度につきまして、先日本会議のほうで増額の補正予算を出させていただいておりますけれども、予算ベースで令和元年度と比較しますと500万円、約2.6%の増ということになっております。障害福祉サービスが拡充されてきたこと、利用者が増えてきたこと等がその原因になっていると考えております。

次の国民年金事務費でございます。110万2千円でございます。これにつきましては、国民年金事務に関しまして、市町村が行う受託事務に係る経費としての支出でございます。この費用の一部につきましては、国庫委託金のほうで賄われております。

続きまして、老人福祉費でございます。予算額1億2千115万9千円、高齢者福祉に関する業務の歳出予算でございます。主なものとしまして人件費、53ページ中段でございますが、18負担金、補助及び交付金の中での老人クラブ補助金280万円、また敬老会への補助金65万円を計上させていただいております。その下の19扶助費で養護老人ホームへの老人保護措置費1億円を計上させていただいております。今年の2月末現在の措置者数でございますけれども、悠和の里のほうに22人、その他の町外施設に6人、合計28人分の措置費でございます。老人福祉費全体で令和元年度と比較しますと270万円ほどの減額となっておりますけれども、配置職員の人件費の減少によるものが主な原因と考えております。

次の医療費一部負担金でございます。3千677万6千円、重度障害者、ひとり親家庭、新生児から高校生までの子どもについての本人負担の医療費の全部又は一部を助成するものになります。金額的には昨年度当初と比較しまして、目全体で88万6千円ほど、2.5%ほど増加をしております。

次の6高齢者等活動支援促進施設費でございます。166万1千円、サポートセンター悠愛の中にございます悠工房施設の維持管理費でございます。町の施設ということで維持管理費について支出しておりますけれども、その全額につきまして社会福祉協議会のほうから諸収入で収入をしているものになります。

次の54ページ中段でございますけれども、後期高齢者医療事業費1億1千687万3千円で

ございます。保険者である広域連合のほうに小国町の負担金として事務費分、それから療養給付費分を支出しているものになります。療養給付費負担金1億1千154万7千円につきましては、昨年度と比較して56万円ほど減少をしております。

少し飛びまして56ページの下のほうからになりますけれども、児童福祉総務費1億4千291万1千円でございます。子育て支援に関する予算費用ということになります。主なものとしまして、7報償費で出生祝金360万円、第3子以降の出生祝い金でございます、30万円の12人分ということで計上をしております。12委託料では、放課後児童クラブの運営費である委託金180万円を計上させていただいております。18負担金、補助及び交付金の施設型保育給付費4千100万円を計上してございます。これにつきましては、平成27年からの子ども子育て支援制度に伴う給付費でございます、町の支給認定を受けた保護者の方が利用している施設に対しまして、町が給付を行うものでございます。19扶助費では、児童手当として9千198万円を計上してございます。予算上、受給者数で372名、支給対象児童数として675人という見込みをもって予算計上をしております。

少し飛びまして60ページの保健衛生総務費でございます。予算額が6千335万5千円、主なものとしましては、61ページにあります12委託料になります。各種のがん検診、住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用が計上されております。詳細につきましては、福祉課資料5のほうに各業務ごとの委託料の明細を記載してございますので、御参照いただければというふうに思っております。

その次に62ページになりますけれども、予防費でございます。予算額2千695万3千円、主なものとしまして、こちらも12委託料になります。インフルエンザ予防接種など各種の予防接種の費用の支出予算ということになります。

飛びまして、107ページでございます。特別会計繰出金でございます。このうちの繰出金の中の福祉課分として2億7千890万3千円、各特別会計への繰出し、国保、介護、後期の特会に合わせて2億7千800万円ほどの繰出しの予算ということになっています。

歳出予算に関しましては、福祉課の所管として3つの款、11の目にわたって計上させていただいております。歳出予算総額としまして、11億4千800万6千円でございます、一般会計全体に占める割合としまして、約22.1%ということになっております。歳出予算については以上でございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきますけれども、歳入につきましては予算書中に福祉課所管のものを上げさせていただいて、説明とさせていただきたいと思っております。

14ページをお願いいたします。こちらのほうの少し下のほうですけれども、老人ホームの入所者負担金、過年度分を含まして計上しております。それから一番下になります養育医療保護者負担金6万円、次のページの民生使用料の中の福祉センター悠ゆう館の使用料、その下のふれあ

い広場照明使用料でございます。

ページが17ページをお願いいたします。こちらの中ほどの国庫支出金の中の国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金から一番下でございます養育医療給付費負担金、こちらは全部福祉課の所管でございます。次の国庫補助金の中の、これもページの下の方ですけど地域生活支援事業費補助金230万5千円、特別児童扶養手当事務取扱交付金2万5千円、1つ飛んで子ども・子育て支援交付金433万3千円、こちらが福祉課所管でございます。

ページ開けていただきまして18ページ、上の子ども・子育て支援事業補助金、360万円。1つ飛んで風しん抗体検査補助金27万円でございます。中段以降、国庫委託金に入りまして2つ目の基礎年金市町村事務委託金、200万円が福祉課所管でございます。それから、その次の県負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金から一番下の養育医療給付費負担金まで、全て福祉課の所管となっております。

19ページの県補助金の方に入ります。こちらの2民生費県補助金の中の、先ほど住民課の地方改善事業費補助金以外につきましては、福祉課の所管でございます。児童福祉費補助金、一番下のところでございますが、放課後健全育成事業補助金、多子世帯子育て支援事業交付金、こちらも福祉課でございます。

次の20ページをお願いいたします。一番上の子どものための教育関係の補助金、320万円。2つ飛びまして介護保険低所得者対策補助金3万円。それから衛生費県補助金に入りまして、この中の健康増進事業費等補助金57万円から早産予防対策事業補助金13万5千円、ここまでが福祉課所管でございます。

それから飛びまして24ページでございます。中段以降にあります貸付金の元利収入でございます。災害援護資金貸付金の元利収入10万円を上げさせていただいております。

25ページ雑入に入りまして、このうち福祉課所管のものがいくつかございます。上のほうから6番目にあります悠ゆう館施設負担収入196万5千円、5つ飛びまして地域生活支援事業負担収入372万円、それからちょっと下のほうにあります高齢者等活動支援促進施設負担収入166万1千円、5つ飛びまして地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入ということで20万円、ここまでが福祉課の収入ということになります。

補足となりますけれども、お配りをしております総務課資料9の施政方針、また福祉課資料5の予算資料等も併せて御覧いただければというふうに思っています。

福祉課所管の一般会計予算の概要説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

保育園長（河津公子君） 保育園です。よろしく願いいたします。

歳出のほうから説明をさせていただきます。57ページをお願いいたします。保育園費、2億9千682万3千円です。そのうちの87.1%が人件費となります。

次に嘱託医報酬費 80 万円についての内訳です。内科医おおむら内科クリニック（下城保育園、北里保育園）20 万円、小国公立病院（宮原保育園）20 万円、歯科医とらたに歯科（宮原保育園）20 万円、（北里保育園、下城保育園）20 万円というふうに計上させていただいております。それから4月から新しくなります会計年度任用職員の採用です。保育士、保育補助14名、調理員7名です。

次のページの備品購入についての内訳です。子ども達が低年齢化しておりますので、宮原と北里に木製スプリング遊具を設置させていただきたいと思っております。それから象型の滑り台を購入させていただきたいと思っています。そして宮原保育園、電子ピアノや靴箱とかこごこざなのですけれども、備品として上げさせていただいております。

続いて歳入です。14ページをお願いいたします。民生費負担金の中の保育料負担金です。3歳未満児保育料12カ月の計算を大まかですけれども計算をいたしまして、1千8万円。それから副食費負担金、今現在58名の方からいただいております4千500円かける12カ月ということで、313万2千円を上げさせていただいております。

次に17ページです。保育の質の向上のための研修事業補助金6万5千円です。これは子ども子育て支援体制整備総合推進事業の中の保育の質の向上のための研修事業補助金です。13万円の中の2分の1が国庫補助として歳入されております。

次に子ども・子育て支援交付金として、国庫補助43万3千円の中に地域子育て支援事業として320万円、一時預かり事業補助金として53万3千円が含まれます。地域子育て支援事業とは、小国町子育て支援拠点「カンガルーのぼっけ」、今現在、旧北里小学校の低学年棟に開設しているものです。一時預かり事業としては、宮原保育園で行っております。

続いて保育対策総合支援事業補助金190万7千円です。これは保育対策総合事業の中の家庭支援推進保育事業補助金です。家庭支援推進保育士を今宮原保育園に2名設置しております。内容としては、子どもの支援はもちろんですけれども、気になる子どもさんへの関わりや家庭からの相談を受けながら、積極的に動いております。

次24ページをお願いいたします。保育園受託事業収入です。町外に自住する世帯で保護者の勤務先が小国町にあるため、送迎等の理由で小国町の保育園に入園している児童や、里帰り出産で短期入園する児童の施設給付金となっております。現在、南小国町から4名、保育園のほうに来ておりますので、1年間192万円です。

25ページをお願いいたします。実習生、それから一時預り負担金8万円というふうに計上させていただいております。

26ページの職員給食費収入、実習生収入というふうに上げさせていただいております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） おはようございます。それでは、教育委員会関係の令和2年

度小国町一般会計歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

まず、全体の部分から説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。歳入でございます。教育委員会事務局に関する款としましては、13使用料及び手数料、それと14国庫支出金、15県支出金、16財産収入、18繰入金、次のページになります、諸収入がございまして、収入予算合計が3千927万3千円でございます。対前年度比92.7%でございます。

次に6ページをお願いします。歳出のほうでございます。上から2つ目でございます款9教育費予算額、3億2千920万2千円のうち、集会所運営費84万8千円を除いた3億2千835万4千円と、款12諸支出金、3億7千55万7千円のうち美術館繰出金として833万円、歳出予算合計が3億3千668万4千円、対前年度比74.6%でございます。町全体予算額の約6.4%が教育委員会所管の予算でございます。

続いて7ページをお願いします。債務負担行為として、中ほどにありますAEDリース料おぐに町民センターから一番下でございますAEDリース料の旧小学校体育館分の5つの事項が教育委員会の所管でございます。

それでは飛びまして88ページをお願いいたします。歳出の目ごとに説明をさせていただきます。まず目1教育委員会費、予算額は177万1千円でございます。7報償費の中の教育委員会の事務に係る点検評価員謝礼8千円。これは教育委員会事務局の事務事業の点検評価実施の際の点検評価員に係る謝礼でございます。新規で計上させていただいております。その他は前年度と変わりございません。

次に目2事務局費、予算額が7千980万3千円。ここでの予算は主に職員給与、手当に係るものでございます。

次の89ページの下の方になります。18負担金、補助及び交付金の中の上から2つ目でございます小国高校支援補助金として180万円を計上させていただいております。

続いて90ページをお願いします。目3国際交流指導費、予算額326万1千円です。語学指導委託料です。目4小中高連携事業推進費、予算額475万5千円です。159万5千円の減額となっております。これにつきましては、学校教育費で計上しておりました放課後英会話教室、夏休み英語英会話教室、フォローアップスクールなどに係る予算を社会教育費に組替えをしている部分と、それと報酬等による減によるものです。主なものとしては、11役務費、検定料119万4千円、漢字検定、英語検定対策確認テストに係るものでございます。18負担金、補助及び交付金の中でございます、指定研究推進事業補助金30万円。これにつきましては、小中学校が学力向上推進地域指定研究校となりまして、来年度、研究発表会が開催をされます。その時の経費として計上をさせていただいております。

続いて91ページをお願いします。小学校費、目1学校管理費、予算額が8千735万円です。6千194万8千円の減額でございます。これにつきましては、前年度実施のエアコン設置工事

の経費が主な減額の要因でございます。

続いて92ページをお願いします。主なものは12委託料の中の、中ほどにあります。スクールバス委託料、4千580万円。その委託料の一番下でございます学校ICT支援業務委託料71万3千円を新規で計上させていただいております。

続いて13使用料及び賃借料の中の、中ほどでございます学校校務用パソコンシステムリース料135万2千円。教師用ノートパソコン30台分のリース料でございます。その下でございます児童生徒用パソコンリース料283万3千円、児童用のタブレット40台分のリース料でございます。1つ飛びまして、一番下でございます学校ICT機器リース料36万8千円。これにつきましては電子黒板4台分をリースにて導入する予定にしております。

続いて93ページをお願いします。上のほうから2つ目になります。教師用教科書指導書等購入費514万6千円、新学習指導要領改訂実施に伴い、新しい教師用教科書指導書を購入するものでございます。

続いて目の2教育振興費、予算額は355万4千円。この経費につきましては、就学援助に係る経費でございます。

続いて下のほうにございます中学校費、目の1学校管理費の予算額が2千839万1千円でございます。4千921万6千円の減額でございますが、これは小学校と同様、前年度実施のエアコン設置工事経費が減額の主な部分を占めております。

続いて95ページをお願いします。主なものとしましては、これは小学校と同様です。12委託料の中の一番下でございます学校ICT支援業務委託料、71万3千円。それと13使用料及び賃借料、学校校務用パソコンシステムリース料、124万3千円。それと児童生徒用パソコンリース料280万8千円。一番下でございます学校ICT機器リース料、18万4千円は電子黒板2台分をリースにて導入予定です。

96ページをお願いいたします。目の2教育振興費、予算額が438万3千円です。就学援助費に係る予算を計上させていただいております。

続いて目の3寄宿舎居住費予算額1千433万8千円です。寄宿舎の管理運営に係る経費でございます。内容的には前年度とほぼ変わりございません。令和2年度見込みとしまして約20名の入寮生で計画しているところです。

続いて97ページをお願いします。中ほど下にございます。ここからが社会教育費でございます。社会教育費の目の1社会教育総務費予算額が815万2千円。273万6千円の減額となっております。前年度に歴史遺産教材作成に係る部分の費用が減額の主な部分を占めております。教材につきましても完成をいたしましたので、来年度各家庭に配付する予定にしております。7報償費の中の地域学校協働活動協力者謝礼として31万9千円を新規で計上させていただいております。その他は前年度とほぼ変わりございません。

98ページをお願いします。下のほうになります。目の2公民館費、予算額が94万5千円です。主に文化祭、成人式に係る経費を計上させていただいております。

続いて99ページの一番下から100ページにかけてになります。目の4文化財保護費、予算額が407万5千円、前年度から327万5千円の増額となっております。主なものといたしましては、100ページの14工事請負費、旧国鉄宮原線幸野川橋梁補修工事300万円を計上させていただいております。前年度、橋梁点検調査を実施いたしましたので、その調査結果を踏まえて来年度補修工事を行うものです。目の5交流多目的施設費、予算額が519万5千円です。町図書室の管理運営に係る予算でございます。内容的には前年度とほぼ変わりございません。

次に101ページ中ほどにございます目の6町民センター費、予算額が382万4千円。町民センターの管理運営に係る経費でございます。新規としましては、102ページの上のほうにあります13使用料及び賃借料の中の防犯カメラリース料6万6千円、庁舎に合わせまして防犯カメラを設置する予定にしております。また1階部分の時間制限のありましたWi-Fiをフルに切り替えることを予定しております。その他は前年度とほぼ変わりございません。

次に保健体育費、目の1保健体育総務費、総額が635万4千円です。負担金、補助及び交付金の中のパラリンピック聖火フェスティバル採火式負担金40万円。来年度8月に開催されますパラリンピックの大会に伴い、阿蘇郡市で採火式を行う予定であり、開催負担金として新規で計上しております。その他については前年と変わりございません。

続いて目の2体育施設費、予算額1千376万6千円です。225万1千円の減額でございます。これは前年度に旧万成小学校の屋根塗装修繕工事の経費が主な減額の要因となっております。前年度から変わった部分といたしましては、11役務費の中の一番下にございます林間広場清掃手数料53万9千円。これにつきましては、林間広場の清掃及び草刈りに係る経費でございます。年間3回程度を予定しております。その下、12委託料、小国ドーム管理委託料、120万円。小国ドームの管理を委託する予定にしております。その下にございます社会体育施設清掃委託料、59万2千円。これは林間広場トイレ及び旧小学校体育館トイレの清掃に係るものでございます。

104ページをお願いいたします。目の3給食センター費、予算額が5千838万7千円です。407万9千円の減額です。前年度からの職員給与、需用費及び備品購入費等によるそれぞれの減によるものです。内容的には大きく変わることはありません。

続いて107ページの一番下のほうにございます。目の1繰出金の中の一番下にございます、坂本善三美術館特別会計繰出金として833万円がございます。歳入については、以上でございます。なお、工事、委託、補助金、負担金等につきましては先日配付させていただいております予算資料を参考にしていただければと思います。

続いて歳入について説明をさせていただきます。ページが16ページをお願いします。教育委

員会所管の歳入といたしましては、目の6教育使用料として273万7千円計上させていただいております。内訳内容は学校教職員住宅使用料、その下にあります小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料、町民センター使用料、学校用地使用料がございます。

続いて18ページをお願いいたします。中ほどでございます目の7教育費国庫補助金、193万6千円、小中学校費補助金としてへき地児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金がございます。

21ページをお願いします。上のほうになります目の6教育費県補助金48万6千円です。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、地域学校協働活動推進費補助金がございます。同じページの一番下でございます目の5教育費委託金、307万1千円。これは支援学校給食委託金でございます。

次のページ、22ページをお願いします。目の1利子及び配当金の中の上から3つ目の美術品取得基金積立金利子収入、中ほどでございます奨学金事業基金積立金利子収入、下から2つ目でございます学校教育施設整備基金積立金利子収入が教育委員会の所管でございます。

その下のページ、23ページをお願いします。中ほどでございます繰入金、奨学金事業基金繰入金205万2千円がございます。

次に24ページをお願いします。下のほうでございます貸付金元利収入、目の2奨学金貸付金元金収入54万6千円が教育委員会の所管となります。

続いて次のページ、25ページをお願いします。雑入の中の一番上でございます電話料外、1つ飛びまして中学校寄宿舎宿泊負担金、その下の体育施設自動販売機収入、中ほどにあります太陽光発電売電料35万円、一番下になります指定研究推進事業補助金10万円が教育委員会の所管でございます。

最後になります。26ページをお願いします。上のほうでございます目の2給食収入として2935万8千円、学校給食収入の現年度分と滞納繰越分でございます。

以上で教育委員会関係の予算概要説明について、終わらせていただきます。

委員長（久野達也君） それでは、暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

（午前11時00分）

委員長（久野達也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後11時10分）

委員長（久野達也君） 各課長においては、総括的な説明漏れ等はございませんか。よろしいですか。

それでは、これより議案第20号について質疑に入ります。

質疑については、ページを追って参りたいと思います。それから併せて予算書に基づく質疑、あるいは書類を見て等の答弁になろうかと思っておりますので、着座のまま進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、歳出から参りたいと思います。歳出予算書の40ページ、住民相談費から参りたいと思います。質疑等があれば、よろしく願いいたします。

5番(児玉智博君) この報酬で出ている会計年度任用職員は、消費生活相談員という説明でした。これが説明の中では、南小国町と合同でやっているから南小国町の人も小国町の人も相談を受け付けているということでしたけれども、ということは、半分は南小国町が報酬も負担しているということになるのですか。

住民課審議員(穴井 徹君) 回答させていただきます。週2回、小国町が火曜日、南小国町が木曜日に相談事業を行っております。それぞれの週1回に対してそれぞれの町村が報酬は負担しております。

以上です。

5番(児玉智博君) では、南小国町も同額ということですか。

住民課審議員(穴井 徹君) 南小国町のほうと調整させていただいて、同額で報酬の支払いを行っております。

委員長(久野達也君) ほかに、よろしいですか。

それでは41ページ、内容的には42ページになろうかと思えますけれども、住民支援費につきまして質疑があれば。

副委員長(江藤理一郎君) 14住民支援のところの報償費、金婚、ダイヤモンド婚のところなのですが、金婚式は50年、そしてダイヤモンド婚が60年というところで、そこまでは町としても記念品等を対象者に差し上げているというようなところがあると思えますが、それ以上の方、例えば70年たった方とか若しくは80年、ちょっと分からないですけれども、そういった方々に対しての対応というのは何か検討はされていますか。

住民課長(時松洋順君) 今のところ、検討しているということではございません。

副委員長(江藤理一郎君) 対象者も今後、高齢社会になってくると増えてくると思いますので、そのあたり、今後対象になりそうな方の人数とか特に分からないですよね。

住民課長(時松洋順君) 具体的に調査したことはございません。実際、金婚とかの募集をしたときも、基本、本人の申告を重視しますものですから、こちら側からこの方がというような調査の仕方ができませんので、おおよそと言いますか、予測の数字ぐらいはつかめる可能性はあるかと思えます。年齢と御夫婦の年齢を勘案したところですね。今のところ、それぐらいです。

副委員長(江藤理一郎君) 例えば、外国のほう、アメリカやイギリスとかは80年がオーク婚、オーク婚て木のですね、それから85年がワイン婚とか、そういうものをつけているということですので、小国町も今後対象者がいる可能性が十分に高いと思います。高齢化社会になってですね。高くなると思いますので、名前も早めに決めておいて、これを何か品代を。記念品はそんな大きなもの華美なものではなくていいと思うので、賞状とかですね、そういったものだけでも授

与するような形も検討されてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 少し住民課の中でも検討させていただきます。

委員長（久野達也君） ほかに、ございませんか。

それでは46ページ、戸籍住民登録費です。よろしいですか。

では先に進みます。49ページをお願いいたします。49ページから63ページまで、ほぼ福祉課となります。中に住民課が含まれておりますので、その都度、お願いしたいと思います。

まず、49ページ社会福祉総務費から御質問等あれば、お願いします。

5番（児玉智博君） 49ページの報償費のアドバイザー謝金ということで、説明で今まで福祉協力員という形で報酬が出されていたけれども、会計年度任用職員と制度が変わって、報償費という出し方になったという御説明でした。特別職の中に昨日総務課所管のところで、部長組長の場合は委託料という形で年1回、委託契約を結んでやるというような形を取るという説明がありました。アドバイザー謝金ということですので、報償費ですので、特別な契約は結ばないでやるのかなというふうに思いましたけれども、こっちのほうが簡単でいいのかなという気はしますが、どうして同じ特別職だった人たちの取り扱いが、課によって違うのか教えていただければと思います。

福祉係長（北里仁尋君） 今の質問なのですけれども、福祉協力員の報酬について、大変わかりづらいですけど50ページのほうに福祉協力員報償金という形で100万円を計上させていただいております。福祉協力員につきましては、先ほど議員からもおっしゃられたとおり、総務課のほうについては委託ということなのですけれども、有償ボランティアを来年度は検討しています。

以上になります。

5番（児玉智博君） でも有償ボランティアにしたとしても、出し方としては報償費という出し方になるのですよね。ボランティアだから理屈としては委託とかではなくなるからですね、強制力がないので。ただ、かなり福祉協力員に頼る部分というか、あると思うんですよね。やっぱりボランティアとかいうのではなくて、ある程度地位を認めるとするか、やっぱりある程度、何かボランティアというと本人任せのような気がしてしまうので、そうではなくて、もうちょっと地位が認められるべきではないかというふうに思うのですが、部長組長と同じようにですね、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） すみません、議員が言われましたように、福祉協力員のほうはこれまで町が委嘱をしてきたということで、任期のほうが来年度までということになっておりますので、今回その取扱いについて、いろいろ検討をさせていただいて、ちょっと経過的な措置になるかもしれないけれども、今回は謝礼報償費ということで計上させていただいております。身分的などころとか、福祉協力員の役割であるとか、配置の仕方とかについては今後ちょっと社会福祉協議会も入れたところで検討をさせていただこうということになっております。今回、予算として

は報奨金、有償のボランティアという形で上げさせていただいておりますので、福祉協力員の身分的などころ、役割等も含めて検討していきたいということで考えております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

では51ページ、障害者福祉費、52ページの上段までいきます。

5番（児玉智博君） この障害者福祉費の部分もそうですけれども、先ほどの社会福祉総務費の部分であるとか福祉課所管の部分で消耗品費というのが少しずつ上がってきております。ざっと見たところ、26、7万円ぐらいになるのかなと思ったのですが、いわゆるマスクの備蓄をある程度したほうがいいのではないかというふうに思うので、ちょっと聞かせてもらいます。というのが、今マスク不足というところで、私も花粉症なのでマスクをある程度買っておいたのですが、もう自分の分がなくなってですね、今日はしてこなくていいかなと思っていたら、穴見議員に物資の支援をいただきまして今日付けているのですが、やはり医療機関であるとか、介護施設でマスクが足りなくて困っているところがあるんですね。ちょっと町内でも聞いてみたところ、この使い捨てマスクを洗濯して干して付けてみたけれども、毛羽立ってとても使えたもんじゃなかったなんていう話も聞いております。いろいろ国会なんかでの専門家の人たちの話の中では、来年まで気を付けないといけない状況が続くのではないかというような話も出ています。ただ、いろいろ感染した人たちの状況を見てみると、16%の人は無症状のまま陰性になったりしているのですから、そこまで過度に怖がる必要はないのかなという気もするのですが、やはり一般の人と医療機関や介護施設というのは違いますので、そういうマスクがなければコロナウイルスどころか、他の診察診療にも影響が出ますので、ある程度町としても災害に備えて備蓄はしているのですから、そういう自然災害や地震や風水害以外のこういった今、日本人も外国に出掛けるし、外国人も大量に入ってくる時代になっていますので、いつまた今回のが終息しても起こるか分からないと思うのですよね。ですので、そういった場合に小国公立病院は今のところはコロナウイルスになった人が入院することというのは、まずないと思うのですが、やっぱり阿蘇地域でも中核の病院が受け入れると思うのですが、感染者が拡大していけば、もし今後そこに収まることができなくなれば、仕方がないからそれ以外の公的な病院であったり、あるいは民間の病院でも受け入れられるところは入院も受け入れてくれというふうな方針が出ないとも限りません。やはり、そう考えた場合には、町としても備蓄をして、そういう医療機関などが不足するときは、そこら辺に配付できるような体制というか備えをしておいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ちょっと聞いてみました。

ちなみに、聞いてみたら熊本市は常時50万枚マスクを備蓄しているので、それを医療機関などに市が配付をするというような対応も考えているみたいですので。

福祉課長（生田敬二君） 今議員が言われたような形で、基本的にはこの予算項目の中にマスク

の購入費とかはもちろん入ってはないのですけれども、福祉課としてですけれども、平成21年に新型インフルエンザというのがありまして、そのときに町のお金を使わせていただいて備蓄したマスク、消毒液等もございます。ただ、もう10年経過してちょっと古くなって、もう使えるものも少なくなってきたところでございます。医療機関であるとか、介護福祉関係の施設等に配付するような余分なものは今のところ持ち合わせていないというのが現状でございます、学校や施設として必要な分等をそれから配付をしているというところでございます。町がそれに備えてというか、今後の備えとなると、ちょっとまた福祉課の中だけでもないかと思っておりますので、ちょっと御意見として伺いをしたというところで答えさせていただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） さっきから、議員の言うとおりの部分もしっかりあると思っております。危機管理として備蓄していかなければいけないというところもありますけれども、今日、総務課がおりませんので具体的な数字は出ておりませんが、消毒のアルコールも含めて、町のなかでもしっかりと今から対策を立てていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 通告を出していますけれども、一般質問でも取り上げますので、ぜひ町内の医療機関、介護施設等に状況なども聞き取りをしておいていただいたら、同じことを聞きますのでよろしくをお願いします。

7番（西田直美君） 関係ないかもしれませんが。

それこそ今朝に近所の方から、小国でマスクを配ろうという話はないのかということで、いくら薬局に行っても買えないと。使いまわしで消毒して、それこそ毛羽立ったものを使っているから、町のほうにあったら配ってもらいたいんだけど、というような話があったのですけれども、それほどの備蓄はないということですか。

町長（渡邊誠次君） 現時点では考えておりません。

委員長（久野達也君） ほかにございませぬでしたら、次52ページの国民年金事務費、それから老人福祉費、一緒にいきたいと思っております。質疑等あればお願いします。

では、52ページの国民年金事務費の会計年度任用職員1名、業務内容は年金相談ですか。あるいは年金事務のほうなのでしょう。

福祉係長（北里仁尋君） 年金事務のほうになります。

委員長（久野達也君） いわゆる一般行政事務を会計任用職員でこの年金事務ということで雇用するということですか。

福祉係長（北里仁尋君） はい、そうです。

委員長（久野達也君） ほかにございませぬか。老人福祉費。

では、53ページの医療費一部負担金です。

次、54ページです。高齢者等活動支援促進施設費、それから後期高齢者医療事務費にいきたいと思っております。御質問等あれば。よろしいですか。

次、同じく54ページの人権政策費、次の55ページ隣保館運営費にいきたいと思います。

5番（児玉智博君） 人権政策費、一般的に質問したいのですが、要するに部落差別等撤廃・人権擁護審議会であったりとか、部落解放同盟の支部への補助金などが出ております。それで御案内のとおり部落差別解消推進法などもできているわけですけれども、ただ私も条文を読んでも部落差別というものが一体何ぞやというのがよく分からないのですが、部落差別の定義というのは何でしょうか。

住民課長（時松洋順君） 一般的にその方の出身ですね、それを理由としてといいますか、「どこどこ出身だから」と言って、不当に分け隔てすることを部落差別というと思います。

5番（児玉智博君） それを理由に分け隔てをするという、非常にいかようにも拡大できるような表現をなさいますけれども、具体的にどういうことを言うのですか。

住民課長（時松洋順君） いろいろなことがあるかと思いますが。今まで差別事象としてあげられてきたのは、結婚に係る部分に対してどこどこ出身の方だから反対するといったようなことがあったりとか、就職の際についてはどこどこ出身の方はうちの会社には採用しないといったような事例が、今まで代表的なものだったかと思います。その差別の結果、職業に就けない状況になったりとか、経済的に苦しい状況に追い込まれていって、それが新たにというか、それをまた理由にして差別を続けていくというような状況が部落差別にはございました。

以上です。

5番（児玉智博君） 実際に、基本的に結婚というのは両性の合意に基づいて行うものですね。今言われたような内容だと、それは結婚を申し込まれて断る理由というのは、いろいろあると思うのですが、それは顔が好みじゃないとか、気が合わないとか、価値観が違うとか、そういういろいろあると思うんですけど、要はそれが本当に部落差別かどうかというのは個人の内心の部分なので、要はそれは旧同和地区出身の人が結婚を断られたら、それは全てが部落差別だという話になるのではないですか。

住民課長（時松洋順君） 本人同士は了解しているけれども、周囲の方ですね、親戚の方が多いかと思いますが、そちらのほうから反対されたということとはございます。

5番（児玉智博君） 具体的に今の令和の時代になって、そういう事象が小国町であるんですか。大体、反対するのは、親が反対することはあるかもしれないけど、じゃあ何で反対するんだというのを、これはよっぽど突き詰めていかないと、それは何で反対するのかというのは大体自分の子どもにそれだからだめだと言わない限りは、それはその人以外は分からないと思うのですが、実際にそういう事象があるのですか。

住民課長（時松洋順君） 私が直接関わったということではございません。その事実を知っていらっしゃる方から聞いたことになりましてけれども、ここ最近では聞いていません。私はですね。けれども、議員のおっしゃるとおり非常にプライベートな問題でございますので、関係の方々のな

かでお話し合いをされるということもあったかとは思いますが、差別といいますか、反対の理由がそういった理由だったということは聞いたことがございます。

5番（児玉智博君） 結局それは、時松住民課長が把握していないのではなくて、町行政として最近はそういう確認はないということですね。

住民課長（時松洋順君） 小国町でという部分につきましては、何年からかと言われるとちょっと今ここにデータがないのではっきり申し上げられませんが、全国的な研修会やそういったところに行きますと、そういう事例を。

5番（児玉智博君） 小国のことしか聞いていないから。

住民課長（時松洋順君） でしたら結婚ということであれば。

5番（児玉智博君） 結婚に限らず、部落差別とは何ぞやとお尋ねしたら、結局、結婚と就職のことしか言われなかったんですね。私も法律を読んでも何が部落差別かよく分からないから聞いているんですけども、具体的にこの2つしか上げられなかったから、この2つに限って聞きますけれども、近年町内でそういう事象があったことを行政として把握しているのですか。

住民課長（時松洋順君） 私の説明がまずかったかもしれませんが、部落差別といったものはその2つの事項以外にも多岐にわたってございますので、その2つだけだということは私の説明がまずうございました。申し訳ございませんでした。

ここ最近、町のほうで差別事象があったということは確認はしておりませんが、こういった町をあげていろんな人権啓発活動も進められてきておりますので、そういった効果、効果と言うと変ですけども、啓発が推進されたおかげで減ってきているのではないかなというふうに考えているところです。

5番（児玉智博君） 多岐にわたると言うのであれば、何に定義されているのかですよ。要はその部落解放同盟がそう言っているから、これもこれも部落差別だと言ってきたのが、この間の同和行政なんじゃないかと思うんですよ。それで近年の具体例が把握されていないわけでしょう。だから小国町では随分もう部落差別というのは解消されてきているんだというのが、私の印象があります。

その上で、この部落解放同盟小国支部への補助金について伺います。この170万円というのがこれは例年どおりの数が上げられてきているのですが、この算定の基礎となるものの内訳を教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） 御質問にありました補助金の内訳等について御説明させていただきたいと思っております。主になんですが、この補助金のうち使われている名目の約4分の3に当たる支出が研修会議等の旅費等に当たります。こちらが部落解放同盟の方が参加される研修で、部落差別について正確な知識理解をしていく研修であったりですとか、それを他の方たちに伝えていくとか、そういった強い意志をしっかりとした知識を持つという意味を持つ研修等に参加するための

お金として使っていただいている状況です。

5番（児玉智博君） 4分の3が旅費ということですが、その旅費を具体的に教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） その会議等旅費についての内訳なんですけど、交通費、1回会議に行くときの費用弁償又は宿泊費、あとは研修に参加すると資料代を払うための参加料、そういったものを旅費として上げております。

5番（児玉智博君） では、その交通費と費用弁償、それと宿泊代、資料代ということでは、それらも、それぞれの内訳を教えてくださいいいですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 先ほどの内訳の内容についてなのですが、昨年度の実績でいいますと交通費が23万1千860円、費用弁償が46万円、宿泊費が30万2千円、参加料が12万3千500円、そのほかの内訳の詳細の数字の少ないものもありますが、先ほどの内訳の中に入っておりませんでした、有料道路の通行費、駐車料等も入っております。有料道路が1万1千950円、駐車料が3千円、あと飛行機等で行ったときの航空運賃等が65万6千100円。1回につきに行動費のほうが、この補助の中の内訳のほうに入っておりまして、それが4万2千円と、あと県の支部の会費としての3千円というのが、これは旅費ではありませんが、補助の対象として入っております。

5番（児玉智博君） すみませんね。65万円の航空運賃と言われましたけれども、それは交通費の中に入っていないのですか。じゃあ、その交通費というのは何ですか。23万円といったのは。

隣保館長（吉岡晃宏君） 車等で移動する場合の交通費というところで、23万1千860円。その他九州外などで飛行機等を使った移動のときの場合が、65万6千100円というような使い方による内訳という違いがあります。

5番（児玉智博君） 確認ですけれども、要するに自家用車で行ったから、要はガソリン代としての交通費が23万円ということですね。

隣保館長（吉岡晃宏君） そういうことです。

委員長（久野達也君） ほかに。

7番（西田直美君） 私もその170万円のところを伺おうと思っておりました。

部落解放同盟の小国支部補助金として部落解放推進団体。その括弧の中で部落差別を始めとするあらゆる差別の解消を目的とした活動を行う団体の活動に対しての補助ということなんですけど、「部落差別を始めとするあらゆる差別の解消」であらゆる差別の中に例えばどういうものが入っているかを、まず教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） 部落差別以外のあらゆる差別についてなのですが、これも多岐にわたるかと思えます。例えばですけれども、男女の差別というのもそれに当たると思えます。そのほかハンセン病によることによる差別、高齢者であることの差別、またHIVであることの差

別、それとアイヌ民族であることの差別、様々な差別があると思います。あとジェンダーの問題ですね、LGBTという言葉もあるかと思いますが、そういった性差別というのあらゆる差別の中の一つにあります。その他にもいくつかあると思いますが、今思いつくところではそういったところになるかなと思います。

7番（西田直美君） 確かに、あらゆる差別いろいろなのですが、問題はここで部落解放同盟が、じゃその170万円のうちのどれだけ先ほど研修会議などいろいろおっしゃいましたけれども、そのうちに例えば男女共同参画であるとか、ハンセン病、高齢者問題、アイヌ問題、ジェンダー、LGBT問題とか、それに対する研修会議啓発に対して、その170万円の内訳をどれくらいそちらのほうに割いているか。同和問題というのは小国町で長いことやってきたということは、私も承知しております。ただ違和感を持ったのは、去年も参加しましたが人権教育の大きいイベントがありますが、そのときに人権教育と一緒に同和教育と入っていたのですが、同和教育だけがなぜそこで取り上げられるかということに、私は非常に違和感を感じました。実際、世の中の趨勢としては、すでにLGBTの問題であるとか、先ほどおっしゃいませんでしたが在日外国人の問題というの、ものすごく大きな問題です。在日の方でも2世、3世、4世になってもまだまだという差別があるということも承知しております。私自身も海外に住んだ時に、旅行では絶対に感じる事のない住んでいるからこそそのアジア人に対する差別ということも、私も経験をいたしました。はじめて日本の外に出て、自分が差別される立場にあるということを経験した覚えがあります。こういうことは、やってみないと分からないことですね。だから、元同和地区の方たちがいろいろおっしゃることもよく分かります。ただし、そこがあまりにも偏った形での、ということになることに対して、私は修正すること、見直しが必要でないかというふうには思います。小国の中では、なかなかそれを口に出しては言ってはいけないような雰囲気があるということも、私は承知しておりますが、やはりそれはお互いに公平でないといけない。そこが平等であるはずだからですね。それをみんながみんな、修正していかないといけない部分というのはあると思うので、それは行政の側でもしっかり見直しをしていただかないといけないし、議会の側でも見直しをしていかないといけないところだと思うので、例えばこういうところから少しずつ修正していただければと思うのですが、その辺で会議とかに出たというところで、例えば部落解放関係、同和関係以外のところにどの程度のウエイトを置いて、その方たちがやっていただけているのかということの把握はなされていますでしょうか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 補助金のうち、部落解放同盟以外の内訳等もということでございましたが、こちらのほうで把握しているところでは、部落解放をメインとした会議研修というのが多いというところでは把握はしております。実際に部落差別問題以外の差別というものも存在もちろんしております、その解消に向けてというところの中に、なぜ部落問題という名称が最初にきているのかという話もあるかと思うのですが、この部落差別問題というのが日本固有の問題となっ

ておりまして、諸外国では見られない問題になっております。そういった日本特有のところがまずあるということが最初の名称にきているという、より強い意志が出ているのかなと私自身は感じているところではあるのですけれども、その他の差別というのが部落問題を考える上で、何をしていけば解決できるかとか、しっかりした知識を持てば「これは間違っていたんだ」というそういう認識を持つことで、他の差別もどうだろうかということには繋がるのかなと私個人が感じているところではあります。

ただ実際先のほどの内訳ということであれば、補助金の男女共同にはいくら使いました、というところはあまりないのかなというところでは思っております。

住民課長（時松洋順君） どのぐらいのシェアでというのは、非常に計算しにくいと思います。解放同盟の研修としましては、やはりメインとしては部落差別ということになるかもしれませんが、解放同盟の側から他の団体が主催する研修に参加されたりもしております。私が昨年、参加させていただいた全国大会とかの報告の事例を見ますと、先ほど議員がおっしゃった国籍の問題でありますとか、LGBTの話でありますとか、様々なことについての報告がされ、それについて皆さんで議論して解決を図ろうという、そういった研修会ございました。もう本当にいろんな部分を寄せてと言いますか、そういった研修でございまして、何パーセントという数字が出しにくいとは感じているところでございます。

それから、今うちの隣保館長のほうから話がございました同和問題について日本固有だというようなお話がありましたけれども、私も同和問題の特徴といたしましては、非常に分かりにくい問題だというふうに考えております。同じ肌の色、同じ言葉をしゃべって、同じ文化を持っているのだけれども、いまだにそういう差別が続いているということを外国の方から見たときに、非常に分かりにくいというお話を伺ったことがございます。

それから、もう1つ特徴的なものとしていたしましては、同和問題につきましては世襲されていきますし、今までのいろんな解放に向かったの運動もずっと続けられてきたのですが、やはり子孫のほうにも必ず、必ずという用語がございますが、引き継がれていってしまう差別でございます。どこかで断ち切りたい。貧困や就学についての悪循環というのが続くものだというふうに考えております。先ほど児玉議員からも言われましたけれども、小国でないじゃないかというお話でしたけれども、全国的に見ますと一番大きいといいますか、取り上げられている部分につきましては、インターネット上での差別、落書きでありますとか、賤称語を使って地域を暴くみたいなことはされております。これはどこでも見られる状態で、なかなか是正する措置が見つかっておりませんので、それを小国の方が見る機会もかなりあるのではないかと。そこで差別が助長され拡大していく前に、何とか部落差別を始め、あらゆる差別をなくすということを広めておけば、正しい知識を持ってそういったものに対処できるのではないかというふうに考えて、町のほうは進めているところでございます。

また、そういった運動をしている団体も今町の中では解放同盟の小国支部のみとなっておりますので、補助金の対象としては解放同盟の小国支部ということになっております。

以上です。

7番（西田直美君） とてもピンポイントだと思うのですよね。当然、社会ができたときから差別というものは生まれてくるじゃないですか。階級ができるからですね。ユダヤ人なんていうのは一番典型的にそれを最初からやられた人たちですよ。それが世界的に見ればミャンマーのロヒンギャの問題であるとか、トルコイラン地区であったらクルド人であるとか、私がロンドンにいたときには子どもの学校にソマリアの難民の子ども達が来ておりました。そういう子ども達と一緒に過ごしたこともありまして、クルド人の子もいました。私が英語の学校を向こうで授業を受けたときには、難民であればルーマニアであるとかチェコであるとか、ポーランド、イランイラク戦争の時期でしたので、そういう人たちも来ておりました。本当に差別を受けた人たちは私は身近に見てきました。そうすると人生、生き方が変わります。見方が変わります。そうしたときに日本に帰ってきて東京のほうだと、いわゆる同和問題に関してというのは皆無です。子ども達が中学校、高校は東京に行きましたが皆無でした。授業では習います。今度、小国に来られている東京の方たちに「どうでしたか」と聞くと、いや、そんなこと。社会科の授業で1ページ2ページは学びますけれども、小国とは事情が違うのももちろん分かった上でのことですが、もうそろそろ小国もその辺を解放、本当に広い意味での差別であるとか男女共同に関しても、年齢的なものであるとか、貧富の格差の問題であるとかというところでの差別をなくすというところに視点を広げていかないと、このピンポイントだけに予算を使って、それについて何を言ってもだめだみたいな、腫れ物に触らないような状況というのはもう変えていかないといけないのではないかと思うのですが、それにまだまだ予算をこうやって付けて「こういうことがあるから、ああいうことがあるから」ということについていいものかというのは、そろそろ見直していただきたいなと感じますが、行政側としてはいかがでしょうか。

住民課長（時松洋順君） 議員のおっしゃることはよく分かります。私も見方が変わるというのは非常に同感でございます。問題を解決しようとする術をいくつか町としてもやっておりますが、なかなか根が深いのでしょうか、解決していかないといいですか。それはどこかの機会でお話したかと思うのですが、一つの事項を解決しようとしても差別につきましては、よく似通ったところが、いろんな問題が共通していると思います。ほかのいろんな問題がある一定のことを勝手に理由づけして、その人を不当に扱うわけですから、差別というものを非常に似通っていますので、やっぱり一つの問題を解決しようとするのではなくて、いろんな問題を解決していこうという視点は非常に大切だと思っております。解放同盟といたしましても、そういった視点で運動をされておりますし、方向性としては小国町と解放同盟が同じ方向を向いているというふうに考えております。

以上です。

委員長（久野達也君） ここで、暫時休憩いたします。昼からの会議を1時から行います。

（午後0時05分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

住民課長（時松洋順君） 人権政策につきまして、町の姿勢といたしましては、部落差別を始めあらゆる差別を解消していくという姿勢にのって、今後も進めさせていただきたいと思っております。

また、法律といたしましても部落差別を解消する法律が成立しておりますし、そこに公共団体の責務といたしましても施策を講じていくとなっておりますので、その法律にも従う形で進めていきたいと思っております。また、補助金につきましては別の団体等にそういった施策に則った御要望等がございますれば、そちらも検討していくことになるかと思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは次に進みたいと思っております。児童福祉費が56ページから続いております。児童福祉総務費について質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

では56ページの下段のほうから、2保育園費となっております。57、58、59までです。

副委員長（江藤理一郎君） 保育園費のところですが、昨年の夏ごろから北里保育園において、横に貯木場があって、そこが原因だと思われるのですけれども、蚊が大量発生しまして、それによって保育園の中に蚊が入ってきて、園児もだいぶ刺されておりました。また調理室なんかもそういった蚊が入ってくると衛生上よくないということで、すぐ園長それから保育園の係長のほうにも動いていただいて、消毒等、対応はしていただいてありがとうございました。今後のところなのですけれども、また夏場がきますので、その対応策として網戸等を設置していただけるようなお話を少し聞いておりましたけれども、そのあたりどこかに反映されていますでしょうか。

保育園長（河津公子君） 来年度の修繕費のほうに組み込ませていただいております。北里保育園の材木が今ずっとある所の一面をサッシを付けるように計上させていただいております。4月になりましたら、早速取り組みたいと思っております。

以上です。

副委員長（江藤理一郎君） ありがとうございます。

それから、大元の貯木場のほうの蚊の発生ですね、そのあたりも事前に抑えられると良いかと思っておりますが、そのあたりについての対応策はございますか。

保育園長（河津公子君） 消毒をすることだけしか、私の今の知識にはないのですけれども、もっと上のほうとお話をさせていただいて方法があればそっちのほうでまた考えていきたいと思っております。よろしいですか。

副委員長（江藤理一郎君） ぜひ、対応を考えていただいて、毎年毎年のことにもなりますし、木があるのはしばらく続くと思いますので。本当にそこが原因なのかどうかも、もう一度検証していただいて、しっかり対応をお願いしたいと思います。お願いします。

7番（西田直美君） 民生費のほうですが、委託料の中に放課後健全育成事業委託金というのが180万円あります。

委員長（久野達也君） どこですか。

7番（西田直美君） 57ページ。上の民生費になります。

委員長（久野達也君） 児童福祉総務費。いいですよ。

7番（西田直美君） いいですか。ここの中で放課後健全育成事業委託というので、委託内容が放課後児童クラブ運営を小国児童クラブへ委託というのがあるのですが、この小国児童クラブへの委託というのは、どういうところでどういうふうな経緯でなったのかというのを教えていただけますでしょうか。

子ども未来係長（笹原正大君） 放課後児童クラブのほうは、平成11年から町のほうが事業主という形になりますけれども、運営のほうは保護者会ということで、運営を委託しているような形になりまして、平成11年からその運営先の保護者会のほうに委託料を支払っているということでございます。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

それでは先に進みます。59ページ下段から60ページにかけてです。児童館運営費、よろしいですか。

次60ページです。保健衛生費、予防費、環境衛生費までいきたいと思います。

質疑あればお願いします。

5番（児玉智博君） 61ページの委託費で、がん検診の種類が、子宮がんから乳がん、それぞれですね。骨粗鬆症はがん検診ではないですけど、がん検診について伺います。それぞれいくつあるのかな、5つありますけれども、前立腺がんが下にあるから6つか。大体どれぐらいの数を想定して、予算を上げているのでしょうか。

健康支援係長（高村純子君） 積算というところでしょうか。

人数は平成30年度と今年度の11月分までを見込んだところで、来年度計上しております。

それぞれの項目ごとの人数を伝えます。まず子宮がん検診からいきます。子宮がん検診が年齢によって委託料が変わってきますので、それぞれ人数を申し上げます。20歳から74歳までが450名、75歳以上が120名、21歳が無料となりますので、10名を見込んでおります。

乳がん検診も年代に応じて委託料が変わりますので、それぞれの人数を申し上げます。30代が60名、40代が70名、50歳から74歳が380名、75歳以上が180名、41歳が無料となりますので10名を予定しております。

がん検診だけ申し上げます。胃がん検診は40歳から74歳を300名、75歳以上を150名。大腸がん検診にいきます。40歳から74歳が500名、75歳以上が300名。肺がん検診にいきます。肺がん検診は全部で1千名予定しております。前立腺がん検診が350名。

以上になります。

5番（児玉智博君） まず1つは女性特有のがんについては20代とか30代からということで、若年層の方も対象となっておりますけれども、男女共通するがんについては40歳からということになっております。そしてまた、項目によっても結構、胃がんが少ないですね。大腸がんが800名とか肺がんは1千名とかいうのに対して、合わせて450名ということで、要は検査のやり方がちょっと苦しいから受けたがらない人もいるのかもしれないですが。

まず、質問として1点目が、この胃がん、大腸がん、肺がんの対象年齢をもうちょっと若い人も受けるようにできないかということと、勧奨ですね、どういうふうに持っていかうと思っていられるのか。100%になったほうがいいし、できれば予想している数よりもたくさんの人に受けて早期発見をして、医療費抑制にも繋げていったほうがいいと思いますので、お願いします。

健康支援係長（高村純子君） まず、町が実施しておりますがん検診について、少し御説明をさせていただきます。

町がやっております検診が、対策型検診といわれるものになります。これは、集団全体の死亡率減少を目的として実施するものであります。公共的な予防対策として実施するものです。そのため、有効性が確立したがん検診を選択し、利益が不利益を上回ることが基本的な条件となっております。町がやっている5がんの健診は、国のガイドラインに基づくものでありますし、年齢も乳がん検診は年齢を30歳に引き下げておりますが、全て国のガイドラインに基づくものであります。

受診率向上については、国はがん検診の受診率は50%以上、要精検の受診率を90%以上と目標を掲げております。町もこれを目標に受診率向上に向けて広報をしていきたいと思っておりますが、今やっている広報としては個別に検診の御案内をお送りするのと、文字放送、広報紙、その他としてホームページや今後はフェイスブック、小国町公式LINEを立ち上げていただくようお願いしておりますので、あらゆる手段を使って戦略的に広報をしていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） では、今御報告いただいた人数ですね、肺がんが1千人とか大腸がんが500人と300人とかいう、この数が受診されれば、その目標値である50%ということ達成できるということになるのですか。

健康支援係長（高村純子君） 現在の予算計上の人数はあくまで実績に基づいておりますので、5

0%を目標とした人数を挙げているわけではないです。実績からの計上となっております。

5番（児玉智博君） では、せめて50%という目標が掲げられているのであれば、それを目指した予算組みをしなければ、鼻から50%という目標を諦めているのかなというような気がしておりますので、そこは指摘しておきたいと思います。

委員長（久野達也君） ほかに質問ないですか。

先に進ませていただきます。63ページ、清掃費です。64ページにかけてあります。よろしいですか。

では、次にいきます。飛びまして88ページ、教育費からです。教育総務費の教育委員会費、事務局費、国際交流指導費、小中高連携事業推進費までをいきたいと思います。90ページまで。

7番（西田直美君） 90ページ、国際交流指導費のところですが、326万1千円ですが、これは去年と同じくらいかと思うのですけれども、語学指導委託料というのが今年から5年生から英語が授業になってきますが、それに関しては内容的にこの語学指導委託料は去年よりも1万1千円下がったけれども、内容的に変わるようなところというのはあるのでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 来年度から新学習指導要領で外国語英語が小学校3年生から導入されますけれども、小国町のほうは教育課程の特例校を受けておりまして、先に英語教育を取り入れておりましたので、内容的には変わっておりません。

7番（西田直美君） この間から12月の一般質問でも教育長にお伺いしたのですが、なかなか人がいないということですが、具体的にどのように、例えば代替の外国人であるとかALTを探すのというのは具体的にはどういう活動をなさって、代わりがいなかったというところの結論に至ったのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 私の個人的な部分での知り合い等に電話なり、あるいは会ったときなり、あるいは郡内あるいは県内あたりの教育長会等で人材を探しているというようなことを話をしてきたところでございますけれども、実際におりませんでしたということでございます。

7番（西田直美君） 多分、それで見つかることはほとんどないと、私も想像ができます。実際に本当に探そうと思えば、英会話スクールであるとかそういうところを当たるのも一つの手でもありますし、国際交流会館とかで当たるということもありますし、実際に海外に向かって日本でこういうものがあるということ当たることも、いろいろ伝手はあるのですが、今の段階でそれを変えようという気はないということだろうと思うのですが、変えようと思えば変えているはずなので、変えようと思うつもりはないでいらっしゃると思うのですが、小学校の先生たちへの今度の英語の教育の指導のやり方とかいうところも、ALTで多少賄えるところがあるのですか。

教育長（麻生廣文君） 小学校の先生方は、悉皆の研修でまず県教委の研修がございますので、まずはそれに大きく依頼しているところでございます。それ以外にといったところで、また本町で小学校教諭の英会話あるいは英語教育の研修というのは今回は計上はしておりません。

委員長（久野達也君） ほかに。

5番（児玉智博君） 89ページに戻っていただきまして、小国高校支援補助金というものの、これはずっとここ数年間にわたり出され続けている補助金ですが、具体的に来年度の小国高校がこの補助金を利用して、取り組む事業の内容というのは分かりますか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 小国高校への補助金、180万円の内容についてですが、大きく6つありまして、1つ目が生徒の学力の向上及び進路目的達成に係る事業、それと職員等の研修に係る事業、それと広報活動の事業、それと事務局経費です。それと就学支援事業、それと部活動支援というのが大きな事業の内容になっています。

5番（児玉智博君） 具体的に。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 中身としましては、最初の生徒の学力の向上及び進路目的達成に係る事業の中には、大学生等の交流会あるいは企業の方による講演会、それと検定資格取得に関する補助と進路関係書籍テキスト等の購入などがございます。それと2つ目の職員等の研修に係る事業としましては、新入試制度研究会の参加費等がございます。3つ目の広報活動事業としましては、看板、チラシ、学校新聞などの作成などとなっております。

事務局費の中は、小国高校が事務局となっていますけれども、その中で使う用品や通信費などがございます。

就学支援事業としましては新入学生の補助、それと教科書等の購入補助、それから県外出身者生徒への補助などがございます。部活動に対しては大会に対しての補助ということでございます。

5番（児玉智博君） 部活動補助というふうに最後言われましたけれども、同じページにホッケーの大会補助金というのが、もうすでに組まれているわけですね。これは二重に上げている意味はどういうことですか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 来年度に限らず、今までも別に組まれておりました。実際、今言う発展の会への補助の場合でも予算的には40万円ぐらいの予算だと思いますが、ホッケーの場合のその36万円に対しては、ホッケーが全国大会にまず出場するのが決まってから補助をするということでございますが、これは小国だけではなく南小国との兼ね合いもありますので、南小国町も部活動というか個人に対して補助金は出しているみたいですので、両方だぶる部分がありますけれども、そのあたりはこの発展の会は両町で負担をしておりますので、そこでの兼ね合いも兼ねまして予算をつけているというところがございます。

5番（児玉智博君） あとそれともう1点、職員研修の内容がちよっと聞き取れなかったのですが、新規採用された職員が何とか、新入生か何かちよっともう一回説明してもらっていいですか。職員研修のところ。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 職員等の研修に係る事業の中ですね。新入試制度の研究会の参加費ということでございます。

5番（児玉智博君） 大学入試試験が変わるからですね。その点について、基本的に教職員というのは3年4年もすれば異動していくわけですね。それは県が責任を持つべきところだと思いますし、昨年度は九州大学に合格した生徒もいるでしょうから、大学入試のこともきちんと指導できる先生がいなくていけないとは思いますが、実際その小国高校生の4年生大学への進学実績として、たまにはそういうセンター試験のような一般の入り方をする人もいるのかもしれないですけども、基本的には推薦であったりとか、そういうところがほとんどなんじゃないかと思うのですが、にも関わらず、本来は県費で責任を持つべきところを小国町や南小国町の予算でみるというのは、ただの県費の肩代わりでしかないからですね、そういうのは認めるべきではないんじゃないかと思うのですが。

町長（渡邊誠次君） ずっとこの分に関しては小国高校の魅力と発展の会というところにお出しをしている分でございます。昨年度よりは少し削らせていただいているところがありますけれども、今年はいじめてなのかもしれませんが、両町の町長がきちっと話をし、校長先生と話をし、まずは三者で話をさせていただきまして、小国高校の魅力を上げるために使っていただきたいという話をしっかりとさせていただきました。本来の、当然ですけども、積算根拠として上がってきておりますけれども、それより随分削らせていただいて、今年度180万円出させていただいております。今、局長がお話になった分は去年までの積算で、実績の部分でお話になっておりますけれども、今年度からは県で出さなければいけないものは県で出さなければいけない。小国高校の魅力化のため、永遠の発展のために使っていただく費用として両町としてお出しするというお約束で校長先生と話をしましたので、そういったところに限ってお使いいただけるものというふうに思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかに。

副委員長（江藤理一郎君） 同じく小国高校支援補助金と小国高校ホッケー全国大会補助金のところなのですが、全国大会出場の補助というのが南小国町では全国大会に出たら一人当たり5万円、そしてインターハイかなちょっと分からないですけど3万5千円、これ九州大会でしょうか。そういった形で南小国町の出身の子どもはそういった大会に出られると補助金というか、出ているということですが、小国町に関してはいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 小国町としましては、今言われる高校に対しての補助金、南小国町が出しているような上限5万円というような補助はしておりません。

副委員長（江藤理一郎君） ということは全くないということですか。やっぱり、財源の問題もあるし、小国高校では南小国町の子どものほうが少ないと思いますので、もし小国で出すようになったら5万円かける例えば十何名とかになってしまって、非常に予算的にかかるものになると思うのですが、ただ私は小国だからということで費用が出ない、隣の町の南小国町の子は

出るというようなところは、ちょっとですね、子ども達にとっても少し可哀そうかなと不公平さを感じるところもあるかなとは思っていますので、それは保護者の方しか分からない問題かもしれませんが、いかがでしょう。そのあたり見解はどのように考えますか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 先ほどの発展の会に出している補助金というのもございます。小国郷ですね。そのあたりから、今これ以外には南小国町は補助を出していますので、この発展の会との協議もできれば、そちらからというところで今は考えています。

委員長（久野達也君） ほかに。

5番（児玉智博君） 次のページの90ページの小中高連携事業推進費について伺います。

報酬で学校運営推進員というのがありますが、これは恐らく小中学校の学校運営推進委員の報酬だと思うのですよね。その上で確認するのですが、小中高連携事業推進費というのは違うのではないかと、上げるとすれば小学校費と中学校費のほうに持っていくべきだと思うのですが、そういう考えはないですか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今の小中高、高が入っているというところだと思うのですが、この事業の中に熊本大学との連携ということで夏休みに小中高一同に熊大の学生がこちらに来られまして、そこで学習する機会がある経費もここの中に含まれているということで、高校が全く関係ないということではございません。

5番（児玉智博君） 私が違和感があるのが、小国高校には小国高校で別途、学校運営推進委員というのがあると思うのですよね。この運営推進委員の報酬がここにあるのがちょっと違うのではないかと。学校管理費のほうに持って行くべきではないかという指摘なんですけれども。

委員長（久野達也君） 石原事務局長、18人の内訳を説明しながら説明しないと、内容が。

学校教育係長（後藤栄二君） 学校運営協議会の委員の内訳としましては、メンバーの中には小国高等学校の校長先生も入っております。その他、各大字の協議会長、老人クラブ、婦人会長、民生委員の代表、それから商工会の代表、それから保育園長、小国小中学校のPTA会長、それから校長、教頭、あとは教育委員会事務局となっております。

5番（児玉智博君） 高校の学校長が入っているから、この連携事業というふうになっているんですね。

では、具体的に小中高の連携というのが、その中で話ができているのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） ここの小中高連携事業費につきましては、統廃合してから小中一貫、高校が入ってなくても小中一貫に関わることについては、この小中高連携事業費で上げてきた経緯がございます。高校が入っている事業もありますし、小中だけとする事業につきましてもこの費目で上げさせていただいております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

7番（西田直美君） その小中高連携事業推進費というのが、前年度に比べて159万5千円の減

額になっておりますよね。これは大きく何か減額する項目みたいなものがあったのでしょうか。  
教育委員会事務局長（石原誠慈君） 先ほど概要説明等でもちょっと説明をさせていただきましたが、この159万5千円の減額としまして、今年度の予算には放課後子ども教室、あと夏休み英会話教室、フォローアップスクールに係る予算を社会教育費のほうに組替えをさせていただいて、その他に報酬の減によるものです。

7番（西田直美君） ということは、夏休み英会話とかもまだ今年もやる予定なんですかね。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今年度、今先ほど言いましたように、社会教育に組替えをしております。社会教育の中に地域協働活動事業というのがあります。そこにひとまとめというか、その中で実施をしたいと思っております。

7番（西田直美君） それともう一つですね、検定手数料で119万4千円の予算がついているところですね。これなのですが、内訳は漢検、英検、数学検定まで入って、人数としてはどの程度の人数になっているか、分かりますか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今、検定料の内訳といたしましては、漢字検定については小学校5、6年生が105名です。中学8年生、これが51名、英語ジュニア検定として、これは中学生が対象になります。160名です、7、8、9年生ですね。対策確認テスト、これが7、8年生が106名と9年生が54名になっております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

それでは先に進みます。90ページの幼稚園費から91ページ小学校費、学校管理費、93ページの教育振興費までいきたいと思えます。質問があればお願いします。

7番（西田直美君） 92ページのスクールバス委託料ですね、4千580万円なのですが、スクールバスに関しては中学校もスクールバスにしたらどうかという話があったのですが、今年もスクールバスを中学生が利用することというのは、これは一切入らないですか。

町長（渡邊誠次君） もちろん教育委員会の中の所管なので答えるべきなんでしょうけれども、大きな方針として今年度はしっかり話をして行って、中学生が乗れるのか乗れないのか、また寮の寄宿舎の分等々も含めてきちっと話さないといけないというふうに思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかに。

5番（児玉智博君） 教育振興費の扶助費ですね、就学援助について伺います。まず、この対象となる人数を確認させてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 入学準備金の算定の人数でありますけれども、小学校のほうは5名で上げております。あと中学校もついでに申し上げますと。

5番（児玉智博君） 先に小学校費のやつを。

学校教育係長（後藤栄二君） 全体、学用品費から、入学準備金のみ。

5番（児玉智博君） いや、全部。

学校教育係長（後藤栄二君） 学用品費につきましては、34名です。それから新入学児童生徒学用品費、これは入学してからの入学準備金みたいなものですが2名です。医療費10名、それから修学旅行費6名、給食費34名、入学準備金5名、特別支援教育就学奨励費につきましては、これはこの中で学用品費とか全て含まれております、給食費等もですね、8名で計上しています、中身的には。

5番（児玉智博君） それで、入学準備とか新入学生徒の学用品費というのは、今度1年生になる子は今の時期はそろっていないと困ると思うのですよね。やはり新年度予算、年度が切り替わったの支給じゃなくて、これはもうちょっとまだ早い段階で令和元年度の予算の補正で上げるべきなんじゃないですか。じゃないと困ると思います。要保護、準要保護の方たちというのは、困っている人たちが要保護、準要保護になるわけであって、やはりそういう実態に即した対応をお願いしたいのですが。

学校教育係長（後藤栄二君） この中にあります2番目の新入学児童生徒学用品費、こちらは入学してからその前に申請していない方に支給する入学するための学用品費です。その後にある入学準備金につきましては、来年度新1年生、それから中学校の7年生になる人のための準備金ですので、この入学準備金につきましては3月までに支給できるような体制にしております。入学する前の年度までには支給するような予算組みをさせていただいております。

5番（児玉智博君） 来年度だから、来年度は令和2年度ですよね。

学校教育係長（後藤栄二君） 3年度。

5番（児玉智博君） では、これは5人というのは予測であって、まだ確定した額ではないということですね。

学校教育係長（後藤栄二君） はい。

委員長（久野達也君） よろしいですか。ほかに。

7番（西田直美君） 92ページの学校ICT支援業務委託料71万3千円というのがありますけれども、これは具体的にはどういうことをなさるのでしょうか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今、学校ICT支援業務委託の件ですかね。これは小中学校に予算計上をさせていただいております。学校内でICT関係の支援というかいろいろ教えていただく、それをお願いしようとする委託料でございます。

7番（西田直美君） ということは、まだ具体的に誰がどういうふうにするということは決まっていないということですか。とりあえず、予算だけを計上しておくということですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 令和2年度からはじめてする委託でありますので、今後は業者に見積りを何社か取りまして、業者を決定して教員がICTができるように支援する業務を委託する内容でございます。

7番（西田直美君）　ということは、このICT支援というのは、いわゆる教員向けにリテラシーをつくろうということになるわけですか。

学校教育係長（後藤栄二君）　教員のために、例えば電子黒板の使い方とか電子教科書あたりを、例えば仮にインストールしないといけないものとかあったら、そういった業務も先生方の負担を減らすためにもこういった支援の中に入れていきたいとは思っております。

7番（西田直美君）　はい、わかりました。

電子黒板が入っていて、この間私も学校公開日に見に行ったときに、電子黒板をたまたま使って英語の授業をやっていたのですが、大きなお世話かもしれませんが、学校の教室のカーテンが真っ白なんです。ということは、先生がせっかく電子黒板を使って良い授業をやられていたのですが、画面が真っ白で生徒は見えないんです。生徒が「先生見えません」とか、ここで小さい声で言っているのですが、カーテンを変えてもらうのも、私は一番大きなことだろうと思ってですね。予算がそんなにかからずに、せっかくの画面が私も見えて「あなたたち見えるの」と言ったら、「えー、見えません」とか言うんですが、やっぱりその辺も現場をちょっと見ていただくとうまく分かることがあるかと思います。なかなか先生方から教育委員会のほうに声が上がってこないこともあると思いますので、ぜひ、その辺を見ていただけると助かると思います。

教育委員会事務局長（石原誠慈君）　その辺、確認しまして対応させていただきたいと思います。

委員長（久野達也君）　ほかにございませんか。

副委員長（江藤理一郎君）　電子黒板の件、引き続きなのですが、今回4台、また新しく追加されるということで、今後もまた追加される見込みはありますか。

学校教育係長（後藤栄二君）　今回新たに電子黒板、小学校については4台、中学校については2台計上させていただいております。小学校につきましては、これまでテレビ式の60又は65型の大型の電子黒板が現在2台あります。今後、予算としては6台を計上させていただいて、これは後年度でございます。

それから中学校につきましては、現在6台入っております。今回2台、令和2年度に導入しまして今後は3台を見込んでおります。

副委員長（江藤理一郎君）　ありがとうございます。確か小学校の電子黒板も移動するのが非常に大変というのを聞いておまして、全部でできれば11台あると子ども達がいろんな教室でそれぞれの授業ができるというお話ですので、今回そして次年度も引き続き導入いただけるということで、よかったですと思っています。

町長（渡邊誠次君）　補足させていただきます。今年度を含めて、今からGIGAスクール構想が文科省の進めで国も本気になってするであろうというところで、進んでいくのではないかなというふうに思っております。根本的にいうと、一人一台の端末が必要になってきますし、高速大容量のネットワークが必要になってきますので、それを含めて補正それから来年度の予算に上げさ

せていただいているのが現状ですけれども、やはり大事なところは子ども達にどう手が届くかというところが大事だと思いますので、例えば電子黒板をそろえてもタブレットをそろえても、子ども達に届かない状況がないようにしないといけないと思うので、それがないようにしっかりと事務局まで含めて、学校も含めてG I G Aスクール構想に乗っかってやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 町長からそう言っていただけて大変うれしいですが、いくらハードを入れても使う側の問題で、今現在せっかく中学校にはタブレット端末がパソコン室に入っております。ほとんど使われていない状況だというのが非常に残念だと思うので、教える側の先生のほうの研修とかをできるだけ早めにやっていただいて、実際に使えるように。子どもの側にちゃんと情報が入っていきけるようにということをお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

町長（渡邊誠次君） 現時点でも、いろいろ構想があっております。多分一番新しかったところは佐賀県の武雄市、あそこが一番早かったと思いますけれども、なかなかその時代、もう10年以上前だと思いますが、今の現時点では多分そこもできていない状況が続いております。これなぜかという、人間が変わっていく、それともう一つは時代に合わないと多分後手に回ることが非常に多くなって、例えばそのときにいいだろうと思って配備した、設備をした高速ネットワークも2、3年したら遅れているような状況がありますので、その時々に応じて対応していかないといけない部分があると思います。現時点では文科省が進めるG I G Aスクール構想をやらなければいけないというところで乗っかってはおりますけれども、これを先に準備しようとした地域でも、今のところ高森が非常に先に進んでいるかもしれませんけれども、今のコロナウイルス、この影響で全国でどの学校がこのG I G Aスクールのような端末を使っての授業ができていくかという、早々たくさんあるわけではないというふうに思っています。小国としても対応していきたいとは思っておりますけれども、なかなか現実、今までと同じように難しいところは多々あると思いますので、事務局もしっかりと進めていくという気持ちは持っておりますけれども、実際は難しいのではないかなというところもしっかり思っております。

結論から言うと、昨年私が町長になってから、当然ですけれどもICT教育を進めていきたいという気持ちは持っておりますけれども、電子黒板だったりタブレットだったり、デジタルの教科書だったり、それからそれを使う人間ですね、含めて全てがそろってやっと届くような状況でございますので、予算の面も皆さんには予算の審議をさせていただいておりますけれども、予算と事業と両方とも兼ね備えたような取り組み方をしっかりと行って参りたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

先に進みます。中学校費、93ページの下ですね。それから94ページ、95ページ、96ページの寄宿舎居住費まで、中学校費をいきたいと思います。

5番（児玉智博君） 95ページの備品購入費の中で、図書等購入費についてお尋ねします。先ほどこからICTの話が出ておりますが、私はデジタルの部分だけではなくアナログの部分というのも教育においては必要だと思います。

そこで南小国町で取り組まれておりますきよら塾ですね、ここは担当者の人に話を聞いたら、新聞を利用して塾で授業するらしいのですよね。それが非常に児童生徒の読解力向上に成果が上がっているというお話を聞きました。そこで質問なのですが、図書等購入費の中でこれは新聞というのは購読されているのでしょうか。されているとすれば何紙取られていますか。

学校教育係長（後藤栄二君） 新聞につきましては熊本日日新聞の購読料を各学校、それから寄宿舎とかも計上しています。その費用につきましては消耗品費で対応させていただいております。

5番（児玉智博君） 消耗品費のほうで対応されているということであれば購入はされていると思うのですが、購入された分を校長室や職員室だけに、多分小学校は分かりませんが、中学校は私も中学生のときに確か図書室に置いてあったと思うので、是非そういうふうには生徒も読めるような環境で、やっぱり活字を読み解く力というのは非常に役に立つものですので、役立てていただきたいと思います。

7番（西田直美君） 追加の情報になりますが、熊日新聞は職員室なんですよ。子ども達がやっぱり新聞を読むのは大事だと思ったので私が入って2年目のときですか、図書の先生のほうに提案で子ども達が中学生新聞を読んだほうがいいのか取ったほうがいいのかではないですかということで、お話をして、今も多分取っていると思います。

委員長（久野達也君） ほかにないですか。

5番（児玉智博君） 扶助費のほうで先ほど内容というのは確認しましたので、小学校のほうと一緒にしたいと思いますけれども、それぞれの扶助費の項目ごとの対象者の数を教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 扶助費の内容を説明いたします。学用品費です。中学校23名で上げております。それから新入学児童生徒学用品費、こちら2名でございます。それから医療費6名です。修学旅行費、7名になります。校外活動費、こちら7名で上げております。給食費、こちらは学用品費と同じく23名です。入学準備金、こちらは6名で見込んで計上しております。それから特別支援教育就学奨励費につきましては7名で計上させていただいております。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

では、先に進みます。97ページの社会教育費、社会教育総務費から98ページ公民館費、それから99ページ集会所運営費、文化財保護費までいきたいと思います。

5番（児玉智博君） 集会所運営費について伺います。84万8千円ということで、非常に高額かなと思うのですよね。というのが、自治公民館というか私の地域には集楽館という「らく」は楽

しいと書いて集楽館という城村集楽館というところがあるのですけれども、もちろん光熱費は毎月かかっておりますけれども、どう見ても84万8千円かからないわけですよ。なぜかというのと、昨年度までは賃金という形で上げられていたと思うんですけれども、今回は役務費ということで清掃手数料28万8千円ということで、非常に自分たちが使う集会所を掃除してお金がもらえるという非常に羨ましいような状況があるから、こういうふうになると思うのですよ。やはり、これこそボランティアで使う人たちをお願いをするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

住民課長（時松洋順君） 集会所運営費の清掃手数料につきましては、議員のおっしゃるとおり今までお願いしていた方の部分について有償ボランティアということで清掃手数料をお願いしているところでございます。

この集会所につきましても、旧同和对策特例措置法によりまして、教育施設ということで建てられた経緯がございます。教育関係に今使われている集会所でございまして、運営費のみを住民課のほうで計上してございます。今までの経緯もございまして、有償ボランティアをお願いするということで、本年度も計上させていただいているところでございます。

5番（児玉智博君） 28万円もらえるなら、私も地域の公民館を毎日掃除したいんですけど、やっても出ません。まあ、いいです。

確認なのですが、この集会所の利用実績、昨年度は何日間利用されて、どういった団体が利用したかを、できれば全て教えていただきたいのですが。

隣保館長（吉岡晃宏君） 集会所の利用状況というところなのですが、こちら調べている範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、人権子ども会学習会というのが行われておりまして、そちらは集会所を使ってされております。小学校のほう子どもが約200名、延べ人数ですけれども大人が延べ255人、回数は23回利用しております。続いて中学校なのですが、中学校児童が延べ約100名、大人が延べ97名で25回使用をしております。あと、高校が延べ児童が30名、大人18名の16回になっております。約延べ700名、64回程度でこちらまで把握しております。

また、人権子ども学習会以外では、学校関係者の研修等でも倉原集会所のほうを使っておりまして、小学校のほうで約大人が40名で計2回、中学校と人推協のほうで延べ人数ですけれども大人約90名の約10回、その2つを合わせまして延べ約130名の12回というふうに把握はしております。

以上です。

5番（児玉智博君） まず町の施設なのに、利用状況を全く把握できていないということは、どうということかと。まず、それがおかしい。だって、じゃあ教育委員会に聞きますけれども、町民センターですね、町民センターであればきちんと誰が、いつ、何の目的で利用したかというのは、

当然把握されていますよね。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） はい、町民センターの場合は事前に申し込みをされて、申請された上で貸出をしておりますので、その人数に対しては把握はできております。ただ今、現状にはちょっとありませんので。

5番（児玉智博君） もうね、もう何をしているんだという話ですよ。

ではですね、確認しますが、この施設というのは町の行政財産ですから町のもので。町民共通の財産だというふうに思います。なのに、誰か特定の人が好き勝手に使うことができるのですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 先ほどの質問の前に、訂正のほうをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。先ほどの人数が、こちらの把握しているところではとお伝えしましたが、すみません、私の言い方がちょっと誤りがありまして、その人数でこちらは報告をいただいております。

もう一つの質問であります、その目的についてなのですが、この集会所のほうは、あくまでも教育というところでの目的で建てられているもので、隣保館のほうでは運営上のお金等はお出しておりますが、基本的に教育のほうでの使用というところが行われているのがほとんどかなというところ。実際、ほかの目的として使うかどうかということにつきましては、そういったところも踏まえて、こちらのほうでは検討させていただきたいと思うところではあります。

以上です。

5番（児玉智博君） まず、じゃあもう把握しているという言い方に語弊があったと。これしか使っていないということであれば、年間56日しか利用されていないということになりますね。であれば、この施設を維持すること自体が果たしてどうなのかということになると思います。やはり、町民センターとか、もう既に新しい施設、隣保館もありますけど、やっぱりあるわけですから、やはりそういう効率性というのを今後考えていくべきだということをお願いして、終わりたいと思います。

委員長（久野達也君） ここで、暫時休憩に入ります。2時15分から始めます。

（午後2時05分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

3番（穴見まち子君） 98ページの貸付金のところですけれども、奨学金の貸付けですね、前年度の利用率と今年はどのくらいの枠を作っているかをお願いします。

社会教育係長（宮本竜二君） 令和元年度の貸付金ですけれども、高校生が1名ございまして14万4千円でございます。

以上でございます。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

3番（穴見まち子君） では、18の小国町子ども会育成連絡協議会の補助金ですけれども、去年の段階でどのくらいの団体が利用しているか。それと多分、利用していないところもあると思うんですよね、どんな活動をされているかというところをお願いします。

委員長（久野達也君） どなたが回答しますか。

社会教育係長（宮本竜二君） 小国町子ども会育成連絡協議会の補助金についてでよろしかったでしょうか。こちらのほうは、活動は下城子ども会、西北子ども会、黒淵子ども会、上田子ども会のほうで利用しております。

以上でございます。

3番（穴見まち子君） 町の宮原のほうは活動をされていないというところですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 現在のところ、宮原子ども会につきましてはまだ組織化が以前はあったのですけれども、今のところございませんで、活動はしておりません。

3番（穴見まち子君） 中身として、活動はどんなことをされているのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 下城子ども会につきましては、レクリエーション、卒業生イベント、西北子ども会につきましては、プール解放、どんどや、レクリエーション、黒淵子ども会につきましては、ほっぼ蓬莱祭、どんどや、イベント等、上田子ども会につきましては、本年度は活動がなかったということをお聞きしております。

以上でございます。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

7番（西田直美君） 97ページの報償費のところで、人権子ども会学習会指導者謝礼で90万円の予算がついておりますが、これは何名で単価としていくらというのはいっていますか。

社会教育係長（宮本竜二君） 令和元年度の実績について御説明いたします。令和元年度は指導者が小学校が19名、中学校が17名、高校が20名で令和元年度の総回数ですね、小学校につきましては255回、中学校が97回、高校が18回ということで、合計の370回。1回あたり2千円でございますので、指導者謝礼としましては74万円となっております。

以上でございます。

委員長（久野達也君） はい、それでは1点だけ私のほうから。

実は昨年、平成30年の分を決算議会のときに質問させていただいた部分に伴ってなのですけれども、予算がないから質問がしづらいのですけれども、そのとき、この町民センターもきちっと出来上がって、町民センターが単なる貸館ではなくて、社会教育あるいは生涯学習、カルチャーの部分で公民館費として活動すべきではないかという御質問と意見を述べさせていただいたのですけれども、今回の中にそういったような具体的な予算が繁栄されていないように思われまし

たので、今の現状を御説明いただきたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 公民館的な活用ということにつきましては、確かにしっかりできていない部分があるかなと思っております。予算を立てた部分では宿徳大学がございまして。その他には文化祭等で使うということもございましてけれども、教育委員会主催ではあまり予算を立ててまで考えてはおりませんが、予算がなくてもできる内容というのを考えていこうということで、内部では考えているところでございます。

委員長（久野達也君） 是非、お願いいたします。先ほど総体的な説明のとき石原局長からの説明にもあったように、歴史教材等ができて、それを教材化していくのであれば、ある意味住民への勉強会じゃないですけど、小国の歴史を学ぶ機会等も可能じゃないかなと思っておりますので、是非お願いしていききたいと思います。

5番（児玉智博君） まず婦人会への補助金が98ページにあります。68万円。これ前年度実績に基づいて出てきているのかなと思うのですが、対象となる連合婦人会があって、その下に各大字単位の婦人会がありますけれども、人員数はどうなっているのでしょうか。

社会教育係長（宮本竜二君） 人員数ですけれども、今年度実績はまだ出ていないものですから、その前で報告させていただきますと、宮原が50名、下城が66名、黒淵が121名、北里が96名、合計で379名でございます。

5番（児玉智博君） これは全て正会員ですか。賛助会員を除く数がこうなるのでしょうか。

社会教育係長（宮本竜二君） 正会員でございます。

5番（児玉智博君） では、この68万円という数字なのですが、これは会員一人あたりの単価があって、それを掛け合わせた数なのか。それとも別の積算根拠があるのか、説明をお願いします。

社会教育係長（宮本竜二君） これにつきましては、細かいところまで今のところ、手持ち資料がありませんけれども、大字への交付金としまして4字へ33万8千740円、その他事業費としましてふくし夏まつりやグラウンドゴルフ、しめ縄作りなどに19万8千181円、幹部会費、連合会役員会で5回開きまして2万6千円、あと研修会に25万2千326円、旅費に1万2千円、報酬に役員報酬としまして4名分で2万円、あと通信費、雑費等で合計で総事業費が122万5千707円、うち68万円が町補助となっております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 実は黒淵の婦人会が連合婦人会をもしからしたら今度の15日に正式に決まるらしいんですけども、脱退をするかもしれないと。かなり可能性が高いという話なんですけれども、今の説明で分かりますとおり、黒淵が圧倒的に他のところと比べても人数が多いわけです。もしそうなった場合、それでもこの68万円満額支給するのでしょうか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 婦人会補助金ですけれども、今現在68万円という補助金を

出させていただいております。今、宮本のほうから支出の内訳を説明させていただきましたけれども、一応実績というか前年度の実績が上がってきます。それを見てというか協議というか、実績に応じたところで考えてはいきたいと思っています。

5番（児玉智博君） それと併せて質問したいのですが、御存じのとおり黒淵が抜ければ、要は半分の大字では連合婦人会に加わっている組織というのがないところが半分になるわけです。では、連合婦人会に加わっていないからといって今までのような活動、地域貢献なんかは全くないかと言えばそうではなくて、黒淵の場合もまだ正式には決まっていなですけども、15日の総会で了承されれば大字黒淵協議会の婦人部としてボランティア活動は続けていくというふうに聞いております。恐らく上田や西里ですかね、もうすでにないのが、ところも同じようにいろいろな地域の行事、敬老会とか特に女性の力が発揮される場においては、やっぱり女性がいないければそういう地域活動が成り立たないわけですね。ところが、半分のそういう地域は同じような活動をしているのに町が全く支援しないというのは、何かそのうちですね、変じゃないかなというような感じがするのですが、今後どういうふうに考えられますか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今現在ある婦人会の役員あたりもいらっしゃいますので、そのあたりと一度状況的なものも含めて話をさせていただいて、今後どうするか考えていきたいと思っています。

5番（児玉智博君） ぜひ、そういう話をしていくのは婦人会の人たちとするのも大事ですけども、すでに少なくとも2つの大字は抜けた地域の御婦人方もいらっしゃるわけですから、そういう方とのお話をしていくことも大事だと思いますので、そちら側ともぜひ話してみてください。

7番（西田直美君） 97ページの報償費で、地域学校協働活動協力者謝礼というのが31万9千円上がっております。これは去年から始まった分の室原先生が推進員をなさっていらっしゃる分の活動についての協力者の方々への謝礼かと思うのですが、これは大体何名ぐらいで、どういうことを内容として、単価はいくらぐらいでというふうな計算になっておりますでしょうか。

社会教育係長（宮本竜二君） まず、地域学校協働活動の講師等の謝礼について御説明させていただきます。内容としましては中学校のフォローアップスクールの講師としまして、これは地域未来塾で考えております。これにおきましては、熊大生のほうに6名ほど、これは講師として考えております。

次に小中学校夏休み学習会、これは英会話の学習会ですけども、これも中学生におきましては地域未来塾として考えております。これはYMCAの外国人の方12名ほどを講師として考えております。

次に小学校の放課後英会話学習会の講師としまして1名、それと小学校の放課後、今度はパソコン教室のほうを今考えております。そちらのほうで2名ほど考えております。

以上でございます。

7番（西田直美君）　ということは、これは小中学校で今、女性の方々がボランティアなどでお裁縫教室とかに入ってお手伝いをしていただいていると、そういうものとは一切関係ないわけですね。

社会教育係長（宮本竜二君）　すみません。私の説明のほうが無漏れておまして、地域学校の協働活動の謝礼としまして、先ほどおっしゃいました室原さんが推進員ということで、主に進めていただく方なのですが、その方の分と、あと地域学校協働活動の運営委員の方のほう約14名ほどですね、PTA関係者や社会教育関係者、児童福祉関係者、地域住民の方等を約10名ほど考えております。そういった方への謝礼等もあります。

以上でございます。

7番（西田直美君）　すみません、ちょっと説明がよく分からなかったんですが、さっきおっしゃったのは講師謝礼のところ53万円のことを、先ほど熊大生とかいうのはおっしゃったわけですね。私が伺ったのはその地域学校協働活動協力者謝礼のほう、その31万9千円のほうの内訳を知りたかったのですが、それは地域の方々への。室原先生へのというのもこれに入っているのですか。これに入っていないのですよね。

社会教育係長（宮本竜二君）　室原先生につきましては、地域学校協働活動推進員に当たりますので、その分が含まれております。先ほどの31万9千円の中の内訳として入っております。

委員長（久野達也君）　よろしいですか。

7番（西田直美君）　私が伺いたかったのは、協力で来られているこの間はおぐちゃんを見ていたら、中学校の吹奏楽部と一緒に和楽器をというのをやったり、中学校も家庭科のお料理のときにお手伝いに来てくださったりしていたのですが、そういう方たちへのお礼というのは、これには入っていないのですか。

教育長（麻生廣文君）　この地域学校協働活動というのは、今年度、起こすことができましたのが地域未来塾がございます。それから放課後子ども教室、それからその他の地域学校協働活動というのがございまして、例えば去年ミシンだとか裁縫等をお願いをした方々はボランティアになっておりますので、報償はそれに対してはございません。新たと言いますか、これまでやっておりましたけれども整理ができた部分で、町の無料塾としてあげられたフォローアップだとかYMC Aその他、それから小学校における英会話、あるいは今年度からパソコン教室を開きたいと思っておりますが、ここににつきましては未来塾であったり放課後子ども教室のもとということで、ここをお世話していただく方々には謝礼が出るということで考えております。地域学校協働活動全体においては室原先生のほうに引き続きお願いするというので、さっきのお金の中に入っております。

以上です。

委員長（久野達也君）　はい、よろしいですか。

5番（児玉智博君） 文化財保護費の関係で100ページ、流湿原の管理委託料が出てきております。流湿原にサギソウがあるので、それを保全するためのものだというふうに思うのですが、小国の場合はそれを委託しているわけですね。南小国町も志津川のオキチモズクのことは毎年生息の確認を役場の職員が行っていて、毎年熊日でも調べましたと。今年を見てみると、暖冬だったせいか水温が高くて、いつもよりちょっと少なかったということも書かれていますが、直接南小国町は教育委員会が保全のための活動をしているわけですね。

具体的にその流湿原の管理というのは、どういう管理をしているのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） まず、流湿原につきましては、名原大鶴牧野組合のほうに管理をお願いしております。理由としましては、流湿原は名原大鶴牧野組合が管理する原野でありまして、その維持管理と盗掘防止のための巡回を委託するのにふさわしいためでございます。委託内容としましては、監視を年間18回、4月から9月は月2回、それ以外は月1回の合計18回。それと草刈りを年2回、野焼き、そして希少植物等の盗掘がないか等を監視、そのとき見てもらっています。それと、希少植物につきましてはサギソウ、これが7月から8月頃に咲くのですが、それと教育委員会のほうで教育長を始め私たちのほうで生息を見て回っております、毎年。サギソウ、それからオキナグサ、リュウキンカというのが流湿原のほうに生息しております、その辺の調査をしております。それは絶滅危惧種のほうに入っておりますので、こちらのほうで調査をしております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 18回監視をしてもらっているということでしたが、こういった形で報告であるとかをもらっているのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 報告書のほうでいつ行ったという報告書が上がってきておりますので、そちらのほうで確認しております。

5番（児玉智博君） それで、近年の生息状況というのはどのようになっているのでしょうか。

社会教育係長（宮本竜二君） 私がこの担当になりまして3年です、私が見る限りでは例年ほとんど、範囲的にもさほど生息範囲が変わっていないと思われまます。サギソウ、オキナグサ、リュウキンカにつきまして、ほとんど変わっておりません。

5番（児玉智博君） それでは委託している業務に加えて、担当者の宮本さんと麻生教育長も見て回るということでしたけれども、何回見て回られているのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 大体、サギソウであれば7月から8月ぐらいですので、その間に咲き始めから中間、そして枯れるぐらいの間を大体見ております。

5番（児玉智博君） だから、何回見るのですか。サギソウだけではなくて、オキナグサとリュウキンカも確認されるのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） サギソウについては大体年間3回ぐらいは見ております。その他オ

キナグサ、リュウキンカにつきましても2回ぐらいは見ております。

3番（穴見まち子君） その下の14工事請負費の旧国鉄宮原線の幸野川橋梁補修工事ですかね、300万円。これについての説明をお願いします。

社会教育係長（宮本竜二君） 旧国鉄宮原線幸野川橋梁につきましては、昨年度、国道の上を通っている橋でして、落下がありましたものですから橋の点検委託のほうをお願いしまして、そしてそこで悪い部分を来年度修理しようということで、新県道の上部に当たる部分なんですけれども、その劣化しているコンクリートの塗装をやり替えて、雨水の浸透を防ぎまして、コンクリートの劣化防止そして冬季になりますとつららが張ることがありますので、その対策を講じまして県道通行車輛の安全性の確保を行いたいと思っております。

以上でございます。

3番（穴見まち子君） あそこは、多分その近くの所の町道のほうは、拡張工事か何かあるんじゃないですかね。違うですか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今、宮本が言ったのと一緒になるかもしれませんが、今度新しく県のほうで県道が来年度、令和2年度で通るのですが、今回はその上部の部分のこの補修工事を行うということです、でよろしいでしょうか。

副委員長（江藤理一郎君） 同じく宮原線の橋梁ですが、これもスクールバスも通るので、つららが1メートル50センチぐらいありましたので、これが落ちると怖いなと思っていたので、補修していただけるのは大変ありがたいと思います。ただ1点、財源の内訳として、町100%となっておりますけれども、例えば文化庁のほうでも登録文化財の建物の修理等の国庫補助事業があると、私のほうでは把握しておりますけれども、宮原線の幸野川橋梁は登録有形文化財だと思いますので当てはまるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

社会教育係長（宮本竜二君） 補助につきましては、国指定でありましたら通るのですが、なかなか国登録となりますとそれよりも下の部分になってきますので、厳しい段階でございます。それで町単費となっております。

以上でございます。

副委員長（江藤理一郎君） はい、分かりました。

それから、もう一つですね、塩井川のほうに汐井川橋梁というのがあります。これも町道ですかね、塩井川の温泉があるところ、山川線。山川線のところに汐井川橋梁というのがありまして、あれも私が宮原線とかの関係で専門家の方が以前1年ぐらい前に地震の調査で来られたときに、幸野川ももちろん地震で痛んでいましたけれども、それ以外に汐井川橋梁がちょっと今後不安だなというような話をされておりました。また特にここは山川線という形で車も通ったり通行人もあつたりすると思いますので、このあたりも次の次とか、また調査と点検もしていただければなというふうに思っています。お願いします。

委員長（久野達也君） ほかになれば、先に進みたいと思います。100ページの交流多目的施設費、町民センター費について、質疑があればお受けします。よろしいですか。

それでは、先に進みます。102ページ、保健体育費です。保健体育総務費、体育施設費、給食センター費について、質疑があればお受けします。

5番（児玉智博君） 林間広場の管理について、今までは臨時職員の人を雇用する形で草刈り清掃をお願いしていました。ところが、そういうやり方をやめて林間広場の清掃の手数料として年2回の草刈りと体育施設費ということで林間広場だけではなくて各旧体育館のトイレなどと合わせて清掃を委託するというご回答いただいておりますが、結局、日常的な林間広場という杉山が周りにありますので、風が強かったりしたら杉の葉が落ちてきたりとかすることも考えられると思うんですね。そういった場合は臨機応変に対応できるんですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 内容を今回、会計年度任用職員になることに伴いまして、小国ドームそして林間広場、小国ドームほか社会体育施設3名の方に臨時職員として今までやっていただいたところを見直しまして、小国ドームの管理、そして林間広場の清掃と社会体育施設の清掃ということで、その社会体育施設の清掃のほうをサポートセンター悠愛のほうに、今委託しているところでございます。そこでサポートセンター悠愛のほうに、林間広場のトイレを来年度やってもらおうと思うのですけれども、そのトイレ以外に林間広場の周辺だったり、軽作業ですね、草むしり等をお願いしておりますので、その辺の杉が散ったりとかその辺のは賄えると思っております。

以上でございます。

委員長（久野達也君） ほかに。

7番（西田直美君） 103ページ、委託料のところの小国ドームの管理委託料というのが120万円なのですが、これは小国ドームの管理はどちらがやっていらっしゃるのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） これは今まで臨時のほうでお願いしていたところを悠愛クラブのほうにお願いしようと考えております。

委員長（久野達也君） ほかにございせんか。

それでは、最終の107ページに特別会計繰出金、坂本善三美術館特別会計繰出金というものがございまして、ここについては後ほど特別会計でも出て参ります。

一応、歳出、本日該当する部分は終了しましたが、質疑漏れ等ございせんか。

それでは、暫時休憩をいたします。3時から始めます。

（午後2時50分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

委員長（久野達也君） それでは歳入に入ります。歳入は14ページの下段、分担金及び負担金の

老人ホーム入所者負担金からとなりますけれども、私のほうから指名していきながら進めたいと思います。老人ホーム入所者負担金から下の養育医療保護者負担金までが、本日の所管課となっております。質問があれば、お受けします。よろしいですか。

では、次のページ15ページが使用料の中の総務使用料、2建物使用料、被災者支援住宅関係が本日の所管課です。よろしいですか。

では、民生使用料、地方改善施設住宅使用料から隣保館使用料までが本日の所管課となっております。よろしいですか。

では次のページ、16ページです。同じく使用料の中で6教育使用料、こちらは教育委員会です。よろしいですか。総務手数料、ここはかなり入り混じっておりますので、指名します。自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料から印鑑登録まで、それから下の2つ、マイナンバー通知カード再交付、マイナンバーカード再交付、犬の登録及び注射済手数料が本日の所管課となっております。よろしいですか。

では17ページです。17ページは全ての項目、本日の所管課です。よろしいですか。

では次、18ページ、子ども・子育て支援事業補助金から風しん抗体までが本日の所管課です。飛びまして、へき地児童生徒援助、それから4つ目の特別支援教育就学奨励費補助金までが本日の所管課となっております。よろしいですか。

国庫委託金の中の総務費委託金で、中長期在留者住居地届出等事務委託金から最後の障害児施設措置費負担金までは、本日の所管課です。よろしいですか。

では、県負担金のほうに入ります。県負担金、児童手当負担金から養育医療給付費負担金まででないでしょうか。

それでは先に進ませていただきます。次、県補助金です。総務費補助金の中の人口動態調査事務補助金、それから消費者行政強化事業補助金、社会福祉費補助金、児童福祉費補助金が本日の所管課となっております。

それでは20ページをお願いします。20ページが上段の子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金から衛生費県補助金の早産予防対策事業補助金までが、本日の所管課です。よろしいですか。

では次、同じく県補助金の中の教育費県補助金です。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、それから地域学校協働活動推進費補助金、それから下に下がりまして社会福祉費委託金の中の人権啓発活動地方委託金、それから一番下の給食費委託金の中の支援学校給食委託金です。よろしいですか。

それでは22ページをお願いします。22ページは財産運用収入の中の奨学金事業基金積立金利息収入が教育委員会所管となっております。よろしいですか。

それでは23ページの基金繰入の奨学金事業基金繰入金、それから特別会計繰入金として地方

改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金が本日の所管課となっております。質問ありませんか。

それでは先に進ませていただきます。24ページ、中段以下の貸付金元利収入の中の災害援護資金貸付金元利収入、それから奨学金貸付金元金収入、下の保育園費受託事業収入が本日の所管課です。

5番（児玉智博君） この災害援護資金貸付金元利収入であります。10万円の予算を見込んでおりますけれども、これは間違いなく10万円というのは前年度から10万円のマイナスですね。取れるのですか。

福祉課審議員（河津佐和子君） 現在、災害援護資金の貸付金の返済をされている方が2名ほどおりまして、現在、納付計画の中に毎月1万円という納付の計画、契約をいただいております。ただなかなか計画どおりに入っていないという部分がありまして、一応実績を基にこの金額で計上しております。

5番（児玉智博君） 納付計画が1万円で2人いるなら、少なくとも24万円は入ってこないとおかしいわけですね。なら、もう2名いて10万円なら同じぐらい払ったとして1人5万円として、計画の半分以下ということになります。やはり、どうですかね、毎月1万円どころが年間5万円払うのも苦しいような状況であれば、何か支払の免除であったりとかそういうふうな手立てを考えることはできないのですか。

福祉課審議員（河津佐和子君） 児玉議員がおっしゃるとおり、確かにそういうこともあるかと思っておりますけれども、これがかなり前に貸し付けてあるものでして、その当時条例、規則等ではそういう部分がちゃんと定められていなかったということがありまして、去年の12月の議会でも出させていただいたのですけれども、災害援護資金につきまして、貸付利率だとか保証人の件だとか、その率の改正とかもさせていただいたのですけれども、それと同時に国から示された法の改正に伴いまして償還の免除でありますとか、支払猶予ですとか、そういう法改正がっておりますので、今後の扱いについてはその法に基づいて調査等も必要ですけれども、そういう方も出てくるということもあるかと思っておりますけれども、今貸付けの返済を行っている方々については、まだちょっとそこまでできていなかったという感じで、今まだ返済をいただいているような状況です。

5番（児玉智博君） かなり前ということは、まだ若い頃ですよ、借りた時は。けどもだいぶ時間がたてば、年を取って働くこともできなくなったりとか、恐らくそういう状況になっているんじゃないかなと思います。あまり、町の事務負担を考えても、そういう取るあてのない人に毎月やっているかどうか分からないけど、定期的に面談をしたりとか請求書とか督促状を送ったりとか、そういう行為に対しても事務経費というのは掛かってしまうと思いますので、そういう法律に基づいて適切に処理をしていただければと思います。

福祉課長（生田敬二君） 前も数回そういうお話もいただいたところです。今、担当の審議員のほうから話もありましたけれども、そういう法的なところも踏まえまして、これまでも数度面談等もしておりますけれども、本人たちが全く払わないという形でもないものですから、そこも含めて、また話をしていきたいというふうに思っております。

今回の予算計上に関しましては、先ほど申しましたように実績に伴うような、ある程度入ってくる見込みのあるところでの予算計上をさせていただいているというところでございます。

委員長（久野達也君） それでは、先に進みます。25ページ、雑入の電話料も含まれますけれども、中学校寄宿舎、体育施設自販機、実習生受入、悠ゆう館、それから1つ飛びまして一時預り事業、それから3つ飛びまして地域生活支援事業、それからまた3つ飛びまして太陽光発電、それから5行目の高齢者等活動支援促進施設負担収入、それから4つ飛びまして地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入、それから2つ飛びまして地域交流促進事業収入、指定研究推進事業補助金が本日の所管課となっております。よろしいですか。

それでは26ページをお願いいたします。学校給食収入、現年度分それから滞納繰越分、それから下のほうの保育園の給食収入、職員分それから実習生となっております。ここが本日の所管課です。よろしいですか。

それでは、歳入全体を通して質疑があればお受けします。よろしいでしょうか。

それでは、歳出歳入についての質疑は終了いたします。

以上で、本委員会に付託を受けました一般会計の歳入歳出予算の質疑が終了いたしました。

質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第20号、令和2年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

本議案は渡邊町長にとってはじめての当初予算であります。本委員会所管の予算の中には、子ども医療費助成で高校生等の給付方法が中学生以下同様に一部の医療機関で現物給付が拡大されるなど大きな前進面も見られます。多くの保護者や子ども達の願いに応えるものであり、大変喜ばれると思います。しかし北里町政時代の不公正な歳出や無駄が数多く引き継がれており、賛成できません。

顧問弁護士委託料は町のその他の多くの委託契約の際に行われている複数の業者からの見積りが次年度も行われずとしております。財政の効率性公平性の観点から問題であります。

乗合タクシーについては、路線バスが廃止された沿線にも関わらず町中心部であることを理由に乗り場が設けられていない地区が残されています。こうした地区のお年寄りからは、公立病院に通うためにタクシーを利用しているが、片道600円もかかる。同じ宮原でも片田の人は30

0円でタクシーに乗れるのに、高齢者が運転すると危ないからと言われて免許を返したのに、あとは知らんふりなんてあんまりだと、こういった声が出されています。乗り場の数を増やすよう、改めて求めておきたいと思います。

人権政策費353万4千円のうち、170万円は部落解放同盟小国支部への直接的補助金であります。しかもその4分の3は同盟員の旅費に充てられています。同盟の活動費のほとんどを税金で賄っていながら、その用途がこのような状況というのはあまりに不公正であるといわなければなりません。住民課長は答弁で、部落差別の具体例として結婚差別と就職差別を挙げました。その上で近年、町で部落差別と認定した事象はないとしました。小国町において、部落差別は解消しているのではないのでしょうか。住民課長は部落差別の特徴を世襲されるとしましたが、そうだとするなら、その原因は解同に言われるがままの人権政策なのではありませんか。

また部落差別が日本固有のもので、分かりにくいというふうに言われましたが、しかし差別が分かりにくいというのは何も部落差別だけではありません。女性差別も女性自身が差別されていることに気付いていないという問題があると言われてしています。MeToo運動やあるいは、それから派生したKuToo運動というのがありますが、女性であることを理由に仕事中にパンプスの着用を義務づけられるのは、それは女性差別だということで大変な署名が集まっています。安倍総理も参議院の予算委員会で女性であるということを理由に、パンプスの着用が義務づけられるのはそれはおかしいと、そういうふうに答弁しています。あまりに小国町の人権政策が部落差別問題に偏ってしまっているがために、その他の町民がまさに当事者になっている差別問題に、あまりに盲目になっているのではないのでしょうか。私はこのことを極めて危惧するものであります。こうした不公正の根底にあるのは、そもそも町長や職員の既得権となっている、まるで小遣いのような日当を止めようとしなない行政の姿勢にあることも指摘しておきたいと思います。行政が自らの襟を正し、正面から同和予算にメスを入れ、解同ありきの人権政策を脱却し、真に町民のための人権政策へ転換するよう求めておきたいと思います。

歳入の面では、ふるさと納税による寄附金は3千万円しか予算計上されていません。今年度は2月の段階で6千万円を超す寄附が寄せられているにも関わらず、あまりに向上心のない目標設定であると感じます。ふるさと納税自体は本来、国が自治体間の財政格差を埋めるための交付税をこの間削減させ続けてきたために、地方が苦肉の策として編み出したものでありますが、今や地方にとっては重要な財源となっています。県内でも玉東町や南小国町は9億円や6億円と小国町の10倍もの寄附金を集めています。引き続き返戻品の充実やポータルサイト、仲介業者の活用方法を見直すことで歳入を確保し、教育や福祉の充実に繋げていただくことを求めまして、討論といたします。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 討論というには、私をはじめのことですので討論というほどのことになら

ないかもしれませんが、採決をする前に一言申し上げたいと思います。

委員長（久野達也君） 討論は、賛成か反対の意思表示をしてから行ってください。

7番（西田直美君） 私は自分自身の勉強不足の部分もありますし、御苦勞されて今までやってきたものもあると思うので、賛成はいたします。

しかしながら、一言賛成の前に100%の賛成ではないというところでの討論をさせていただきます。だめ。そういうのはだめ。

委員長（久野達也君） 条件付きの討論はだめ。

7番（西田直美君） では、やめます。

副委員長（江藤理一郎君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

厳しい財政状況のなか、町民の生活にできるだけ影響のない形で予算を組んでいただいていると評価しております。私もまだいろいろな面で努力していただきたい点はあると思いますけれども、賛成の立場から述べさせていただきます。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（久野達也君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は可決承認すべきこととされました。

次に議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号については一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。

福祉課長（生田敬二君） はじめに、福祉課所管の各特別会計予算の説明でございますけれども、先般の本会議におきまして概要での説明をさせていただいておりますので、本日詳細の御説明は割愛をさせていただきたいと思っております。令和2年度の予算全体額につきましてのみ、報告をさせていただきます。

国民健康保険特別会計予算総額で10億8千355万9千円、対前年度で282万3千円の増額、0.26%の増加でございます。

介護保険特別会計予算総額で11億7千52万7千円、対前年度で823万2千円の減額、0.70%の減少でございます。

後期高齢者医療特別会計予算総額で1億2千53万1千円、対前年度で674万7千円の増額、

5.93%の増加となっております。

なお、各特別会計予算編成の際の基本的な数値となります被保険者数につきまして、福祉課資料の6を配付させていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

住民課長（時松洋順君） 続きまして、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、御説明いたします。

この予算につきましても、先日の全員協議会の中で御説明させていただいておりますので、私も総額を御説明させていただきます。

歳入歳出それぞれに、総額62万1千円の予算となっております。また、今年度までの特別会計となる予定でございます。

以上です。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） それでは坂本善三美術館特別会計予算について、説明をさせていただきます。

先日の本会議では、総括表で説明をさせていただきました。今日は66ページ、明細について説明をさせていただきます。

66ページをお願いします。まず、歳入でございます。美術館使用料、325万5千円。これは美術館の入館料でございます。その下にあります一般会計繰入金、833万円。一般会計からの繰入金でございます。それと雑入として54万円、内訳としましてはミュージアムショップの売上48万円、美術教室参加費6万円でございます。

続いてそのした67ページ、歳出の明細でございます。来年度、令和2年度美術館が開館してから25年を迎えます。25周年記念を計画していることを御報告しておきます。

67ページの一般管理費予算額が1千212万5千円です。主なものといたしましては1報酬、462万5千円、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。7報償費、講師謝礼9万円、美術館事業に係る展覧会及び美術教室開催における講師の謝礼でございます。失礼しました90万円です。続いて11役務費の中の下から2つ目にあります台本製作料50万円、これが新規で計上させていただいております。先ほど申し上げました25周年記念事業として、県外から作家を招待し、坂本善三美術館と町民との関わりの中から生まれる演劇作品を作成予定にしております。そのために、子ども達と住民とのワークショップを行いながら台本製作、シナリオですね、シナリオ作りを予定しております。そのほかにつきましては通常の美術館に係る運営管理に係る経費でございます。

簡単ですが、以上で令和2年度坂本善三美術館特別会計予算について、説明を終わらせていただきます。

委員長（久野達也君） それでは、これより議案第21号から議案第25号まで、順次質疑に入っ

ていきたいと思ひます。ページを追ってという部分ではなくて、歳入歳出一括のところを進めさせていただきますと思ひますので、まずもって小国町国民健康保険特別会計予算、1ページから18ページまでについて質疑があればお願いいたします。

5番（児玉智博君） 被保険者数も福祉課資料6で議会が開会してから出していただきましたが、被保険者の世帯数も人数もですね、人数でいけば6.2%、147名、約1年間のうちで減っていると。それにより保険税収入も下がってくる一方で、非常に給付費が増えていっているということで、財政運営が非常に大変だということで、そうだろうと思ひます。そうした中で、なるべく健康になってもらわないといけないし、もし病気をした場合であっても早期に治療にあたっていくということが非常に大事だろうというふうに思ひます。

そうした中で、この17ページの健診関係の予算がそれぞれ組まれておりますけれども、近年の受診率の動向と、そして次年度の目標を、すでに運営協議会で聞きましたけれども、改めて教えていただければと思ひます。

健康支援係長（高村純子君） 近年の特定健診受診率の状況と目標値をお伝えします。

平成29年度は特定健診率47.7%でした。平成30年度は52.6%で国の目標値の60%に近づいてきました。しかしながら、今年度11月時点ですが、50%前後になる見込みであります。平成30年度から町は国の補助事業を活用して受診勧奨を行ってきており、平成29年から30年度は5ポイントほどの上昇がありましたけれども、今年度はその反動がきて、また50%前後となる見込みであります。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、ここに出されている予算がもし使い切ったとして、その50%前後ということになるんですかね。

あとですね、もう1点伺います。その検診を受けた場合で再検査などになった場合は、やはりこれは必ず受けて、それ以上悪くならないように、また治療に繋げていかなければ、せっかくその検診を受けた意味もないんですよ。ところが、小国町の場合、再検受診率がどこで引っかかったかによっても数値は違うそうなんですけど、16%とか非常にですね、じゃあ残りの84%の人はどうなるのだろうかとか非常に心配になってくるのですけれども、やはりここも引き上げていかないといけないと思ひますが、この再検受診率についての目標はお持ちですか。

健康支援係長（高村純子君） 先ほど、一般会計のほうで申しましたが、がん検診の健診受診率が50%で、要精検がこちらが90%。特定健診におきましては、受診勧奨域にある人は全件電話、訪問、手紙、いずれかの方法で必ずアタックをして、病院受診に繋がったかどうかはレセプトで確認するか訪問で確認するかしておりますので、100%を目指しております。

以上です。

5番（児玉智博君） はい、非常に大変なことだとは思ひますが、やはりそれを一方で頑張ってい

かないと、いくら医療費を給付しても足りないようなことになると思いますので、頑張っていたらというふうに思います。

もう一点が今回、本委員会には出てませんが、運営協議会に出していただいた資料の中で、小国町の人々の病院へのかかり方の傾向として、非常にいよいよ悪くなってから病院にはじめてかかって、だからもう既に悪い状況になっていますから、給付する医療費も高くなっているのではないかという分析をお聞きしました。やはり風邪にしても、慢性的な病気にしても、早め早めにかかっていくということが大事だと思いますが、なぜ小国町がそういうふうな、他の県内の自治体と比べても、そういう傾向にあり、またそういう分析をされて、それを解決していくための事業などは来年度は考えていらっしゃるでしょうか。

健康支援係長（高村純子君） かからない人が病院にかかっていない現状というのは、近隣町村同じような傾向がありますので、恐らく医療機関が近くにないとか、少ないとか、そういうことも影響しているのかなとも思います。ただ言われましたように、医療費が高額になる疾患や介護認定者の有病率が多い疾患で、かつ予防可能な疾患が大きく分けて3つあるとっております。脳血管疾患と心疾患と慢性腎不全を減らすということが、医療費の適正化、健康寿命の延伸につながると思っております。その3疾患に共通するリスクとして、高血圧・糖尿病・脂質異常症があると思っておりますので、この3疾患を減少させるために私たちはまず特定健診を受けていただきたい。そして、異常があれば特定保健指導を受けていただきたい。またメタボには該当しなかったけれども、検査値に異常がある方は必ず病院につなぐということを来年度も徹底してやっていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりある程度、若いうちからそういう自分の体に常にですね、悪くなる前からですよ、健康な状態のときから自分の体に向き合って、健康に対する意識を上げていかないと、私も中年ですけど中年になってから今から痩せようと思っても若い頃のように痩せないわけですよ。それで、若い頃から関心を持っていただくということが大事ですが、やはりただ若い人に検診を受けてくださいと言っても、それは響かないと思うんですよ。だから、そういう若者の人へのアプローチの方法を考えたほうがいいと思うのですが、何も予算をかけなくてもできると思うのですよ。小国町の医療機関の中に小国整形外科というのがありますが、公式LINEを作って週に3回、月曜と木曜と土曜日に必ずメッセージを送ってこられるのですよね。例えば最近だとコロナウイルスの話題が非常に多くて、マスクも品切れになっていますけど、だけでも手洗いが大事ですからというような、そういう呼びかけを行われているんですよ。ですから、そういう役場もSNSで言えば公式のフェイスブックのアカウントがあるのですけれども、なかなか福祉部局からの発信というのがないわけじゃないですけど、日常的にないわけですよ。やっぱりそういうところを活用して、粘り強くやっていくことなんかも取り組まれて、できればS

NSの発信に返信をすれば、それで特定健診の申込みができるとか。それはもう、そうしようと思うとお金がかかるかもしれないですから、ちょっと先の話になるかもしれないですけど、そういうことも考えられたらどうでしょうか。

健康支援係長（高村純子君） まず一般的に40代の未受診の理由を述べさせていただきます。大体が「忘れていた」「時間がない」「自分は健康だ」「自治体からの情報不足」という声が多いです。なので、私たちは適切な人に、適切な方法で、適切なタイミングで情報を届けることが大事だということを思っております。

また40代ではなく、40歳をターゲットとした様々な効果的な受診勧奨も考えていかないといけないと思っています。40代から50代が受診しやすいような実施方法の検討、国は休日や夜間の開催も考えるようにとされています。休日の開催はやっておりますが、夜間の開催はやっておりませんので、他の自治体の取組などを参考に、効果的な手法の確認をしていきたいと思っています。また先ほども言われました、がん検診のときも言いましたけれども、町のホームページやフェイスブック、公式LINEも開設していただくように、今お願いしておりますので、あらゆる手段を活用して受診勧奨をしていきたいと思っています。

以上です。

5番（児玉智博君） 去年秋に、私はこの健康診断を受けたのですが、その報告会の御案内もいただきましたので、今までももらっていたのですが、今回去年はじめて参加して、非常に参加して良かったなど、いい話が聞けたなと思いました。しかし平日の昼間ということで、秋でしたので隣保館であったんですけど、健診を受診した人はたくさん何十人といたのですが、せっかく良い話が聞けるのに、多分片手で数えられるぐらいの人数しか集まっていらっしゃらなかったもので、ちょっともったいないなという気がしたのですが、やはりそういう所で聞ける話をですね、教育分野ではICTのタブレット活用という話も出ていましたけれども、そういうのも福祉部局も特に若者に向けた発信方法として、参加しなくてもそういうお話や情報を得られるように持って行っていただければと思います。

終わります。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

では、私のほうから1点。当然、この資料にありますように被保険者世帯数と減少傾向にあります。そしてなおかつ国民健康保険税については、国民皆保険ということで、そのほかの保険に属しない人は全て加入ということで、例えば会社に勤めていてリタイアした方だとか、いわゆる所得の確かに減少した、あるいは年金だけになったという方々が入る可能性が高いかと思います。農業者、自営業者は当然おられますけれども、そんな中で療養給付費であったり医療給付費であったり、歳出は当然医療費ですので係ってくる部分なのですから、それに伴う部分として当然国民健康保険税がございます。国民健康保険税で賄いきれない部分は一般会計からの繰入れが

大きく占めてこようかと思えますけれども、そんな中でこの9ページ、その他繰入金、420万円ではございますけれども、この420万円のうちに、例えばこれが法定外繰入というふうに確認してよろしいですかね。

福祉課長（生田敬二君） 当初予算を編成するに当たりましては、通常言われるところの法定外での一般会計からの繰入金というのは計上はしてございません。ここの部分は、これもちょっとルール分となりますけれども、細かく書いていないですけど、例えば助産費用にかかった分の、すみませんちょっと率まではあれなんですけど。

委員長（久野達也君） 助産費用は上から2段目です。

福祉課長（生田敬二君） すみません。ちょっと時間をいただきたい。

通常言われるところの財政赤字補てんをするというような形での繰入金ではないということになります。ちょっと何のためかは今調べています。

委員長（久野達也君） では、この420万円については上に書いてあるところの基盤安定だとか出産育児、あるいは財政支援という部分と別に繰出基準として認められた部分の一般会計からの繰り出しというところで、解釈していいということですね。

福祉課長（生田敬二君） はい。そういう形で御理解いただければと思います。

お答えさせていただきます。420万円のうちの300万円につきましては、国保の事務費相当分ということでの繰入れで、この分については一般会計から繰り入れをさせていただいて。

委員長（久野達也君） そこは繰出基準外ですよ。

福祉課長（生田敬二君） そうですね。

委員長（久野達也君） 事務費。

福祉課長（生田敬二君） 町のほうでの取り決めで繰り入れをさせていただいているというものでございます。それと50万円は地方単独分ということで、町単独で事業をしている分の繰入金をさせていただいているという形。

委員長（久野達也君） 確かに国民健康保険税、財政運営上は厳しいものがある。そしてなおかつ、先ほど冒頭私も申し上げましたとおり、その加入者の負担をいかに軽減を図っていくか、そのためにも一般会計で健康診断も行いますし、当然特別会計の中でも人間ドック等を通じて医療費の高騰につながらないような施策は取っているかと思えます。ただ、国民健康保険税に療養給付費や何かはもろに影響してこようかと思えます。そんな時にその税負担が必ずしも現状を維持できるのか、将来的にそれなりの負担を願わなければならないのか、当然今後の推移になるうかと思えますけれども、それを必ずしも上げないがための一般会計からの繰出基準外繰入では、今度は逆に社会保険労働者の方々、あるいは組合保険に加入している方の合意が、必ずしも得られるとも限らないかと思えます。応分の負担も会計の中では当然必要だと思いますし、ただ軽減を図ることも町が運営する保険ですので、難しい部分は十分承知した上で、やっぱり繰入基準につ

いては大切にしていけるべき部分があるんじゃないかなと思います。

いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 国保の財政的な部分で言えば、今委員長と先の児玉議員からもあったのですが、中期的長期的に見れば、まず住民の方の健康が第一という考えのもとで、医療費の削減に長期的につなげていきたいというふうにも思っています。ただ、毎年毎年の予算編成におきましては、どうしても委員長が言われましたように財政基盤が弱い保険制度、国保制度でございまして、その中で検討していく必要があるというふうに思っています。今、ちょうど申告があつていますが、その年の住民の方の所得の状況によって大きく変わってくるものだと認識をしております。歳出に伴う保険税という形になりますので、今の制度では過去3年間の医療費が基になっています。それをベースにした形で被保険者数の減少やいろいろ計数を調整して、納付金というのが定められてくると。その納付金を払うために保険税、保険料の算定という形になります。いずれにしても、例えば今年度でいけば、今申告が終わりまして所得等が出まして、保険税の算定試算をしていくような形になって参ります。その中で必要な部分については、また次の議会等でも提案をさせていただくという形になるかもしれませんので、そこについては御理解いただきたいと思っています。

町としましても、委員長が言われましたように、それ分は必ず確保するんだというか、その辺の数字的な状況も見ながら、原則一般会計からの繰入れはないところですが、全く考えないという形ではなくて、所得状況、被保険者数状況を見ながら、そこら辺は検討していきたいというふうに思っています。

委員長（久野達也君） はい、よろしくお願いします。

ほかに質疑等ありませんでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。19ページ介護保険です。19ページから42ページまで、歳入歳出一括して質疑があればお願いします。

5番（児玉智博君） これも福祉課資料6を見てみますと、65歳以上の第1号被保険者の人数はマイナス9ということで、前年とほぼ変わらないような状況になっております。認定者の数も要支援で、要介護が19人というので少し少なくなったかなという感じですけど、介護認定率が21%から20.4%と若干下がったような状況ですね。まず確認なのですが、介護認定の申請が出た数と、それで実際に認定された人の割合はどれぐらいになるのでしょうか。

地域包括支援係長（永江直美君） 要介護認定者数なのですが、平成30年度の数なのですが、けれども昨年が591件、介護保険の申請が上がっております。そのあと調査をするのですが、けれども、そこで非該当になっても2次判定のほうを介護認定審査会のほうでするのですが、そこで「自立」と判定される方は本当に少ない数、正しい数は出してないんですけども、本当に少ない人数という状況です。

5番（児玉智博君） それでは既に認定を受けている方で見直しがあって、それで「要介護」から「要支援」とかですね、軽度の判定に見直される方の数というのは、大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

地域包括支援係長（永江直美君） 正確な数は今持ち合わせてないのですが、例えば骨折や脳梗塞とかで入院しまして、入院して退院が近づくと介護保険の認定をされる方が多いのですが、その状態で申請をして調査をすると比較的介護度が高い状態で結果が出てくるんですね。また、自宅に戻って認定期間、半年から1年、2年の方もいらっしゃいますけれども、そこを過ごしていくうちにいろんな総合事業だったり、介護保険のサービスを使うことで機能が回復して改善される方はいらっしゃいます。ただ、数的には把握ができていない状況です。

5番（児玉智博君） やはり、介護認定率が下がっていて、特にこの要介護認定者の人が19人と特にここが3.9%も減っていますので、確認させていただいたのですが、後日でも結構ですので、詳しい数が分かりましたら教えていただければと思います。

委員長（久野達也君） ほかに質疑等ございませんか。

では、先に進ませていただきます。43ページから52ページ、後期高齢者医療特別会計です。歳入歳出通して質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

では、次です。53ページから60ページまで、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計です。歳入歳出を通して質疑があれば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは61ページから68ページまで、坂本善三美術館特別会計です。歳入歳出を通して質疑があればお願いします。

5番（児玉智博君） 開館25周年ということで、25年というと私もまだ当時は小学生ぐらいの頃だったんですね、できた頃は非常にきれいだったのですが、かなり25年という建物老朽化というのがこれは避けられないというふうに思います。いろいろ柿渋で外壁なんかを塗ったりして、なるべくお金のかからない形で努力はされているかと思いますが、でもやっぱり屋根などが特殊な形ですのでやり直そうと思えば足場などを組まないと絶対に危ないからできないと思うのですが、今後の維持管理計画などでまとまったというか、高額な修繕費用なんかが必要になってくることはあるのでしょうか。

社会教育係長（宮本竜二君） 先ほど議員がおっしゃいました屋根につきましても数年前、修繕をしております。あと昨年ですけれどもシロアリ駆除もしまして、下の床のほうもしました。

それと今後は電球のほうがLED化をしていかないといけないものですから、そちらのほうで徐々に係ってくるかと思えます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 分かりました。

それとあそこの駐車場についてなのですが、基本的に借りていますよね。ということで、毎年

毎年借り賃というのが必要になってくるのですが、やはり基本的にあそこの場合は美術館に来た人のための駐車場であって、大型バスなんかでも最近はどうか知らないですけど、前は結構大型バスなんかでお客さんも来たりしているときもありましたので、やはりそれは必要な部分だと思うのですよね。ですが、やっぱり駐車場というものはきちんと町が所有しておくべきだと思うのですよね。やはりこの取得交渉というのは、なかなか簡単には譲ってくれないのでしょうか。でも、続けていくべきだと思いますが、次年度以降もそういった努力はされるのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） この件につきましては、例年といたしますか、運営協議会等でも話も出たりいたしますので、粘り強く交渉していきたいとは思っております。これまで呼びかけたことは数度ございますけれども、気持ちが伝わっていくまでやるしかないなというふうに思っておりますので、できれば町の駐車場にという気持ちは変わっておりません。

委員長（久野達也君） ほかに。

副委員長（江藤理一郎君） 私も運営協議会の委員として、年に2回ぐらい参加させていただくのですけれども、いつも思うのが携帯の電波が非常に入りにくいですね、美術館。電話を取るときもなかなか切れたりするので。電波が入りにくい状況というのは、どのように把握されていますか。何か電波塔が近くにないとか、若しくは杉の木がちょっと邪魔をしているとか分からないですけど。いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） その携帯が入りにくいというのは、今の時点で多分そうだと思います。そのあとの状況としては、今確認をまだしていない状況でございます。

副委員長（江藤理一郎君） 近くに鉾宮様があって御神木があって、枝もだいぶ茂っている状況もあって、善三美術館が日陰になっているような所もだいぶあるのかなと思いますので、それは御神木ですからなかなかあれですけど、携帯の電波についてはぜひ検討をしていただけたらいいのかなと思います。お願いします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 美術館職員にも確認させていただきたいと思います。

委員長（久野達也君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 1点いいですか。役務費で台本製作料というのを説明があったかもしれませんが、聞き逃しておりましたので、どういった台本かお願いします。

社会教育係長（宮本竜二君） これにつきましてはイメージなんですけれども、空間表現を考えているのですけれども、例えばオリンピックの開会式のような空間全体を作品とする、その場その時にしか見れない作品として、そのための舞台構成そして出演者、演出、音楽、映像のようなもののほか、必要な道具機材等を決めていくのが今回の台本作成でございます。ちょっとオリンピックというのは大きな表現の仕方になりましたけれども、そんな感じでございます、まだはっきりとしたのは決まってはいたのですけれども。

5番（児玉智博君） 何か映像作品をつくるということですか。それか舞台。ちょっとよく分から

ないんですけど、基本的に台本というとPR動画か何かを作るから、そのためのせりふであったりそういうのかなと思ったんですけど、誰が何をするのか言ってもらわないとよく分かりません。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今台本作成についてなんですけど、一応この25周年記念ということで作っていくのですが、2年がかりで。来年3年度に上映したいと。上映というか、その作品のですね。結局言うと、今言ったように空間的な表現といいますか、そういうのを学芸員のほうがいろいろ準備をしている状況で、最終的には2年後の令和3年に上映はするという状況で、その準備として今年度は地域住民の方やワークショップを通じて、そういう題材を県外から作家を招待して作りましょうと、準備をしましょうということで、今年度は今言った台本、その上映する台本シナリオを考えていきたいと思います。

5番（児玉智博君） 準備段階で50万円と。具体的な形が全くすみません、私もそういう難しすぎて分からないのですが。令和3年度にはどれぐらいの予算をかけてから、それをやるつもりなのか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） まず、その事業のスケジュール的なところをお話させていただきます。まず令和2年度5月から9月にかけて、その作家の人をお願いをして来町をしていただく。

5番（児玉智博君） それがまず誰か。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） それは岡山県在住の方ということを知っています。

5番（児玉智博君） 名前は。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 石川さんという方です。吉典さんという方です。5月から9月に来町していただいて、小国町の中でリサーチや住民とのワークショップをしていただくということでございます。その後9月から12月にかけて、そのリサーチしたものやワークショップを受けて展覧会を行います。これが25周年でつくる善三展のプロローグ開催というのをします。そこまで準備をしていくのですけれども、令和3年1月から3月に令和3年度の演劇、いまさっき言いました題材を集めたところで台本の作成をしていくということで、今年度にはですね、ということでスケジュール的にはそういったことで聞いております。

予算的なところですが、まずこの50万円の謝礼の中ですけど、この台本のほうですね、50万円につきましては。

社会教育係長（宮本竜二君） 50万円の内訳について御説明させていただきます。ワークショップだったり展覧会の作製謝金で20万円、岡山県からの旅費につきましては、小国のほうに計5回ほど来ますので20万円、滞在費として10万、合計の50万円を見込んでおります。

作家についてですけれども、石川吉典さんという方で1980年生まれのインディペンデントキュレーター、フリーの学芸員ということです。岡山県の玉野井市在住の方でして、美術館建設

や作品の作製マネージメントに関わっておられます。2017年以降はフリーのキュレーターとして各地の美術館やアートプロジェクトの企画実施に携わっており、地域と深く関わりながら地域の素材を生かした新しい価値を見出す活動を展開されている方でございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） ちょっとよくあれなんですけどね、25周年というのは基本的に坂本善三美術館の目的というのは、坂本善三画伯の顕彰というのが大前提にあると思うのですよね。結局、25周年というのであれば、ふだんあまり展示されていないような、たくさん所蔵していると思いますので、なるべくならそれをたくさん見てもらうことを考えたほうがいいと思うのですが、この石川吉典さんというのは学芸員資格は持っているということですけども、学芸員にもいろいろ自然科学の分野で化石や考古学やそういう恐竜の化石とかいろいろ専門分野があると思うんですが、この石川吉典さんという方の専門は何ですか。そしてまた、坂本善三作品に対して何か専門的に勉強している人ですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 石川さんは美術館やアートプロジェクトの企画実施に携わる学芸員ということはお聞きしております。あと、善三先生のほうに深く携わっているかどうかは、私のほうでは定かではありません。申し訳ありません。

委員長（久野達也君） すみません。時間がオーバーしてしまいました。

ここで暫時休憩いたします。4時25分から始めたいと思います。

（午後4時12分）

委員長（久野達也君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後4時25分）

委員長（久野達也君） ほかに質疑。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 先ほどの演劇ですかね、その部分でこの事業の目的をお話させていただきます。

まず、この開館25周年記念といたしまして、演劇でつくる善三展ということで行うということです。善三先生の作品をもとに住民参加で演劇作品をつくることによりまして、これまで坂本善三美術館が培ってきた美術館と人々のつながりを表現する演劇づくりをするということで、幅広い役割の住民の人たちに参加を促すことで、多くの住民の方に参加してもらうことによって、美術館をより身近に感じる機会としたいと。また住民参加で絵から生まれた演劇を作製するというユニークな活動を町内外に広くアピールしていきたいという目的でございます。マスコミ等もこれをするによって注目を集めるといいかなということで、この事業を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 分かりました。最初からそう言っていただければ良かったような気がするの

ですが。

もう1点です。さっき言った駐車場の土地の件なんですけど、やはり取得ができればそれが一番いいと思うのですが、できない場合も登記簿上の名前の方も25年前はお元気だったかもしれないですけども、やはり高齢になってきてお亡くなりになれば、その相続というのでも発生するわけですよね。だからそのあと、相続がどうなるのかと。誰の権利になるのかと。相続が発生すれば、今使用料をお支払している人以外にもその権利を主張してくる人が出てきて、どうすればいいか分からないというような状況にもなりかねませんので、その辺の情報を把握することはされておいたほうがいいかなと思いますので、指摘しておきたいと思います。

委員長（久野達也君） はい、ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論につきましては議案ごとに行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案第21号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第21号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

社会保障であり、また医療保険であるこの特別会計であります。高すぎる保険税に町民の生活が苦しめられ、ひいては地域経済の衰退にすらつながっています。本来、人の命を守るための制度があるべき姿はどうあるべきか、今一度考えるときにきているのではないのでしょうか。

昨今、高すぎる国民健康保険料が国保制度の構造的な危機となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしています。それゆえに、全国知事会、全国市長会などの地方団体は、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張をしています。国庫負担の増額は欠かせません。同時に地方自治体が住民の暮らしを守る立場から、財政負担に努力することも必要であります。こうした観点から見て、資産割を廃止し、所得割や均等割などへの振り替えを次年度は見送ったことは当然の判断であったと思います。

加えて、保険事業では特定健診の受診率はこの間、一昨年が52.6%とその前の年度の47.7%から5ポイント近く上がったわけですが、しかし国が求める60%にはまだまだ及んでいません。その振り戻しということで、昨年は50%前後になるのではないかとと言われておりますが、次年度の目標もこれと同水準の目標であるというのは、やはり少しでもこれを上げていくのであれば、もうちょっと高い目標設定があってもよかったのではないかというふうに感じました。とは言え、現場はなかなか被保険者の人もそれぞれ個別の状況があるなかに応じての対応でありますから、大変ではあると思いますが、今一度、目標がこれでいいのかというのは、考えていただければと思います。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。

それでは議案第22号 令和2年度小国町介護保険特別会計予算について、討論ございませんか。  
5番（児玉智博君） 議案第22号、令和2年度小国町介護保険特別会計予算についても、反対をいたします。

反対する理由は、やはりこの間、見直しのたびに改定されてきた介護保険料が際限なく引き上がっていております。これは引き下げの改定を行うべきであると考えますから、反対をするものです。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。

それでは次に、議案第23号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 議案第23号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療熊本県の広域連合が被保険者であります。この会計については、毎年巨額の繰越金が発生しております。本来であれば、この広域連合が判断をして、被保険者から集め過ぎた保険料が繰越金として毎年毎年繰り越され続けております。これを保険料引き下げのために活用すべきであるのに、それがなされておられませんので反対するものです。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。

それでは次に、議案第24号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、討論ございませんか。

それでは次に、議案第25号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、討論ございませんか。

ほかに、討論ないようです。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第21号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（久野達也君） 挙手多数であります。

よって、議案第21号は可決承認すべきこととされました。

議案第22号 令和2年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（久野達也君） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は可決承認すべきこととされました。

議案第23号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(久野達也君) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は可決承認すべきこととされました。

議案第24号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(久野達也君) 全員挙手であります。

よって、議案第24号は可決承認すべきこととされました。

議案第25号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(久野達也君) 全員挙手であります。

よって、議案第25号は可決承認すべきこととされました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

総務文教福祉常任委員会に付託された議案は、全部終了いたしました。よって、本日の令和2年第2回総務文教福祉常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久野達也君) 異議なしと認めます。

以上で、令和2年第2回総務文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後4時35分)

令和 2 年

第 1 回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令和 2 年第 1 回産業常任委員会会議記録	
日 時	令和 2 年 3 月 12 日 午前 10 時 00 分開議 午後 1 時 37 分閉会
場 所	おぐに町民センター 3 階 議場
出席委員 及び議長	熊谷 博行 松本 明雄 時松 昭弘 大塚 英博 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 朝日 さとみ
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 20 号 令和 2 年度小国町一般会計予算について 議案第 26 号 令和 2 年度小国町簡易水道特別会計予算につ いて 議案第 27 号 令和 2 年度小国町農業集落排水事業特別会計 予算について 議案第 28 号 令和 2 年度小国町水道事業会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	令和 2 年度一般会計及び特別会計予算及び水道事業会計予算 の審議を行い採決を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。  
産業常任委員長

# 令和2年 第1回 産業常任委員会

令和2年3月12日(木) 午前10時00分～  
おぐに町民センター 3階 議場

朝日 書記
-------

大藏 商工観光係長
--------------

長谷部 林政係長
-------------

安達 上下水道係長	佐々木 情報係長
--------------	-------------

長 農政係長	宮崎 産業課審議員
-----------	--------------

小野 建設課審議員	秋古 情報課審議員
--------------	--------------

村上 農業委員会事務局長
-----------------

渡邊町長
------

秋古 建設課長	北里 情報課長
------------	------------

時松 委員
-------

熊谷委員長
-------

松本副委員長	大塚委員
--------	------

藤木 議会議務局長
-----------

## 議事の経過 (h. 2. 3. 12)

委員長（熊谷博行君） おはようございます。

ついに、選抜高校野球も中止になったということで、もう高校生の俗にいう春選はほとんどの競技が中止になったと思います。昨日が東日本大震災の命日ですかね、確か2011年の3月11日金曜日、2時40何分だったと思いますが、死者が関連死まで2万2千人超ですね、2万2千人というとなかなか想像がつかないのですが、南北小国の人口が0になる以上の大変な問題だと思います。2011年、平成23年といえは今の3期目の議員がはじめて予算委員会に参加して、緊張していた頃だと思います。9年前でございます。私も個人的に9年前はいろいろですね、人生の中でいろいろあった年でもございます。3月末には何でか知らないのですが、気仙沼にボランティアに行ったのですが、雨で中止になって途中から観光になりまして、竜飛岬まで行って、津軽海峡冬景色を雨の中歌った覚えがございます。私の話はどうでもいいのですが、本題にいきたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は産業常任委員会ということで本当にお忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど委員長からも言われましたとおり、コロナウイルス、毎日口に出さない日はありませんけれども、WHOからもパンデミック宣言が出されました。当然のように、国も県も動いております。ここでも何回も私のほうからお伝えしたとおり、日々情勢が変わってきておりますので、議員の皆さま方にも町で国県から下りてきた情報、また町の情報を逐一お知らせをしたいというふうに思っておりますので、また本当にそういうときはFAXでもお流ししたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

また、本日は、情報課、建設課、産業課、農業委員会、各課御説明をいたさせますので、御審議方よろしく願い申し上げます。お世話になります。

委員長（熊谷博行君） ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長（熊谷博行君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月9日の本会議で本委員会に付託されました議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について、議案第26号 令和2年度小国町簡易水道特別会計予算について、議案第27号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第28号 令和2年度小

国町水道事業会計予算についてとなっております。

はじめに、本常任委員会に付託されました議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算を議題といたします。

議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いします。併せて配付資料等があればお願いいたします。

今後はずっと着座でよろしく申し上げます。

情報課長（北里慎治君） それでは、情報課所管の令和2年度一般会計予算状況につきまして、一般会計歳入歳出予算により説明をさせていただきます。

最初に予算書の3ページをお願いいたします。総括の歳入でございます。情報課に関する款名といたしましては、12分担金及び負担金、13使用料及び手数料、15県支出金、それから飛びまして4ページになりますが、20諸収入でございます。情報課が所管しますところの歳入総額は1億1千643万6千円ございまして、総歳入額の2.24%となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。総括の歳出でございます。情報課に係る款名といたしましては、2総務費、5農林水産業費、6商工費でございます。情報課が所管しますところの歳出総額は2億5千337万2千円ございまして、総歳出額の4.87%となっております。

では、まず歳出から説明させていただきます。お手元の予算書32ページをお願いいたします。款の2総務費の中の2文書広報費です。この目は、広報おぐに、ホームページに関する歳出でございます。主なものとしましては、需用費の印刷製本費201万4千円で、広報おぐにの印刷費でございます。令和2年度につきましては、毎月2千700部の印刷を予定しております。

次の、使用料及び賃借料でホームページシステム使用料118万8千円で、年間使用料として計上させていただいております。文書広報費の予算総額は348万円となっております。

続きまして、38ページをお願いいたします。9防災情報施設費です。この目は、屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出です。主なものは委託料の中で、コミュニティーFM放送局施設業務運営委託料718万円です。防災情報施設として設置されましたコミュニティーFM放送局の運営を委託するものでございます。防災情報施設の予算総額は1千177万7千円となっております。

次に40、41ページをお願いいたします。40ページの下の方になりますが、目の13地域情報基盤管理運営費でございます。この目は光ファイバーケーブルの管理運営に関する歳出です。主なものとしまして、41ページになりますが委託料の中で、施設・設備保守点検業務委託料1千900万円で、光ファイバー関連施設の施設整備の保守点検を行うものでございます。

続きまして、光ファイバーケーブルの利用者からの問合せなどに、町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託料として294万円を計上させていただいております。

次に、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託料924万7千円で、地上デジタル放送、自主放送、FM告知放送等に関連する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託料としまして618万7千円を計上させていただいております。

次に13使用料及び賃借料のCS番組使用料につきましては、10番組の使用料381万9千円でございます。

続きまして、14工事請負費で、映像センター内の機器更改を令和元年より行っておりますが、来年度はFM告知システム設備の更改を実施する予定でございます。予算としまして4千800万円の計上であります。地域情報基盤管理運営費の予算総額は1億314万2千となっております。

次に飛びまして76ページをお願いいたします。款の5です。農林水産業費の目1水産業振興費でございます。18負担金、補助及び交付金の中で小国漁業協同組合補助金として38万円を計上させていただいております。

次に同じく76ページ、款6商工費の目1商工総務費です。職員3人分の人件費となっております。

次にその下になりますが、目の2商工振興費でございます。この目は、商工業の振興に関する歳出でございます。主なものとしまして、77ページ18負担金、補助及び交付金で商工振興事業補助金450万円、小国町創業支援事業補助金100万円を小国町商工会へ補助し、商工業の振興地域の仕事支援を行っております。また、資格取得支援事業補助金としまして4万円を計上し、従業員等の資格取得費用に補助を行い、人材の定着や事業の活動の活性化を目指しております。商工振興費の予算総額は914万1千円でございます。

次に同じページで目の3観光費でございます。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営、観光施設の維持管理に関する歳出でございます。主なものとしましては、1報酬として、地域おこし協力隊1名分、240万円を計上しております。ASOおぐに観光協会事務員として募集するものでございます。

次に78ページ、役務費の中で、警備手数料477万2千円です。これは鍋ヶ滝公園の警備につきまして、これまでは賃金で計上しておりましたが、会計年度任用職員制度の制定によりまして、賃金という課目がなくなったことによりまして、警備手数料として計上させていただいております。

次に同じページ、委託料の中で、観光情報発信業務委託料500万円でございます。小国町の観光情報発信などを行うための業務委託料をASOおぐに観光協会へ委託するものでございます。なお、これは過疎債のソフト事業対象となっております。

次に同じく78ページの委託料の中で、鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料750万円でございます。

これまで臨時雇用賃金として計上しておりましたが、新年度より業務をASOおぐに観光協会へ委託することを考えております。

次に14工事請負費でございます。下城滝周辺整備工事として1千万円を計上させていただいております。下城滝は人気が高く、また地元住民からの要望も高いことから、展望所の設置を計画しております。

次に17備品購入としまして、ゆけむり茶屋厨房機器購入費700万円でございます。平成9年度建築当初から20年をすでに経過をしております、厨房機器の老朽化等が進んでいるため、入れ替えを行うものでございます。

次に79ページ、18負担金、補助及び交付金で、小国町観光協会へ補助金1千300万円につきましては、小国町管内への観光客の誘致に取り組むための補助金として計画しております。

観光費の予算総額は7千406万5千円を計上しております。

次に80ページでございます。目の5北里柴三郎博士顕彰費でございます。新年度も博士の新紙幣千円札肖像画採用に伴う啓発活動の一環としまして、様々な取り組みを行うために、総額191万円を計上させていただいております。その中で、7報償費30万円につきましては、グッズ、料理、お土産についてのコンテストを行おうと思っております、その費用として計上させていただいております。

次に歳入の説明をさせていただきます。14ページをお願いします。12分担金及び負担金、目の1総務費分担金です。光ファイバー加入分担金として1件あたり3万円でございますが、10件分の30万円を予定しております。

次に15ページ、13使用料及び手数料の目の1総務使用料の中で、3設備使用料です。光ファイバー使用料5千43万2千円のうち現年度分5千23万2千円、その下滞納繰越分として20万円を見込んでおります。

次に15ページになりますが、目の4商工使用料でございます。鍋ヶ滝公園直販所使用料18万2千円でございます。これは1年間の施設使用料でございます。その下、鍋ヶ滝公園入園料は5千100万円を見込んでおりまして、その下、土地使用料はソフトバンク携帯中継機器として年間使用料7千円を予算化しております。

次に16ページをお願いいたします。13使用料及び手数料の目の1総務手数料でございます。光ファイバー休止・再開手数料として50件分、7万5千円を見込んでおります。

次に21ページの上段でございますが、15県支出金の中で、目の7災害復旧費県補助金としまして、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業132万9千円ですが、このうち42万9千円を観光費の阿蘇観光復興加速化委員会の負担金及び90万円を北里柴三郎博士顕彰費に充当しております。

次にその下、電源立地地域対策交付金640万円でございますが、観光費の14工事請負費の

下城滝周辺整備工事に充当することにしております。

次に同じページで15県支出金、目の3商工費委託金でございます。県有公園施設清掃管理委託金1万4千円でございます。この委託金は杖立温泉内の県有施設である駐車場の清掃委託金でありまして、歳出の観光費の委託料の中で歳出をするようにしております。

次に25ページをお願いいたします。20諸収入の目1雑入でございます。伝送路利用収入5万円、中段あたりになりますがIRU利用収入600万円、番組配信利用収入6万円、光ファイバー引込工事費収入57万7千円、物品汚損料1万円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

以上、簡単ではございますが、歳入の成績を終わらせていただきます。

なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、予算資料、情報課資料(1)で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で簡単でございますが、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長(木下勇児君) おはようございます。産業課所管となる令和2年度予算の概要説明をさせていただきます。

はじめに歳出のほうから、説明をさせていただきます。産業課が所管します部分は、款の5農林水産業費で、項の1農業費から項に2林業費にかけてでございます。予算書の64ページ、目の1農業委員会費から75ページ上段の目の2林業振興費までとなります。途中の農業費の目の10団体営土地改良事業費から目の12特定中山間保全整備事業費につきましては、建設課の所管となります。産業課所管の歳出総額といたしましては、2億9千369万6千円となっております。対前年比としましては、骨格予算に肉付け予算を含めた額との比較で、1千486万円ほどの増となり、率にしまして対前年比105.3%となっております。主な増減理由につきましては、各種補助事業の事業量の増減と地域おこし協力隊の費用の増によるものです。

それではページを追って説明させていただきます。

64ページから65ページ中段までが目の1農業委員会費で、こちらは農業委員会の運営費等の費用が計上されております。農業委員の人数は8人です。そのほか、先日の全員協議会終了後に説明させていただきました農地利用最適化推進委員につきましては、今年7月の改選期を迎えるに当たり、新たな任期から現行の6人から12人体制にして負担軽減を図り、遊休農地の解消や農地の集約化、貸し借りの相談業務など幅広い業務に対応できる体制にして参りたいというふうに考えております。

続いて目の2農業総務費です。こちらは産業課職員10名分の人件費が主なものとなっております。

続きまして、66ページ中段から目の3農業振興費です。ほとんどが負担金補助となっております。

まして、主なものは2段目の有害鳥獣防除柵設置事業補助金として、ソーラー式の電気柵設置に対しての助成を行うものです。

続きまして67ページ、目の4水田農業構造改革対策事業費におきましては、18の負担金、補助で事業名はそれぞれ違いますが、上から国費、町の単独費、県費の補助金により、水田農業における経営所得安定対策事業を小国町農業再生協議会のほうで事業が行われておりますので、それに対する事務的経費として補助するものです。

続きまして、目の5中山間地域等直接支払推進事業費としまして、68ページの中段に18負担金、補助で中山間地域等直接支払交付金事業補助金7千75万3千円がございます。こちらにつきましましては、日本型直接支払制度のくくりの中で、中山間直接支払として令和2年度より第5期対策の取り組みが始まります。集落協定数は28組織が引き続き事業に取り組むように見込んでおります。

続きまして、目の6畜産業費でございます。こちらにも負担金、補助金が主なものとなっております。負担金、補助及び交付金の下から2段目の共進会開催事業補助金が昨年と比較すると増額となっております。こちらにつきましましては、5年に1回開催される全日本ジャージー共進会が今年度宮崎県で開催されるに当たり、その参加費用に対する助成を盛り込ませていただいております。

続きまして69ページ、目の7担い手育成推進事業費でございます。18負担金、補助において、農業担い手支援給付金420万円がございます。これにつきましましては、農業振興と将来の担い手農家の育成を目的としまして、小国町農業担い手支援給付要綱に基づき給付を行っております。今回実数で5人分を見込んで計上させていただいております。

次に目の8手づくりの館施設費と次の目の9悠工房施設費でございます。こちらは施設の維持管理に係る経費を計上させてもらっております。

続きまして、71ページをお願いします。目の13多面的機能支払費でございます。こちらにつきましましては、先ほど中山間直接支払の中でも申しましたが、日本型直接支払制度の枠の中で本事業にも取り組んでおり、多面的機能支払交付金3千500万円を見込んでおります。29の活動組織において、それぞれの地域に合わせて農地維持、共同活動、施設の長寿命化を図るための活動などに取り組むようにしております。

続きまして、中段の目の14循環型農業推進費でございます。こちらは薬味野菜の里小国の店舗と下城にあります堆肥センターの運営費用となっております。

続きまして、項の2林業費でございます。73ページをお願いいたします。林業総務費の18負担金、補助におきまして、有害鳥獣駆除に要する費用の補助金が主なものとなっております。

続きまして、目の2林業振興費ですが、今年度より地域おこし協力隊の費用については、それぞれ所管する部署で予算計上することとなりましたので、林業振興費のほうで2名分の経費を予

算計上させていただいております。1報酬から15原材料費までそれぞれ計上となっておりますので、合わせますと2名分で751万7千円となっております。そのほか18負担金、補助及び交付金では、森林環境譲与税や国県のような補助金を活用し小国林業の振興活性化に取り組んで参ります。

以上、産業課所管の歳出の概略説明をさせていただきました。また、歳出に関する資料のほうは総務課資料7、主要施策成果調書、また産業課資料(1)としまして委託料、補助金、負担金などの内容を記載したものを配付してございますので、そちらのほうも御覧いただきたいとおもいます。

続きまして、歳入のほうを説明します。歳入につきましては、総額が1億1千393万1千円で、対前年比110.7%となっております。主なものは12ページ中段の森林環境譲与税と20ページにあります中山間地域等直接支払、多面的機能支払交付金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金など、款の15県支出金の目の4農林水産業費県補助金が中心であります。それ以外にも、それぞれの款項にわたって歳入はあります。記載が飛び飛びで分かりにくいと思いますので、産業課所管分を取りまとめまして、その内容、納入先などを記載した産業課資料(1)の最後に、歳入調書としてまとめておりますので、歳入につきましてはそちらの資料を御覧いただき、説明に変えさせていただきたいと思っております。

以上、産業課所管、令和2年度一般会計予算の概要説明を終わらせていただきます。

建設課長(秋吉陽三君) おはようございます。それでは建設課が所管します歳入歳出予算につきまして、概要を説明させていただきます。なお、先に配付してございます令和2年度予算資料建設課所管と書いてございます資料も、あわせて御覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書2ページをお開きください。まず、歳入でございます。建設課に属します予算は、12分担金及び負担金353万4千円、13使用料及び手数料のうち使用料5千184万5千円、これは住宅使用料、道路占用料等でございます。14国庫支出金のうち、国庫補助金2億5千801万8千円、15県支出金のうち県補助金5千309万8千円、県委託金200万円。

続いて4ページをお願いいたします。諸収入のうち雑入の15万円。これは柏田の浄化槽の利用負担金となっております。

歳入合計3億6千664万5千円で、対前年比108.1%となっております。

歳出につきましては、予算明細について御説明をしたいと思います。70ページをお願いいたします。70ページからが、農林水産業費、農業費の団体営土地改良事業費6千27万円、11農道維持費20万1千円、12特定中山間保全整備事業費1千974万7千円でございます。農業費の主な事業としまして、石井地区水路、城村地区水路、土田地区水路、田原地区水路の整備を計画しております。特定中山間保全整備事業につきましては、償還金及び受益者の負担金でございます。

75ページをお願いいたします。75ページからが林業費になります。3林道費3千225万7千円、4治山事業費で2千46万1千円でございます。林道費の主な事業としましては、林道高花線舗装工事、治山事業費の主な事業としましては、弓田地区、麻生鶴地区、北里本村地区、松原地区の治山工事を計画しております。

次に80ページをお願いいたします。80から85ページが土木費でございます。7土木費6億1千245万8千円でございます。1土木管理費、1土木総務費、8千332万5千円の主なものでは、県工事関係負担金及び各種期成会関係負担金でございます。県関係では、砂防事業としまして、小園川溪流保全工として河川整備を、道路改良関係では県道北里宮原線について改良工事を、県道上田黒淵線につきましては側溝整備を計画しております。また、急傾斜地崩壊対策事業として関田、尻江田、岳の湯の3地区について対策工事を実施する計画です。2水道総務費1千330万9千円でございます。主なものとしましては、交付税措置分を水道事業に補助金として1千325万8千円を計上しております。

82ページをお願いいたします。82ページから2道路橋りょう費としまして、道路維持費、道路改良費でございます。道路維持費1億1千166万5千円では、通常の道路維持管理費、除草、除雪等の委託費のほか、社会資本整備事業交付金を活用しまして、町道倉原松原線、北里倉本二俣線、関田倉原線、木魂館線の舗装工事を計画しております。また、町道沿線立木安全対策事業補助金及びブロック塀等耐震化支援事業補助金を計上させていただいております。

83ページをお願いします。道路新設改良費2億5千900万円につきましては、社会資本整備事業交付金の活用により、町道下滴水線、対岸線、中尾線、万成寺線の4路線につきまして、改良工事を実施する計画です。また、これ仮称ではございますが、町道鍋ヶ滝線の用地測量及び実施設計を計画しております。3河川費250万円につきましては、修繕費及び県管理河川清掃業務委託金等でございます。

84ページをお願いいたします。4住宅費1億4千265万9千円につきましては、管理住宅の経常的維持管理費のほか、社交金の活用によりまして桜ヶ丘住宅、2棟4戸の解体撤去工事を計画しております。また同交付金により柏田住宅2棟の屋根、外壁改修工事としまして1億1千700万円を計上しています。これは長寿命化計画に基づき実施するものです。

次に105ページをお願いいたします。105ページからが災害復旧費529万6千円でございます。農林水産業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧につきまして、例年のとおり委託費等の頭出しの予算でございます。災害発生時に速やかに委託契約し、復旧に向けて一刻でも早く実施するためでございます。災害復旧費の中で、住宅耐震化支援事業費補助金（復興基金分）467万6千円につきましては、3件の申請を見込んで計上をさせていただいております。

107ページをお願いいたします。12諸支出金、特別会計繰出金の農業集落排水事業特別会計繰出金8千332万4千円でございます。

以上、建設課に属します歳出につきましては、農林水産業費1億3千293万6千円、土木費6億1千245万8千円、災害復旧費529万6千円、諸支出金8千332万4千円で、歳出合計8億3千401万4千円で、対前年比102.2%でございます。

以上、簡単ではございますが、建設課に属しますところの歳入歳出予算概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

委員長（熊谷博行君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第20号について、質疑に入ります。

歳出からページを追っていきますので、議員の皆さまは両面コピーのこれで緑色のところでございます。

それではまず、32ページ、文書広報費、情報課の所管でございます。質疑ございませんか。次は38ページ、防災情報施設費も情報課の所管でございます。よろしいですか。質疑ございませんか。

40ページ、地域情報基盤管理運営費、41ページの一番下の住民支援費は違いますので、それまでが情報課の所管でございます。よろしいですか、質疑ございませんか。

次は飛んで64ページ、農林水産業費です。産業課の所管に入ります。64ページ、65ページ農業総務費も産業課でございます。66ページ、67ページまで産業課の所管でございます。質疑ございませんか。

副委員長（松本明雄君） 松本です。

ページ数は66ページ。有害鳥獣の牧柵について質問します。うちの町では、電牧でやっていくという方向性でいたんですけども、これ100万円で予算がついていますが、何かシカかイノシシか牧草以外のものを食べだしたから、その柵が必要なのか、質問したいと思います。

産業課長（木下勇児君） この農業振興費に計上しております有害鳥獣防除柵設置事業補助金につきましては、基本的には農作物を被害から守るということで、田んぼであったり畑、あとは草地等々の農地を守るための電牧を張るのに、今助成補助をしているという事業でございます。今、少しありました話の中では、今年に入って生しいたけをシカによる食害というのが一部地域で見られております。それについては、今どういった対策がいいのかということで、また地域と一緒に話ながら対策を検討しているという状況でございます。

副委員長（松本明雄君） それでは、あった場合は補正か何かを組んで処理していくという考えでいいのですか。

産業課長（木下勇児君） 状況がこれ以上、被害がまだ拡大するかどうかはちょっと分からないという点が1点。それとシカによる食害ですので、いわゆるシイタケのホダ木周辺をどうやって守るか、これがまだ確立されていないというのが現状でございます。どういった方法が一番有効であるか、それによってその方法をもとに支援を考えていきたいということで、考えておりま

す。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。67ページまでです。

次に進みます。68ページ、69ページ、産業課の所管でございます。よろしいですか。

70ページ10団体営土地改良事業費は建設課の所管でございます。11農道維持費、71ページの特別中山間保全整備事業費まで建設課の所管でございます。質疑ありませんか。

1番（時松昭弘君） 農道維持費について、お尋ねをしたいと思います。先ほどから中山間、そして次に出てくる多面的機能の金額が前年度からすると、今度は5期計画ということで金額が変わっております。この農道維持費につきましては、あるいは農道の舗装や維持管理というのも多面的機能のほうでやるとか、あるいは中山間の中で集落協定の管理費の中であるというような形で、一応方向性が今変わってきていると思います。以前は町の一般会計あたりから出しておりましたけれども、農道維持費あたりを今回、前年度からすると400万円ぐらい減額になっておりますけれども、200万円ほどの金額が含まれております。しかし、これも将来的には農道維持費も今29の地域がありますけれども、ここあたりの分を集落の代表者会議の中でしっかり話をして、中山間あるいは多面的機能の中で町のここのお金を使うのではなく、そういうような方向性を変えていくというようなことも大事ではないかと思えます。ただ、将来的に中山間や多面的機能交付金あたりがなくなれば、また新たにこの分を組んでいかなければならないと思えますけれども、そういうような代表者あたりにそういった周知をしながら、今年度は予算を組んでありますけれども、できるだけこれを使わないような形で決算高で落とすというような形のほうがいいかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

建設課長（秋吉陽三君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。ですから中山間、多面的機能に取り組んでおられる地域ですね、地域はそういった交付金等での対応をいただいているような現状でございます。ただ、ここに組んであります本年度20万円ですが、20万1千円につきましてはその取り組んでいない地域の農道ですね、そこらあたりの集中豪雨、台風後での路面が痛んだりした場合の敷き砂利等の敷き込みや側溝の修繕とか、そういうところで20万1千円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかにありませんか。

71ページの多面的機能支払から循環型農業推進費は産業課の所管でございます。よろしいですか。

72ページ、73ページは産業課の所管でございます。

副委員長（松本明雄君） また今さっきの話と一緒にすけれども、やっぱり有害鳥獣の件は非常に農家の方々も苦慮しております。大分県は柵でやっている。うちは電牧でやっているという弊害

が出ているところも分かっておりますが、町の方針として「もう電牧でやる」という以上は、駆除を徹底することと、電牧を24時間入れる方法をもうちょっと徹底してやっていただかないと、農家の方々がせっかく作ったものがイノシシに、特にカンショなんかは食べられる傾向が多いですので、その辺のことも徹底しながらやっていただきたいと思います。

以上です。

農政係長（長 廣行君） 電牧のほうについては、巡回をしてちゃんと24時間入っているかどうかのチェックはしております。

以上です。

6番（大塚英博君） えづけSTOP!の60万円という予算の中で、田原と西里の2地区なんですよね。この鳥獣被害というのは、田原と西里地区以外のところも同じ地区においては出ていると思うのですよ。ところが、例年この2地区がいつも申請になっているのですけれども、これは全体的に地域の中で取り組まないと、その地区だけの2箇所ではなくて他のところもそういう被害対策をするべきだと思うのですけれども、そのところは予算の中でもその金額が100%出ているわけですから、そういう中でほかの地区にも声を掛けながら、こういうふうなものに対しては取り組んでいただきたいなど。そして町から全体的にその被害をなくすようなやり方を地域が勉強していただきたいなどと思います。だから、そういうことでございますけれども。

林政係長（長谷部公博君） えづけSTOP!の件でございますけれども、今、議員のおっしゃるとおり田原地区と西里2部地区において、2地区で実践をしております。これが県の単独の事業でございまして、上限額が30万円ということで2地区で60万円という予算を組ませていただいておりますが、県の事業ということで、県の予算の枠というものが、そう多くはございませんので、毎年県内申込み要望が多数の中で2地区限定して、小国町では付けていただいているという状況でございます。

あと、この実践についてですけれども、今、田原と西里地区のほうで毎年実践をしていただいているなかで、年に数回、中山間の代表者会議が町のほうで開催をされているなかで、こちらのほうで実践の代表である地区の代表の方に自分たちの取り組みの状況だったり、成果のほうは報告していただきながら、町のほうとしてもそういう獣害対策の必要性については自ら自分たちで守っていかないといけないというところを努めているところでございます。これは事業の趣旨としましては、町が実践するわけではなくて、集落の皆さんが一体となって実践をするというのが必要でございますので、そういう地域があればこちらのほうも情報提供をいたしますけれども、地域の方からそういうお声掛けがあれば、町のほうも今後検討したいと思っております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 役場のほうから呼び掛けはしていないのですか。それは。地域の中に、地区の中に。

林政係長（長谷部公博君） 町全体に対するえづけSTOP!の要望とかそういったものは取っては、今ありません。

6番（大塚英博君） 30万円の予算の中で、地区だけがその30万円の中で消化しているもので、やっぱりそういうふうな恩典というものは被害が出ているところは、そういう地域以外のところもたくさんありますので、そういう中にも声を掛けながら、「こういう事業があるからということやってみてはどうですか」という声掛けは必要かと思えますけれども、いかがですか。

林政係長（長谷部公博君） 先ほども言いました、例えば中山間のリーダー会議とかございますので、そういう機会にえづけSTOP!のことも周知をしながら、今後地域が一体となれるところは、希望があれば事業の検討などをする必要があるかもしれませんので、そういう情報は随時、その機会によってですね、中山間のリーダー会議などになると集落を代表する皆さんが集まりますので、そういったときに情報は随時流して、お声掛けのほうは、きっかけを作っていきたいと思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） ぜひですね、この鳥獣被害は今から先どんどん広く大きくなっていくと思いますので、そういう中で全体的な鳥獣被害対策の中ではいろいろな費用というものが出ていますけれども、そういうものを全体的な考えに基づいて、なるべくどういうふうな形を取ったらいいかというものを検討する一つの機会かと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

次に進みます。74ページから75ページの林道費の手前までは産業課所管でございます。75ページの林道費、治山事業費は建設課所管でございます。質疑ございませんか。

次にいきます。76ページ、77ページ。76ページの農林水産業費からが情報課所管になっております。

副委員長（松本明雄君） 農林水産の漁業組合に出している38万円なのですけれども、まだ川や湖なんか見るとカワウが結構いると思うのですけれども、これは稚魚を放流してそれを大きくなって取ってもらうような形になっていると思うのですけど、その前にカワウの対策はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

情報課審議員（秋吉祥志君） 稚魚の放流は毎年アユが3月から4月に行われまして、6月の解禁に向けて川で育成をして釣っていただくと。ヤマメのほうも2月に放流をして今月のはじめから解禁となっております。その中で4年前ぐらいから非常にこの小国の山の中のほうもカワウのほうも飛来するようになりまして、かなりの被害も出ているような状況があります。それで一度駆除したいということで、警察等とも協議をして、駆除のほうの対策をとということで話を進めていたのですが、いかんせん山が急峻であるということと河川敷のエリアが狭いということで、銃猟による捕獲というのはできないということになったものですから、今現在何をやっているかとい

いますと、稚魚を放流した後に特にアユなんですけれども、アユにつきましてはアユがよく育つ漁場に関しまして漁業組合の組合員のほうがテグス、釣り糸ですね、釣り糸を河川に何本か渡しでですね、そういったものが張ってあるとカワウが嫌がるということで、今のところそういった形でのカワウの対策ということで、根本的な駆除というところまでは今現在できていない状況です。

副委員長（松本明雄君） また、ドローンの話をすると「またか」と言われますけれども、この前からいろいろ見てみると、カワウの繁殖の時期やサギとかの繁殖の時期にドローンを飛ばして、卵に石鹼水をまくと。そうするとふ化しないということが証明されておりますので、あとは小国町にも野鳥の会の方がいらっしゃいますから、その辺等検討しながら今後やっていっていただきたいと思います。

以上です。

情報課審議員（秋吉祥志君） 確かにドローンにつきましては、成果が出ておりますので、こちらのほうとしても対策のほうは検討していきたいというふうには思っているのですが、いかんせんカワウが結構飛来する行動範囲が広くてですね、漁協組合の方たちで小国町内の南北あわせて調査をしたところ、なかなか営巣地が見つからないというのもありまして、もしかしたら小国町外から飛来してきているのではないかとということで、営巣地等見つければ、そういった形の対策というのは進めていきたいというふうには考えております。

委員長（熊谷博行君） 暫時休憩に入りたいと思います。次の会議は11時10分から。

（午前10時55分）

委員長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き始めたいと思います。

（午前11時10分）

委員長（熊谷博行君） 76ページ、77ページ、質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 77ページの小国町創業支援事業補助金というのが予算100万円で、昨年に比べたら50万円の減額になっているのですけれども、その理由は何か。

商工観光係長（大藏將充君） 創業支援事業につきましては、平成28年度から補助のほうを開始しておりまして、今まで年間2件の実績がございます。今年度におきましても2件の予定となっておりますので、来年度も2件の予定で予算を計上させてもらっています。

6番（大塚英博君） 移住定住という中で、この創業支援というのは小国町に来られた、例えば小国町で何かをしようという方たちが、多分支援を受けるわけなんですけれども、特にこれから先は魅力ある小国町ということで、いろんな特産品の開発であったり、いろんな地域の中で貢献というか、そういうものに対してふるさと納税の返礼品とかそういうふうなものを意識しながら、特産品の開発をすとか、そういうふうなものも多分出てくると思うのですよ、これから先は。そういうなかで、そういう方たちが創業支援をすることによって、商工業の町の活性化にも生き

てくるわけですから、そのこのところの条件とかそういうものはあろうかと思えますけれども、それに対しては前向きにそういう方たちを何とか移住定住に結びつけられるような方策を考えていく。これにはがんばる地域支援事業というものもございますけれども、そういうものも引っ掛けながら、これから先の地域の活性化のためにもそういう枠をもう少し広げながらでもお願いしたいと思えますけれども、その点についていかがですか。

商工観光係長（大藏將充君） 移住定住については、担当のほうは政策課となりますので、今後そういういった取り組みも含めまして政策課と協議をしながら課題のほうは検討していきたいなと感じています。

6番（大塚英博君） ぜひ、連携を取りながらでもお願いしたいと思えます。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

次に入ります。78ページ、79ページ。

副委員長（松本明雄君） 78ページのこの前からいろいろ話が出ていますゆけむり茶屋の厨房を入れ替える件ですけれども、やっぱり20年も経つと相当痛んでいるというか、機械ですかね、どういうものを入れ替えるのか教えていただきたいと思えます。

情報課審議員（秋吉祥志君） お答えいたします。20年前に導入いたしました厨房機器関連、全てもろもろあるのですが、当時入れたなかで特に電化製品、それからガスを使った製品等の老朽が激しく、もう現在使われなくなっているということもありまして、700万円の予算の内訳としましては、今回機能不良により入れ替える設備が8機、それから料理を提供するのに厨房の効率化を図るために新規に入れる調理器等が6機ございまして、合計14点をこの予算で入れ替えると、また導入するという計画になっております。

1番（時松昭弘君） お尋ねしますが、78ページ鍋ヶ滝公園料金徴収等の委託料が750万円出ておりますが、これは今年から新たに委託をすと思えますが、この管理方法などはどういうふうな形でやるのかお尋ねをしたいと思えます。

商工観光係長（大藏將充君） 会計年度任用職員制度に伴いまして、これまでうちの臨時職員として料金徴収を行っていましたが、料金徴収業務をASOおぐに観光協会のほうに委託するようになっております。それと含めまして、この委託業務料の中には社会保険、雇用保険料、また施設の清掃業務料も含めて予算のほうは計上しております。

1番（時松昭弘君） その中身としては、よく理解はできますけれども、今度委託をすれば窓口の接遇関係ですね、過去にも私にあるところからいろいろ個人的に電話がかかってきましたけれども、小国ではなく他の町村なのですけれども、非常に窓口の対応が悪かったというような話が出ております。こういった完全に委託をすれば、そういった指導のですね、接遇マナーあたりのことまで情報課が的確に指導をして印象が良いような形に、来てみて良かったというような感じを

持っていただかないと、次の悪いほうのうわさが次から次に呼んできますと、小国のマイナスになりますし、また鍋ヶ滝の風評もマイナスになるのではないかというふうに思いますので、そこあたりの周知をしっかりとやっていただくように課長からお願いをしたいと思います。

情報課長（北里慎治君） やはり年間、今でも20数万人の観光客が来ていただけるありがたい施設でございます、小国町の観光を盛り上げるためにも重要なところでございます。先ほど、議員がおっしゃいましたことにつきましても、重々しっかりそのあたりは働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） 鍋ヶ滝の関連ですけれども、よく言われるのが「鍋ヶ滝はどこに電話すればいいのですか」と言われるんですよ。それほど鍋ヶ滝というのが、どこに電話したらその情報が聞けるのですかというぐらい、鍋ヶ滝というのが一般的にそこまで周知されていないのですよ。そういう中で観光協会が、もちろんそこでやるとすれば、そういうふうなことも含めながら、そこが重要な発信地として考えれば、今さっき言った人の対応やいろんな清掃とか入っていますけれども、そういうものを全体的に取り組みながら、そこから情報が発信されるような、誰もがそこからいろいろなところに行けるような、せっかくですからそういうものも考えながら組み立てていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） A S O おぐに観光協会の設立のもともとの趣意といいますか目的が、小国町全体の観光の発信拠点というところで、観光協会をつくりたいというふうな経緯に至っております。ですので、先ほどの鍋ヶ滝のこともそうですけれども、A S O おぐに観光協会は小国の町の中では観光の主軸になっていくと思われまますので、そこは重点的に観光のプロの方たちにもある程度お任せをしていきながらではありますけれども、鍋ヶ滝だったり、小国町の観光情報だったり、いろいろなところで貢献していただくとともに、町としても当然ですけれども、いろいろとそこに話をしていって、小国町の産業の主軸になっていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

6番（大塚英博君） 是非、そういうところをお願いしたいと思います。

もう1点は、ゆけむり茶屋の厨房機器のことなのですけれども、先ほどの答弁の中でも入れ替える時期というのが厨房機器だけということでありましたけれども、もちろん厨房機器も必要かもしれませんけれども、それと同時にレイアウトをする以上においては、あの面積の中で改装というかそういうふうな壁とか、そういうものも一体的に考えていかないと、ただ厨房だけが新しくなってもそれに対しては全く後からまたその工事をしなければいけないという、そういう二重手間になると思うのですよ。ゆけむり茶屋の厨房機器においても本当に使用しなくなって古くなって入れ替えるのか、20年して使えなくなって入れ替えるのかという中では、非常に差がある

と思うのです、それは。その中で使えるものは磨けばもっと使える、その中でこれだけは変えなければいけないという部分をチョイスしていけば、そういうお金というものは例えば入れ替え時期におけるレイアウトというものに対してもお金がなげられるわけですよ。そういうものを含みを持たせて、この厨房機器の入れ替えの700万円という考え方ではなくて、要するにあそこ1式として新しいレイアウトで厨房機器をするという、そういうものを見込ながら、その700万円というものを活かさないで、後からそういう問題が発生したときにはまた追加でお金がかかるわけですから、そのこのところも含めて相対的な考え方の中でこのお金を使っていたらいいと考えますが、どう思われますか。

町長（渡邊誠次君） 私もこのゆけむり茶屋の厨房機器の件に関しては、もちろん情報課が中心となって動いておりますけれども、現場を確認させていただきました。厨房機器、皆さんもうお分かりのとおり、ゆけむり茶屋周辺は非常に蒸気がたくさんありまして、電化製品が非常に弱いんですね。特に厨房機器なんかは最近のはパソコン的なIT関係が入っておりますので、非常に弱いということもありますので、そういったところも含めて結構ボロボロになっているところも実はあつたりします。ですので、今回はもちろんゆけむり茶屋の厨房といいますか、レストラン業務を再開するのにも必ず必要な点であるというふうに認識しましたので、こういったところの数字で700万円ということになって上がってきております。

また、先ほど大塚議員が言われましたように全体的なレイアウトを含めまして、当然今の指定管理されております団体とも協議をさせていただきまして、全体的なレイアウトも含めて自分たちで考えたいというふうにも言っておりますし、地域の産業の中核としてゆけむり茶屋が動いておりますので、この厨房機器の購入や入れ替えとかを含めて、また情報課の中でいろいろもんでいただいてより良い施設にしたいというふうに考えております。

以上です。

6番（大塚英博君） 特にエアコンの設置ということに対して300万円の予算というのがカットされております。このエアコンの設置というものが非常に場所においては、他のものよりも優先的にお客さんが来たときに対しては、非常にそのところが心配するところなんですけれども、このエアコン設置の300万円というのが削減されているということは、これから先、ゆけむり茶屋において守備範囲というか、どれは指定管理者が払うべき、そしてこれからこれは町のほうの行政が払うべきというものの線引きをきちんとしていただきたいと。そうでないと何もかにもそれに「お願いします。お願いします」となってくると、はっきりして町がどこまで守備範囲を持っているかというのが分かりませんから、そのこのところの範囲はこれから先、指定管理の場合は守備範囲だけ、きちんとした明確なそれだけは立てていただきたいと思います。いかがですか。

情報課長（北里慎治君） 今、エアコンの話の指摘がございましたので、エアコンにつきましては

今回の補正予算で来年への繰り越しという形で計上させていただいております。先ほど、町長が申しましたとおりでございまして、今回備品購入として厨房機器についても計上させていただいております。今、要望がある分はそれで考えております。あとにつきましても建物の管理というのは当然町のほうにございますので、指定管理業者が決まった暁にはその辺はしっかりみさせていただきますかと思っております。

以上でございます。

町長（渡邊誠次君） 少し補足をさせてください。この厨房機器を入れる際、今繰り越しの話が出ましたけれども、昨年ですね、もちろんエアコンを入れなければいけない今回繰り越しをしたということでございますが、機器の入れ替えをするのにあたって同時進行でレストランのことも考えておられましたので、エアコンを導入する際には厨房の機器も一緒に考えたいということでございましたので、繰り越しをさせていただいたというのが事実でございます。この厨房機器と含めてもちろん携わっていきますので、この入れ替えと同時をお願いしたいと思っております。

6番（大塚英博君） ぜひ、早く再開ができるようお願いを申し上げて、質問を終わります。

1番（時松昭弘君） お尋ねしますが、今ゆけむり茶屋の厨房機器の予算が上がっておりますが、これは指定管理の話も出ておりますけれども、あとは決まっているのですかね。大体、候補者が。指定管理にするというのが。

情報課長（北里慎治君） 一部委託になるということになります。大体話は上がってきております。

1番（時松昭弘君） わいた会とわいた温泉組合と2つありますけれども、わいた会のほうですか、わいた温泉組合ですか。

情報課長（北里慎治君） わいた温泉組合と話をしているところでございます。

1番（時松昭弘君） この厨房機器あたりをわいた温泉組合と話をしておれば、中の厨房を入れれば中の料理をする方、今現在わいた温泉組合のメンバーの中から料理をするのか、あるいは第三者の方がやっぱりやるのかですね、そこあたりは分かる範囲で結構ですけど、お尋ねしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 私が直接お話を、当然担当課はしておりますけれども、わいた温泉組合と今まで指定管理をしていただいておりますので、当然のごとく、わいた温泉組合と話をさせていただいております。多少、人間がかぶっておりますので分かりにくい点はありますが、わいた会と今話しているわけではなくて、わいた温泉組合と今までも話してきておりますし、今度の指定管理者の分でもわいた温泉組合でというところで、皆さま方には御提案をしてあるところでございます。

以上です。

1番（時松昭弘君） お尋ねした件が、中身を町長が答えていただいたんですけど、料理に関する

方が候補者がいるのかいないのか、そこあたりをお尋ねしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 計画が上がってくる分では、レストランの再開も当然、指定管理の中の項目に上がってきておりますので、レストラン部門をお任せをしたいという部分と、当然ですけども自分たちでもやれる計画と、両方含めて厨房機器を入れ替えればできるということでしたので、計画の中には当然上がっております。

1 番（時松昭弘君） もう 1 点ですね。この工事請負費、下城滝周辺整備事業工事が 1 千万円出ておりますが、この周辺整備のこの予算の中は恐らく電源立地交付金を使用されたというふうに思いますが、今どのような形で周辺整備をされるのかお尋ねしたいと思います。

情報課審議員（秋吉祥志君） この展望台の設置につきましては、御存じのように平成 28 年の熊本地震で下城滝と大イチョウの間を通る町道が通行止めになりまして、それまで眺望として見られる場所が見られなくなったということもありまして、ぜひ滝の展望ができるよう展望台の設置をお願いしたいということで、地元の方との懇談会を踏まえまして設置をするように致しております。この中身につきましては、既製品等の展望台を設置しまして、今の駐車場部分に設置をするということで、計画は考えているところです。

以上です。

1 番（時松昭弘君） ただいまの答弁のなかで、地震の影響で前の旧道が使えないようになっております。あそこあたりを仮に通行する計画はあるのですか、今後。

建設課長（秋吉陽三君） 鍋ヶ滝周辺の町道ですね、現在は通行止めとなっておりますが、今後建設課で考えておりますのが、一部廃止の方向で検討をしていきたいと思っております。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

次にいきます。80 ページ、北里柴三郎博士までが情報課で、土木費から 81 ページまでは建設課所管でございます。

6 番（大塚英博君） 先にいってしまったから、79 ページでごめんなさい。

小国町の観光ですね。協会補助金というのが 1 千 3 0 0 万円ございますけれども、私もこれが間違えているなと思ったのは、小国町観光協会ではなく A S O おぐに観光協会補助金ですよ。これ実際は。そこだけ、ちょっと。今、小国町の観光協会はもうなくなっているのですよね。確認で。

情報課長（北里慎治君） そのとおりでございまして、小国町観光協会という形で昨年、予算組みしておりまして、正式名称が A S O おぐに観光協会というふうになりましたので、すみません。

6 番（大塚英博君） そこでですね、阿蘇小国ということになればですね、小国だけではなく広域的な考え方で観光協会というのが出てきているわけですから、この中で 1 千 3 0 0 万円という予算配分というのは、この中でも分かるように、わいた温泉組合と同時に杖立観光協会という 2 本

柱で補助金というのが流れております。そういう中で、実質的にその差し引きの金額というものが、実際本当はないと私は思います、これは。200万円から300万円ぐらいしかないと思います。これで、本当に阿蘇の観光協会として、これから先町とかいろんな地域と連携を取りながら、小国のPRやいろんなものを考えて観光を復活させるということに対しては、この金額で実際に足りるのだろうか。商工会の関係もございますけれども、そのところが一般的に見たときには1千300万円多いように見えるけれども、その中で実際それのお金がなければ運営ができないという旅館組合であったり、わいた温泉組合だったりというものが、観光でそこでお金を使おうとすれば実質的にいうと町の観光やいろいろな中心市街地という中で観光を興すとか、そういうお金というものは企画そのものが、多分この金額ではできないと思うのです。ましてや、事業をやろうと思えば足りないと思うのですけれども、そこでやっぱりこれから先のふるさと納税の返礼品やそういうものの中で余ったお金というものが、そういう中でも先ほど言ったように、総合支援であったり観光の目玉となった整備であったり、そういうものに重点的に配分されれば、町は活性化するのではないかなというふうに個人的に思いますけれども、そこ辺のところの増額というものに対しては考えていないのですか。

町長（渡邊誠次君） 大塚議員は監査されているので一番お分かりかもしれませんが、なかなか財源が乏しい現時点では、増額をすとか、しないとかというところではありませんで、ある一定度の額をどこで配分するかというところの違いでしかないと思っております。観光関係に増額をしていただきたいというような要望なのかもしれませんが、町としても全体的に当然、産業部分、暮らしの部分、教育の部分、一般財源の使い方はありますので、しっかり協議をさせていただいて毎年毎年お出ししていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

79ページまで終わります。80ページ、目の5までが情報課所管でございます。目の1、土木の1、81ページ。

副委員長（松本明雄君） 81ページの負担金のところですが、補助金。単県砂防工事負担金、単県道路改良等工事の負担金と急傾斜地の対策工事の負担金が出てますけれども、各事業の事業量延長の部分があると思うのですけれども、それを教えていただきたいと思えます。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えいたしたいと思えます。それでは、事業ごとに説明させていただきたいと思えます。

まず単県砂防工事負担金600万円について、先ほど課長のほうから概略説明があったと思いますが、これは小園川の溪流口の保全工事ということで、護岸の整備、管理道路の構築ということで平成27年度から継続事業で行っております。延長は1千220メートルで、令和2年度は事業費6千万円、施行延長が520メートルとなっております。

続きまして、道路の負担金について説明いたしたいと思います。まず県道北里宮原線、尻江田工区といたしまして、尻江田橋から切原方面へ160メートル本年度繰り越し事業によって、改良工事を行います。令和2年度はその160メートルの舗装工事の事業費を上げております。

それからもう1工区、西村工区、旧国鉄宮原線の竹筋橋、幸野川橋梁の下のバイパス工事に早速着手いたします。延長が200メートルありまして、全面改良を行いまして、2車線の道路を作りまして令和2年度の竣工を目指すということで行っております。

もう1路線、県道上野田黒淵線、これが美化側溝の整備ということで、現在のA型側溝を美化側溝ということで道路側溝に入れ替える工事を50メートル行いたいと思います。事業費は150万円です。

最後に、急傾斜事業といたしまして3地区あります。まず関田地区。関田地区はこれも平成27年度からの継続事業といたしまして、事業費3千万円、関田地区の教職員住宅の裏付近の土止めコンクリート擁壁一式を令和2年度で考えております。

続きまして尻江田工区、尻江田地区も平成27年度からの事業の継続でございます。事業費1千500万円をつぎ込みまして簡易法枠230平米、ブロック積み22メートルを執り行います。

最後に岳の湯地区ということで、これが緊急自然災害の起債を借りまして、緊急インフラ点検ということで現在施行しております擁壁工ストーンガードの点検を行った結果、非常にストーンガードの腐食が激しいということで、そのストーンガードの落石防護柵の補修を一式行うという事業になっております。

以上でございます。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、82ページ。

副委員長（松本明雄君） 82ページの212号線の改良促進期成会にも建設課長と町長は行っていると思いますけれども、今、大分県のほうが改良工事を行っています。その後はまだ計画はあるのか。それと387号線の麻生鶴の先に急カーブがありますけれども、あそこの改良工事もうそろそろ出るとは思いますけれども、その辺の進捗状況を教えていただきたいと思います。

建設課長（秋吉陽三君） 212号線につきましては、今議員がおっしゃったように大山のほうでバイパス区間として2千メートル、2キロメートルほどのバイパス工事を今実施しております。響峠あたりのトンネルも含めてですね。この工事につきましては、来年度には開通する予定でございます。それと、212号線の日田中津間につきましては、こちらは高規格道路のほうで今進めておりますので、212号線の期成会とは行動は一緒にしているのですが、別のほうで道路改良が進んでいる状況ですね。

212号線の今後といたしましては、小国町は期成会の中で要望していかないといけないのは、杖立から松原ダムの区間の防災工事あたりは、強く今後、要望をしていこうと思っています。

また、今質問のありました国道387号線の県境といたしますか、川底温泉付近のまだ未改良区間のほうが、今大分県が、こちらのほうはあそこもトンネルと橋梁でのバイパスで図面のほうはできております。ただ、まだトンネルあたりの主要工事の着工については正式にはまだ何年度着工というのは決まっていないということで、近いうちにはもう着工が始まるかと思えます。その前後の一部改良等を今年度あたりに発注するような計画というふうに話を聞いております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

それでは83ページ。

副委員長（松本明雄君） 83ページの、これは同僚議員も一般質問なんかで出ていました。大阪の地震のあとに出た話だと思います。ブロック塀等の耐震化の支援事業費の補助金が100万円ついております。それで、県内の補助金の利用実績と阿蘇管内でも市町村がどのくらい利用実績しているのか、教えていただきたいと思えます。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。おっしゃるとおり、大阪の痛ましい事故からこれが採択されております。平成30年度の12月に制定されましたので、平成30年度の県内の件数から御報告いたしたいと思えます。平成30年度が県内件数205箇所、平成31年度の県内件数が424箇所、阿蘇管内では平成31年度に南阿蘇村が3箇所行っております。件数の多いところから申し上げますと、熊本市が184箇所、益城町43箇所、玉名市24箇所、天草市19箇所、八代市16箇所ぐらいですかね、このようになっております。

それから阿蘇管内のこの補助金の策定状況ですが、南阿蘇村と高森町が策定済ということで、令和2年度小国町をはじめとして阿蘇市、南小国町が策定予定ということでございます。産山村は未定ということになっております。

以上でございます。

副委員長（松本明雄君） 今の質問で分かったのですけれども、うちは100万円の補助金を出しております。これで大体足りるのか。今から公募をおぐチャンやいろいろなもの広報紙とかに載せて募っていくとは思うのですけれども、大体見たところ小国町にもそういう危険地区があるのか、教えていただきたいと思えます。

建設課長（秋吉陽三君） この100万円につきましては、上限が20万円になっておりますので、5件分の申請を見込んで計画をしております。また、広報の手段としましては、今度4月号の小国広報のほうに掲載をして、お知らせをしたいと考えております。

それと小国町でそういう危ない所があるかといいますと、昔の旧国道、現在町道になっている路線が宮原地区、下城地区あたりがあるかと思えますが、そういうところで今回対象となりますのが、ブロックの高さが60センチ以上ということで、建築基準に満たないような危険なブロックを想定しておりますので、箇所的にはあるかと思えます。ただ本人の負担等も発生しますので、

あと申請については今後状況を見ながら、まだ件数が多いような状況になれば、補正等をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 1 2 番の委託料についてお尋ねしたいと思えます。道路台帳の補正業務委託料ですね、こちらの進捗状況はどんなふうになっていますか。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。今回の予算を上げている分は町道小原田寺尾野線、社交金で今道路改良が完了した分の道路台帳補正ということで、現在社交金の改良が集中していますので、その都度その都度、その改良が終わったやつを道路台帳を修正していくということで、順次追って計画を上げて行っております。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 過去の今まで道路改良なんか行って、いわゆる用地が賠償はしていても登記名は前のままと。固定資産の台帳名で見ますと、いわゆる法面あたりになりますから、そこあたりも固定資産税の中の評価の対象になっているわけですね、現在が。そこあたりも早めですね。あるいは、これはちょっと税務課の関係もありますけれども、そこあたりの面積あたりがもう少し具体的にあって、調査ができる範囲でそういった申告あたりはほぼ固定資産の評価委員会の中でもあまり出てこないのではないかと思いますけれども、これは実際、厳密に言いますとそれも前の道路のやつが以前負担金があるような時代の分については、まだそのままの道路の法面だけの買収であって、実際は下までして、登記名は上の部分だけしていないと。下の部分はしていない部分がたくさんあって、特に法が高いところあたりは、いわゆるそこが原野であれば原野の固定資産の評価になってくるとか、そういったこと、あるいは特に宅地なんかになれば宅地の課税の対象が変わってきますので、そこあたりの分がいまままでの整備がどれだけ行っているのか、お尋ねしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） 今議員がおっしゃるとおり、道路が通っていても、元元が宅地であったり田んぼであったり、そこを拡張していく工事が多かったと思えます。現在、地籍と一緒に連携しながらうちの職員で登記のほうを行って業務を進めている状況であります。おっしゃるとおり、そういう所がたくさん昔の道路改良でありますので、速やかに今後はもちろん用地買収をして登記も終わってからでないとい工事ができないということになっておりますので、今後それから以前のやつもそういうところで登記のほうを急ぎたいと思っております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） 暫時休憩に入ります。午後は1時から再開いたします。

（午前11時50分）

委員長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き始めます。

（午後 1時00分）

委員長（熊谷博行君） 83ページ、道路新設改良費、84ページ、85ページの上。

副委員長（松本明雄君） 83ページの実施設計委託料について御質問します。これは鍋ヶ滝バイパスの計画設計なんか出ていると思います。そしてこれを進めてきたのは、情報課だったのですが、今度は建設課のほうに予算が変わっていますけれども、それはなぜ変わったのか教えていただきたいのと、道路補助事業として要望採択を受けて町の負担が軽減されて非常に良いことだと思います。その他に何か理由がありましたら教えていただきたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） 今議員がおっしゃったとおり、社交金の補助として道路改良に乗せていくということで、もちろん補助が非重点化で53.75%乗りますけれども、今までが単独で走っていましたので、その点は財政的にも有利ということで、この社交金の採択要件の一番大事なこととして、非重点化、重点化両方ありますけれども、非重点化の中のメニューとして年間23万人もの鍋ヶ滝の観光客が訪れるということで、その周辺生活圏の整備とアクセス道路の整備ということで、そういうメニューのものがありますので、まずその採択を受けたということが大きな目的の1つであります。あとは近年、未曾有の大災害が特に頻繁に起こっていますが、これが国の国土交通省が道路のダブルネットワーク化とって今二重峠トンネルや57号線の代替道路を作っておりますが、こういうことで年間かなり小国町でも一番集まる観光地が孤立する、集落が孤立する、そういうところに要救助者の1つの道路が冠水等で通れない場合、そういうバイパスで救助に行くということで、このダブルネットワーク化が非常に推進しているということで、防災道路、代替道路の役割としてもこのバイパス工事を行うということで、建設課の所管の安心安全の道づくりという意味合いもありまして、国交省の事業としてもうちがずっとやっていますので、情報課のほうから建設課のほうにそういう意味合いも込めて道路事業として採択を受けてやっていくということで、今年から建設課所管になったということで認識しております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。84、85ページのちょっと上までですね。

土木費の住宅費までです。ありませんか。

それでは105ページまで飛びます。105ページの一番下の災害復旧費の次ずっと建設課所管です。106ページの災害復旧費まで建設課所管でございます。質疑ございませんか。

質疑漏れはございませんか。

では、一般会計の歳出が終了しました。質疑漏れはございませんか。

なければ、歳入に入ります。

1番（時松昭弘君） 歳出のほうで。84ページの工事請負費、町営住宅屋上外壁の改修工事費が1億1千700万円上がっていますが、これは屋根を何棟、今度はやられるのですか。

建設課長（秋吉陽三君） 柏田住宅の屋根外壁の補修工事に関しましては、今年も2棟、来年度の令和2年度も2棟を予定しております。

1 番（時松昭弘君） 一応、毎年 2 棟ずつ計画がされておりますけれども、ほかのところが受け樋の雨漏りがしていると。特に確か 7 号棟ではなかったかなと思いますけれども、そういうふうな情報を入居者からお話を聞きました。そこあたりも受け樋あたりはとりあえず、受け樋があっても雨が降る時 1 回現地を確認していただくと分かるかと思っておりますけれども、一応参考までにですね。受け樋ということになると足場をかけたりとかいうことになりますので、非常に工事大変かなと思いますけれども、そういったことも入居者の中から話が出ております。

建設課長（秋吉陽三君） 現地のほうを調査しまして、対応したいと思います。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

それでは、歳入のほうに入ります。

1 2 ページ、地方譲与税、産業課の所管でございます。よろしいですか。

次 1 4 ページ、分担金の光ファイバー加入分担金から全部で 5 つ。一番上が情報課、産業課、建設課、建設課所管でございます。

1 5 ページ、総務使用料の設備使用料、光ファイバー使用料、これが情報課の所管でございます。それと目 3 農林水産使用料が産業課所管でございます。道路使用料は建設課でございます。商工使用料、鍋ヶ滝の公園使用料が情報課所管でございます。土木使用料は建設課所管でございます。質疑ありませんか。

次、行きます。1 6 ページ、道路使用料、占用料が建設課所管でございます。総務手数料の中の農地等証明手数料が産業課所管で、下の光ファイバー休止・再開手数料が情報課所管でございます。質疑ありませんか。

次、行きます。1 8 ページ、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金が建設課所管でございます。目 8 災害復旧費国庫補助金、社会資本整備総合交付金も建設課でございます。質疑ございませんか。

次、行きます。2 0 ページ、農林水産業費県補助金の一番上が産業課の農業委員会で、あと 2 番目 3 番目が産業課でございます、4 番目、5 番目土地改良、農業農村整備は建設課所管です。それから下、農業制度資金利子補助金までは産業課所管になっております。次の林業費補助金、一番上の単県治山事業補助金が建設課で、1、2、3、4 が産業課でございます。市町村営林道舗装事業補助金が建設課でございます。その下のブロック塀等耐震化支援事業補助金も建設課です。質疑ありませんか。

次、行きます。2 1 ページ、目 7 災害復旧費県補助金、上の住宅耐震化が建設課で、下の熊本地震復興と下の電源立地が情報課でございます。県支出金の目の 3 の商工費委託金が情報課で、4 の土木費委託金は建設課でございます。

次、行きます。2 2 ページ、利子及び配当金、真ん中ぐらいの中山間ふるさと水と土保全が建設課で、目 2 が産業課の所管です。よろしいですか。

次、23ページ、目の農林水産費寄附金は産業課の所管でございます。よろしいですか。24ページ、諸収入、目の2農業費受託事業収入、農業者年金業務委託料が産業課でございます。

次、25ページ、雑入の柏田第1期浄化槽負担金が建設課で、それから下の伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信利用収入が情報課でございます。2つあけて光ファイバー引込も情報課でございます。1つあけて物品も情報課でございます。

26ページ、一番上の町営住宅修繕代は建設課でございます。

今、全て終わったのですが、質疑等の漏れがあればお願いいたします。よろしいですか。

一般会計の収入が終了いたしました。よろしいですか。次に進みます。

ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 令和2年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第20号は可決承認すべきこととされました。

次に議案第26号 令和2年度小国町簡易水道特別会計予算、議案第27号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 令和2年度小国町水道事業会計予算については、一括して議題といたします。執行部から各所管に属する特別会計の当初予算について総括説明があればお願いいたします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

建設課長(秋吉陽三君) それでは、小国町簡易水道特別会計予算の説明をいたします。

特別会計予算書の69ページをお願いします。小国町簡易水道特別会計の予算概要を説明させていただきます。施設は杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計となります。本会計は3地区の水道組合より施設の維持管理及び使用料の徴収事務を地区に代わって小国町が受託事務として行っているものです。

それでは、予算書73ページをお開きください。令和2年度は歳入歳出ともに704万3千円を計上させていただいております。対前年度比で102.3%となります。

歳入歳出の内訳は、歳出は総務費、一般管理費として3地区合計704万3千円を、歳入は使用料及び手数料で682万3千円、繰越金22万円を計上させていただいております。

以上で、小国町簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和2年度小国町集落排水事業特別会計の予算の説明に入ります。

予算書の79ページをお願いいたします。小国町農業集落排水事業特別会計の予算概要としまして、84ページをお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の歳入合計1億5千347万7千円を計上させていただいております。

続いて85ページをお願いいたします。歳出でございます。総務費、公債費の歳出合計も1億5千347万7千円を計上させていただいております。歳入歳出ともに対前年度比108.3%となっております。

86ページより、歳入歳出の予算明細となっております。歳入で分担金及び負担金につきまして、新規加入を見込み40万円を、また使用料及び手数料として田原、西里、黒淵、3地区の使用料として2千579万5千円を見込んでおります。繰入金につきましては、一般会計より8千332万4千円を計上させていただいております。対前年比で1.4%の減となります。

89ページから歳出明細でございます。施設の維持管理に関する一般管理費として5千556万7千円、また公債費としまして9千791万円を計上させていただいております。なお、一般管理費12委託料の中で、下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託料800万円につきましては、下水道事業の公営企業会計への移行のために、本年度より実施するものです。また、事業計画策定業務委託料720万円は、令和元年度に策定しました農業集落排水施設最適整備構想方針計画に基づき、施設の長寿命化に向け実施するものです。

以上で小国町農業集落排水事業特別会計予算についての概略説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和2年度小国町水道事業会計予算を説明いたします。

令和2年度小国町水道事業会計予算書を御覧ください。

それでは水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。総括事項を上げております。給水戸数2千570戸、年間総給水量99万4千356立米とし、1日平均給水量2千724立米と計画しております。

また、令和2年度の建設事業として7千万円を予定しております。これは下城田原地区配水管布設替工事を予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出でございます。収入合計1億5千45万7千円。2ページをお願いいたします。支出合計1億4千298万3千円でございます。

第4条には資本的収入及び支出について記載しております。特に第4条では資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千472万4千円は、当年度分消費税資本的収支調整額1千92万円及び減債積立金3千670万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金6千710万4千円で補てんするものとして定めています。

収入合計が4千261万6千円、支出合計1億6千734万円でございます。

5ページからは、予算調書等でございます。予算実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和2年度予定貸借対照表、令和元年度予定損益計算書、令和元年度予定貸借対照表を添付し、各明細を明示してございます。

以上、簡単でございますが、水道事業会計予算の概略説明を終わらせていただきます。

御審議方、よろしく申し上げます。

委員長（熊谷博行君） ありがとうございます。

これより議案第26号から議案第28号について、質疑に入ります。

簡易水道特別会計予算について、質疑ございませんか。

農業集落排水事業特別会計予算について、質疑ございませんか。

水道事業会計予算について、同じく質疑ございませんか。

ほかに、質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 農業集落排水についてお尋ねします。

今回、繰入金で8千400万円ほど繰入をしておりますが、これは以前から農業集落排水のほうに加入者あたりがほとんど入っているのか、また今後集落排水がこのままの状態でも毎年いけば、料金値上げ等につながってくると思いますけれども、しかしながら料金だけをずっと上げていくような状況だけではなく、一般会計から繰り入れをしておりますけれども、ここあたりもしっかり考えていかないと、例えば合併浄化槽あたりとか、これは一切既存でつくってありますけれども、ほかのところあたりもそういったことも考えていく時期にきているかなと思います。加入者はどれだけおりますか。ほとんど、全所帯加入ですか。

上下水道係長（安達和成君） お答えいたします。

小国町の農業集落排水事業地区といたしまして、田原地区、西里地区、黒淵地区とございますが、田原地区にいたりましては100%となっております。これは平成30年度の決算の数字でございます。西里地区に関しましては、人口割合ですが79.5%、黒淵地区に関しましては76.7%という状況になっております。

1番（時松昭弘君） 西里、黒淵地区の加入率が79%から76%というふうに説明がありましたが、この未加入者の方については合併浄化槽か何かされておられますか。

上下水道係長（安達和成君） 合併浄化槽のところもありますけれども、未接続のところもあるかと思っております。

1番（時松昭弘君） 今後、人口減少がだんだん進んでくるかと思っておりますけれども、それに伴いまして空き家が増えてくる。空き家が増えてくると現在残った方々で維持管理をしていくような形になろうかと思っております。そこあたりも今後農水関係を、田原地区については100%ありますけれども、ほかの西里、黒淵地区については非常に懸念をするところではあるが、今後どういう形

で執行部として考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

建設課長（秋吉陽三君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。加入促進のほうは、まだ未接続のところについてはお願いなり、また訪問なりをしながら接続をお願いして、今後加入促進をしていきたいと思っております。しかし、実際もう接続をされているような状況の方でも、出て行って誰もいないというような、転出によって人がいない、また一人暮らしで亡くなって、そのあと誰もいないというような状況も発生しておりますので、そのあたりも含めながら今後は検討していきたいと思っております。

副委員長（松本明雄君） 今、時松議員が質問されたみたいに、これ一般会計から毎年毎年8千万円近く出しています。田原地区は勾配が取れて流れているのですけれども、他の地区はやっぱりポンプアップしながらやっています。それでやっぱり、この前も予算につけたんですけど、ポンプ1台買うと700万円ぐらいかかります。もうこの事業が始まって前々町長のときにしたと思うのですけれども、もう全国各地にいろんなしたところがあると思いますけど、今後そういう所に視察に行って、どういう方向にするのかを調べていかないと、毎年毎年8千万円ずつ払っていかないといけないので、そこは少しずつ同僚議員と一緒に、僕も一般質問でしたのですけれども、考えていく時期に入っているのではないかと思います。極端な言い方をすると、合併浄化槽でできる所はしていくような方向でも打ち出さないと、これはもう大変なことになると思いますので、今後、建設課としてもいろんな所に視察に行ってもらって、方向性を出していただきたいと思えます。

建設課長（秋吉陽三君） 今、議員から指摘がありましたように、田原地区においては工事を実施したのが平成7年、西里地区が平成10年からということで、もう20年以上の期間がたっております。そういうなかで、そういうポンプあたりの設備についても、更新の時期がきているかと思えますので、令和元年度、本年度に集落排水施設の最適整備構想ということで更新計画の長寿命化構想を今作っております。これに基づきまして、来年度は今後のそういう機械設備等の更新計画である事業計画を本年度は策定しながら、今後の検討をしていきたいと考えております。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 簡易水道会計ですけれども、予算の中の金額と歳入合計の金額と歳出合計の金額というのが、非常にバランスよく取られているみたいなんですけれども、もしそういう災害やそういうふうなもので、例えば修繕とかそういうお金というのは、多分この中では出ていないと思うのですよ。基金としては、そういうときにおいて、いろんな問題があったときに対しては、町のほうがそれに対して補てんをするという形でしょうか。

建設課長（秋吉陽三君） 簡易水道につきましては、さっき説明しましたように事務委託でなっておりますので、要するに使用料を取りまして、水質検査等にかかった費用等を差し引いてですね。町の委託料をもらったあとは、地元にお金を返しているような状況です。ですから地元、簡

易水道というか、地元水道のほうが組合で毎年のお金というのを積立てをしているかと思えます。災害等があったときに、当然、町のほうもお加勢して負担もするのですが、そういうときの地元水道の負担金というのは地元が積立てしているものと考えております。

6番（大塚英博君） その地元の預かっているお金というものは町としては関係ないということで、その点については全く把握していないということですね。

建設課長（秋吉陽三君） はい。各地区の水道組合がいくら積立てを持っているかというのは、確認しておりません。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 90ページの公債費のほうについてお尋ねしたいと思います。この元金が8千420万円ほどありますが、これはあとは何年ぐらい残りがございますか。償還の年数は。

上下水道係長（安達和成君） 農業集落排水事業の償還金の件につきましては、毎年歳入のほうで平準化債というものを借りておりますので、基本的にはこの平準化債を借りている間はずっと続くものかと思っております。この8千万円の額に関しましては、建設当時の償還の分がございしますので、この額はだんだん減ってくるかと思えますけれども、償還金自体がなくなるかというところではございませんで、平準化債を借りている間はずっと返し続けていかなければならないものかと思っております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第26号、令和2年度小国町簡易水道特別会計予算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 議案第27号、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 議案第28号、令和2年度小国町水道事業会計予算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第26号 令和2年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第26号は可決承認すべきこととされました。

議案第27号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第27号は可決承認すべきこととされました。

議案第28号 令和2年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第28号は可決承認すべきこととされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和2年第1回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

以上で、令和2年第1回産業常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後1時37分)

小国町議会会議録  
令和2年第1回定例会

令和2年3月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一  
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119